

独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令 新旧対照条文

目次

【第二節 内閣官房関係】

- 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（第二条関係） 1
- 国家公務員倫理規程（平成十二年政令第一百一号）（第三条関係） 22
- 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（第四条関係） 27
- 郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）（第五条関係） 28
- 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十八年政令第三十号）（第六条関係） 29
- 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法施行令（平成十九年政令第二百三十四号）（第七条関係） 37
- 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（第八条関係） 38
- 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）（第九条関係） 43
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）（第十条関係） 51
- 採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第九十二号）（第十一条関係） 52

【第三節 内閣府関係】

- 公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）（第十二条関係） 53
- 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十七号）（第十三条関係） 54
- 地震防災対策特別措置法施行令（平成七年政令第二百九十五号）（第十四条関係） 55
- 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（第十五条関係） 56
- 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第五百五号）（第十六条関係） 58
- 再就職等監視委員会令（平成二十年政令第八十七号）（第十七条関係） 59

○ 官民の人材交流の範囲を定める政令（平成二十年政令第三百九十二号）	（第十八条関係）	60
○ 消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）	（第十九条関係）	61
○ 公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）	（第二十条関係）	62
○ 独立行政法人日本医療研究開発機構法施行令（平成二十六年政令第二百六十一号）	（第二十一条関係）	64
【第四節 復興庁関係】		
○ 復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）	（第二十二条関係）	66
○ 復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令（平成二十四年政令第二十五号）	（第二十三条関係）	68
【第五節 総務省関係】		
○ 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）	（第二十四条関係）	69
○ 電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）	（第二十五条関係）	71
○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）	（第二十六条関係）	72
○ 行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）	（第二十七条関係）	86
○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）	（第二十八条関係）	87
○ 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）	（第二十九条関係）	92
○ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）	（第三十条関係）	147
○ 電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）	（第三十一条関係）	149
○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十四年政令第百九十九号）	（第三十二条関係）	150
○ 電波法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第三百六十三号）	（第三十三条関係）	153
○ 独立行政法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）	（第三十四条関係）	154

○ 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令（平成二十六年政令第二百六号）（第三十五条関係） 156

【第六節 法務省関係】

○ 独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）（第三十六条関係） 157
○ 司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）（第三十七条関係） 158
○ 土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）（第三十八条関係） 159
○ 債権管理回収業に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第十四号）（第三十九条関係） 160
○ 総合法律支援法施行令（平成十八年政令第二十四号）（第四十条関係） 162

【第七節 外務省関係】

○ 外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）（第四十一条関係） 170
○ 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十七年政令第一百十八号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令附則第六条の規定による廃止前の独立行政法人国際協力機構法施行令（平成十五年政令第四百九号）（第四十二条関係） 172
○ 独立行政法人国際協力機構法施行令（平成二十年政令第二百五十八号）（第四十三条関係） 173

【第八節 財務省関係】

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（第四十四条関係） 174
○ 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（第四十五条関係） 181
○ 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）（第四十六条関係） 203
○ 財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）（第四十七条関係） 205
○ 独立行政法人造幣局法施行令（平成十四年政令第三百八十号）（第四十八条関係） 210
○ 独立行政法人国立印刷局法施行令（平成十四年政令第三百八十二号）（第四十九条関係） 212
○ 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）（第五十条関係） 214

○ 株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第四百四十三号）（第五十一条関係）	222
【第九節 文部科学省関係】	
○ 教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）（第五十二条関係）	223
○ 著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）（第五十三条関係）	225
○ 発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）（第五十四条関係）	226
○ 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）（第五十五条関係）	227
○ プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）（第五十六条関係）	229
○ 日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号）（第五十七条関係）	231
○ 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（第五十八条関係）	233
○ 独立行政法人放射線医学総合研究所法第十八条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令（平成十二年政令第三百二十七号）（第五十九条関係）	240
○ 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十八号）（第六十条関係）	242
○ 独立行政法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号）（第六十一条関係）	244
○ 独立行政法人理化学研究所法施行令（平成十五年政令第四百四十号）（第六十二条関係）	247
○ 国立大学法人評価委員会令（平成十五年政令第四百四十一号）（第六十三条関係）	248
○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（第六十四条関係）	249
○ 独立行政法人海洋研究開発機構法施行令（平成十六年政令第三十二号）（第六十五条関係）	251
○ 独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号）（第六十六条関係）	252
○ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）（第六十七条関係）	253
【第十節 厚生労働省関係】	
○ 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）（第六十八条関係）	255
○ 労働組合法施行令（昭和二十年政令第二百三十一号）（第六十九条関係）	256

○ 特定独立行政法人の労働関係に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百四十九号）（第七十条関係）	258
○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）（第七十一条関係）	260
○ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成二十五年政令第三号）（第七十一条関係）	263
○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二十二号）（第七十一条関係）	266
○ 勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）（第七十二条関係）	269
○ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）（第七十三条関係）	271
○ 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令（昭和五十二年政令第三百二十九号）（第七十四条関係）	274
○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）（第七十五条関係）	275
○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（第七十六条関係）	276
○ 健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）（第七十七条関係）	278
○ 独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）（第七十八条関係）	279
○ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（第七十九条関係）	280
○ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）（第八十条関係）	284
○ 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令（平成十六年政令第三百五十六号）（第八十一条関係）	285
○ 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）（第八十二条関係）	287
○ 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）（第八十三条関係）	289
○ 独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第六十六号）（第八十四条関係）	291
○ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令（平成二十三年政令第六十七号）（第八十五条	

○ 独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三十五号）（第八十六条関係）	293
【第十一節 農林水産省関係】	
○ 森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）（第八十七条関係）	296
○ 農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）（第八十八条関係）	297
○ 種苗法施行令（平成十年政令第三百六十八号）（第八十九条関係）	298
○ 農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）（第九十条関係）	299
○ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法施行令（平成十五年政令第三百八十九号）（第九十一条関係）	302
○ 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成十八年政令第百六十五号）（第九十二条関係）	304
○ 独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十年政令第百二十七号）（第九十三条関係）	306
○ 独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令（平成二十年政令第百二十八号）（第九十四条関係）	308
○ 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十五年政令第五十五号）（第九十五条関係）	317
○ 森林国営保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第四十二号）（第九十六条関係）	318
○ 独立行政法人森林総合研究所法施行令（平成二十七年政令第四十三号）（第九十七条関係）	319
【第十二節 経済産業省関係】	
○ 火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号）（第九十八条関係）	320
○ 信用保証協会法施行令（昭和二十八年政令第二百七十一号）（第九十九条関係）	321

○ 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）（第百条関係）	322
○ 回路配置利用権等の登録に関する政令（昭和六十年政令第三百二十六号）（第百一条関係）	325
○ 計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）（第百二条関係）	326
○ 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）（第百三条関係）	329
○ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百一号）（第百四条関係）	331
○ 産業技術力強化法施行令（平成十二年政令第二百六号）（第百五条関係）	332
○ 経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）（第百六条関係）	334
○ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十四号）（第百七条関係）	337
○ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令（平成十五年政令第五百五十四号）（第百八条関係）	340
○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第八十二号）（第百九条関係）	342
○ 独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理及び経過措置に関する政令（平成十七年政令第四十六号）（第百十条関係）	345
○ 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）（第百十一条関係）	346
【第十三節 国土交通省関係】	
○ 船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）（第百十二条関係）	347
○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）（第百十二条関係）	348
○ 船舶のトン数の測度に関する法律施行令（平成十二年政令第三百三十二号）（第百十二条関係）	349
○ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行令（平成十六年政令第六十四号）（第百十二条関係）	350

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百九十九号）（第百十二条関係）	351
○ 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）（第百十三条関係）	352
○ 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）（第百十四条関係）	353
○ 航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）（第百十五条関係）	355
○ 土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）（第百十六条関係）	356
○ 首都圏整備法施行令（昭和三十三年政令第三百三十三号）（第百十六条関係）	357
○ 近畿圏整備法施行令（昭和四十年政令第五百十九号）（第百十六条関係）	358
○ 中部圏開発整備法施行令（昭和四十二年政令第二十号）（第百十六条関係）	359
○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（第百十七条関係）	360
○ 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）（第百十八条関係）	362
○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（第百十九条関係）	363
○ 独立行政法人土木研究所法第十二条第五号の建設工事を定める政令（平成十二年政令第三百二十八号）（第百二十条関係）	369
○ 独立行政法人建築研究所法第十二条第五号の公共的団体を定める政令（平成十二年政令第三百二十九号）（第百二十一条関係）	370
○ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）（第百二十二条関係）	371
○ 小型船舶登録令（平成十三年政令第三百八十一号）（第百二十三条関係）	373
○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（第百二十四条関係）	374
○ 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（第百二十五条関係）	377
○ 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（第百二十六条関係）	379

○ 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）（第二百二十七条関係）	381
○ 雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成二十六年政令第七十二号）（第二百二十八条関係）	385
【第十四節 環境省関係】	
○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）（第二百二十九条関係）	388
○ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）（第三百三十条関係）	390
○ 環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）（第三百三十一条関係）	392
○ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）（第三百三十二条関係）	394
○ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）（第三百三十三条関係）	397
○ 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令（平成十七年政令第四十二号）（第三百三十三条関係）	400
【第十五節 防衛省関係】	
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（第三百三十四条関係）	402
○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（第三百三十五条関係）	404
○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（第三百三十六条関係）	405

改正案	現行
<p>（基礎在職期間） 第五条の二 法第五条の二第二項第七号に規定する政令で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。 一 六（略） 七 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）附則第十三条の規定によりなおその効力を有することとされる独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第十六条の規定による改正前の日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）附則第三条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道、同法附則第二条の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団（以下「旧日本国有鉄道清算事業団」という。）及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団（以下「旧日本鉄道建設公団」という。）の職員としての在職期間 八 十二（略） 十三 独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第七十四号）以下「平成二十七年独法整備政令」という。）第四百四十二条の規定により読み替</p>	<p>（基礎在職期間） 第五条の二 法第五条の二第二項第七号に規定する政令で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。 一 六（略） 七 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）附則第十三条の規定によりなおその効力を有することとされる日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）附則第三条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道、同法附則第二条の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団（以下「旧日本国有鉄道清算事業団」という。）及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団（以下「旧日本鉄道建設公団」という。）の職員としての在職期間 八 十二（略） 十三 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人宇宙航空研究開発機構の職員としての在職期間</p>

えて適用する国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号。以下「平成二十六年独法整備法」という。）第八十八条の規定による改正前の独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号。以下「旧独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」という。）第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構を含む。）の職員としての在職期間

十四〇十七（略）

十八 平成二十七年独法整備政令第四百二十二条の規定により読み替えて適用する国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前の独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号。以下「旧独立行政法人海洋研究開発機構法」という。）第三条の独立行政法人海洋研究開発機構（国立研究開発法人海洋研究開発機構を含む。）の職員としての在職期間

一九〇二十三（略）

二十四 平成二十七年独法整備政令第四百二十二条の規定により読み替えて適用する独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十三号）附則第四条第三項の規定により退職

十四〇十七（略）

十八 独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人海洋研究開発機構の職員としての在職期間

一九〇二十三（略）

二十四 独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十三号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた

手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成二十六年独法整備法第七十条の規定による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三十三号。以下「旧独立行政法人産業技術総合研究所法」という。）第二条の独立行政法人産業技術総合研究所（国立研究開発法人産業技術総合研究所を含む。）の職員としての在職期間

二十五 独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三十五号）第二十三条の規定により読み替えて適用する国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第三百三十五号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十八号）による改正前の独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第三百三十五号。以下「旧独立行政法人医薬基盤研究所法」という。）第二条の独立行政法人医薬基盤研究所（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所を含む。）の職員としての在職期間

二十六 平成二十七年独法整備政令第四百二十二条の規定により読み替えて適用する独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十一号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成二十六年独法整備法第四十七条の規定による改正前の独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第三百六十二号。以下「旧独立行政法人情報通信研究機

在職期間とみなされる独立行政法人産業技術総合研究所の職員としての在職期間

二十五 独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三十五号）第二十三条の規定により読み替えて適用する独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第三百三十五号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十八号）による改正前の独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第三百三十五号。以下「旧独立行政法人医薬基盤研究所法」という。）第二条の独立行政法人医薬基盤研究所（独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所を含む。）の職員としての在職期間

二十六 独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十一号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人情報通信研究機構の職員としての在職期間

「構法」という。）第三条の独立行政法人情報通信研究機構（国立研究開発法人情報通信研究機構を含む。）の職員としての在職期間

二十七（略）

二十八 平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法附則第四条第二項又は平成二十七年独法整備政令第四百四十二条の規定により読み替えて適用する平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法附則第四条第六項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧青年の家又は旧少年自然の家の職員としての在職期間及び平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法附則第三条第二項に規定する施行日後の研究所等（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所及び独立行政法人国立文化財機構を含む。）の職員としての在職期間

二十九（略）

三十 平成二十七年独法整備政令第四百四十二条の規定により読み替えて適用する独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号。以下「平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法」という。）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法附則第三条に規定する施行日後の研究機構等（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開

二十七（略）

二十八 平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法附則第四条第二項又は第六項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧青年の家又は旧少年自然の家の職員としての在職期間及び平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法附則第三条第二項に規定する施行日後の研究所等の職員としての在職期間

二十九（略）

三十 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号。以下「平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法」という。）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法附則第三条に規定する施行日後の研究機構等の職員としての在職期間

発法人国際農林水産業研究センター及び国立研究開発法人森林総合研究所を含む。)の職員としての在職期間

三十一 (略)

三十二 平成二十七年独法整備政令第四百二十二条の規定により読み替えて適用する独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十八号。以下「平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法」という。)
附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法附則第三条に規定する施行日後の土木研究所等(国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所を含む。)の職員としての在職期間

三十三 平成二十七年独法整備政令第四百二十二条の規定により読み替えて適用する独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律(平成十八年法律第二十九号)附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成二十六年独法整備法第二百四条の規定による改正前の独立行政法人国立環境研究所法(平成十一年法律第二百十六号。以下「旧独立行政法人国立環境研究所法」という。)
第二条の独立行政法人国立環境研究所(国立研究開発法人国立環境研究所を含む。)の職員としての在職期間

三十四 (略)

三十五 平成二十七年独法整備政令第四百二十二条の規

三十一 (略)

三十二 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十八号。以下「平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法」という。)
附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法附則第三条に規定する施行日後の土木研究所等の職員としての在職期間

三十三 独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律(平成十八年法律第二十九号)附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人国立環境研究所の職員としての在職期間

三十四 (略)

三十五 独立行政法人に係る改革を推進するための独

定により読み替えて適用する独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八号。以下「農林水産消費技術センター法等改正法」という。）附則第八条第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる農林水産消費技術センター法等改正法附則第六条第一項の規定により解散した旧独立行政法人林木育種センター（以下「旧林木育種センター」という。）の職員としての在職期間及び平成二十六年独法整備法第五十二条の規定による改正前の独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号。以下「旧独立行政法人森林総合研究所法」という。）第二条の独立行政法人森林総合研究所（国立研究開発法人森林総合研究所を含む。）の職員としての在職期間

三十六（三十九）（略）

四十 平成二十七年独法整備政令第四百四十二条の規定により読み替えて適用する高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）附則第五条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成二十六年独法整備法第三百三十条の規定による改正前の高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号。以下「旧高度専門医療独立行政法人法」という。）第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センター（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターを含む。）の職員としての在職期間

独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八号。以下「農林水産消費技術センター法等改正法」という。）附則第八条第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる農林水産消費技術センター法等改正法附則第六条第一項の規定により解散した旧独立行政法人林木育種センター（以下「旧林木育種センター」という。）の職員としての在職期間及び独立行政法人森林総合研究所の職員としての在職期間

三十六（三十九）（略）

四十 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）附則第五条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる同法第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センターの職員としての在職期間

職期間

四十一・四十二 (略)

四十三 独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律附則第三条第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる同法附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人国立健康・栄養研究所(以下「旧国立健康・栄養研究所」という。)の職員としての在職期間及び国立研究所開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の職員としての在職期間

四十四 森林国営保険法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十一号)附則第五条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる国立研究開発法人森林総合研究所の職員としての在職期間

四十五 平成二十六年独法整備法附則第二十五条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人国立病院機構の職員としての在職期間

(職員を休職させてその業務に従事させる法人その他の団体等)

第六条 法第六条の四第一項に規定する政令で定める法人その他の団体は、次に掲げる法人で、退職手当(これに相当する給付を含む。)に関する規程において、職員が国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第七十九条の規定により休職され、引き続きその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、その法人に使用される者とし

四十一・四十二 (略)

四十三 独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律附則第三条第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる同法附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人国立健康・栄養研究所(以下「旧国立健康・栄養研究所」という。)の職員としての在職期間及び独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所の職員としての在職期間

四十四 森林国営保険法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十一号)附則第五条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人森林総合研究所の職員としての在職期間

(新設)

(職員を休職させてその業務に従事させる法人その他の団体等)

第六条 法第六条の四第一項に規定する政令で定める法人その他の団体は、次に掲げる法人で、退職手当(これに相当する給付を含む。)に関する規程において、職員が国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第七十九条の規定により休職され、引き続きその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、その法人に使用される者とし

ての在職期間はなかつたものとする。ことと定めているもの及びこれらに準ずる法人その他の団体で内閣総理大臣の指定するものとする。

一 平成二十六年独法整備法第九十七条の規定による改正前の独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）以下「旧独立行政法人日本原子力研究開発機構法」という。）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所

二〇十五（略）

十六 国立研究開発法人科学技術振興機構（新技術開発事業団法の一部を改正する法律（平成元年法律第五十二号）附則第二条の規定により新技術事業団となつた旧新技術開発事業団、平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前の独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）以下「旧独立行政法人科学技術振興機構法」という。）附則第六条の規定による廃止前の科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号）附則第八条第一項の規定により解散した旧新技術事業団及び旧独立行政法人科学技術振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団並びに旧独立行政法人科学技術振興機構法第三条の独立行政法人科学技術振興機構を含む。）

2

一 法第六条の四第一項に規定する政令で定める要件は次の各号のいずれにも該当することとする。

一 退職した者が、その休職の期間中、次に掲げる法人に使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。）として学術の調査、研究又は指導に従事していたこと。

イ（略）

ロ 行政執行法人以外の独立行政法人及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法

ての在職期間はなかつたものとする。ことと定めているもの及びこれらに準ずる法人その他の団体で内閣総理大臣の指定するものとする。

一 独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所

二〇十五（略）

十六 独立行政法人科学技術振興機構（新技術開発事業団法の一部を改正する法律（平成元年法律第五十二号）附則第二条の規定により新技術事業団となつた旧新技術開発事業団、独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）附則第六条の規定による廃止前の科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号）附則第八条第一項の規定により解散した旧新技術事業団及び独立行政法人科学技術振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団を含む。）

2

一 法第六条の四第一項に規定する政令で定める要件は次の各号のいずれにも該当することとする。

一 退職した者が、その休職の期間中、次に定める法人に使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。）として学術の調査、研究又は指導に従事していたこと。

イ（略）

ロ 特定独立行政法人以外の独立行政法人及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別

律により特別の設立行為をもつて設立された法人で総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいい、放送大学学園及び沖縄科学技術大学院大学学園を除く。ハにおいて同じ。）

ハ 退職した者の退職の期間中、イに該当していたもの、行政執行人若しくは旧特定独立行政法人（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）以外の独立行政法人に該当していたもの又は特殊法人に該当していたもの（イ及びロに掲げるものを除く。）

二 (略)

3 法第六条の四第一項に規定する政令で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

一 国家公務員法第百八条の六第一項ただし書若しくは行政執行人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由若しくはこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間又は国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第二条第五項（同法第十条及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）に規定する自己啓発等休業（国家公務員の自己啓発等休業に関する法律第八条第二項（同法第十条及び裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する法第七条第四項に規定する場合に該当するものを除く。）若しくは国家公務員の配

の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人で総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいい、放送大学学園及び沖縄科学技術大学院大学学園を除く。）

ハ 退職した者の退職の期間中、イ又はロに該当していたもの（イ及びロに掲げるものを除く。）

二 (略)

3 法第六条の四第一項に規定する政令で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

一 国家公務員法第百八条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由若しくはこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間又は国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第二条第五項（同法第十条及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）に規定する自己啓発等休業（国家公務員の自己啓発等休業に関する法律第八条第二項（同法第十条及び裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される法第七条第四項に規定する場合に該当するものを除く。）若しくは国家公務

偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項（同法第十一条及び裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）に規定する配偶者同行休業、国会職員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第八十号）第二条第三項に規定する配偶者同行休業若しくは裁判官の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第九十一号）第二条第二項に規定する配偶者同行休業により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等（次号及び第三号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。）当該休職月等

二・三（略）

（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）
第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 五（略）

六 旧独立行政法人日本原子力研究開発機構法第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構（原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律（平成十年法律第六十二号）第二条の規定による改正前の動力炉・核燃料開発事業団法（昭和四十二年法律第七十三号）附則第三条第一項の規定により解散した旧原子燃料公社、日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十二号）附則第二条第一項の規定により日本原子力船研究開発事業団となつた旧日本原子力船研究開発事業団、日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業

員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項（同法第十一条及び裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）に規定する配偶者同行休業、国会職員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第八十号）第二条第三項に規定する配偶者同行休業若しくは裁判官の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第九十一号）第二条第二項に規定する配偶者同行休業により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等（次号及び第三号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。）当該休職月等

二・三（略）

（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）
第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 五（略）

六 独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所（日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十二号）附則第二条第一項の規定により日本原子力船研究開発事業団となつた旧日本原子力船開発事業団及び日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団を含む。）及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧核燃料サイクル開発機構（同法附則第十条の規定による廃止前の核燃料サイクル開発機構法（昭和四十二年法律第七十三号）附則第三

団及び原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律附則第二条の規定により核燃料サイクル開発機構となつた旧動力炉・核燃料開発事業団並びに旧独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧核燃料サイクル開発機構を含む。)

九七・八 (略)

平成二十六年独法整備法第七十三条の規定による改正前の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四百十五号。以下「旧独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」という。)第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十号)第一条の規定による改正前の石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)附則第七条第一項の規定により解散した旧石炭鉱業合理化事業団、産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の一部を改正する法律(平成三年法律第六十四号)による改正前の産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律(昭和六十三年法律第三十三号)附則第四条の規定により新エネルギー・産業技術総合開発機構となつた旧新エネルギー総合開発機構、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第五十一号)附則第二条の規定により石炭鉱害事業団となつた旧鉱害基金及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第二十三号)附則第二条第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団並びに旧独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開

発第一項の規定により解散した旧原子燃料公社及び原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律(平成十年法律第六十二号)附則第二条の規定により核燃料サイクル開発機構となつた旧動力炉・核燃料開発事業団を含む。)

九七・八 (略)

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四百十五号)附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構(非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)附則第七条第一項の規定により解散した旧石炭鉱業合理化事業団、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第十四条の規定による廃止前の産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律(昭和六十三年法律第三十三号)附則第四条の規定により新エネルギー・産業技術総合開発機構となつた旧新エネルギー総合開発機構、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第五十一号)附則第二条の規定により石炭鉱害事業団となつた旧鉱害基金及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第二十三号)附則第二条第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団を含む。)

発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。)

十・十一 (略)

十二 平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の独立行政法人理化学研究所法(平成十四年法律第六十号)以下「旧独立行政法人理化学研究所法」という。)第二条の独立行政法人理化学研究所(旧独立行政法人理化学研究所法附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。)

十三 旧独立行政法人科学技術振興機構法第三条の独立行政法人科学技術振興機構(新技術開発事業団法の一部を改正する法律附則第二条の規定により新技術事業団となつた旧新技術開発事業団、旧独立行政法人科学技術振興機構法附則第六条の規定による廃止前の科学技術振興事業団法附則第六条第一項の規定により解散した旧日本科学技術情報センター及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧新技術事業団並びに旧独立行政法人科学技術振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団を含む。)

十四(略)

二十五 平成二十六年独法整備法第四百八十八条の規定による改正前の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第九十二号)以下「旧独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」という。)第三条の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律(平成十四年法律第二百二十九号)附則第八条の規定による廃止前の生物系特定産業技術研究推進機構法(昭和六十一年法律第八十二号)附則第二条第一項の規定により解散した旧

十・十一 (略)

十二 独立行政法人理化学研究所法(平成十四年法律第六十号)附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所

十三 独立行政法人科学技術振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団(新技術開発事業団法の一部を改正する法律附則第二条の規定により新技術事業団となつた旧新技術開発事業団及び独立行政法人科学技術振興機構法附則第六条の規定による廃止前の科学技術振興事業団法附則第八条第一項の規定により解散した旧新技術事業団並びに同法附則第六条第一項の規定により解散した旧日本科学技術情報センターを含む。)

十四(略)

二十五 独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律(平成十四年法律第二百二十九号)附則第四条第一項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究推進機構(同法附則第八条の規定による廃止前の生物系特定産業技術研究推進機構法(昭和六十一年法律第八十二号)附則第二条第一項の規定により解散した旧農業機械化研究所を含む。)

農業機械化研究所及び独立行政法人農業技術研究機構の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究推進機構を含む。)

二十六〇四十一 (略)

四十二 旧独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構(旧独立行政法人宇宙航空研究開発機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団を含む。)

四三〇四十九 (略)

五十 平成二十六年独法整備法第五十三条の規定による改正前の独立行政法人水産総合研究センター法(平成十一年法律第九十九号。以下「旧独立行政法人水産総合研究センター法」という。)

第二条の独立行政法人水産総合研究センター(平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除き、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十一号)附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センターを含む。)

五一 (略)

五十二 旧独立行政法人海洋研究開発機構法第三条の独立行政法人海洋研究開発機構(旧独立行政法人海洋研究開発機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。)

五三〇七十三 (略)

七十四 旧独立行政法人情報通信研究機構法第三条の独立行政法人情報通信研究機構(独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間におけるものを除き、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律(平成四年法律第三十四号)による改正前の通信・放送衛星機構法(昭和

二六〇四十一 (略)

四十二 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団

四三〇四十九 (略)

五十 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十一号)附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター

五一 (略)

五十二 独立行政法人海洋研究開発機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センター

五三〇七十三 (略)

七十四 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十四号)附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送衛星機構法(昭和五十四年法律第四十六号)第一条の通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律(平成四年法律第三十四号)による改正前の通信・放送衛星機構法(昭和五十四年法律第四十六号)第一条の

五十四年法律第四十六号)第一条の通信・放送衛星機構及び独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第百三十四号)附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構を含む。)

七十五号八十七 (略)

八十八 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高年齢・障害者雇用支援機構法(平成十四年法律第百六十五号)以下「旧独立行政法人高年齢・障害者雇用支援機構法」という。第二条の独立行政法人高年齢・障害者雇用支援機構(以下「旧高年齢・障害者雇用支援機構」という。)(身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第四十一号)による改正前の身体障害者雇用促進法(昭和十五年法律第百二十三号)第四十条の身体障害者雇用促進協会及び旧独立行政法人高年齢・障害者雇用支援機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧日本障害者雇用促進協会を含む。)

八十九号九十七 (略)

九十八 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一号)以下この号から第百号までにおいて「旅客会社法改正法」という。による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)次号及び第百号において「改正前旅客会社法」という。により設立された東日本旅客鉄道株式会社(旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。)

九十九号百十二 (略)

百十三 行政執行法人以外の独立行政法人

通信・放送衛星機構を含む。)

七十五号八十七 (略)

八十八 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高年齢・障害者雇用支援機構法(平成十四年法律第百六十五号)第二条の独立行政法人高年齢・障害者雇用支援機構(以下「旧高年齢・障害者雇用支援機構」という。)(身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第四十一号)による改正前の身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第百二十三号)第四十条の身体障害者雇用促進協会及び独立行政法人高年齢・障害者雇用支援機構法(平成十四年法律第百六十五号)附則第三条第一項の規定により解散した旧日本障害者雇用促進協会を含む。)

八十九号九十七 (略)

九十八 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一号)以下この号から第百三十一号までにおいて「旅客会社法改正法」という。による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)次号及び第百三十一号において「改正前旅客会社法」という。により設立された東日本旅客鉄道株式会社(旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。)

九十九号百十二 (略)

百十三 特定独立行政法人以外の独立行政法人

百二十四～百二十八 (略)

百二十九 旧独立行政法人森林総合研究所法第二条の独立行政法人森林総合研究所(平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除き、旧林木育種センター(平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。)を含む。)

百三十～百六十三 (略)

百六十四 平成二十六年独法整備法第七十九条の規定による改正前の独立行政法人物質・材料研究機構法(平成十一年法律第七十三号。以下「旧独立行政法人物質・材料研究機構法」という。)

百六十五 平成二十六年独法整備法第八十条の規定による改正前の独立行政法人防災科学技術研究所法(平成十一年法律第七十四号。以下「旧独立行政法人防災科学技術研究所」という。)

百六十六 平成二十六年独法整備法第八十一条の規定による改正前の独立行政法人放射線医学総合研究所法(平成十一年法律第七十六号。以下「旧独立行政法人放射線医学総合研究所」という。)

百六十七 旧高度専門医療独立行政法人法第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センター

百六十八 平成二十六年独法整備法第四百九十九条の規定

百十四～百二十八 (略)

百二十九 旧林木育種センター(平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。)

百三十～百六十三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

定による改正前の独立行政法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第九十三号。以下「旧独立行政法人農業生物資源研究所法」という。）第二条の独立行政法人農業生物資源研究所（平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百六十九 平成二十六年独法整備法第五十条の規定による改正前の独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第九十四号。以下「旧独立行政法人農業環境技術研究所法」という。）第二条の独立行政法人農業環境技術研究所（平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百七十 平成二十六年独法整備法第五十一条の規定による改正前の独立行政法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第九十七号。以下「旧独立行政法人国際農林水産業研究センター法」という。）第二条の独立行政法人国際農林水産業研究センター（平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百七十一 旧独立行政法人産業技術総合研究所法第二条の独立行政法人産業技術総合研究所（独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百七十二 平成二十六年独法整備法第八十四条の規定による改正前の独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号。以下「旧独立行政法人土木研究所法」という。）第二条の独立行政法人土木研究所（平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百七十三 平成二十六年独法整備法第八十五条の規

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

定による改正前の独立行政法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号。以下「旧独立行政法人建築研究所法」という。）第二条の独立行政法人建築研究所（平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百七十四 平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の独立行政法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律第二百八号。以下「旧独立行政法人海上技術安全研究所法」という。）第二条の独立行政法人海上技術安全研究所（平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百七十五 平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改正前の独立行政法人港湾空港技術研究所法（平成十一年法律第二百九号。以下「旧独立行政法人港湾空港技術研究所法」という。）第二条の独立行政法人港湾空港技術研究所（平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百七十六 平成二十六年独法整備法第八十九条の規定による改正前の独立行政法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号。以下「旧独立行政法人電子航法研究所法」という。）第二条の独立行政法人電子航法研究所（平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百七十七 旧独立行政法人国立環境研究所法第二条の独立行政法人国立環境研究所（独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

（法第八条第一項に規定する政令で定める法人）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（法第八条第一項に規定する政令で定める法人）

第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。

一 四 (略)

五 旧独立行政法人日本原子力研究開発機構法第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構(旧独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所を含む。

六 (略)

七 旧独立行政法人理化学研究所法第二条の独立行政法人理化学研究所(旧独立行政法人理化学研究所法附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。)

八 二十五 (略)

二十六 旧独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(旧独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。)

二十七 旧独立行政法人情報通信研究機構法第三条の独立行政法人情報通信研究機構(独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律附則第二条の規定により独立行政法人情報通信研究機構となつた旧独立行政法人通信総合研究所及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構を含む。)

二十八 三十八 (略)

三十九 旧独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法第三条の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法第一条の規定による改正前の独立行政法人農

第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。

一 四 (略)

五 独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所

六 (略)

七 独立行政法人理化学研究所法附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所

八 二十五 (略)

二十六 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構

二十七 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律附則第二条の規定により独立行政法人情報通信研究機構となつた旧独立行政法人通信総合研究所及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構

二十八 三十八 (略)

三十九 平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法第一条の規定による改正前の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法(平成十一年法律第九十二号)第三条の独立行政法人農業・生物系特定

業・生物系特定産業技術研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第三条の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法附則第八条第一項の規定により解散した旧独立行政法人農業者大学校、旧独立行政法人農業工学研究所及び旧独立行政法人食品総合研究所を含む。）

四十 旧独立行政法人水産総合研究センター法第二条の独立行政法人水産総合研究センター（平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法附則第十六条第一項の規定により解散した旧独立行政法人さけ・ます資源管理センターを含む。）

四十一 旧独立行政法人土木研究所法第二条の独立行政法人土木研究所（平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法附則第八条第一項の規定により解散した旧独立行政法人北海道開発土木研究所を含む。）

四十二・四十三（略）

四十四 旧独立行政法人森林総合研究所法第二条の独立行政法人森林総合研究所（旧林木育種センターを含む。）

四十五〜百八（略）

百九 旧独立行政法人物質・材料研究機構法第三条の独立行政法人物質・材料研究機構

百十 旧独立行政法人防災科学技術研究所法第三条の独立行政法人防災科学技術研究所

百十一 旧独立行政法人放射線医学総合研究所法第二条の独立行政法人放射線医学総合研究所

百十二 旧独立行政法人科学技術振興機構法第三条の独立行政法人科学技術振興機構

百十三 旧独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構

百十四 旧独立行政法人海洋研究開発機構法第三条の

産業技術研究機構並びに平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法附則第八条第一項の規定により解散した旧独立行政法人農業者大学校、旧独立行政法人農業工学研究所及び旧独立行政法人食品総合研究所

四十 平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法附則第十六条第一項の規定により解散した旧独立行政法人さけ・ます資源管理センター

四十一 平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法附則第八条第一項の規定により解散した旧独立行政法人北海道開発土木研究所

四十二・四十三（略）

四十四 旧林木育種センター

四十五〜百八（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

独立行政法人海洋研究開発機構

百十五 旧独立行政法人農業生物資源研究所法第二条

の独立行政法人農業生物資源研究所

百十六 旧独立行政法人農業環境技術研究所法第二条

の独立行政法人農業環境技術研究所

百十七 旧独立行政法人国際農林水産業研究センター

法第二条の独立行政法人国際農林水産業研究センター

百十八 旧独立行政法人産業技術総合研究所法第二条

の独立行政法人産業技術総合研究所

百十九 旧独立行政法人建築研究所法第二条の独立行政法人建築研究所

百二十 旧独立行政法人海上技術安全研究所法第二条

の独立行政法人海上技術安全研究所

百二十一 旧独立行政法人港湾空港技術研究所法第二条

の独立行政法人港湾空港技術研究所

百二十二 旧独立行政法人電子航法研究所法第二条の

独立行政法人電子航法研究所

百二十三 旧独立行政法人国立環境研究所法第二条の

独立行政法人国立環境研究所

(失業者の退職手当の支給官署の特例の適用を受ける職員)

第十条 法第十条第一項に規定する政令で定める職員は

、行政執行法人の職員とする。

別表第一(第六条の三関係)

イ 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

の間の基礎在職期間における職員の区分について

の表

(略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(失業者の退職手当の支給官署の特例の適用を受ける職員)

第十条 法第十条第一項に規定する政令で定める職員は

、特定独立行政法人の職員とする。

別表第一(第六条の三関係)

イ 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

の間の基礎在職期間における職員の区分について

の表

(略)

備考 内閣総理大臣は、第一号区分の項第一〇号、第二号区分の項第一三号、第三号区分の項第九号、第四号区分の項第二一号、第五号区分の項第二〇号、第六号区分の項第二四号、第七号区分の項第二四号、第八号区分の項第二八号、第九号区分の項第二八号及び第十号区分の項第二八号の規定による内閣総理大臣の定めをしようとするときは、農林水産大臣又は行政執行法人の意見を聴くものとする。
ロ 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

(略)

(略)

備考

一 内閣総理大臣は、第一号区分の項第九号、第二号区分の項第一二号、第三号区分の項第一六号、第四号区分の項第一九号、第五号区分の項第一八号、第六号区分の項第二二号、第七号区分の項第二二号、第八号区分の項第二五号、第九号区分の項第二五号及び第十号区分の項第二五号の規定による内閣総理大臣の定めをしようとするときは、農林水産大臣又は行政執行法人の意見を聴くものとする。

二 (略)

備考 内閣総理大臣は、第一号区分の項第一〇号、第二号区分の項第一三号、第三号区分の項第九号、第四号区分の項第二一号、第五号区分の項第二〇号、第六号区分の項第二四号、第七号区分の項第二四号、第八号区分の項第二八号、第九号区分の項第二八号及び第十号区分の項第二八号の規定による内閣総理大臣の定めをしようとするときは、農林水産大臣又は特定独立行政法人の意見を聴くものとする。
ロ 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

(略)

(略)

備考

一 内閣総理大臣は、第一号区分の項第九号、第二号区分の項第一二号、第三号区分の項第一六号、第四号区分の項第一九号、第五号区分の項第一八号、第六号区分の項第二二号、第七号区分の項第二二号、第八号区分の項第二五号、第九号区分の項第二五号及び第十号区分の項第二五号の規定による内閣総理大臣の定めをしようとするときは、農林水産大臣又は特定独立行政法人の意見を聴くものとする。

二 (略)

改正案	現行
<p>（利害関係者）</p> <p>第二条 この政令において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として各省各庁の長（法第五条第三項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）が訓令（同項に規定する訓令をいう。以下同じ。）で又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行人（以下「行政執行人」という。）の長が規則（法第五条第四項に規定する規則をいう。以下同じ。）で定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人</p> <p>五・六 （略）</p> <p>七 国の支出の原因となる契約に関する事務若しくは会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条に規定する契約に関する事務又はこれらの契約に相当する行政執行人の業務に係る契約に関する事務</p>	<p>（利害関係者）</p> <p>第二条 この政令において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として各省各庁の長（法第五条第三項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）が訓令（同項に規定する訓令をいう。以下同じ。）で又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の長が規則（法第五条第四項に規定する規則をいう。以下同じ。）で定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛て人となるべき事業者等又は特定個人</p> <p>五・六 （略）</p> <p>七 国の支出の原因となる契約に関する事務若しくは会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条に規定する契約に関する事務又はこれらの契約に相当する特定独立行政法人の業務に係る契約に関する</p>

これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

八〇十 (略)
2・3 (略)

（特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止）
第六条 職員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は編さんに對する報酬を受けてはならない。

一 補助金等又は国が直接支出する費用（行政執行法人の職員にあっては、その属する行政執行法人が支出する給付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定が準用されるものに限る。以下同じ。）又は直接支出する費用）をもって作成される書籍等（国の機関（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、特定個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、各省及び会計検査院をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の職員にあってはその属する国の機関が所管する行政執行法人が支出する給付金又は直接支出する費用をもって作成される書籍等を、行政執行法人の職員にあっては当該行政執行法人を所管する国の機関が支出する補助金等若しくは直接支出する費用又は当該国の機関が所管する当該行政執行法人以外の行政執行法人が支出する給付金若しくは直接支出する費用をもって作成される書籍等を含む。）

事務 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

八〇十 (略)
2・3 (略)

（特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止）
第六条 職員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は編さんに對する報酬を受けてはならない。

一 補助金等又は国が直接支出する費用（特定独立行政法人の職員にあっては、その属する特定独立行政法人が支出する給付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定が準用されるものに限る。以下同じ。）又は直接支出する費用）をもって作成される書籍等（国の機関（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、特定個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、各省及び会計検査院をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の職員にあってはその属する国の機関が所管する特定独立行政法人が支出する給付金又は直接支出する費用をもって作成される書籍等を、特定独立行政法人の職員にあっては当該特定独立行政法人を所管する国の機関が支出する補助金等若しくは直接支出する費用又は当該国の機関が所管する当該特定独立行政法人以外の特定独立行政法人が支出する給付金若しくは直接支出する費用をもって作成される書籍等を含む。）

二 作成数の過半数を当該職員に属する国の機関又は行政執行法人において買い入れる書籍等（国の機関の職員にあってはその属する国の機関及び当該国の機関が所管する行政執行法人において買い入れる数の合計数が作成数の過半数になる書籍等を、行政執行法人の職員にあっては当該行政執行法人を所管する国の機関及び当該国の機関が所管する行政執行法人において買い入れる数の合計数が作成数の過半数になる書籍等を含む。）

2
(略)

（職員に属する国の機関又は行政執行法人の職員にあっては、その属する国の機関又は行政執行法人の職員に属する国の機関又は行政執行法人の職員に属する国の機関及び当該国の機関が所管する行政執行法人において買い入れる数の合計数が作成数の過半数になる書籍等を含む。）

第七条 職員は、その属する国の機関又は行政執行法人の他の職員の第三条又は前二条の規定に違反する行為によつて当該他の職員（第三条第一項第九号の規定に違反する行為にあっては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2・3 (略)

（各省各庁の長等の責務）

第十四条 各省各庁の長等は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 (略)

二 贈与等報告書、法第七条第一項に規定する株取引等報告書及び法第八条第三項に規定する所得等報告書等（以下「報告書等」という。）の受理、審査及び保存、報告書等の写しの国家公務員倫理審査会への送付並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の当該各省各庁又は行政執行法人に属する

二 作成数の過半数を当該職員に属する国の機関又は特定独立行政法人において買い入れる書籍等（国の機関の職員にあってはその属する国の機関及び当該国の機関が所管する特定独立行政法人において買い入れる数の合計数が作成数の過半数になる書籍等を、特定独立行政法人の職員にあっては当該特定独立行政法人を所管する国の機関及び当該国の機関が所管する特定独立行政法人において買い入れる数の合計数が作成数の過半数になる書籍等を含む。）

2
(略)

（職員に属する国の機関又は特定独立行政法人の職員にあっては、その属する国の機関又は特定独立行政法人の職員に属する国の機関又は特定独立行政法人の職員に属する国の機関及び当該国の機関が所管する特定独立行政法人において買い入れる数の合計数が作成数の過半数になる書籍等を含む。）

第七条 職員は、その属する国の機関又は特定独立行政法人の他の職員の第三条又は前二条の規定に違反する行為によつて当該他の職員（第三条第一項第九号の規定に違反する行為にあっては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2・3 (略)

（各省各庁の長等の責務）

第十四条 各省各庁の長等は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 (略)

二 贈与等報告書、法第七条第一項に規定する株取引等報告書及び法第八条第三項に規定する所得等報告書等（以下「報告書等」という。）の受理、審査及び保存、報告書等の写しの国家公務員倫理審査会への送付並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の当該各省各庁又は特定独立行政法人に属する

職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

三 当該各省各庁又は行政執行法人に属する職員が法又は法に基づく命令に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。

四 当該各省各庁又は行政執行法人に属する職員が法又は法に基づく命令に違反する行為について倫理監督官その他の適切な機関に通知をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。

五 研修その他の施策により、当該各省各庁又は行政執行法人に属する職員の倫理感の醸成及び保持に努めること。

(倫理監督官の責務等)

第十五条 倫理監督官は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 三 (略)

四 法又は法に基づく命令に違反する行為があつた場合にその旨をその属する行政機関等に係る内閣法にいう主任の大臣(倫理監督官が、法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている委員会に属する場合にあつては委員長とし、会計検査院又は人事院に属する場合にあつてはそれぞれ会計検査院長又は人事院総裁とし、行政執行法人に属する場合にあつては当該行政執行法人の主務大臣(独立行政法人通則法第六十八条に規定する主務大臣をいう)とする。)に報告すること。

2 (略)

第十六条 (地方警務官に関する特例) (略)

する職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

三 当該各省各庁又は特定独立行政法人に属する職員が法又は法に基づく命令に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。

四 当該各省各庁又は特定独立行政法人に属する職員が法又は法に基づく命令に違反する行為について倫理監督官その他の適切な機関に通知をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。

五 研修その他の施策により、当該各省各庁又は特定独立行政法人に属する職員の倫理感の醸成及び保持に努めること。

(倫理監督官の責務等)

第十五条 倫理監督官は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 三 (略)

四 法又は法に基づく命令に違反する行為があつた場合にその旨をその属する行政機関等に係る内閣法にいう主任の大臣(倫理監督官が、法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている委員会に属する場合にあつては委員長とし、会計検査院又は人事院に属する場合にあつてはそれぞれ会計検査院長又は人事院総裁とし、特定独立行政法人に属する場合にあつては当該特定独立行政法人の主務大臣(独立行政法人通則法第六十八条に規定する主務大臣をいう)とする。)に報告すること。

2 (略)

第十六条 (地方警務官に関する特例) (略)

2 4 (略)

5 第一項、第二項及び前項に定めるもののほか、地方警務官についてのこの政令の規定の適用については、第二条第一項第二号中「補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。以下同じ。）とあるのは「補助金（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の規定により普通地方公共団体が支出する補助金をいう。）と、「補助金等（当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とする同条第四項第一号に掲げる間接補助金等を含む。）の」とあり、及び「補助金等の」とあるのは「補助金の」と、同項第七号中「若しくは会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条に規定する契約に関する事務又はこれらの契約に相当する行政執行法人の業務に係る契約に関する事務」とあるのは、「会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条に規定する契約に関する事務又は地方自治法第二百三十四条第一項に規定する契約に関する事務」と、第六条第一項第一号中「補助金等又は」とあるのは「補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。以下同じ。）又は」と、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」とあるのは「同法」と、第十四条第二号から第五号までの規定中「当該各省各庁又は行政執行法人に属する職員」とあり、並びに前条第一項第一号から第三号まで及び第二項中「その属する行政機関等の職員」とあるのは「地方警務官」と、同条第一項第三号中「その属する各省各庁の長等を助け」とあるのは「国家公安委員会を補佐し」とする。

2 4 (略)

5 第一項、第二項及び前項に定めるもののほか、地方警務官についてのこの政令の規定の適用については、第二条第一項第二号中「補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。以下同じ。）とあるのは「補助金（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の規定により普通地方公共団体が支出する補助金をいう。）と、「補助金等（当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とする同条第四項第一号に掲げる間接補助金等を含む。）の」とあり、及び「補助金等の」とあるのは「補助金の」と、同項第七号中「若しくは会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条に規定する契約に関する事務又はこれらの契約に相当する特定独立行政法人の業務に係る契約に関する事務」とあるのは、「会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条に規定する契約に関する事務又は地方自治法第二百三十四条第一項に規定する契約に関する事務」と、第六条第一項第一号中「補助金等又は」とあるのは「補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。以下同じ。）又は」と、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」とあるのは「同法」と、第十四条第二号から第五号までの規定中「当該各省各庁又は特定独立行政法人に属する職員」とあり、並びに前条第一項第一号から第三号まで及び第二項中「その属する行政機関等の職員」とあるのは「地方警務官」と、同条第一項第三号中「その属する各省各庁の長等を助け」とあるのは「国家公安委員会を補佐し」とする。

○ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定公共機関） 第三条 法第二条第六号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 国立研究開発法人海上技術安全研究所 二 国立研究開発法人建築研究所 三 国立研究開発法人港湾空港技術研究所 四 (略) 五 国立研究開発法人産業技術総合研究所 六 (略) 七 国立研究開発法人情報通信研究機構 八 国立研究開発法人森林総合研究所 九 国立研究開発法人水産総合研究センター 十 国立研究開発法人土木研究所 十一 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 十二 (略) 十三 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 十四 国立研究開発法人放射線医学総合研究所 十五 (三十八) (略)</p>	<p>（指定公共機関） 第三条 法第二条第六号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 独立行政法人海上技術安全研究所 二 独立行政法人建築研究所 三 独立行政法人港湾空港技術研究所 四 (略) 五 独立行政法人産業技術総合研究所 六 (略) 七 独立行政法人情報通信研究機構 八 独立行政法人森林総合研究所 九 独立行政法人水産総合研究センター 十 独立行政法人土木研究所 十一 独立行政法人日本原子力研究開発機構 十二 (略) 十三 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 十四 独立行政法人放射線医学総合研究所 十五 (三十八) (略)</p>

○ 郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（郵便貯金銀行についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係）</p> <p>第四条 法第二百二十四条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。</p> <p>一 二十（略）</p> <p>二十一 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十五条第二項及び附則第十条第三項</p> <p>二十二 二十六（略）</p> <p>二十七 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百十五号）第十条第二項</p> <p>二十八 三十六（略）</p>	<p>（郵便貯金銀行についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係）</p> <p>第四条 法第二百二十四条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。</p> <p>一 二十（略）</p> <p>二十一 独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十五条第二項及び附則第十条第三項</p> <p>二十二 二十六（略）</p> <p>二十七 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百十五号）第十六条第二項</p> <p>二十八 三十六（略）</p>

○ 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十八年政令第三十号）（第六條關係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法附則第二条に規定する政令で定める法人等）</p> <p>第一条 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（以下「法」という。）附則第二条に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八号。以下「農林水産消費技術センター法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成十一年法律第八十三号）第二条の独立行政法人農林水産消費技術センター</p> <p>二 農林水産消費技術センター法等改正法附則第三条第一項の規定による解散前の独立行政法人肥飼料検査所</p> <p>三 農林水産消費技術センター法等改正法附則第三条第一項の規定による解散前の独立行政法人農薬検査所</p> <p>四 自動車検査独立行政法人（自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九号）の施行の日の前日までの間に定めるものに限る。）</p> <p>五 独立行政法人国立公文書館</p> <p>六 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構</p> <p>七 独立行政法人統計センター</p> <p>八 独立行政法人造幣局</p>	<p>（法附則第二条に規定する政令で定める法人等）</p> <p>第一条 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（以下「法」という。）附則第二条に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八号。以下「農林水産消費技術センター法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成十一年法律第八十三号）二条の独立行政法人農林水産消費技術センター</p> <p>二 農林水産消費技術センター法等改正法附則第三条第一項の規定による解散前の独立行政法人肥飼料検査所</p> <p>三 農林水産消費技術センター法等改正法附則第三条第一項の規定による解散前の独立行政法人農薬検査所</p> <p>四 自動車検査独立行政法人（自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九号）の施行の日の前日までの間に定めるものに限る。）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

九 独立行政法人国立印刷局

十 独立行政法人製品評価技術基盤機構

十一 独立行政法人国立病院機構（独立行政法人通則

法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号。以下「平成二十六年独法整備法」という。）の施行の

日の前日までの間におけるものに限る。）

2 次に掲げる国営企業等に係る法附則第二条に規定する政令で定める日は、平成十八年四月一日とする。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

一 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号）第五号第一号の規定による廃止前の国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）第二号第一項に規定する国有林野事業を行う国の経営する企業

二 前項第一号から第十号までに掲げる法人

3 第一項第十一号に掲げる法人に係る法附則第二条に規定する政令で定める日は、平成十八年八月一日とする。

4 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六百六十六号第一項の規定による解散前の日本郵政公社に係る法附則第二条に規定する政令で定める日は、平成十九年三月三十一日とする。

（新設）

（新設）

（新設）

2 次に掲げる国営企業等に係る法附則第二条に規定する政令で定める日は、平成十八年四月一日とする。

一 独立行政法人国立公文書館

二 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

三 独立行政法人統計センター

四 独立行政法人造幣局

五 独立行政法人国立印刷局

六 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号）第五号第一号の規定による廃止前の国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）第二号第一項に規定する国有林野事業を行う国の経営する企業

七 独立行政法人製品評価技術基盤機構

3 前項各号に掲げる法人
独立行政法人国立病院機構に係る法附則第二条に規定する政令で定める日は、平成十八年八月一日とする。

4 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六百六十六号第一項の規定による解散前の日本郵政公社に係る法附則第二条に規定する政令で定める日は、平成十九年三月三十一日とする。

(法附則第三条第二項に規定する政令で定める者等)

第一条の二 法附則第三条第二項第十号に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる者とし、同項第十号に規定する政令で定める日は、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第二条第一項に規定する職員(以下「職員」という。)として在職した後、平成十八年四月一日以後平成十九年三月三十一日までの間に引き続き地方公務員又は同法第七条の二第一項に規定する公庫等職員(他の法律の規定により、同条の規定の適用について、同項に規定する公庫等職員とみなされる者を含む。以下この条及び次条において「公庫等職員」という。)若しくは国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第九十五号)第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第七条の三第一項に規定する独立行政法人等役員(以下この条及び次条において「独立行政法人等役員」という。)となつた者で、地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員として在職した後同年四月一日以後に引き続いて独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)次号において「平成二十六年通則法改正法」という。)による改正前の独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人(国営企業等に該当するものを除く。)の職員又は独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行人(国営企業等に該当するものを除く。)の職員となつたもの(その者の基礎在職期間(国家公務員退職手当法第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。))のうち当該地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法

(法附則第三条第二項に規定する政令で定める者等)

第一条の二 法附則第三条第二項第十号に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる者とし、同項第十号に規定する政令で定める日は、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第二条第一項に規定する職員(以下「職員」という。)として在職した後、平成十八年四月一日以後平成十九年三月三十一日までの間に引き続き地方公務員又は同法第七条の二第一項に規定する公庫等職員(他の法律の規定により、同条の規定の適用について、同項に規定する公庫等職員とみなされる者を含む。以下この条及び次条において「公庫等職員」という。)若しくは国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第九十五号)第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第七条の三第一項に規定する独立行政法人等役員(以下この条及び次条において「独立行政法人等役員」という。)となつた者で、地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員として在職した後同年四月一日以後に引き続いて独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人(国営企業等に該当するものを除く。)の職員となつたもの(その者の基礎在職期間(国家公務員退職手当法第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。))のうち当該地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員となつた日

人等役員となつた日前の期間に、新制度適用職員として在職期間が含まれない者に限る。当該地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員となつた日

二 平成十八年三月三十一日に地方公務員として在職していた者又は同日に公庫等職員として在職していた者のうち職員から引き続き公庫等職員となつた者若しくは同日に独立行政法人等役員として在職していた者のうち職員から引き続き独立行政法人等役員となつた者で、地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員として在職した後平成十九年四月一日以後に引き続いて平成二十六年通則法改正法による改正前の独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（国営企業等に該当するものを除く。）の職員又は独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人（国営企業等に該当するものを除く。）の職員となつたもの 平成十八年四月一日

2

(略)

(基礎在職期間に旧財務省造幣局の職員としての在職期間等が含まれる場合に関する経過措置)

第五条 退職した者の基礎在職期間に次に掲げる期間が含まれる場合においては、当該期間における職員としての在職を職員以外の者としての在職と、当該期間を国家公務員退職手当法第五条の二第二項第七号に規定する政令で定める在職期間とそれぞれみなして、同法第六条の四及び国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第六条の二の規定を適用する。

一 三 (略)

四 平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による

二 平成十八年三月三十一日に地方公務員として在職していた者又は同日に公庫等職員として在職していた者のうち職員から引き続き公庫等職員となつた者若しくは同日に独立行政法人等役員として在職していた者のうち職員から引き続き独立行政法人等役員となつた者で、地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員として在職した後平成十九年四月一日以後に引き続いて独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（国営企業等に該当するものを除く。）の職員となつたもの 平成十八年四月一日

2

(略)

(基礎在職期間に旧財務省造幣局の職員としての在職期間等が含まれる場合に関する経過措置)

第五条 退職した者の基礎在職期間に次に掲げる期間が含まれる場合においては、当該期間における職員としての在職を職員以外の者としての在職と、当該期間を国家公務員退職手当法第五条の二第二項第七号に規定する政令で定める在職期間とそれぞれみなして、同法第六条の四及び国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第六条の二の規定を適用する。

一 三 (略)

四 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四

改正前の独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）附則第十条第一項の規定により解散した旧独立行政法人航空宇宙技術研究所の職員としての在職期間

五 平成二十六年独法整備法第七十条の規定による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）第二条の独立行政法人産業技術総合研究所の職員としての在職期間（独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十三号）の施行の日の前日までの間に限る。）

七六 （略）
平成二十六年独法整備法第四十七条の規定による改正前の独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第三条の独立行政法人情報通信研究機構の職員としての在職期間（独立行政法人情報通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十四号）附則第二条の規定により独立行政法人情報通信研究機構となった旧独立行政法人通信総合研究所の職員としての在職期間を含み、独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十一号）の施行の日の前日までの間に限る。）

八〇十 （略）
十一 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第四条の規定による改正前の独立行政法人国立特殊教育総合研究所法（平成十一年法律第六十五号）第二条の独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律（平成二十一年法律第十八号）附則第

年法律第六十一号）附則第十条第一項の規定により解散した旧独立行政法人航空宇宙技術研究所の職員としての在職期間

五 独立行政法人産業技術総合研究所の職員としての在職期間（独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十三号）の施行の日の前日までの間に限る。）

七六 （略）
独立行政法人情報通信研究機構の職員としての在職期間（独立行政法人情報通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十四号）附則第二条の規定により独立行政法人情報通信研究機構となった旧独立行政法人情報通信総合研究所の職員としての在職期間を含み、独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十一号）の施行の日の前日までの間に限る。）

八〇十 （略）
十一 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第四条の規定による改正前の独立行政法人国立特殊教育総合研究所法（平成十一年法律第六十五号）第二条の独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律（平成二十一年法律第十八号）附則第

二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、平成二十六年独法整備法第七十九条の規定による改正前の独立行政法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第七十三号）第三条の独立行政法人物質・材料研究機構、平成二十六年独法整備法第八十条の規定による改正前の独立行政法人防災科学技術研究所（平成十一年法律第七十四号）第三条の独立行政法人防災科学技術研究所、平成二十六年独法整備法第八十一条の規定による改正前の独立行政法人放射線医学総合研究所（平成十一年法律第七十六号）第二条の独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律（平成十九年法律第七号）による改正前の独立行政法人国立博物館法（平成十一年法律第七十八号）第二条の独立行政法人国立博物館及び独立行政法人国立科学博物館法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人文化財研究所の職員としての在職期間（平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法の施行の日の前日までの間に限る。）

十二〜十四（略）

十五 平成二十六年独法整備法第五十三条の規定による改正前の独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第九十九号）第二条の独立行政法人水産総合研究センター及び平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法附則第十六条第一項の規定により解散した旧独立行政法人さけ・ます資源管理センターの職員としての在職期間（平成二十六年独法整備法第五十三条の規定による改正前の独立行政法人水産総合研究センター法第二条の独立行政法人水産総合研究センターの職員としての在職期間に

二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律（平成十九年法律第七号）による改正前の独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第七十八号）第二条の独立行政法人国立博物館及び独立行政法人国立科学博物館法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人文化財研究所の職員としての在職期間（平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法の施行の日の前日までの間に限る。）

十二〜十四（略）

十五 独立行政法人水産総合研究センター及び平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法附則第十六条第一項の規定により解散した旧独立行政法人さけ・ます資源管理センターの職員としての在職期間（独立行政法人水産総合研究センターの職員としての在職期間にあつては、平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法の施行の日の前日までの間に限る。）

あつては、平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法の施行の日の前日までの間に限る。）

十六 独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、農林水産消費技術センター法等改正法附則第六条第一項の規定により解散した旧独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、平成二十六年独法整備法第四百九条の規定による改正前の独立行政法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第九十三号）第二条の独立行政法人農業生物資源研究所、平成二十六年独法整備法第五百五十条の規定による改正前の独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第九十四号）第二条の独立行政法人農業環境技術研究所、平成二十六年独法整備法第五十一条の規定による改正前の独立行政法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第九十七号）第二条の独立行政法人国際農林水産業研究センター及び平成二十六年独法整備法第五十二条の規定による改正前の独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）第二条の独立行政法人森林総合研究所の職員としての在職期間（平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法の施行の日の前日までの間に限る。）

十七 （略）

十八 平成二十六年独法整備法第八十四条の規定による改正前の独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）第二条の独立行政法人土木研究所及び独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十八号。以下「平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法」という。）附則第八条第一項の規定により解散した旧独立行政法人北海道開発土木研究所の職員としての在職期間（平成二十六年独法

十六 独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、農林水産消費技術センター法等改正法附則第六条第一項の規定により解散した旧独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター及び独立行政法人森林総合研究所の職員としての在職期間（平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法の施行の日の前日までの間に限る。）

十七 （略）

十八 独立行政法人土木研究所及び独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十八号。以下「平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法」という。）附則第八条第一項の規定により解散した旧独立行政法人北海道開発土木研究所の職員としての在職期間（独立行政法人土木研究所の職員としての在職期間にあつては、平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法の施行の日の前日までの間に限る。）

整備法第八十四条の規定による改正前の独立行政
法人土木研究所法第二条の独立行政法人土木研究所
の職員としての在職期間にあつては、平成十八年独
法改革国土交通省関係法整備法の施行の日の前日ま
での間に限る。）

十九
(略)

二十 平成二十六年独法整備法第八十五条の規定に
よる改正前の独立行政法人建築研究所法（平成十一
年法律第二百六号）第二条の独立行政法人建築研究
所、独立行政法人交通安全環境研究所、平成二十六
年独法整備法第八十七条の規定による改正前の独
立行政法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律
第二百八号）第二条の独立行政法人海上技術安全研
究所、平成二十六年独法整備法第八十八条の規定
による改正前の独立行政法人港湾空港技術研究所法
（平成十一年法律第二百九号）第二条の独立行政法
人港湾空港技術研究所、平成二十六年独法整備法第
百八十九条の規定による改正前の独立行政法人電子
航法研究所法（平成十一年法律第二百十号）第二条
の独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人航海
訓練所及び独立行政法人航空大学の職員としての
在職期間（平成十八年独法改革国土交通省関係法整
備法の施行の日の前日までの間に限る。）

二十一 平成二十六年独法整備法第二百四条の規定に
よる改正前の独立行政法人国立環境研究所法（平成
十一年法律第二百十六号）第二条の独立行政法人国
立環境研究所の職員としての在職期間（独立行政法
人国立環境研究所法の一部を改正する法律（平成十
八年法律第二十九号）の施行の日の前日までの間に
限る。）

十九
(略)

二十 独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安
全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、
独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電
子航法研究所、独立行政法人航海訓練所及び独立行
政法人航空大学の職員としての在職期間（平成十
八年独法改革国土交通省関係法整備法の施行の日の
前日までの間に限る。）

二十一 独立行政法人国立環境研究所の職員としての
在職期間（独立行政法人国立環境研究所法の一部を
改正する法律（平成十八年法律第二十九号）の施行
の日の前日までの間に限る。）

改正案	現行
<p>（積立金の処分に係る承認の手続）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の承認申請書には、期間最後の事業年度（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第二十一条第一項に規定する期間最後の事業年度をいう。以下同じ。）の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の総務省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>（国庫納付金の納付の手続）</p> <p>第二条 機構は、法第二十五条第二項に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを総務大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。</p> <p>2（略）</p>	<p>（積立金の処分に係る承認の手続）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の承認申請書には、期間最後の事業年度（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第五条第一項に規定する期間最後の事業年度をいう。以下同じ。）の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の総務省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>（国庫納付金の納付の手続）</p> <p>第二条 機構は、法第二十五条第三項に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを総務大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。</p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>（退職手当通算予定職員）</p> <p>第三条 法第六六条の二第四項の特別の事情がない限り引き続き選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職した場合に国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。</p> <p>（利害関係企業等）</p> <p>第四条 法第六六条の三第一項の営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下同じ。）をす事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき営利企業等</p> <p>五 （略）</p> <p>六 国、行政執行法人又は都道府県の締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下単に「契約」という。）に関する事務 当該契約（電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として内閣官房令で定めるものを受けける契約を除く。以下この号において同じ。）を締結している営利企業等（職員が締結に携わった契約及び履行に携わっている</p>	<p>（退職手当通算予定職員）</p> <p>第三条 法第六六条の二第四項の特別の事情がない限り引き続き選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。</p> <p>（利害関係企業等）</p> <p>第四条 法第六六条の三第一項の営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下同じ。）をす事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき営利企業等</p> <p>五 （略）</p> <p>六 国、特定独立行政法人又は都道府県の締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下単に「契約」という。）に関する事務 当該契約（電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として内閣官房令で定めるものを受けける契約を除く。以下この号において同じ。）を締結している営利企業等（職員が締結に携わった契約及び履行に携わって</p>

契約の総額が二千万円未満である場合における当該
営利企業等を除く。）、当該契約の申込みをしてい
る営利企業等及び当該契約の申込みをしようとして
いることが明らかである営利企業等

七 (略)

第六条 法第六六条の三第二項第二号の行政執行法人の
組織として政令で定めるものは、次に掲げるものとす
る。

一 四 (略)

(削る)

五 (略)

六 (略)

七 (略)

(在職していた局等組織に属する役員に類する者)
第十二条 法第六六条の四第一項の離職前五年間に在職
していた局等組織に属する役員に類する者として政
令で定めるものは、次の各号に掲げる場合における当
該各号に定めるものとする。

一 再就職者が離職前五年間に国の機関若しくは部局
(以下「国の機関等」という。)であつて別表第二
の上欄に掲げるものに属する職員であつた場合(再
就職者が離職前五年間に当該国の機関等以外の国の
機関等に属する職員であつた場合において、当該国
の機関等が所掌していた事務を同欄に掲げる国の機
関等が所掌しているときは、当該再就職者が離職前
五年間に当該同欄に掲げる国の機関等に属する職員
であつたものとみなす。)又は離職前五年間に同欄
に掲げる職に就いていた場合(再就職者が離職前五
年間に当該職以外の職に就いていた場合において、

いる契約の総額が二千万円未満である場合における
当該営利企業等を除く。）、当該契約の申込みをし
ている営利企業等及び当該契約の申込みをしよう
としていることが明らかである営利企業等

七 (略)

第六条 法第六六条の三第二項第二号の特定独立行政法
人の組織として政令で定めるものは、次に掲げるもの
とする。

一 四 (略)

五 独立行政法人国立病院機構に置かれる本部

六 独立行政法人国立病院機構に置かれる病院

七 (略)

八 (略)

九 (略)

(在職していた局等組織に属する役員に類する者)
第十二条 法第六六条の四第一項の離職前五年間に在職
していた局等組織に属する役員に類する者として政
令で定めるものは、次の各号に掲げる場合における当
該各号に定めるものとする。

一 再就職者が離職前五年間に国の機関若しくは部局
若しくは特定独立行政法人(以下「国の機関等」と
いう。)であつて別表第二の上欄に掲げるものに属
する職員であつた場合(再就職者が離職前五年間に
当該国の機関等以外の国の機関等に属する職員であ
つた場合において、当該国の機関等が所掌していた
事務を同欄に掲げる国の機関等が所掌しているとき
は、当該再就職者が離職前五年間に当該同欄に掲げ
る国の機関等に属する職員であつたものとみなす。
)又は離職前五年間に同欄に掲げる職に就いていた
場合(再就職者が離職前五年間に当該職以外の職に

当該職の職務を同欄に掲げる職に就いている者が担当しているときは、当該再就職者が離職前五年間に当該同欄に掲げる職に就いていたものとみなす。同表の当該国の機関等又は当該職の項下欄に掲げるもの

二〇四 (略)

(部長又は課長の職に準ずる職)

第十三条 法第六十六条の四第二項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に準ずる職であつて政令で定めるものは、平成十三年一月六日以降の職については、次に掲げるものとする。

一〇十 (略)

十一 原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)第二十七条第六項において準用する国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長、課長及び室長並びに同条第五項に規定する職

十二 (略)

十三 (略)

十四 (略)

十五 (略)

十六 (略)

(削る)

十七〇二十二 (略)

(削る)

2 (略)

(長官、事務次官、事務局長又は局長の職に準ずる職

就いていた場合において、当該職の職務を同欄に掲げる職に就いている者が担当しているときは、当該再就職者が離職前五年間に当該同欄に掲げる職に就いていたものとみなす。同表の当該国の機関等又は当該職の項下欄に掲げるもの

二〇四 (略)

(部長又は課長の職に準ずる職)

第十三条 法第六十六条の四第二項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に準ずる職であつて政令で定めるものは、平成十三年一月六日以降の職については、次に掲げるものとする。

一〇十 (略)

(新設)

十一 (略)

十二 (略)

十三 (略)

十四 (略)

十五 (略)

十六 (略)

十七 独立行政法人国立病院機構の本部に置かれる部の長

十七〇二十二 (略)

二十三 原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)第二十七条第六項において準用する国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長、課長及び室長並びに同条第五項に規定する職

2 (略)

(長官、事務次官、事務局長又は局長の職に準ずる職

第十五条 法第六六条の四第三項の国家行政組織法第六
条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事
務次官又は同法第二十一条第一項に規定する事務局長
若しくは局長の職に準ずる職であつて政令で定めるも
のは、平成十三年一月六日以降の職については、次に
掲げるものとする。

一〇十五 (略)

十六 原子力規制庁長官

十七 会計検査院の事務総局に置かれる事務総長、事
務総局次長及び局長

(削る)

2 (略)

(再就職者による依頼等の承認の手續)

第二十三条 法第六六条の四第五項第六号の承認(以下
「依頼等の承認」という。)を得ようとする再就職者
は、内閣官房令で定めるところにより、内閣官房令で
定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書
を委員会(依頼等の承認の権限が、次条の規定により
、監察官に委任されている場合にあつては、監察官)
に提出しなければならない。

一〇六 (略)

七 当該依頼等の承認の申請に係る職員の官職又は行
政執行法人の役員の職及びその職務内容

八〇十 (略)

(管理又は監督の地位にある職員の官職)

第二十七条 法第六六条の二十三第三項の政令で定める
官職は、次に掲げる職員が就いている官職とする。

一〇五 (略)

六 行政執行法人の職員であつて、前各号に掲げる職

第十五条 法第六六条の四第三項の国家行政組織法第六
条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事
務次官又は同法第二十一条第一項に規定する事務局長
若しくは局長の職に準ずる職であつて政令で定めるも
のは、平成十三年一月六日以降の職については、次に
掲げるものとする。

一〇十五 (略)

(新設)

十六 会計検査院の事務総局に置かれる事務総長、事
務総局次長及び局長

十七 原子力規制庁長官

2 (略)

(再就職者による依頼等の承認の手續)

第二十三条 法第六六条の四第五項第六号の承認(以下
「依頼等の承認」という。)を得ようとする再就職者
は、内閣官房令で定めるところにより、内閣官房令で
定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書
を委員会(依頼等の承認の権限が、次条の規定により
、監察官に委任されている場合にあつては、監察官)
に提出しなければならない。

一〇六 (略)

七 当該依頼等の承認の申請に係る職員の官職又は特
定独立行政法人の役員の職及びその職務内容

八〇十 (略)

(管理又は監督の地位にある職員の官職)

第二十七条 法第六六条の二十三第三項の政令で定める
官職は、次に掲げる職員が就いている官職とする。

一〇五 (略)

六 特定独立行政法人の職員であつて、前各号に掲げ

員に相当するものとして内閣総理大臣が定めるもの

別表第二（第十二条、第十四条関係）

(略)	(削る)
(略)	(削る)

る職員に相当するものとして内閣総理大臣が定めるもの

別表第二（第十二条、第十四条関係）

(略)	独立行政法人国立病院機構
(略)	独立行政法人国立病院機構に置かれる役員

改正案

行政執行法人の役員退職管理に関する政令

（子法人）

第一条 独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する国家公務員法（以下「準用国家公務員法」という。）第六十二条の二第一項の政令で定めるものは、一の営利企業等（同項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

（利害関係企業等）

第二条 準用国家公務員法第六十二条の三第一項の営利企業等のうち、行政執行法人（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）の役員退職管理に関する政令で定めるものは、行政執行法人の役員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定

現行

特定独立行政法人の役員退職管理に関する政令

（子法人）

第一条 独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する国家公務員法（以下「準用国家公務員法」という。）第六十二条の二第一項の政令で定めるものは、一の営利企業等（同項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

（利害関係企業等）

第二条 準用国家公務員法第六十二条の三第一項の営利企業等のうち、特定独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員退職管理に関する政令で定めるものは、特定独立行政法人の役員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、

めるものとする。

一 (略)

二 立入検査、監査又は監察（法令の規定に基づき行われるものに限る。以下「検査等」という。）をすすめる事務 当該検査等を受けている営利企業等及び当該検査等を受けようとしていることが明らかである営利企業等（当該検査等の方針及び実施計画の作成に関する事務に携わる行政執行法人の役員にあっては、当該検査等を受ける営利企業等）

三 不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下同じ。）をすすめる事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき営利企業等

四 行政執行法人の締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下単に「契約」という。）に関する事務 当該契約（電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として内閣官房令で定めるものを受けける契約を除く。以下この号において同じ。）を締結している営利企業等（行政執行法人の役員が締結に携わった契約及び履行に携わっている契約の総額が二千万円未満である場合における当該営利企業等を除く。）、当該契約の申込みをしている営利企業等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである営利企業等

（公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第三条 準用国家公務員法第百六条の三第二項第四号の公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、公務の公正性を損ねるおそれがないと認められる場合とする。

当該各号に定めるものとする。

一 (略)

二 立入検査、監査又は監察（法令の規定に基づき行われるものに限る。以下「検査等」という。）をすすめる事務 当該検査等を受けている営利企業等及び当該検査等を受けようとしていることが明らかである営利企業等（当該検査等の方針及び実施計画の作成に関する事務に携わる特定独立行政法人の役員にあっては、当該検査等を受ける営利企業等）

三 不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下同じ。）をすすめる事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき営利企業等

四 特定独立行政法人の締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下単に「契約」という。）に関する事務 当該契約（電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として内閣官房令で定めるものを受けける契約を除く。以下この号において同じ。）を締結している営利企業等（特定独立行政法人の役員が締結に携わった契約及び履行に携わっている契約の総額が二千万円未満である場合における当該営利企業等を除く。）、当該契約の申込みをしている営利企業等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである営利企業等

（公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第三条 準用国家公務員法第百六条の三第二項第四号の公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、公務の公正性を損ねるおそれがないと認められる場合とする。

一 準用国家公務員法第六条の三第二項第四号の承認（以下「求職の承認」という。）の申請をした行政執行法人の役員が当該申請に係る利害関係企業等との間で職務として携わる前条各号に掲げる事務について、それぞれ行政執行法人の役員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況に照らして当該行政執行法人の役員の裁量の余地が少ないと認められる場合

二 利害関係企業等が求職の承認の申請をした行政執行法人の役員の有する高度の専門的な知識経験を必要とする当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことを当該行政執行法人の役員に依頼している場合において、当該行政執行法人の役員が当該地位に就こうとする場合（当該行政執行法人の役員が当該利害関係企業等に対し、現に検査等を行っている場合及び行おうとしている場合（当該検査等をする事務が前号に掲げる場合に該当する場合を除く。））その他当該利害関係企業等が当該行政執行法人の役員と特に密接な利害関係にある場合として内閣官房令で定める場合を除く。）

三 行政執行法人の役員が利害関係企業等を経営する親族からの要請に応じ、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就く場合（当該行政執行法人の役員が当該利害関係企業等に対し、現に検査等を行っている場合及び行おうとしている場合（当該検査等をする事務が第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。））その他当該利害関係企業等が当該行政執行法人の役員と特に密接な利害関係にある場合として内閣官房令で定める場合を除く。）

四 (略)

2 行政執行法人の役員は、前項各号のいずれかの場合に該当したことを理由として求職の承認を得た後、当

一 準用国家公務員法第六条の三第二項第四号の承認（以下「求職の承認」という。）の申請をした特定独立行政法人の役員が当該申請に係る利害関係企業等との間で職務として携わる前条各号に掲げる事務について、それぞれ特定独立行政法人の役員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況に照らして当該特定独立行政法人の役員の裁量の余地が少ないと認められる場合

二 利害関係企業等が求職の承認の申請をした特定独立行政法人の役員の有する高度の専門的な知識経験を必要とする当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことを当該特定独立行政法人の役員に依頼している場合において、当該特定独立行政法人の役員が当該地位に就こうとする場合（当該特定独立行政法人の役員が当該利害関係企業等に対し、現に検査等を行っている場合及び行おうとしている場合（当該検査等をする事務が前号に掲げる場合に該当する場合を除く。））その他当該利害関係企業等が当該特定独立行政法人の役員と特に密接な利害関係にある場合として内閣官房令で定める場合を除く。）

三 特定独立行政法人の役員が利害関係企業等を営する親族からの要請に応じ、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就く場合（当該特定独立行政法人の役員が当該利害関係企業等に対し、現に検査等を行っている場合及び行おうとしている場合（当該検査等をする事務が第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。））その他当該利害関係企業等が当該特定独立行政法人の役員と特に密接な利害関係にある場合として内閣官房令で定める場合を除く。）

四 (略)

2 特定独立行政法人の役員は、前項各号のいずれかの場合に該当したことを理由として求職の承認を得た後

該場合に該当しなくなつた場合は、直ちに、求職の承認をした再就職等監視委員会（以下「委員会」という。）に対し、その旨を通知しなければならない。

（求職の承認の手續）

第四条 求職の承認を得ようとする行政執行法人の役員は、内閣官房令で定めるところにより、内閣官房令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣官房令で定める書類を添付して、これを委員会に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 行政執行法人の役員の職

四〇七 （略）

（長官、事務次官、事務局長又は局長の職に準ずる職）

第六条 準用国家公務員法第六條の四第三項の国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第六條に規定する長官、同法第十八條第一項に規定する事務次官又は同法第二十一條第一項に規定する事務局長若しくは局長の職に準ずる職であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 行政執行法人に置かれる役員

二 （略）

（再就職者による依頼等の承認の手續）

第十一条 準用国家公務員法第六條の四第五項第六号の承認（以下「依頼等の承認」という。）を得ようとする再就職者は、内閣官房令で定めるところにより、内閣官房令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を委員会に提出しなければならない。

一・二 （略）

、当該場合に該当しなくなつた場合は、直ちに、求職の承認をした再就職等監視委員会（以下「委員会」という。）に対し、その旨を通知しなければならない。

（求職の承認の手續）

第四条 求職の承認を得ようとする特定独立行政法人の役員は、内閣官房令で定めるところにより、内閣官房令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣官房令で定める書類を添付して、これを委員会に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 特定独立行政法人の役員の職

四〇七 （略）

（長官、事務次官、事務局長又は局長の職に準ずる職）

第六条 準用国家公務員法第六條の四第三項の国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第六條に規定する長官、同法第十八條第一項に規定する事務次官又は同法第二十一條第一項に規定する事務局長若しくは局長の職に準ずる職であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 特定独立行政法人に置かれる役員

二 （略）

（再就職者による依頼等の承認の手續）

第十一条 準用国家公務員法第六條の四第五項第六号の承認（以下「依頼等の承認」という。）を得ようとする再就職者は、内閣官房令で定めるところにより、内閣官房令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を委員会に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 離職時の行政執行法人の役員の職

四 六 (略)

七 当該依頼等の承認の申請に係る職員の官職又は行政執行法人の役員の職及びその職務内容
八 十 (略)

(再就職者による依頼等の届出の手續)

第十二条 準用国家公務員法第百六条の四第九項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼(以下この条において「依頼等」という。)を受けた後遅滞なく、内閣官房令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を再就職等監察官(以下「監察官」という。)に提出して行うものとする。

一・二 (略)

三 行政執行法人の役員の職

四 七 (略)

(任命権者への再就職の届出)

第十三条 準用国家公務員法第百六条の二十三第一項の規定による届出をしようとする行政執行法人の役員は、内閣官房令で定める様式に従い、任命権者に届出をしなければならぬ。

2 準用国家公務員法第百六条の二十三第一項の規定による届出をした行政執行法人の役員は、当該届出に係る第四項第三号及び第五号から第九号までに掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

3 準用国家公務員法第百六条の二十三第一項の規定による届出をした行政執行法人の役員は、当該届出に係る約束が効力を失ったときは、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

4 準用国家公務員法第百六条の二十三第一項の政令で

三 離職時の特定独立行政法人の役員の職

四 六 (略)

七 当該依頼等の承認の申請に係る職員の官職又は特定独立行政法人の役員の職及びその職務内容
八 十 (略)

(再就職者による依頼等の届出の手續)

第十二条 準用国家公務員法第百六条の四第九項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼(以下この条において「依頼等」という。)を受けた後遅滞なく、内閣官房令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を再就職等監察官(以下「監察官」という。)に提出して行うものとする。

一・二 (略)

三 特定独立行政法人の役員の職

四 七 (略)

(任命権者への再就職の届出)

第十三条 準用国家公務員法第百六条の二十三第一項の規定による届出をしようとする特定独立行政法人の役員は、内閣官房令で定める様式に従い、任命権者に届出をしなければならぬ。

2 準用国家公務員法第百六条の二十三第一項の規定による届出をした特定独立行政法人の役員は、当該届出に係る第四項第三号及び第五号から第九号までに掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

3 準用国家公務員法第百六条の二十三第一項の規定による届出をした特定独立行政法人の役員は、当該届出に係る約束が効力を失ったときは、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

4 準用国家公務員法第百六条の二十三第一項の政令で

定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 行政執行法人の役員の職

四 十一 (略)

5 (略)

(内閣総理大臣への事前の再就職の届出)

第十五条 準用国家公務員法第六条の二十四第一項の規定による届出をしようとする行政執行法人の役員であつた者は、内閣官房令で定める様式に従い、離職した行政執行法人の役員の職又はこれに相当する職の任命権者を経由して、内閣総理大臣に届出をしなければならない。

2 第十三条第二項及び第三項の規定は、準用国家公務員法第六条の二十三第一項の規定による届出をした者(行政執行法人の役員であつた者であつて、離職後二年を経過しない者に限る。)及び準用国家公務員法第六条の二十四第一項の規定による届出をした者(離職後二年を経過しない者に限る。)について準用する。この場合において、第十三条第二項及び第三項中「任命権者」とあるのは「離職した行政執行法人の役員の職又はこれに相当する職の任命権者を経由して、内閣総理大臣」と、同条第二項中「第四項第三号及び第五号から第九号まで」とあるのは「第四項第六号から第九号まで」と、同条第三項中「約束が効力を失つたとき」とあるのは「地位に就くことが見込まれないこととなつたとき」と読み替えるものとする。

3 第十三条第四項(第四号を除く。)の規定は、準用国家公務員法第六条の二十四第一項の規定による届出について準用する。この場合において、第十三条第四項第三号中「行政執行法人の役員の職」とあるのは

定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 特定独立行政法人の役員の職

四 十一 (略)

5 (略)

(内閣総理大臣への事前の再就職の届出)

第十五条 準用国家公務員法第六条の二十四第一項の規定による届出をしようとする特定独立行政法人の役員であつた者は、内閣官房令で定める様式に従い、離職した特定独立行政法人の役員の職又はこれに相当する職の任命権者を経由して、内閣総理大臣に届出をしなければならない。

2 第十三条第二項及び第三項の規定は、準用国家公務員法第六条の二十三第一項の規定による届出をした者(特定独立行政法人の役員であつた者であつて、離職後二年を経過しない者に限る。)及び準用国家公務員法第六条の二十四第一項の規定による届出をした者(離職後二年を経過しない者に限る。)について準用する。この場合において、第十三条第二項及び第三項中「任命権者」とあるのは「離職した特定独立行政法人の役員の職又はこれに相当する職の任命権者を経由して、内閣総理大臣」と、同条第二項中「第四項第三号及び第五号から第九号まで」とあるのは「第四項第六号から第九号まで」と、同条第三項中「約束が効力を失つたとき」とあるのは「地位に就くことが見込まれないこととなつたとき」と読み替えるものとする。

3 第十三条第四項(第四号を除く。)の規定は、準用国家公務員法第六条の二十四第一項の規定による届出について準用する。この場合において、第十三条第四項第三号中「特定独立行政法人の役員の職」とある

「離職時の行政執行法人の役員の職」と、同項第五号中「離職予定日」とあるのは「離職日」と読み替えるものとする。

(内閣総理大臣への事後の再就職の届出)

第二十条 第十三条第四項(第四号を除く。)及び第十五条第一項の規定は、準用国家公務員法第六条の二十四第二項の規定による届出について準用する。この場合において、第十三条第四項第三号中「行政執行法人の役員の職」とあるのは「離職時の行政執行法人の役員の職」と、同項第五号中「離職予定日」とあるのは「離職日」と、同項第六号中「再就職予定日」とあるのは「再就職日」と読み替えるものとする。

(内閣総理大臣による報告等)

第二十一条 (略)

2 準用国家公務員法第六条の二十五第二項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一・二 (略)
- 三 離職時の行政執行法人の役員の職
- 四 十 (略)

(在職機関による公表)

第二十二条 (略)

2 前項の規定により公表を行う場合における準用国家公務員法第六条の二十七第二号及び第三号の額は、行政執行法人の役員の離職した日の翌日の属する年度からその日から二年を経過する日の属する年度までの各年度における総額とする。

(在職機関の公表事項)

のは「離職時の特定独立行政法人の役員の職」と、同項第五号中「離職予定日」とあるのは「離職日」と読み替えるものとする。

(内閣総理大臣への事後の再就職の届出)

第二十条 第十三条第四項(第四号を除く。)及び第十五条第一項の規定は、準用国家公務員法第六条の二十四第二項の規定による届出について準用する。この場合において、第十三条第四項第三号中「特定独立行政法人の役員の職」とあるのは「離職時の特定独立行政法人の役員の職」と、同項第五号中「離職予定日」とあるのは「離職日」と、同項第六号中「再就職予定日」とあるのは「再就職日」と読み替えるものとする。

(内閣総理大臣による報告等)

第二十一条 (略)

2 準用国家公務員法第六条の二十五第二項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一・二 (略)
- 三 離職時の特定独立行政法人の役員の職
- 四 十 (略)

(在職機関による公表)

第二十二条 (略)

2 前項の規定により公表を行う場合における準用国家公務員法第六条の二十七第二号及び第三号の額は、特定独立行政法人の役員の離職した日の翌日の属する年度からその日から二年を経過する日の属する年度までの各年度における総額とする。

(在職機関の公表事項)

第二十三条 準用国家公務員法第百六条の二十七第四号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 離職時の行政執行法人の役員の職
- 三 九 (略)

第二十三条 準用国家公務員法第百六条の二十七第四号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 離職時の特定独立行政法人の役員の職
- 三 九 (略)

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定公共機関） 第三条 法第二条第六号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。 一～三 （略） 四 国立研究開発法人国立国際医療研究センター 五～二十 （略）</p>	<p>（指定公共機関） 第三条 法第二条第六号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。 一～三 （略） 四 独立行政法人国立国際医療研究センター 五～二十 （略）</p>

○ 採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第九十二号）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（採用試験における対象官職）</p> <p>第一条 国家公務員法（以下「法」という。）第四十五条の二第一項第一号の政令で定める官職は、法第三十六条に規定する係員の官職（次項において「係員の官職」という。）のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）<u>第二条第四項に規定する行政執行人</u>における印刷又は造幣に関する業務の運営又は管理の事務をその職務の主たる内容とする官職</p> <p>2 4 （略）</p>	<p>（採用試験における対象官職）</p> <p>第一条 国家公務員法（以下「法」という。）第四十五条の二第一項第一号の政令で定める官職は、法第三十六条に規定する係員の官職（次項において「係員の官職」という。）のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）<u>第二条第二項に規定する特定独立行政法人</u>における印刷又は造幣に関する業務の運営又は管理の事務をその職務の主たる内容とする官職</p> <p>2 4 （略）</p>

○ 公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）（第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（大会社等の範囲） 第十条 法第二十四条の二第六号（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一～四 （略） 五 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十九条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人 六・七 （略）</p>	<p>（大会社等の範囲） 第十条 法第二十四条の二第六号（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一～四 （略） 五 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十九条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人 六・七 （略）</p>

改正案	現行
<p>2 （緊急自動車） 第十三条 法第三十九条第一項の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車で、その自動車を使用する者の申請に基づき公安委員会が指定したもの（第一号又は第一号の二に掲げる自動車についてはその自動車を使用する者が公安委員会に届け出たもの）とする。 一 十一 （略） 十二 国、都道府県、市町村、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人放射線医学総合研究所又は原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二条第三号に規定する原子力事業者が、同条第一号に規定する原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための応急の対策として実施する放射線量の測定、傷病者の搬送、施設若しくは設備の整備、点検若しくは復旧又は放射線による人体の障害を防止するための医薬品の運搬のため使用する自動車（第一号の二又は第六号に掲げるものを除く。）</p>	<p>2 （緊急自動車） 第十三条 法第三十九条第一項の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車で、その自動車を使用する者の申請に基づき公安委員会が指定したもの（第一号又は第一号の二に掲げる自動車についてはその自動車を使用する者が公安委員会に届け出たもの）とする。 一 十一 （略） 十二 国、都道府県、市町村、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人放射線医学総合研究所又は原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二条第三号に規定する原子力事業者が、同条第一号に規定する原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための応急の対策として実施する放射線量の測定、傷病者の搬送、施設若しくは設備の整備、点検若しくは復旧又は放射線による人体の障害を防止するための医薬品の運搬のため使用する自動車（第一号の二又は第六号に掲げるものを除く。）</p>

○ 地震防災対策特別措置法施行令（平成七年政令第二百九十五号）（第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地震防災緊急事業に係る政令で定める医療機関）</p> <p>第一条 地震防災対策特別措置法（以下「法」という。）</p> <p>第三条第一項第七号の政令で定める医療機関は、国及び地方公共団体の救急医療の確保に関する施策に協力して、休日診療若しくは夜間診療を行っている病院又は救急医療に係る高度の医療を提供している病院（これらの病院のうち、国、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十条第一項に規定する国立大学法人及び医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の二第一項各号に掲げる者の開設するものを除く。）とする。</p>	<p>（地震防災緊急事業に係る政令で定める医療機関）</p> <p>第一条 地震防災対策特別措置法（以下「法」という。）</p> <p>第三条第一項第七号の政令で定める医療機関は、国及び地方公共団体の救急医療の確保に関する施策に協力して、休日診療若しくは夜間診療を行っている病院又は救急医療に係る高度の医療を提供している病院（これらの病院のうち、国、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国際医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十条第一項に規定する国立大学法人及び医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の二第一項各号に掲げる者の開設するものを除く。）とする。</p>

改正案	現行
<p>（政策評価広報課の所掌事務経過措置） 第十五条 政策評価広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一、四（略） （削る）</p> <p>（公文書管理課の所掌事務） 第十七条 公文書管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一、三（略） （削る）</p> <p>附則 （政策統括官の職務の特例） 第三条 政策統括官は、第三条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、命を受けて、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を分掌する。</p> <p>（略）</p>	<p>（政策評価広報課の所掌事務経過措置） 第十五条 政策評価広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一、四（略） 五、<u>独立行政法人評価委員会の庶務（国立公文書館分科会、日本医療研究開発機構分科会、宇宙航空研究開発機構分科会、北方領土問題対策協会分科会及び国民生活センター分科会に係るものを除く。）に関する</u>こと。</p> <p>（公文書管理課の所掌事務） 第十七条 公文書管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一、三（略） 四、<u>独立行政法人評価委員会国立公文書館分科会の庶務に関する</u>こと。</p> <p>附則 （政策統括官の職務の特例） 第三条 政策統括官は、第三条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、命を受けて、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を分掌する。この場合において、第十五条第五号中「宇宙航空研究開発機構分科会」とあるのは、「<u>宇宙航空研究開発機構分科会、原子力安全基盤機構分科会</u>」とする。</p> <p>（略）</p>

(削る)

(削る)

独立行政法人原子力安全
全基盤機構の解散に關
する法律（平成二十五
年法律第八十二号）附
則第十六条第一項の政
令で定める日

独立行政法人評価委員会
原子力安全全基盤機構分科
会の庶務に關すること。

○ 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第五百号）（第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（原子力発電施設の設置者）</p> <p>第一条 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条の政令で定める者は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者及び同項第四号に規定する卸電気事業者並びに国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）とする。</p> <p>（原子力発電と密接な関連を有する施設）</p> <p>第二条 法第二条の原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 実用発電用原子炉に係る安全性に関する研究の用に供する原子炉（機構が設置するものに限る。）及び高速増殖炉（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第五十五号）第二条第五項に規定する高速増殖炉をいい、発電の用に供するものを除き、機構が設置するものに限る。）</p> <p>三（七）（略）</p>	<p>（原子力発電施設の設置者）</p> <p>第一条 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条の政令で定める者は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者及び同項第四号に規定する卸電気事業者並びに独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）とする。</p> <p>（原子力発電と密接な関連を有する施設）</p> <p>第二条 法第二条の原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 実用発電用原子炉に係る安全性に関する研究の用に供する原子炉（機構が設置するものに限る。）及び高速増殖炉（独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第五十五号）第二条第五項に規定する高速増殖炉をいい、発電の用に供するものを除き、機構が設置するものに限る。）</p> <p>三（七）（略）</p>

○ 再就職等監視委員会令（平成二十年政令第百八十七号）（第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（その前歴を有することが委員長等の任命の欠格事由となる役職員から除かれる者）</p> <p>第一条 国家公務員法（以下「法」という。）第百六条の八第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 行政執行法人（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人を含む。）の非常勤の役員</p>	<p>（その前歴を有することが委員長等の任命の欠格事由となる役職員から除かれる者）</p> <p>第一条 国家公務員法（以下「法」という。）第百六条の八第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 特定独立行政法人の非常勤の役員</p>

○ 官民の人材交流の範囲を定める政令（平成二十年政令第三百九十二号）（第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>国家公務員法（以下「法」という。）第十八条の五第二項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二条第二項に規定する民間企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）に現に雇用され、又は雇用されていた者の職員への法第三十六条第一項ただし書の規定による採用</p> <p>五 七（略）</p>	<p>国家公務員法（以下「法」という。）第十八条の五第二項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二条第二項に規定する民間企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）に現に雇用され、又は雇用されていた者の職員への法第三十六条第一項ただし書の規定による採用</p> <p>五 七（略）</p>

○ 消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）（第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（消費者教育・地方協力課の所掌事務） 第八条 消費者教育・地方協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇七 （略） （削る）</p>	<p>（消費者教育・地方協力課の所掌事務） 第八条 消費者教育・地方協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇七 （略） 八 独立行政法人評価委員会国民生活センター分科会の庶務に関すること。</p>

○ 公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）（第二十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第八条関係）		別表（第八条関係）	
行政文書名	保存期間	行政文書名	保存期間
(略)	(略)	(略)	(略)
その他の事項		その他の事項	
(略)	(略)	(略)	(略)
二十四	十年	二十四	十年
独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）その他の法律の規定による独立行政法人等の中期目標（独立行政法人通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人にあっては、中期目標、同条第四項に規定する行政執行法人にあっては、年度目標。ハにおいて同じ。）の制定又は変更に関する次に掲げる文書 イ 立案の検討に関する調査研究文書 （削る）		独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）その他の法律の規定による独立行政法人等の中期目標の制定又は変更に関する次に掲げる文書 イ 立案の検討に関する調査研究文書 ロ 評価委員会に検討のための資料として提出された文書、評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された	

(略)	
(略)	<p>ロ 書 制定又は変更のための決裁文 ハ 中期計画（独立行政法人通則 法第二条第三項に規定する国立 研究開発法人にあつては中長期 計画、同条第四項に規定する行 政執行法人にあつては事業計画 ）、事業報告書その他の中期目 標の達成に關し法律の規定に基 づき独立行政法人等により提出 され、又は公表された文書</p>
(略)	

(略)	
(略)	<p>ハ 文書 制定又は変更のための決裁文 ニ 中期計画、事業報告書その他 の中期目標の達成に關し法律の 規定に基づき独立行政法人等に より提出され、又は公表された 文書</p>
(略)	

○ 独立行政法人日本医療研究開発機構法施行令（平成二十六年政令第二百六十一号）（第二十一条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>国立研究開発法人日本医療研究開発機構法施行令</p> <p>（教育公務員の範囲）</p> <p>第一条 国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号。以下「法」という。）第十一条の政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>附則</p> <p>（国立研究開発法人日本医療研究開発機構の成立の時に において承継される国の権利及び義務）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>（国立研究開発法人日本医療研究開発機構が承継する 資産に係る評価委員の任命等）</p> <p>第四条 法附則第二条第三項（法附則第三条第三項において 準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の 評価委員は、次に掲げる者につき内閣総理大臣、文部科学大 臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣が任命する。</p> <p>一・五 （略）</p> <p>六 国立研究開発法人日本医療研究開発機構の役員（国立 研究開発法人日本医療研究開発機構が成立するまでの間は、 国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る独立行政法 人通則法（平成十一年法律第百</p>	<p>独立行政法人日本医療研究開発機構法施行令</p> <p>（教育公務員の範囲）</p> <p>第一条 独立行政法人日本医療研究開発機構法（以下「法 」という。）第十一条の政令で定める教育公務員は、次 に掲げる者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>附則</p> <p>（独立行政法人日本医療研究開発機構の成立の時に において承継される国の権利及び義務）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>（独立行政法人日本医療研究開発機構が承継する資産に 係る評価委員の任命等）</p> <p>第四条 法附則第二条第三項（法附則第三条第三項におい て準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の 評価委員は、次に掲げる者につき内閣総理大臣、文 部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣が任命する。</p> <p>一・五 （略）</p> <p>六 独立行政法人日本医療研究開発機構の役員（独立行政 法人日本医療研究開発機構が成立するまでの間は、 独立行政法人日本医療研究開発機構に係る独立行政法 人通則法（平成十一年法律第百三号）第十五条第一項</p>

七 三号)第十五条第一項の設立委員) 一人
2・3 (略)

(国立研究開発法人日本医療研究開発機構の成立の時に
において承継される国立研究開発法人医薬基盤・健康
・栄養研究所の権利及び義務)
第五条 法附則第三条第一項の政令で定める権利及び義
務は、法附則第八条の規定による改正前の独立行政法
人医薬基盤研究所法(平成十六年法律第百三十五号)
第十五条第一号口及び第三号に掲げる業務に關し国立
研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が有する權
利及び義務であつて、厚生労働大臣が指定するものと
する。

七 の設立委員) 一人
2・3 (略)

(独立行政法人日本医療研究開発機構の成立の時に
て承継される独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所
の権利及び義務)
第五条 法附則第三条第一項の政令で定める権利及び義
務は、法附則第八条の規定による改正前の独立行政法
人医薬基盤研究所法(平成十六年法律第百三十五号)第十五
条第一号口及び第三号に掲げる業務に關し独立行政法
人医薬基盤・健康・栄養研究所が有する權利及び義務であ
つて、厚生労働大臣が指定するものとする。

改正案		現行	
<p>（他の政令の適用の特例） 第七条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>		<p>（他の政令の適用の特例） 第七条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>	
（略）	（略）	（略）	（略）
職員に関する政令（平成二十八年政令第三百八十九号）	第十二条	当該各号に定めるもの	当該各号に定めるもの
（略）	（略）	（略）	（略）
当該各号に定めるもの	当該各号に定めるもの	当該各号に定めるもの	当該各号に定めるもの
当該各号に定めるもの及び再就職者が離職前五	当該各号に定めるもの及び再就職者が離職前五	当該各号に定めるもの及び再就職者が離職前五	当該各号に定めるもの及び再就職者が離職前五
属する職員であ	属する職員であ	属する職員であ	属する職員であ
った場合（再就	った場合（再就	った場合（再就	った場合（再就
職者が離職前五	職者が離職前五	職者が離職前五	職者が離職前五
年間に復興庁以	年間に復興庁以	年間に復興庁以	年間に復興庁以
外の国の機関若	外の国の機関若	外の国の機関若	外の国の機関若
しくは部局又は	しくは部局又は	しくは部局又は	しくは部局又は
行政執行法人に	行政執行法人に	行政執行法人に	行政執行法人に
属する職員であ	属する職員であ	属する職員であ	属する職員であ
った場合におい	った場合におい	った場合におい	った場合におい
て、当該国の機	て、当該国の機	て、当該国の機	て、当該国の機

2 (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	<p>関若しくはは部局 又は行政執行法 人が所掌してい た事務を復興庁 が所掌している ときは、当該再 就職者が離職前 五年間に復興庁 に属する職員で あったものとし ます。この場合 復興庁の事務 次官</p>

2 (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	<p>の機関若しくは 部局又は特定 立行政法人が所 掌していた事務 を復興庁が所掌 しているときは 、当該再就職者 が離職前五年間 に復興庁に属す る職員であった ものとしなす。 この場合復興 庁の事務次官</p>

○ 復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令（平成二十四年政令第二十五号）（第二十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（実施に関する計画を定める事業） 第二条 法第四条第二項第三号ロの政令で定める事業は、前条に規定する事業のうち次に掲げるものに係るものとする。</p> <p>一～十二 （略）</p> <p>十三 国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第八条第一項に規定する事業</p> <p>十四～三十 （略）</p>	<p>（実施に関する計画を定める事業） 第二条 法第四条第二項第三号ロの政令で定める事業は、前条に規定する事業のうち次に掲げるものに係るものとする。</p> <p>一～十二 （略）</p> <p>十三 独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第八条第一項に規定する事業</p> <p>十四～三十 （略）</p>

改正案	現行
<p>（立候補できる公務員）</p> <p>第九十条（略）</p> <p>2 法第八十九条第一項第三号の規定によつて、在職中、公職の候補者となることができる者は、予備自衛官（自衛隊法第七十条第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。）、即ち予備自衛官（同法第七十五条の四第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。）及び予備自衛官補並びに臨時又は非常勤の国若しくは地方公共団体の公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十一条の五第一項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）に規定する短時間勤務の官職、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職、自衛隊法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）又は行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この条において同じ。）の役員若しくは職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職又は地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）で次に掲げる者とする。</p>	<p>（立候補できる公務員）</p> <p>第九十条（略）</p> <p>2 法第八十九条第一項第三号の規定によつて、在職中、公職の候補者となることができる者は、予備自衛官（自衛隊法第七十条第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。）、即ち予備自衛官（同法第七十五条の四第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。）及び予備自衛官補並びに臨時又は非常勤の国若しくは地方公共団体の公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十一条の五第一項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）に規定する短時間勤務の官職、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職、自衛隊法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この条において同じ。）の役員若しくは職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職又は地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）で次に掲げる者とする。</p>

3
• 一
4) 三
(略) (略)

3
• 一
4) 三
(略) (略)

○ 電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）（第二十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（手数料の納付方法等） 第二十一条（略） 2・3（略） 4 前条に規定する手数料の納付方法は、国立研究開発法人情報通信研究機構の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第一項の業務方法書で定めるところによる。</p>	<p>（手数料の納付方法等） 第二十一条（略） 2・3（略） 4 前条に規定する手数料の納付方法は、独立行政法人情報通信研究機構の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第一項の業務方法書で定めるところによる。</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（継続長期組合員に係る公庫等の範囲） 第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖繩振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 国立研究開発法人科学技術振興機構（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号。以下「平成二十六年独法整備法」という。）第八十五条の規定による改正前の独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第五百十八号）第三条の独立行政法人科学技術振興機構、同法附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団並びに同法附則第六条の規定による廃止前の科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本科学技術情報センター及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧新技術事業団を含む。）<u>、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改正前の独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第五百一十一号）</u>第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び同法附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団を含む。）<u>、独立行政法人環境再生保全機構（独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）</u>附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償予防協会及</p>	<p>（継続長期組合員に係る公庫等の範囲） 第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖繩振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 独立行政法人科学技術振興機構（独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第五百十八号）附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団並びに同法附則第六条の規定による廃止前の科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本科学技術情報センター及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧新技術事業団を含む。）<u>、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第五百一十一号）</u>附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団を含む。）<u>、独立行政法人環境再生保全機構（独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）</u>附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償予防協会及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団、公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）<u>附則第二条の規定により環境事業団となつた旧公害防止事業団並びに公害健康被害補償法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十七号）</u>による改正前の公害健康被害補償法（昭和四十八年法律第一百一十一号）第十三条第二項の公害健</p>

び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団、公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）附則第二条の規定により環境事業団となつた旧公害防止事業団並びに公害健康被害補償法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十七号）による改正前の公害健康被害補償法（昭和四十八年法律第十一号）第十三条第二項の公害健康被害補償協会を含む。）、独立行政法人国際協力機構（独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際協力事業団を含む。）、日本私立学校振興・共済事業団、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（石油公団法及び金属鉱物資源機構法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石油公団及び同法附則第五条第一項の規定により解散した旧金属鉱物資源機構を含む。）、独立行政法人労働者健康福祉機構（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団を含む。）及び日本下水道事業団

三 (略)

独立行政法人国民生活センター（独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国民生活センターを含む。）、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十七条の規定による改正前の独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第五十五号）第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構、同法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研

康被害補償協会を含む。）、独立行政法人国際協力機構（独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際協力事業団を含む。）、日本私立学校振興・共済事業団、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（石油公団法及び金属鉱物資源機構法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石油公団及び同法附則第五条第一項の規定により解散した旧金属鉱物資源機構を含む。）、独立行政法人労働者健康福祉機構（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団を含む。）及び日本下水道事業団

三 (略)

独立行政法人国民生活センター（独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国民生活センターを含む。）、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定による改正前の独立行政法人日本原子力研究開発機構並びに日本原子力研究所及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧核燃料サイクル開発機構並びに日本原子力研究所法の一部を

究所及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧核燃料サイクル開発機構並びに日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団を含む。）、「国立研究開発法人理化学研究所（平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号）第二条の独立行政法人理化学研究所及び同法附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）、「独立行政法人国際交流基金（平成十四年法律第三十七号）附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。）、「日本たばこ産業株式会社、独立行政法人日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会を含む。）、「独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センター、同法附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）附則第六条第一項の規定により解散した旧国立競技場及び旧日本学校健康会並びに同法附則第十三条の規定による廃止前の日本学校健康会法（昭和五十七年法律第六十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本学校安全会を含む。）、「国立教育会館の解散に関する法律（平成十一年法律第六十二号）第一項の規定により解散した旧国立教育会館、独立行政法人日本学術振興会（独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第五十九号）附則第二条第一項の規定によ

改正する法律（昭和五十九年法律第五十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団を含む。）、「独立行政法人理化学研究所（独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）、「独立行政法人国際交流基金（独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第三十七号）附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。）、「日本たばこ産業株式会社、独立行政法人日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会を含む。）、「独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センター、同法附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）附則第六条第一項の規定により解散した旧国立競技場及び旧日本学校健康会並びに同法附則第十三条の規定による廃止前の日本学校健康会法（昭和五十七年法律第六十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本学校安全会を含む。）、「国立教育会館の解散に関する法律（平成十一年法律第六十二号）第一項の規定により解散した旧国立教育会館、独立行政法人日本学術振興会（独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第五十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。）、「放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条の規定による放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）、「独立行政法人日本芸術文化

り解散した旧日本学術振興会を含む。）、放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）、独立行政法人日本芸術文化振興会（独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第六十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。）、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金及び同法附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第一条第一項の規定により解散した旧年金福祉事業団を含む。）、独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。）、独立行政法人日本貿易振興機構（平成十四年法律第七十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（平成二十六年独法整備法第七十三条の規定による改正前の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百十五号）第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構並びに同法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団を含む。）、独

振興会（独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第六十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。）、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金及び同法附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第一条第一項の規定により解散した旧年金福祉事業団を含む。）、独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。）、独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第七十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団を含む。）、独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第八十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。）、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号。以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止

立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第百八十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。）、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社（昭和五十九年法律第五十三号）により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限り。）、「北海道旅客鉄道株式会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（平成十三年法律第六十一号）以下この号において「旅客会社法改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第十八号）により設立された東日本旅客鉄道株式会社（旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限り。）、「四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構（同法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構及び同法附則第六条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）附則第六条第一項の規定により解散した旧雇用促進事業団を

前の関西国際空港株式会社（昭和五十九年法律第五十三号）により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限り。）、「北海道旅客鉄道株式会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（平成十三年法律第六十一号）以下この号において「旅客会社法改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第十八号）により設立された東日本旅客鉄道株式会社（旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限り。）、「四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構（同法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構及び同法附則第六条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）附則第六条第一項の規定により解散した旧雇用促進事業団を含む。）、「消防団員等公務災害補償等共済基金、日本消防検定協会、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、全国健康保険協会、日本年金機構、国土改良事業団体連合会、地方競馬全国協会、漁船保険中央会、漁業共済組合連合会、日本商工会議所、日本アルコール産業株式会社、高圧ガス保安協会、原子力発電環境整備機構、日本弁理士会、全国中

含む。）、消防団員等公務災害補償等共済基金、日本消防検定協会、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、全国健康保険協会、日本年金機構、国土土地改良事業団体連合会、地方競馬全国協会、漁船保険中央会、漁業共済組合連合会、日本商工会議所、日本アルコール産業株式会社、高圧ガス保安協会、原子力発電環境整備機構、日本弁理士会、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、株式会社商工組合中央金庫、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構、東京地下鉄株式会社、成田国際空港株式会社（成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧新東京国際空港公団を含む。）、新関西国際空港株式会社及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二百十号）による改正前の日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。）

五 総合研究開発機構法を廃止する法律（平成十九年法律第百号。以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）により設立された総合研究開発機構（廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間におけるものに限る。）、国立研究開発法人海洋研究開発機構（平成二十六年独立研究開発法人海洋研究開発機構（平成二十六年独立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）第三条の独立行政法人海洋研究開発機構及び同法附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）、自動車安全運転センター、預金保険機構、独立行政法人日本万国博覧会記

小企業団体中央会、全国商工会連合会、株式会社商工組合中央金庫、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構、東京地下鉄株式会社、成田国際空港株式会社（成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧新東京国際空港公団を含む。）、新関西国際空港株式会社及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二百十号）による改正前の日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。）

五 総合研究開発機構法を廃止する法律（平成十九年法律第百号。以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）により設立された総合研究開発機構（廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間におけるものに限る。）、国立研究開発法人海洋研究開発機構（独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）、自動車安全運転センター、預金保険機構、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律（平成二十五年法律第十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人

念機構法を廃止する法律（平成二十五年法律第十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人日本万国博覧会記念機構（同法による廃止前の独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第二百五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本万国博覧会記念協会を含む。））、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター、独立行政法人空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。））、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。））、地方公務員災害補償基金、危険物保安技術協会、広域臨海環境整備センター、株式会社産業再生機構、沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）による改正前の株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第一条の株式会社企業再生支援機構を含む。））、原子力損

日本万国博覧会記念機構（同法による廃止前の独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第二百五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本万国博覧会記念協会を含む。））、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター、独立行政法人空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。））、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。））、地方公務員災害補償基金、危険物保安技術協会、広域臨海環境整備センター、株式会社産業再生機構、沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）による改正前の株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第一条の株式会社企業再生支援機構を含む。））、原子力損害賠償・原子力損害賠償支援機構（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）によ

害賠償・廃炉等支援機構（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）による改正前の原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第一条の原子力損害賠償支援機構を含む。）、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、地方公共団体金融機構（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第五条の規定による改正前の地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）第一条の地方公営企業等金融機構及び同法附則第九条第一項の規定により解散した旧公営企業金融公庫を含む。）、地方公共団体情報システム機構、日本司法支援センター、日本銀行、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社産業革新機構、株式会社海外需要開拓支援機構、広域的運営推進機関、独立行政法人住宅金融支援機構（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫を含む。）、独立行政法人奄美群島振興開発基金及び株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

第四十三条（略）

25（略）

6 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第四百十
条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖
縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一（略）

二 独立行政法人国際協力機構（独立行政法人国際協
力機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧
国際協力事業団を含む。）、国立研究開発法人宇宙
航空研究開発機構（平成二十六年独法整備法第八十

る改正前の原子力損害賠償支援機構法（平成二十三
年法律第九十四号）第一条の原子力損害賠償支援機
構を含む。）、株式会社東日本大震災事業者再生支
援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、地
方公共団体金融機構（地方交付税法等の一部を改正
する法律（平成二十一年法律第十号）第五条の規定
による改正前の地方公営企業等金融機構法（平成十
九年法律第六十四号）第一条の地方公営企業等金融
機構及び同法附則第九条第一項の規定により解散し
た旧公営企業金融公庫を含む。）、地方公共団体情
報システム機構、日本司法支援センター、日本銀行
、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会
社産業革新機構、株式会社海外需要開拓支援機構、広
域的運営推進機関、独立行政法人住宅金融支援機構
（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法
律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散
した旧住宅金融公庫を含む。）、独立行政法人奄美
群島振興開発基金及び株式会社海外交通・都市開発
事業支援機構

第四十三条（略）

25（略）

6 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第四百十
条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖
縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一（略）

二 独立行政法人国際協力機構（独立行政法人国際協
力機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧
国際協力事業団を含む。）、独立行政法人宇宙航空
研究開発機構（独立行政法人宇宙航空研究開発機構

八条の規定による改正前の独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び同法附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団を含む。）、国立研究開発法人科学技術振興機構（平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前の独立行政法人科学技術振興機構法第三条の独立行政法人科学技術振興機構及び同法附則第二項の規定により解散した旧科学技術振興事業団を含む。）、日本私立学校振興・共済事業団、独立行政法人労働者健康福祉機構（独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団を含む。）、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、日本下水道事業団及び独立行政法人環境再生保全機構（独立行政法人環境再生保全機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償予防協会及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団を含む。）

三 （略）

四 自動車安全運転センター、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、消防団員等公務災害補償等共済基金、危険物保安技術協会、独立行政法人国際交流基金（独立行政法人国際交流基金法附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。）、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、株式会社国際協力銀行、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十七条の規定による改正前の独立行政法人日本原子力研究開発機構法第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構を

法附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団を含む。）、独立行政法人科学技術振興機構（独立行政法人科学技術振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団を含む。）、日本私立学校振興・共済事業団、独立行政法人労働者健康福祉機構（独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団を含む。）、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、日本下水道事業団及び独立行政法人環境再生保全機構（独立行政法人環境再生保全機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償予防協会及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団を含む。）

三 （略）

四 自動車安全運転センター、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、消防団員等公務災害補償等共済基金、危険物保安技術協会、独立行政法人国際交流基金（独立行政法人国際交流基金法附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。）、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、株式会社国際協力銀行、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人理化学研究所（独立行政法人理化学研究所法附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）、独立行政法人日本学術振

含む。)、国立研究開発法人理化学研究所(平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の独立行政法人理化学研究所法第二条の独立行政法人理化学研究所及び同法附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。)、独立行政法人日本学術振興会(独立行政法人日本学術振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。)、放送大学学園法第三条第一項の規定による放送大学学園(同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。)、独立行政法人日本学生支援機構(独立行政法人日本学生支援機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会を含む。)、独立行政法人日本スポーツ振興センター(独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センターを含む。)、独立行政法人日本芸術文化振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。)、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人国立重度的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構(同法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構を含む。)、年金積立金管理運用独立行政法人(年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金を含む。)、全国健康保険協会、地方競馬全国協会、独立行政法人農業者年金基金(独立行政法人農業者年金基金法

興会(独立行政法人日本学術振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。)、放送大学学園法第三条に規定する放送大学学園(同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。)、独立行政法人日本学生支援機構(独立行政法人日本学生支援機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会を含む。)、独立行政法人日本スポーツ振興センター(独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センターを含む。)、独立行政法人日本芸術文化振興会(独立行政法人日本芸術文化振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。)、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人国立重度的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構(同法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構を含む。)、年金積立金管理運用独立行政法人(年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金を含む。)、全国健康保険協会、日本年金機構、全国土地改良事業団体連合会、地方競馬全国協会、独立行政法人農業者年金基金(独立行政法人農業者年金基金法附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。)、漁船保険中央会、漁業共済組合連合会、日本商工会議所、自転車競技法及び小型自動車競技法の一部を改正する法律(平成十九年法律第八十二号)附則第三条第一項の規定により解散した旧日本自転

附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。）、漁船保険中央会、漁業共済組合連合会、日本商工会議所、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本自転車振興会、独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律附則第十条第一項の規定により解散した旧日本小型自動車振興会、日本アルコール産業株式会社、高圧ガス保安協会、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（平成二十六年独法整備法第七十三条の規定による改正前の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構及び同法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。）、原子力発電環境整備機構、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、株式会社商工組合中央金庫、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。）、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

車振興会、独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律附則第十条第一項の規定により解散した旧日本小型自動車振興会、日本アルコール産業株式会社、高圧ガス保安協会、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。）、原子力発電環境整備機構、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、株式会社商工組合中央金庫、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。）、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律による改正前の日本環境安全事業株式会社法第一条第一項の日本環境安全

社、東京地下鉄株式会社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律による改正前の日本環境安全事業株式会社法第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。）

五

総合研究開発機構法を廃止する法律（以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の総合研究開発機構法により設立された総合研究開発機構（廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間におけるものに限る。）、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律による改正前の原子力損害賠償支援機構法第一条の原子力損害賠償支援機構を含む。）、預金保険機構、銀行等保有株式取得機構、地方公務員災害補償基金、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前の独立行政法人海洋研究開発機構法第三条の独立行政法人海洋研究開発機構及び同法附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、国立

事業株式会社を含む。）

五

総合研究開発機構法を廃止する法律（以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の総合研究開発機構法により設立された総合研究開発機構（廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間におけるものに限る。）、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律による改正前の原子力損害賠償支援機構法第一条の原子力損害賠償支援機構を含む。）、預金保険機構、銀行等保有株式取得機構、地方公務員災害補償基金、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構、独立行政法人海洋研究開発機構（独立行政法人海洋研究開発機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所（独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法

研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十八号）による改正前の独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第三百三十五号）第二条の独立行政法人医薬基盤研究所を含む。））、農水産業協同組合貯金保険機構、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二十九号）附則第四条第一項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究推進機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三百十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター、独立行政法人情報処理推進機構（情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第四百四十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧情報処理振興事業協会を含む。））、独立行政法人自動車事故対策機構（独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センターを含む。））、独立行政法人空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。））、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社産業革新機構、株式会社海外需要開拓支援機構、広域的運営推進機関、独立行政法人住宅金融支援機構及び株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

律第三十八号）による改正前の独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第三百三十五号）第二条の独立行政法人医薬基盤研究所を含む。））、農水産業協同組合貯金保険機構、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二十九号）附則第四条第一項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究推進機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三百十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター、独立行政法人情報処理推進機構（情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第四百四十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧情報処理振興事業協会を含む。））、独立行政法人自動車事故対策機構（独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センターを含む。））、独立行政法人空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。））、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社産業革新機構、株式会社海外需要開拓支援機構、広域的運営推進機関、独立行政法人住宅金融支援機構及び株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

7
·
8
(略)

7
·
8
(略)

○ 行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）（第二十七条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>行政相談委員法第二条第一項第一号に規定する政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人住宅金融支援機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センター</p> <p>二 〇七（略）</p>	<p>行政相談委員法第二条第一項第一号に規定する政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人住宅金融支援機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センター</p> <p>二 〇七（略）</p>

改正案	現行
<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二十（略）</p> <p>（削る）</p> <p>二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八</p> <p>（略） （略） （略） （略） （略） （略） （略）</p> <p>（行政評価局の所掌事務）</p> <p>第六条 行政評価局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 第二号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視（以下これらの評価及び監視を「行政評価等」という。）に関連して、次に掲げる業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。</p> <p>イ 独立行政法人の業務</p> <p>ロ 二（略）</p> <p>五 八（略）</p>	<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二十一（略）</p> <p>二十二 独立行政法人評価委員会の庶務（情報通信・宇宙開発分科会、郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会及び統計センター分科会に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九</p> <p>（略） （略） （略） （略） （略） （略） （略）</p> <p>（行政評価局の所掌事務）</p> <p>第六条 行政評価局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 第二号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視（以下これらの評価及び監視を「行政評価等」という。）に関連して、次に掲げる業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。</p> <p>イ 独立行政法人の業務（第二号の規定による評価に関連する場合に限る。）</p> <p>ロ 二（略）</p> <p>五 八（略）</p>

(情報通信国際戦略局の所掌事務)
第十条 情報通信国際戦略局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十三 (略)
(削る)

十四 (略)
十五 (略)

十六 国立研究開発法人情報通信研究機構の組織及び運営一般に関すること。

十七 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の組織及び運営一般に関すること。

(情報流通行政局の所掌事務)
第十一条 情報流通行政局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十二 (略)
(削る)

十三 (略)

十四 (略)

十五 (略)

十六 (略)

2 郵政行政部は、前項第八号から第十二号まで、第十五号及び第十六号に掲げる事務をつかさどる。

(統計局の所掌事務)
第十三条 統計局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 八 (略)
(削る)

2 (略)

(情報通信国際戦略局の所掌事務)
第十条 情報通信国際戦略局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十三 (略)
十四 独立行政法人評価委員会情報通信・宇宙開発分科会の庶務に関すること。

十五 (略)
十六 (略)

十七 独立行政法人情報通信研究機構の組織及び運営一般に関すること。

十八 独立行政法人宇宙航空研究開発機構の組織及び運営一般に関すること。

(情報流通行政局の所掌事務)
第十一条 情報流通行政局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十二 (略)

十三 独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会の庶務に関すること。

十四 (略)

十五 (略)

十六 (略)

2 郵政行政部は、前項第八号から第十三号まで、第十六号及び第十七号に掲げる事務をつかさどる。

(統計局の所掌事務)
第十三条 統計局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 八 (略)

九 独立行政法人評価委員会統計センター分科会の庶務に関すること。

2 (略)

(政策評価広報課の所掌事務)
第二十五条 政策評価広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)
(削る)

六 (略)

(技術政策課の所掌事務)
第六十九条 技術政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 (略)
(削る)

五 国立研究開発法人情報通信研究機構の組織及び運営一般に関すること。

(宇宙通信政策課の所掌事務)
第七十一条 宇宙通信政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)
四 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の組織及び運営一般に関すること。

(貯金保険課の所掌事務)
第八十九条 貯金保険課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)
(削る)

(政策評価広報課の所掌事務)
第二十五条 政策評価広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)
六 独立行政法人評価委員会の庶務(情報通信・宇宙開発分科会、郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会及び統計センター分科会に係るものを除く。)に関すること。

七 (略)

(技術政策課の所掌事務)
第六十九条 技術政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 (略)
五 独立行政法人評価委員会情報通信・宇宙開発分科会の庶務に関すること。

六 独立行政法人情報通信研究機構の組織及び運営一般に関すること。

(宇宙通信政策課の所掌事務)
第七十一条 宇宙通信政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)
四 独立行政法人宇宙航空研究開発機構の組織及び運営一般に関すること。

(貯金保険課の所掌事務)
第八十九条 貯金保険課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)
二 独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険

二 (略)

(総務課の所掌事務)
第百十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、統計局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

附則

(情報流通行政局の所掌事務の特例等)

第六条 情報流通行政局は、第十一条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。この場合において、第十条第十一号中「次条第一項第十一号」とあるのは「次条第一項第十一号及び附則第六条第一項第二号」と、第十一条第二項中「第十号」とあるのは「第十六号並びに附則第六条第一項各号」とする。

一・二 (略)

第十六条 削除

三 管理機構分科会の庶務に関する事。

(総務課の所掌事務)
第百十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 独立行政法人評価委員会統計センター分科会の庶務に関する事。

三 (略)

四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、統計局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

附則

(情報流通行政局の所掌事務の特例等)

第六条 情報流通行政局は、第十一条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。この場合において、第十条第十一号中「次条第一項第十一号」とあるのは「次条第一項第十一号及び附則第六条第一項第二号」と、第十一条第二項中「第十号」とあるのは「第十七号並びに附則第六条第一項各号」とする。

一・二 (略)

第十六条 (情報通信国際戦略局技術政策課の所掌事務の特例)

条各号に掲げる事務のほか、独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第百六十二号)附則第九條第五項に規定する債権の回収が終了するまでの間、独立行政法人情報通信研究機構の行う同条に規定する業

務に関する事務をつかさどる。

○ 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）（第二十九
条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 研究開発に関する審議会による意見聴取（第 一条・第二条）</p> <p>第二章 会計監査人の監査を要しない独立行政法人（ 第三条）</p> <p>第三章 不要財産等の国庫納付等（第四条―第十条）</p> <p>第四章 人事管理（第十一条―第二十条）</p> <p>第五章 積立金及び国庫納付金（第二十一条―第二十 四条）</p> <p>第六章 教育公務員の範囲（第二十五条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 研究開発に関する審議会による意見聴取</p> <p>（意見聴取の対象から除かれる研究開発の事務及び事 業）</p> <p>第一条 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。 ）第三十五条の四第四項に規定する軽微な研究開発（ 通則法第二条第三項に規定する研究開発をいう。以下 同じ。）の事務及び事業として政令で定めるものは、 次に掲げるものとする。</p> <p>一 国立研究開発法人情報通信研究機構が行う研究開 発の事務及び事業であつて、国立研究開発法人情報 通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第 十四条第二項第一号に掲げる業務に係るもの</p> <p>二 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機</p>	<p>（総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会）</p> <p>第一条 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。 ）第三十二条第三項（日本私立学校振興・共済事業団 法（平成九年法律第四十八号）第二十六条、国立大学 法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五条及び 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第二十 八条において準用する場合を含む。）の政令で定める 審議会は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員 会とする。</p>

構が行う研究開発の事務及び事業であつて、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第十四条第一項第五号、第六号及び第九号に掲げる業務（酒類製造業、たばこ製造業、酒類販売業及びたばこ販売業に係るものに限る。）並びにこれらに附帯する業務に係るもの

三 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が行う研究開発の事務及び事業であつて、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十五条第二項第二号から第四号までに掲げる業務に係るもの

（研究開発に関する審議会）

第二条 通則法第三十五条の四第四項に規定する審議会等で政令で定めるものは、国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）で定める主務大臣にあつては、日本医療研究開発機構審議会とする。

第二章 会計監査人の監査を要しない独立行政法人

第三条 通則法第三十九条第一項に規定する政令で定める基準に達しない独立行政法人（通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれにも該当する独立行政法人（通則法第一条第一項に規定する個別法により長期借入金又は債券発行をすることができ、独立行政法人を除く。）とする。

（新設）

（会計監査人の監査を要しない独立行政法人の範囲）

第二条 通則法第三十九条に規定する政令で定める基準に達しない独立行政法人は、次の各号のいずれにも該当する独立行政法人（通則法第一条第一項に規定する個別法により長期借入金又は債券発行をすることができ、独立行政法人を除く。）とする。

一 通則法第三十九条第一項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に係る事業年度の開始の日における資本金の額が百億円に達しないこと。

二 (略)

第三章 不要財産等の国庫納付等

(不要財産の国庫納付)

第四条 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第一項の規定による政府出資等に係る不要財産（同項に規定する政府出資等に係る不要財産をいう。第六条第一項において同じ。）の国庫納付（以下この項及び次条第一項において「現物による国庫納付」という。）について、通則法第四十六条の二第一項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 (略)

三 当該不要財産の取得の日及び申請の日における当該不要財産の帳簿価額（現金及び預金にあつては、取得の日及び申請の日におけるその額）

四 (略)

五 (略)

一 通則法第三十九条に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に係る事業年度の開始の日における資本金の額が百億円に達しないこと。

二 通則法第三十八条第一項の規定により主務大臣の承認を受けた最終の貸借対照表（以下この号において「最終の貸借対照表」という。）の負債の部に計上した金額の合計額（新たに設立された独立行政法人であつて最終の貸借対照表がないものにあつては、当該独立行政法人の負債の金額に相当する金額として主務大臣の定める方法により算定した額）が二百億円に達しないこと。

(不要財産の国庫納付)

第二条の二 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第一項の規定による政府出資等に係る不要財産の国庫納付（以下この項及び次条第一項において「現物による国庫納付」という。）について、通則法第四十六条の二第一項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 現物による国庫納付に係る不要財産の内容

二 不要財産と認められる理由

三 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額（現金及び預金にあつては、取得の日及び申請の日におけるその額）

四 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容

五 現物による国庫納付の予定時期

六 (略)
2 (略)

(中期計画等に定めた不要財産の国庫納付)

第五条 独立行政法人は、中期目標管理法人(通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人をいう。以下同じ。)の中期計画(通則法第四十四条第三項に規定する中期計画をいう。第七条第一項において同じ。)において通則法第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人(通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。)の中期計画(通則法第四十四条第三項に規定する中期計画をいう。第七条第一項において同じ。)において通則法第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人(通則法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。)の事業計画(通則法第四十五条第一項に規定する事業計画をいう。第七条第一項において同じ。)において通則法第三十五条の計画を定めた場合又は現物による国庫納付を行うおとすときは、前条第一項各号に掲げる事項を主務大臣に通知しなければならない。

2 (略)
3 (略)

(不要財産の譲渡収入による国庫納付)
第六条 (略)

六 その他必要な事項
2 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第一項本文の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期日までに、当該不要財産を国庫に納付するものとする。

(中期計画に定めた不要財産の国庫納付)

第二条の三 独立行政法人は、通則法第四十四条第三項の中期計画において通則法第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合において、現物による国庫納付を行うおとすときは、前条第一項各号に掲げる事項を主務大臣に通知しなければならない。

2 主務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。
3 独立行政法人は、第一項の通知を行ったときは、主務大臣の指定する期日までに、当該不要財産を国庫に納付するものとする。

(不要財産の譲渡収入による国庫納付)
第二条の四 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第二項の規定により、政府出資等に係る不要財産を譲渡

- 一 (略)
- 二 譲渡によって得られた収入の額(第八条第一項及び第二項第二号において「譲渡収入額」という。)
- 三 (略)
- 四 譲渡をした時期
- 五 (略)
- 六 該不要財産の帳簿価額
- 七 (略)
- 八 (略)
- 九 (略)
- 十 (略)
- 十一 (略)
- 十二 (略)
- 十三 (略)
- 十四 (略)
- 十五 (略)
- 十六 (略)
- 十七 (略)
- 十八 (略)
- 十九 (略)
- 二十 (略)
- 二十一 (略)
- 二十二 (略)
- 二十三 (略)
- 二十四 (略)
- 二十五 (略)
- 二十六 (略)
- 二十七 (略)
- 二十八 (略)
- 二十九 (略)
- 三十 (略)
- 三十一 (略)
- 三十二 (略)
- 三十三 (略)
- 三十四 (略)
- 三十五 (略)
- 三十六 (略)
- 三十七 (略)
- 三十八 (略)
- 三十九 (略)
- 四十 (略)
- 四十一 (略)
- 四十二 (略)
- 四十三 (略)
- 四十四 (略)
- 四十五 (略)
- 四十六 (略)
- 四十七 (略)
- 四十八 (略)
- 四十九 (略)
- 五十 (略)
- 五十一 (略)
- 五十二 (略)
- 五十三 (略)
- 五十四 (略)
- 五十五 (略)
- 五十六 (略)
- 五十七 (略)
- 五十八 (略)
- 五十九 (略)
- 六十 (略)
- 六十一 (略)
- 六十二 (略)
- 六十三 (略)
- 六十四 (略)
- 六十五 (略)
- 六十六 (略)
- 六十七 (略)
- 六十八 (略)
- 六十九 (略)
- 七十 (略)
- 七十一 (略)
- 七十二 (略)
- 七十三 (略)
- 七十四 (略)
- 七十五 (略)
- 七十六 (略)
- 七十七 (略)
- 七十八 (略)
- 七十九 (略)
- 八十 (略)
- 八十一 (略)
- 八十二 (略)
- 八十三 (略)
- 八十四 (略)
- 八十五 (略)
- 八十六 (略)
- 八十七 (略)
- 八十八 (略)
- 八十九 (略)
- 九十 (略)
- 九十一 (略)
- 九十二 (略)
- 九十三 (略)
- 九十四 (略)
- 九十五 (略)
- 九十六 (略)
- 九十七 (略)
- 九十八 (略)
- 九十九 (略)
- 百 (略)

- 一 譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容
- 二 不要財産と認められる理由
- 三 納付の方法を譲渡収入による国庫納付とする理由
- 四 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額
- 五 譲渡によって得られる収入の見込額
- 六 譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額
- 七 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容
- 八 譲渡の方法
- 九 譲渡の予定時期
- 十 譲渡収入による国庫納付の予定時期
- 十一 その他必要な事項
- 十二 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第二項本文の規定による認可を受けて不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を主務大臣に提出するものとする。
- 十三 当該不要財産の内容
- 十四 譲渡によって得られた収入の額(第二条の六第一項及び第二項第二号において「譲渡収入額」という。)
- 十五 譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額
- 十六 譲渡した時期
- 十七 前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。

(中期計画等に定めた不要財産の譲渡収入による国庫納付)

第七条 独立行政法人は、中期目標管理法人の中期計画において通則法第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中期計画において通則法第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において通則法第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合において、譲渡収入による国庫納付を行うとときは、前条第一項各号に掲げる事項を主務大臣に通知しなければならない。

2・3 (略)

(簿価超過額の国庫への納付)

第八条 独立行政法人は、譲渡収入額に当該財産の帳簿価額を超える額(以下この条において「簿価超過額」という。)があった場合には、通則法第四十六条の二第三項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を国庫に納付しないことについて認可を受けようとするときを除き、第六条第五項(前条第三項において準用する場合を含む。)の主務大臣の指定する期日まで

4 主務大臣は、第二項の報告書の提出を受けたときは、通則法第四十六条の二第二項本文の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額を独立行政法人に通知するものとする。

5 独立行政法人は、前項の通知を受けたときは、主務大臣の指定する期日までに、同項の規定により通知された金額を国庫に納付するものとする。

(中期計画に定めた不要財産の譲渡収入による国庫納付)

第二条の五 独立行政法人は、通則法第四十四条第三項の中期計画において通則法第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合において、譲渡収入による国庫納付を行うとときは、前条第一項各号に掲げる事項を主務大臣に通知しなければならない。

2 主務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

3 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の通知があつた場合について準用する。

(簿価超過額の国庫への納付)

第二条の六 独立行政法人は、譲渡収入額に当該財産の帳簿価額を超える額(以下この条において「簿価超過額」という。)があった場合には、通則法第四十六条の二第三項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を国庫に納付しないことについて認可を受けようとするときを除き、第二条の四第五項(前条第三項において準用する場合を含む。)の主務大臣の指定する

に、簿価超過額を国庫に納付するものとする。

2 独立行政法人は、簿価超過額があつた場合において、通則法第四十六条の二第三項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を国庫に納付しないことについて認可を受けようとするときは、第六条第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の報告書の提出と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 三 （略）

3 （略）

（国庫に納付する不要財産等の帰属する会計）
第九条 （略）

（資本金の減少に係る通知及び報告）

期日までに、簿価超過額を国庫に納付するものとする。

2 独立行政法人は、簿価超過額があつた場合において、通則法第四十六条の二第三項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を国庫に納付しないことについて認可を受けようとするときは、第二条の四第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の報告書の提出と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容

二 帳簿価額、譲渡収入額及び簿価超過額

三 簿価超過額のうち、納付しないことを求める額及びその理由

3 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第三項ただし書の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期日までに、簿価超過額から当該認可を受けた金額を控除した額を国庫に納付するものとする。

（国庫に納付する不要財産等の帰属する会計）
第二条の七 通則法第四十六条の二第一項の規定により国庫に納付する不要財産又は同条第二項若しくは第三項の規定により不要財産に関し国庫に納付する金額は、当該不要財産に係る政府の出資又は支出に係る会計に帰属する。

2 前項の規定により国庫に納付する不要財産又は金額が帰属するものとされる会計が廃止されている場合その他当該会計の状況に照らして同項の規定によることが適当でないと認められる場合には、同項の規定にかかわらず、当該不要財産又は金額が帰属すべき会計を主務大臣及び財務大臣が定めるものとする。

（資本金の減少に係る通知及び報告）

第十條 (略)

第四章 人事管理

第十一條 (円滑な再就職に特に配慮を要する業務の範囲)

円滑な再就職に特に配慮を要する業務として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 基礎研究
- 二 福祉に関する業務
- 三 研究開発に関する業務 (第一号に掲げる業務を除く。)

(離職を余儀なくされることが見込まれる中期目標管理法人役職員の人数)

第十二條 通則法第五十條の四第二項第五号に規定する政令で定める人数は、三十人とする。

(密接関係法人等の範囲)

第十三條 通則法第五十條の四第三項に規定する営利企業等 (同項に規定する営利企業等をいう。以下この条及び第十五條第四号において同じ。) のうち、資本関係、取引関係等において当該中期目標管理法人と密接

第二條の八 主務大臣は、通則法第四十六條の二第四項の規定により独立行政法人に対する政府からの出資がなかつたものとされ、独立行政法人の資本金を減少するものとされる金額を定めたときは、その金額を独立行政法人に通知するものとする。

2 独立行政法人は、通則法第四十六條の二第四項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告するものとする。

3 主務大臣は、前項の報告があつたときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に通知するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

な関係を有するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該中期目標管理法人（当該中期目標管理法人により財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を支配されている営利企業等で総務省令で定めるものを含む。）が他の営利企業等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の営利企業等として総務省令で定めるもの

二 通則法第五十条の四第一項の規定により禁止される提供、依頼又は要求の日（次号において「行為日」という。）前五年間に係る営利企業等の事業年度（以下この号において「事業年度」という。）のうちいずれかの事業年度において当該中期目標管理法人との間に締結した売買、賃借、請負その他の契約（電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として総務省令で定めるものを受ける契約を除く。）の総額が二千万円以上である営利企業等であつて、当該契約の総額の当該事業年度における売上額又は仕入額等の総額に占める割合が二十五パーセント（資本の額又は出資の総額が三億円以上であり、かつ、常時雇用する従業員の数が三百人以上である営利企業等にあつては、十パーセント）以上であるもの

三 行為日前五年間に、当該中期目標管理法人に対し、許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。）又は補助金等（補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。）の交付に係る申請中の期間がある営利企業等

四 当該中期目標管理法人による立入検査（法令の規定に基づき行われるものに限る。）又は不利益処分

(行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。)の対象となり得る営利企業等

(退職手当通算予定役職員の範囲)

第十四条 通則法第五十条の四第五項に規定する特別の事情がない限り引き続いて採用が予定されている者のうち政令で定めるものは、退職手当通算法人等(同条第四項に規定する退職手当通算法人等をいう。以下この条において同じ。)の役員又は退職手当通算法人等に使用される者となるため退職した場合に通則法第五十条の二第二項又は第五十条の十第二項の規定による退職手当の支給の基準により退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出の手続)

第十五条 通則法第五十条の六の規定による届出は、同条各号に掲げる要求又は依頼を受けた後遅滞なく、総務省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を中期目標管理法人の長に提出して行うものとする。

一 氏名

二 中期目標管理法人の役員又は職員 の地位

三 法令等違反行為(通則法第五十条の四第六項に規定する法令等違反行為をいう。以下この条において同じ。)の要求又は依頼をした再就職者(通則法第五十条の六第一号に規定する再就職者をいう。)の氏名

四 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位

五 法令等違反行為の要求又は依頼が行われた日時

(新設)

(新設)

六 法令等違反行為の要求又は依頼の内容

(中期目標管理法人の長への届出)

第十六条 通則法第五十条の七第一項の規定による届出をしようとする中期目標管理法人役員(同項に規定する中期目標管理法人役員をいう。以下この条において同じ。)は、総務省令で定める様式に従い、中期目標管理法人の長に届出をしなければならない。

2 | 通則法第五十条の七第一項の規定による届出をした中期目標管理法人役員は、当該届出に係る第四項第四号から第八号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を中期目標管理法人の長に届け出なければならない。

3 | 通則法第五十条の七第一項の規定による届出をした中期目標管理法人役員は、当該届出に係る約束が効力を失つたときは、遅滞なく、その旨を中期目標管理法人の長に届け出なければならない。

4 | 通則法第五十条の七第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名
- 二 中期目標管理法人役職員の地位
- 三 再就職の約束をした日
- 四 離職予定日
- 五 再就職予定日
- 六 再就職先の名称
- 七 再就職先の業務内容
- 八 再就職先における地位

(中期目標管理法人の長による報告)

第十七条 通則法第五十条の八第三項の規定による報告は、毎年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この条において同じ。)、当該年度の四

(新設)

(新設)

月一日以後遅滞なく、当該年度の前年度にされた通則法第五十条の六の規定による届出並びに同年度に講じた通則法第五十条の八第一項及び第二項の措置の内容について行うものとする。

(国立研究開発法人への準用)

第十八条 第十一条から前条までの規定は、国立研究開発法人について準用する。この場合において、第十一条中「通則法」とあるのは「通則法第五十条の十一」において準用する通則法」と、第十二条中「通則法」とあるのは「通則法第五十条の十一」において読み替えて準用する通則法」と、第十三条中「第五十条の四第三項」とあるのは「第五十条の十一」において準用する通則法第五十条の四第三項」と、同条第二号中「通則法」とあるのは「通則法第五十条の十一」において準用する通則法」と、同条第四号中「又は不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。）の対象」とあるのは「の対象」と、第十四条から前条までの規定中「通則法」とあるのは「通則法第五十条の十一」において準用する通則法」と読み替えるものとする。

(行政執行法人による報告)

第十九条 (略)

(常勤職員の範囲)

第二十条 通則法第六十条第一項に規定する常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

(新設)

(主務大臣への報告)

第三条 通則法第六十条第一項の規定による報告は、一月一日現在における同項に規定する常勤職員の数について、総務省令で定めるところにより、一月三十日までに行うものとする。

(常勤職員の範囲)

第四条 通則法第六十条第一項に規定する常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第五項の規定により休職者とされた者

三 六 (略)

第五章 積立金及び国庫納付金

(積立金の処分に係る承認の手続)

第二十一条 別表第一の第一欄に掲げる中期目標管理法人は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同表の第二欄に掲げる規定に

一 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者

二 特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第五項の規定により休職者とされた者

三 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第十七号）第二条第一項の規定により派遣された者

四 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項の規定により育児休業をしている者又は同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員（同法第二十二条の規定による勤務をしている者を含む。）

五 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第二条第五項に規定する自己啓発等休業をしている者

六 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者

(積立金の処分に係る承認の手続)

第五条 別表の第一欄に掲げる独立行政法人は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同表の第二欄に掲げる規定により当該中期

より当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を当該規定に規定する大臣（以下「主務大臣」という。）に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、当該規定による承認を受けなければならない。

一 別表第一の第二欄に掲げる規定による承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容
前項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の別表第一の第三欄に掲げる命令で定める書類を添付しなければならない。

3 前二項の規定は、別表第二の第一欄に掲げる国立研究開発法人について準用する。この場合において、第三十五條の四第二項第一号」と、「中期目標の期間」とあるのは「中長期目標の期間」と、「同表」とあるのは「別表第二」と、同項第一号及び前項中「別表第一」とあるのは「別表第二」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、別表第三の第一欄に掲げる行政執行法人について準用する。この場合において、第一項中「通則法第二十九條第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）」とあるのは「毎事業年度」と、「同表」とあるのは「別表第三」と、「当該中期目標の期間の次の中期目標の期間」とあり、及び「次の中期目標の期間の最初の事業年度」とあるのは「翌事業年度」と、同項第一号中「別表第一」とあるのは「別表第三」と、第二項中「期間最後の事業年度」とあるのは「事業年度」と、「別表第一」とあるのは

目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を当該規定に規定する大臣（以下「主務大臣」という。）に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、当該規定による承認を受けなければならない。

一 別表の第二欄に掲げる規定による承認を受けようとする金額

2 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容
前項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の別表の第三欄に掲げる命令で定める書類を添付しなければならない。

（新設）

（新設）

「別表第三」と読み替えるものとする。

(国庫納付金の納付の手続)

2 | 第二十二條 別表第一の第一欄に掲げる中期目標管理法人は、同表の第四欄に掲げる規定に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを主務大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 | 前項の規定は、別表第二の第一欄に掲げる国立研究開発法人について準用する。この場合において、同項中「同表」とあるのは「別表第二」と、「に、当該期間最後の事業年度」とあるのは「に、当該期間最後の事業年度（中長期目標の期間（通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間をいう。）の最後の事業年度をいう。以下同じ。）」と、同項ただし書中「前条第一項」とあるのは「前条第三項において読み替えて準用する同条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第三項において読み替えて準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

3 | 第一項の規定は、別表第三の第一欄に掲げる行政執行法人について準用する。この場合において、同項中「同表」とあるのは「別表第三」と、「期間最後の事業年度」とあるのは「事業年度」と、同項ただし書中「前条第一項」とあるのは「前条第四項において読み替えて準用する同条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第四項において読み替えて準用する同条

(国庫納付金の納付の手続)

第六條 別表の第一欄に掲げる独立行政法人は、同表の第四欄に掲げる規定に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを主務大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

(新設)

(新設)

4 | 第二項」と読み替えるものとする。

主務大臣は、第一項（前二項において読み替えて準用する場合を含む。）の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

（国庫納付金の納付期限）

第二十三条 国庫納付金は、別表第一の第一欄に掲げる中期目標管理法人にあっては期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに、別表第二の第一欄に掲げる国立研究開発法人にあっては中長期目標の期間（通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間をいう。）の最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに、別表第三の第一欄に掲げる行政執行法人にあっては当該事業年度の翌事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第二十四条 別表第一の第一欄に掲げる中期目標管理法
人の国庫納付金は同表の第五欄に掲げる会計に、別表
第二の第一欄に掲げる国立研究開発法人の国庫納付金
は同表の第五欄に掲げる会計に、別表第三の第一欄に
掲げる行政執行法人の国庫納付金は同表の第五欄に掲
げる会計に、それぞれ帰属する。

2 | 前項の規定にかかわらず、別表第一の第一欄に掲げ
る中期目標管理法人、別表第二の第一欄に掲げる国立
研究開発法人又は別表第三の第一欄に掲げる行政執行
法人が通則法第四十六条第一項の規定による交付金（
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭
和三十年法律第七十九号）第二条第一項第四号の規
定に基づき補助金等として指定されたものを除く。）

2 | 主務大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書
類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金
の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するも
のとする。

（国庫納付金の納付期限）

第七条 国庫納付金は、期間最後の事業年度の次の事業
年度の七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第八条 別表の第一欄に掲げる独立行政法人の国庫納付
金は、同表の第五欄に掲げる会計に帰属する。

2 | 前項の規定にかかわらず、別表の第一欄に掲げる独
立行政法人が通則法第四十六条の規定による交付金（
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭
和三十年法律第七十九号）第二条第一項第四号の規
定に基づき補助金等として指定されたものを除く。）
であつて平成二十三年度の一般会計補正予算（第三号
）及び平成二十四年度以降における東日本大震災復興

であつて平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）及び平成二十四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二十二条第二項に規定する復興施策に関する業務を行う場合における当該復興施策に関する業務に係る国庫納付金は、東日本大震災復興特別会計に帰属する。

第六章 教育公務員の範囲

第二十五条 独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第六十四号）第九条第一項、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第六十五号）第九条第一項、独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第六十六号）第十条第一項、独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第七十二号）第九条第一項、国立研究開発法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第七十三号）第十条、国立研究開発法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第七十四号）第十条、国立研究開発法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）第九条、独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第七十七号）第九条第一項、独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第七十八号）第九条第一項、独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）第十条第一項、国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三十三号）第十条第一項、独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四号）第十条第一項、独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十号）第十条第一項、独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）

特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二十二条第二項に規定する復興施策に関する業務を行う場合における当該復興施策に関する業務に係る国庫納付金は、東日本大震災復興特別会計に帰属する。

（教育公務員の範囲）

第九条 独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第六十四号）第九条第一項、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第六十五号）第九条第一項、独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第六十六号）第十条第一項、独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第七十二号）第九条第一項、独立行政法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第七十三号）第十条、独立行政法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第七十四号）第十条、独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）第九条、独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第七十七号）第九条第一項、独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第七十八号）第九条第一項、独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）第十条第一項、独立行政法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三十三号）第十条第一項、独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四号）第十条第一項、独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十号）第十条第一項、独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）第十条第一項、独立

（第十條第一項、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百十五号）第十二條第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）第十條、独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第五百十九号）第十一條第一項、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）第十三條、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）第十一條、独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第六十三号）第十條第一項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第六十九号）第九條第一項、独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第七十二号）第九條第一項、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第十條、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十條第一項、独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第十三号）第九條第一項、独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第十四号）第十一條第一項、独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第十五号）第十條第一項及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法第十條に規定する政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）

二 国立教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で前号に掲げる者に準ずるもの

行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百十五号）第十二條第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）第十條、独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第五百十九号）第十一條第一項、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）第十三條、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）第十一條、独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第六十三号）第十條第一項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第六十九号）第九條第一項、独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第七十二号）第九條第一項、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第十條、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十條第一項、独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第十三号）第九條第一項、独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第十四号）第十一條第一項、独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第十五号）第十條第一項及び独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第三十五号）第十條に規定する政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）

二 国立教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で前号に掲げる者に準ずるもの

附 則

- 1 (施行期日)
この政令は、平成十三年一月六日から施行する。
- 2 (国の貸付金の償還期間等)
通則法附則第四条第二項に規定する政令で定める期間は、五年(二年の据置期間を含む。)とする。
- 3 前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第六条第一項の規定による貸付けの決定(以下「貸付決定」という。)ごとに、当該貸付決定に係る通則法附則第四条第一項の規定による国の貸付金(以下「国の貸付金」という。)の交付を完了した日(その日が当該貸付決定があった日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。
- 4 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。
- 5 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。
- 6 通則法附則第四条第五項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

(略)	(略)	一
(略)	(略)	二
(略)	(略)	三
同項(政府に對し納付すべき額に限る部分)	同項(政府に對し納付すべき額に限る部分)	四
(略)	(略)	五

機辺空政独 構整港法立 備周人行	構共退勤政独 濟職労法立 機金者人行	一
一十九号(昭和三十二年法律第二十号)第二	項五(百六十七号)第一	二
通国土交	働厚生勞	三
同項(政府に對し納付すべき額に限る部分)	同項(昭和三十二年法律第二十号)第一	四
整計全自 備の特別車 勘空港安	定)計險、あ納ける勘務定二七(一 雇特勞、つ付る定する項十同 用別働、つ金国に係る業に条法 勘會保はに庫おる業規第第計	五

(削除)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	

材料研究 物質・材料 政法人 独立行政	館学国政独 博立法立立 物科人行政	会性国政独 館教立立法立 育女女人行	機育少国政 構振年立立法 興教教青人
究機 構法 ・材 料研 法 人 物 質 政 行 政	項三館科法独 三条法第第物立行政 一十物立	項二第百平会女法独 二第百六十年成館性法立 条第十八第第(教育立行政 一十第第第(育立行政	条(六法成構育青法 第第十七律十法振少人 一第十二百一(興年立 項二第百平機教立
学省令 文部科	学省令 文部科	学省令 文部科	学省令
項同 条第 三	項同 条第 三	項同 条第 三	項
一般 會計	一般 會計	一般 會計	

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

政 独 法 立 人 行	構 化 国 政 独 財 立 法 立 機 文 人 行	術 国 政 独 館 立 法 立 美 人 行	所 合 医 放 政 独 合 研 学 射 法 立 研 究 總 線 人 行	研 学 防 政 独 究 技 災 法 立 所 術 科 人 行	究 機 構
法 独 人 立 劳 行 働 政	項 三 構 文 法 独 三 条 法 化 人 立 第 第 第 財 国 行 一 十 機 立 政	第 第 美 法 独 一 十 術 人 立 二 二 館 国 行 条 条 法 立 政	条 法 合 線 法 独 第 第 合 線 法 立 一 一 研 医 人 行 項 五 究 学 放 政	第 第 研 科 法 独 一 十 究 学 法 人 立 項 六 所 技 防 行 条 条 法 術 災 政	第 第 一 十 項 六 条
働 厚 省 生 令 劳	学 文 省 部 令 科	学 文 省 部 令 科	学 文 省 部 令 科	学 文 省 部 令 科	
項 同 条 第 三	項 同 条 第 三	項 同 条 第 三	項 同 条 第 三	項 同 条 第 三	
(一 劳 般 働 会 者 計	一 般 会 計	一 般 会 計	一 般 会 計	一 般 会 計	

(略)	(削除)	(削除)	
(略)			
(略)			
(略)			
(略)			

所業經政独 業研濟法立 研産人行政 究産人行政	ル セ 合 水 政 独 研 産 法 立 究 総 人 行 政	所合森政独 研林法立 究総人行政 研総人行政	
項三所産法独 条法業人立 第第研經政 一十究済政	第 第 十 九 号 第 十 四 条 第 一 項	条 第 一 項 第 十 四 号 第 十 八 号 第 百 一 十 一 年 法 律 第 百 九 十 八 号 第 十 四 号 第 一 項	一 十 七 号 第 一 十 二 条 第 七 号 第 一 項
業省令 經濟産	産農 省林 令水	産農 省林 令水	
項同 条第 三	項同 条第 三	項同 条第 三	
一般 會計	一般 會計	一般 會計	

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

研究 所	全環 境	交通 安	政法 人	独立 行政	研究 所	建 築 研	政 法 人	独 立 行	
項 六 条 第 一	号 第 十 七	第 一 年 法 律	(平 成 十 一 年 法 律	研 究 所 法 規	項 三 条 第 一	号 第 十 六	第 一 年 法 律	(平 成 十 一 年 法 律	研 究 所 法 規
				通 省 令				通 省 令	
				項 同 条 第 三				項 同 条 第 三	
車 計 全 自 付 理 に 含 る に 務 掲 第 三 十 二 一 般 會 計	計 の 特 別 會 安	動 車 安	て 金 庫 納	る に 係 る 經	に 係 る 經	に 係 る 經	に 係 る 經	に 係 る 經	に 係 る 經

)))	
(削除)	(削除)	(削除)	

所 法 電 政 独 研 究 航 人 行	研 港 港 政 独 究 技 灣 法 立 所 術 空 人 行	研 術 海 政 独 究 安 上 法 立 所 全 技 人 行	
第 百 法 成 所 航 法 人 独 十 十 律 十 一 法 法 法 人 三 号 第 一 年 研 研 研 電 行 条) 二 年 究 究 究 子 政	項 二 号 第 一 年 平 成 十 一 年 法 律 第 二 百 九 十 一 号 第 十 一 條 第 一 項	項 二 号 第 一 年 平 成 十 一 年 法 律 第 二 百 八 十 一 号 第 十 一 條 第 一 項	
通 省 令	通 省 令	通 省 令	
項 同 条 第 三 條	項 同 条 第 三 條	項 同 条 第 三 條	
一 般 會 計	一 般 會 計	一 般 會 計	録 勘 定)

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

独立行政法人 大学航空学 校	独立行政法人 教育技術機 構	独立行政法人 航海教育機 構	独立行政法人 航海訓練所	第一項
独立行政法人航空 大学平成十 一年法律第 一百零五号 第十三条第 一項	独立行政法人航 空教育技術機 構平成十一 年法律第二 百零四号第 十二條第一 項	独立行政法人航 海教育技術機 構平成十一 年法律第二 百零三号第 十二條第一 項	独立行政法人航 海訓練所平成 十一年法律 第一百零三 号第十三條 第一項	第一項
国土交通省令	国土交通省令	国土交通省令	国土交通省令	
同条第三項	同条第三項	同条第三項	同条第三項	
一般會計	一般會計	一般會計	一般會計	

(略)	(削除)	(削除)
(略)		
(略)		
(略)		
(略)		

自動車検査政 立行政 法人	独立行政 法人 駐留軍 等労働 者労働 管理機 構	独立行政 法人 環境研 究所 環境研 究
自動車検査 政立行政 法人 平成十 一年法 律第二十 八号第 一十六 条第一 項	独立行政 法人 駐留軍 等労働 者労働 管理機 構 平成十 一年法 律第二十 七号第 十一条第 一項	独立行政 法人 環境研 究所 平成十 一年法 律第二十 六号第 一十二 条第一 項
国土交通 省令	防衛省 令	環境省 令
同条第三 項	同条第三 項	同条第三 項
自動車安 全特別会 計の自動 車検査登 録勘定	一般会計	一般会計

(略)	(略)	(略)	(削除)
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
同条第二	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	

独立行政	独立行政 法人 生活 民法 国民生 活用 タリ	独立行政 法人 生活 民法 国民生 活用 タリ	独立行政 法人 生活 民法 国民生 活用 タリ	独立行政 法人 生活 民法 国民生 活用 タリ
独立行政	独立行政 法人 生活 民法 国民生 活用 タリ	独立行政 法人 生活 民法 国民生 活用 タリ	独立行政 法人 生活 民法 国民生 活用 タリ	独立行政 法人 生活 民法 国民生 活用 タリ
農林水	令 内閣府	令 内閣府	令 内閣府	令 総務省
同条第三	同条第三	同条第三	同条第三	同条第三
一般会計	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計

(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	
項 同 条第二	(略)	項
(略)	(略)	

基金 業信用 農林漁 政法人 独立行	金年農政独 金業法立 基者人行	機業農政 構振畜法 興興產人
項六号百平基漁法人独 条(二)年成金業業人立 第一第十八年第四(用)林行政	項三)二法成金者法人独 条第六十七第(百)年(平)金者法人立 第一十号百(年)平基者法人行政	項三)百平機產法 条(二)年法成構業人 第一十(六)第(四)興興畜
省・産農林 令財務省令水	産農林 省令水	産省令
項 同 条第三	項 同 条第三	項
一般會計	一般會計	

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	項 同 条第二	項 同 条第二	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

独立行	流国政独 基金際法立 金交人行	力国政独 機際法立 構協人行	会対土北政独 策問方方法立 協題領人行政
独立行政	第十四 第十七 律第百 三十三 法(平 成法 交流基 金國際 法人國 際行政	条第 十六 律第百 三十三 法(平 成法 協力機 構國際 行政	第十 十二 律第百 三十三 法(平 成法 對策協 會領土 問題方 領土北 方行政
文部科	令 外 務省	令 外 務省	令 内 閣府
同条第三	項 同 条第三	項 同 条第三	項 同 条第三
一般會計	一般 會計	一般 會計	一般 會計

(略)	(略)	(略)	(削除)
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
同条第二	(略)	項同条第二	
(略)	(略)	(略)	

独立行政	振興会 術文化 日本芸 政法人 独立行政	ン振ポ日政独 タ興 本法立 セツス人行	研究 理化学 政法人 独立行政	会術日政 振興本学 興学人
独立行政	第十五条 振興会法 術文化 法人日本 独立行政	第二十四 タ 法第 セ ン 第一項	一十七 十号)第 律第六 十四年 法(平成 学研究所 法人理 独立行政	項十 会法第 条第二 第一
厚生労働	学省令 文部科	学省令 文部科	学省令 文部科	学省令
同条第四	項同条第三	項同条第三	項同条第三	項
一般会計	一般会計	一般会計	一般会計	

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

機・策労政独 構研研働法立 修究政人行	み設総障度国政独 のの合害知立立法 園ぞ施者's重人行
項四構・政法人独 条法研策人立 第十機究働政	第第十律十法ぞ合障重法独 一十二七第百四(み施害度人立 項二七号百六年平の設者's総的立 条)六法成園のの総的立政
働厚生 省生 令勞	働厚生 省生 令勞
項同 条第 三	項同 条第 三
定計險はに庫おる業行業償者よ保災(一 、勞特勞あ納け経務わと保災る險害(勞 雇災別働つ付る理にれし補働に補働に償者 用勘会保て金国に係るて事補働に償者計	一般 會計

(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
項 同 条 第 二	項 同 条 第 二	(略)	
(略)	(略)	(略)	

策事自政独 機故動法立 構對車人行	機水政独 構資法立 源人行政	機光国政独 構振際法立 興觀人行政	機易 構振 興
三第(策車法独 号百(平機事人立 八法成構故自行政 第十律十法對動政	第一三二第(源法独 項一十号百(平機人立 条一十)八法成構水行政 条第十)十律十法資政	条号百(平機觀法独 第一)八法成構光人立 項十)十律十法興觀際行政	一十三機 項三条法 第第
通国 省土 令交	通国 省土 令交	通国 省土 令交	
項 同 条 第 三	項 同 条 第 三	項 同 条 第 三	
策車計全自 勘事の特別動 定故自別車安 對動會安	一 般 會 計	一 般 會 計	

(削除)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	第一項 第十七条 第十一号 律第四百九 十四年法 法(平成 病院機構 法人国立 独立行政	
	(略)	(略)	(略)	(略)
	項 同 条第二	項 同 条第二	項 同 条第二	
	(略)	(略)	(略)	(略)

政 独 法 立 人 行	機 生 日 政 独 構 支 本 法 立 援 学 人 行	機 生 環 政 独 構 保 境 法 立 全 再 人 行	院 国 政 独 機 立 法 立 構 病 人 行	
法 独 人 立 海 行 洋 政	一 十 機 学 法 独 項 八 構 生 人 立 第 条 法 支 日 行 第 第 第 援 本 政	条 四 年 平 機 再 法 独 第 第 法 成 構 生 人 立 一 十 律 十 法 保 環 行 三 三 第 五 全 境 政	第 第 十 律 十 法 病 法 独 一 十 四 第 百 院 人 立 項 五 年 九 九 機 国 立 条 条 法 法 成 構 立 政	一 十 項 五 第 条 第
学 文 省 部 令 科	学 文 省 部 令 科	令 環 境 省	働 厚 省 生 令 勞	
項 同 条第三	項 同 条第三	項 同 条第三	項 同 条第三	
一 般 会 計	一 般 会 計	一 般 会 計	一 般 会 計	

(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
同 条 第 四	項 同 条 第 二	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	

独 立 行	一 七 ン セ タ ・ 学 経 財 務 大 学 立 法 人 政 立 行 独 立 行	機 位 価 大 政 独 構 授 ・ 学 評 人 立 行	構 学 等 国 政 独 校 専 立 法 人 機 門 高 立 行	機 究 海 構 開 洋 発 研
独 立 行 政	第 一 十 五 条 法 第 一 十 五 条 法 第 一 十 五 条 法	項 七 条 第 一 十 一 條 第 一 十 一 條 第 一 十 一 條	条 法 学 高 法 独 第 十 三 機 構 門 立 行 政	条 第 一 項 第 十 八 号 第 十 五 号 第 十 五 号 第 十 五 号 第 十 五 号 第 十 五 号 第 十 五 号
国 土 交	学 文 省 部 令 科	学 文 省 部 令 科	学 文 省 部 令 科	
同 条 第 五	項 同 条 第 三	項 同 条 第 三	項 同 条 第 三	
一 般 会 計	一 般 会 計	一 般 会 計	一 般 会 計	

(削除)	(削除)	
		項

ん 国 政 独 機 究 子 日 政 独	研 立 法 立 構 開 力 本 法 立	究	濟 債 保 速 日 政	機 務 有 道 本 法	構 返 ・ 路 高 人
等 す 医 高	行 人 行	項 一)	三 十 号 法 成 構 究 原 法 独	項 十)	項 十 号 法 成 構 務 保 高 法
行 う 研 関 療 に 専 門	項 一 第 二 十 五 第 百 六 年	第 二 十 五 第 百 六 年	令 産 業 省	項 同 条 第 三	項 同 条 第 三
働 厚 生 労	項 一 第 二 十 五 第 百 六 年	第 二 十 五 第 百 六 年	令 産 業 省	項 同 条 第 三	項 同 条 第 三
一 般 会 計	促 進 勘 定 電 源 開 発 別 会 計 の 一 対 策 特 エ ネ ル ギ	促 進 勘 定 電 源 開 発 別 会 計 の 一 対 策 特 エ ネ ル ギ	一 般 会 計	一 般 会 計	一 般 会 計

(削除)	(削除)	(削除)	

政 独 法 立 人 行	ン 研 タ 究 ー セ	経 神 医 ・ 療 神	国 政 立 法 精 人	独 立 立 行	ン 研 タ 究 ー セ	環 器 病 病	国 立 循 人	政 法 人 行	独 立 立 行	セ ン タ
医 高 療 度 に 専 関 門	第 第 一 二 十 十 条 条	法 独 人 立 に 行 関 政	等 を を 行 行 う	医 高 療 度 に 専 関 門	第 第 一 二 十 十 条 条	法 独 人 立 に 行 関 政	等 を を 行 行 う	医 高 療 度 に 専 関 門	第 第 一 二 十 十 条 条	項 十 十 条 第 第 一 一 二 三 号 号 第 第 一 一 二 三 十 号 号 第 第 一 一 二 三 十 号 第 第 一 一 二 三 十 号 第 一 項 項
働 厚 省 生 令 労			働 厚 省 生 令 労				働 厚 省 生 令 労			
項 同 同 条 条 第 第 三 三			項 同 同 条 条 第 第 三 三				項 同 同 条 条 第 第 三 三			
一 一 般 般 会 会 計 計			一 一 般 般 会 会 計 計				一 一 般 般 会 会 計 計			

(削除)	(削除)	(削除)	

療 日 政 独	ン 研 寿 国 政 独	ン 研 育 国 政 独	ン 研 際 国
究 本 法 立	タ 究 医 立 法 立	タ 究 医 成 法 立	タ 究 セ 療 立
開 医 法 独	第 第 す 法 独 等 す 医 高	第 第 す 法 独 等 す 医 高	第 第 す 法 独 等 す 医 高
発 療 人 立	一 二 る 人 立 を る 療 度	一 二 る 人 立 を る 療 度	一 二 る 人 立 を る 療 度
機 研 日 行	項 十 る に 行 を を に に 専	項 十 る に 行 を を に に 専	項 十 る に 行 を を に に 専
構 究 本 政			
省 部 令 内	働 厚	働 厚	
令 科 ・ 閣	省 生	省 生	
・ 学 文 府	令 労	令 労	
項 同	項 同	項 同	
同 条	同 条	同 条	
第 三	第 三	第 三	
一	一	一	
般 会	般 会	般 会	
計 計	計 計	計 計	

法人 開放 研究 開発 国立 研究	研究所 技術 研究 災害 科学 法人 防 究 開 究 国立 研究	機 料 質 法 究 国立 構 研 ・ 人 開 立 究 材 物 發 研 究	一
放射 線 医 開 法 人 国立 研究	項 六 所 技 防 開 究 国立 條 法 術 災 發 研 究 第 第 科 学 十 人 究	項 六 構 料 物 開 国立 條 法 法 研 究 機 ・ 材 發 研 究	二
学 省 令 文 部 科	学 省 令 文 部 科	学 省 令 文 部 科	三
項 同 條 第 三	項 同 條 第 三	項 同 條 第 三	四
一 般 會 計	一 般 會 計	一 般 會 計	五

別表第二（第二十一条—第二十四条関係）

構 開 發 機
第 一 項 第 十 七 條 第 十 九 號 法 律 第 四 十 六 年 法 （ 平 成
令 産 業 省 ・ 經 濟 省 勸 省 令 厚 生 勞

水産業	際農林	法人国	究開発	国立研		究所	技術研	業環境	法人農	究開発	国立研		究所	資源研	業生物	法人農	究開発	国立研	研究所	学総合	射線医								
究セン夕	水産業研	国際農林	開発法人	国立研究	条第一項	（第十二号	九十四号	法律第百	成十一年	所法（平	技術研究	農業環境	開発法人	国立研究	条第一項	（第十二号	九十三号	法律第百	成十一年	所法（平	資源研究	農業生物	開発法人	国立研究	一項十五	条第	究所法第	学総合研	
		産省令	農林水							産省令	農林水							産省令	農林水										
			項同	条第三						項同	条第三							項同	条第三										
			一般	會計						一般	會計							一般	會計										

究開 立研 發	ン タ 一	研 究 セ	産 合 水	法 人 水	究 開 發	国 立 研	究 開 發	林 合 森	法 人 森	究 開 發	国 立 研	ン タ 一	研 究 セ														
開 發 法 人	項 四 条 第 一	号 第 十 九	百 九 十 九	年 法 律 第 一	平 成 十 一	タ 一 法 （	研 究 セ ン	水 産 合 水	開 發 法 人	国 立 研 究	一 項	十 四 条 第 一	八 号 第 十 九	第 一 百 九 十 九	年 法 律 第 一	（ 平 成 十 一	研 究 所 法	森 林 合 森	開 發 法 人	国 立 研 究	条 第 一 項	） 第 十 二	九 十 七 号	法 律 第 百	成 十 一 年	一 法 （ 平	
業 省 令																											
項 同 条 第 三																											
一 般 會 計																											

究所	安全研	上技術	法人海	究開発	国立研		所	築研	法人建	究開発	国立研		所	木研	法人土	究開発	国立研	究所	総合研	業技術	法人産				
成十一年	所法(平	安全研究	海上技術	開発法人	国立研究	第一項	第百六十三号)	法律第二	成十一年	所法(平	建築研究	開発法人	国立研究	第一項	第百五十四号)	法律第二	成十一年	所法(平	土木研究	開発法人	国立研究	項二条第一	所法第十	総合研究	産業技術
			通省令	国土交							通省令	国土交													
				項同条第三							項同条第三														
				一般會計							一般會計														

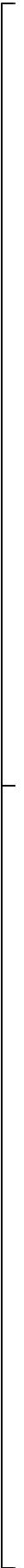
発 機 構	研 究 開	本 医 療	法 人 日	究 開 発	国 立 研	1	セ ン タ	療 研 究	長 寿 医	人 国 立	開 発 法	立 研 究	及 び 国	ン タ ー	研 究 セ	育 医 療	国 立 成	発 法 人	研 究 開	ン タ ー	研 究 セ	際 医 療	国 立 国	発 法 人	研 究 開	ン タ ー
一 項	十 七 条 第 一 項	機 構 法 第 一 項	研 究 開 発	日 本 医 療 人	開 発 法 人																					
産 業 省	・ 経 済	働 省 令	厚 生 労	省 令 ・	部 科 学	令 ・ 文																				
					項	同 条 第 三																				
						一 般 会 計																				

独立行政 法人 統計セン ター	独立行政 法人 駐留軍 等労働 者労働 管理機 構	基盤機 構
独立行政 法人統計 センター 法（平成 十一年法 律第二百 十九号） 第十三条 第一項	独立行政 法人駐留 軍等労働 者労働管 理機構法 （平成十 一年法律 第二百十 七号）第 十一条第 一項	法第十二 条第一項
総務省 令	防衛省 令	
同条第三 項	同条第三 項	
一般会計	一般会計	

○ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）（第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構</p> <p>三・四（略）</p> <p>五 国立研究開発法人海洋研究開発機構</p> <p>六 国立研究開発法人科学技術振興機構</p> <p>七 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</p> <p>八～四十（略）</p> <p>四十一 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構</p> <p>四十二～八十八（略）</p> <p>八十九 国立研究開発法人理化学研究所</p> <p>九十～九十三（略）</p> <p>九十四 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構</p> <p>九十五 国立研究開発法人農業生物資源研究所</p> <p>九十六 国立研究開発法人農業環境技術研究所</p> <p>九十七 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター</p> <p>九十八 国立研究開発法人森林総合研究所</p> <p>九十九 国立研究開発法人水産総合研究センター</p> <p>百 国立研究開発法人土木研究所</p> <p>百一 国立研究開発法人建築研究所</p> <p>百二 国立研究開発法人港湾空港技術研究所</p> <p>百三～百十三（略）</p>	<p>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 独立行政法人宇宙航空研究開発機構</p> <p>三・四（略）</p> <p>五 独立行政法人海洋研究開発機構</p> <p>六 独立行政法人科学技術振興機構</p> <p>七 独立行政法人日本原子力研究開発機構</p> <p>八～四十（略）</p> <p>四十一 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構</p> <p>四十二～八十八（略）</p> <p>八十九 独立行政法人理化学研究所</p> <p>九十～九十三（略）</p> <p>九十四 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構</p> <p>九十五 独立行政法人農業生物資源研究所</p> <p>九十六 独立行政法人農業環境技術研究所</p> <p>九十七 独立行政法人国際農林水産業研究センター</p> <p>九十八 独立行政法人森林総合研究所</p> <p>九十九 独立行政法人水産総合研究センター</p> <p>百 独立行政法人土木研究所</p> <p>百一 独立行政法人建築研究所</p> <p>百二 独立行政法人港湾空港技術研究所</p> <p>百三～百十三（略）</p>



改正案	現行
<p>（手数料の納付を要しない独立行政法人） 第十五条 法第四百四条第一項の政令で定める独立行政法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略） 二 国立研究開発法人防災科学技術研究所 三 国立研究開発法人放射線医学総合研究所 四（略） 四（略） 五 国立研究開発法人農業環境技術研究所 六 国立研究開発法人産業技術総合研究所 七（略） 八 国立研究開発法人土木研究所 九 国立研究開発法人建築研究所 十（略） 十一 国立研究開発法人海上技術安全研究所 十二 国立研究開発法人港湾空港技術研究所 十三（略） 十四 国立研究開発法人電子航法研究所 十五 国立研究開発法人電子航法研究所 十六（略） 十七（略） 十八 国立研究開発法人国際医療研究センター</p>	<p>（手数料の納付を要しない独立行政法人） 第十五条 法第四百四条第一項の政令で定める独立行政法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略） 二 独立行政法人防災科学技術研究所 三 独立行政法人放射線医学総合研究所 四（略） 四（略） 五 独立行政法人農業環境技術研究所 六 独立行政法人産業技術総合研究所 七（略） 八 独立行政法人土木研究所 九 独立行政法人建築研究所 十（略） 十一 独立行政法人海上技術安全研究所 十二 独立行政法人港湾空港技術研究所 十三（略） 十四 独立行政法人電子航法研究所 十五 独立行政法人電子航法研究所 十六（略） 十七（略） 十八 独立行政法人国際医療研究センター</p>

○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十四年政令第九十九号）（第三十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（情報提供の方法及び範囲）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 法第二十二條第一項の政令で定める情報は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する次に掲げる情報</p> <p>イ 次に掲げる独立行政法人等の区分に応じ、それぞれ次に定める業務の実績に係る評価の結果に関する情報</p> <p>(1) 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三十三号）第二十二條第二項に規定する中期目標管理法人</p> <p>同法第三十二條第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの並びに同項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果及び同項の規定に基づく同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの</p> <p>(2) 独立行政法人通則法第二十二條第三項に規定する国立研究開発法人 同法第三十五條の六第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの並びに同項の規定に基づく同項第二号に規定する中長期目標の期間の終了時に見込</p>	<p>（情報提供の方法及び範囲）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 法第二十二條第一項の政令で定める情報は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する次に掲げる情報</p> <p>イ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三十三号）第三十二條第一項及び第三十四條第一項の規定（これらの規定を国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第三十五條及び総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第四十八條において準用する場合を含む。）に基づくそれぞれの直近の評価の結果</p>

まれる中長期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果、同項の規定に基づく同項第三号に規定する中長期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果及び同条第二項の規定に基づく評価の結果のうち直近のもの

(3) 独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人 同法第三十五条の十一第一項の規定に基づく評価の結果のうち直近のもの及び同条第二項の規定に基づく評価の結果のうち直近のもの

(4) 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第五項に規定する国立大学法人等 同法第三十一条の二第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの並びに同項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果及び同項の規定に基づく同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの

(5) 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センター 同法第四十一条の二第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの並びに同項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果及び同項の規定に基づく同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの

五
口
へ
略
略

五
口
へ
略
略

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則 （経過措置）</p> <p>第二条 この政令の施行の際現に免許を受けている既開設局（電波法第七十一条の二第三号に規定する既開設局をいう。）のうち、この政令の施行後最初に到来する当該既開設局の免許の応当日（同法第百三条の二第一項に規定する応当日をいう。）から当該免許の有効期間の満了の日までの期間が六月に満たないものについては、改正後の電波法施行令第六条の二第二項の規定は、適用しない。</p> <p>2 次の各号に掲げる独立行政法人は、当該各号に定める独立行政法人が平成十五年十月一日前に免許の申請をした無線局に限り、電波法第百四条第一項の政令で定める独立行政法人とみなす。</p> <p>一 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 改正前の電波法施行令第七条第七号に掲げる独立行政法人（削る）</p> <p>二 国立研究開発法人水産総合研究センター 改正前の電波法施行令第七条第二十一号に掲げる独立行政法人</p>	<p style="text-align: center;">附 則 （経過措置）</p> <p>第二条 この政令の施行の際現に免許を受けている既開設局（電波法第七十一条の二第三号に規定する既開設局をいう。）のうち、この政令の施行後最初に到来する当該既開設局の免許の応当日（同法第百三条の二第一項に規定する応当日をいう。）から当該免許の有効期間の満了の日までの期間が六月に満たないものについては、改正後の電波法施行令第六条の二第二項の規定は、適用しない。</p> <p>2 次の各号に掲げる独立行政法人は、当該各号に定める独立行政法人が平成十五年十月一日前に免許の申請をした無線局に限り、電波法第百四条第一項の政令で定める独立行政法人とみなす。</p> <p>一 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 改正前の電波法施行令第七条第七号に掲げる独立行政法人</p> <p>二 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 改正前の電波法施行令第七条第十五号に掲げる独立行政法人</p> <p>三 国立研究開発法人水産総合研究センター 改正前の電波法施行令第七条第二十一号に掲げる独立行政法人</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令</p> <p>（毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法）</p> <p>第一条 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第十六条に規定する基盤技術研究促進勘定及び出資勘定における法第十七条第四項の政令で定めるところにより計算した額（第六条において「毎事業年度において国庫に納付すべき額」という。）は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号。以下「通則法」という。）第四十四条第一項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額とする。</p> <p>（積立金の処分に係る承認の手続）</p> <p>第二条 国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、法第十六条に規定する債務保証勘定及び一般勘定において、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第十七条第一項の規定により当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を総務大臣（</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人情報通信研究機構法施行令</p> <p>（毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法）</p> <p>第一条 独立行政法人情報通信研究機構法（以下「法」という。）第十六条に規定する基盤技術研究促進勘定及び出資勘定における法第十七条第四項の政令で定めるところにより計算した額（第六条において「毎事業年度において国庫に納付すべき額」という。）は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号。以下「通則法」という。）第四十四条第一項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額とする。</p> <p>（積立金の処分に係る承認の手続）</p> <p>第二条 独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、法第十六条に規定する債務保証勘定及び一般勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第十七条第一項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を総務大臣（法第十六条に規定</p>

法第十六条に規定する債務保証勘定に係るものについては、総務大臣及び財務大臣）に提出し、当該中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

一・二 (略)

2 機構は、法第十六条に規定する基盤技術研究促進勘定及び出資勘定において、期間最後の事業年度に係る法第十七条第五項の規定による整理を行った後、同項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定により当該中期目標の期間の次の中長期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を総務大臣（法第十六条に規定する出資勘定に係るものについては、総務大臣及び財務大臣）に提出し、当該次の中長期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、法第十七条第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定による承認を受けなければならない。

3 (略)

する債務保証勘定に係るものについては、総務大臣及び財務大臣）に提出し、当該中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

一・二 (略)

2 機構は、法第十六条に規定する基盤技術研究促進勘定及び出資勘定において、期間最後の事業年度に係る法第十七条第五項の規定による整理を行った後、同項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定により当該中期目標の期間の次の中長期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を総務大臣（法第十六条に規定する出資勘定に係るものについては、総務大臣及び財務大臣）に提出し、当該次の中長期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、法第十七条第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定による承認を受けなければならない。

3 (略)

(略)

○ 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令（平成二十六年政令第二百六号）（第三十五条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成二十五年法律第百十号）第十条第一項の規定により非常勤の消防団員と兼職することを認められた一般職の国家公務員並びに一般職の国家公務員のうち非常勤の消防団員と兼職する非常勤職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の職員を占める職員を除く。）及び臨時的職員は、内閣官房令・総務省令で定めるところにより、その所轄庁の長（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の職員にあっては、当該職員の勤務する行政執行法人の長。次項において同じ。）の承認を受けて、消防団員としての活動を行うためにその割り振られた正規の勤務時間の一部を割くことができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>1 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成二十五年法律第百十号）第十条第一項の規定により非常勤の消防団員と兼職することを認められた一般職の国家公務員並びに一般職の国家公務員のうち非常勤の消防団員と兼職する非常勤職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の職員を占める職員を除く。）及び臨時的職員は、内閣官房令・総務省令で定めるところにより、その所轄庁の長（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員にあっては、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長。次項において同じ。）の承認を受けて、消防団員としての活動を行うためにその割り振られた正規の勤務時間の一部を割くことができる。</p> <p>2 （略）</p>

○ 独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）（第三十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十九条（特則）（略）</p> <p>2 第三条第一項の規定にかかわらず、独立行政法人農林漁業信用基金又は国立研究開発法人森林総合研究所については、資本金の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>第十九条（特則）（略）</p> <p>2 第三条第一項の規定にかかわらず、独立行政法人農林漁業信用基金又は独立行政法人森林総合研究所については、資本金の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。</p> <p>3・4 （略）</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>4 (国立研究開発法人森林総合研究所に関する特例) 国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第八条第一項、第九条第一項及び第十一条第一項の規定により国立研究開発法人森林総合研究所がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第四条中「定める者」とあるのは、「定める者並びに国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第八条第一項、第九条第一項及び第十一条第一項の事業について不動産の権利に関する登記を申請しようとする国立研究開発法人森林総合研究所」とする。</p>	<p>附則</p> <p>4 (独立行政法人森林総合研究所に関する特例) 独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第八条第一項、第九条第一項及び第十一条第一項の規定により独立行政法人森林総合研究所がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第四条中「定める者」とあるのは、「定める者並びに独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第八条第一項、第九条第一項及び第十一条第一項の事業について不動産の権利に関する登記を申請しようとする独立行政法人森林総合研究所」とする。</p>

○ 土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）（第三十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>4 (国立研究開発法人森林総合研究所に関する特例) <u>国立研究開発法人森林総合研究所法</u>（平成十一年法律第九十八号）附則第八條第一項、第九條第一項及び第十一條第一項の規定により<u>国立研究開発法人森林総合研究所</u>がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第四條中「定める者」とあるのは、「定める者並びに国立研究開発法人森林総合研究所」（平成十一年法律第九十八号）附則第八條第一項、第九條第一項及び第十一條第一項の事業について、不動産の表示に関する登記につき必要な調査若しくは測量をしようとし、又はその登記を申請しようとする<u>国立研究開発法人森林総合研究所</u>」とする。</p>	<p>附則</p> <p>4 (独立行政法人森林総合研究所に関する特例) <u>独立行政法人森林総合研究所法</u>（平成十一年法律第九十八号）附則第八條第一項、第九條第一項及び第十一條第一項の規定により<u>独立行政法人森林総合研究所</u>がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第四條中「定める者」とあるのは、「定める者並びに独立行政法人森林総合研究所」（平成十一年法律第九十八号）附則第八條第一項、第九條第一項及び第十一條第一項の事業について、不動産の表示に関する登記につき必要な調査若しくは測量をしようとし、又はその登記を申請しようとする<u>独立行政法人森林総合研究所</u>」とする。</p>

○ 債権管理回収業に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第十四号）（第三十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（貸付債権の主体）</p> <p>第一条 債権管理回収業に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項第一号又は規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構</p> <p>十 十四（略）</p> <p>（求償権の主体）</p> <p>第二条 法第二条第一項第二十一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 国立研究開発法人情報通信研究機構</p> <p>六 七（略）</p> <p>（その他特定金銭債権）</p> <p>第三条 法第二条第一項第二十二号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる債権とする。</p> <p>一 十四（略）</p> <p>十五 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十四号）附則第三条第一項の規定により独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）第四十七条の規定による改正前の独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第三条の独立行政</p>	<p>（貸付債権の主体）</p> <p>第一条 債権管理回収業に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項第一号又は規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構</p> <p>十 十四（略）</p> <p>（求償権の主体）</p> <p>第二条 法第二条第一項第二十一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 独立行政法人情報通信研究機構</p> <p>六 七（略）</p> <p>（その他特定金銭債権）</p> <p>第三条 法第二条第一項第二十二号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる債権とする。</p> <p>一 十四（略）</p> <p>十五 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十四号）附則第三条第一項の規定により独立行政法人情報通信研究機構が承継した貸付契約に係る貸付債権</p>

法人情報通信研究機構が承継した貸付契約に係る貸
付債権

改正案	現行
<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 不要財産（第十八条―第二十四条） 第五章 雑則（第二十五条） 附則</p> <p>（国庫納付金の帰属する会計） 第十五条（略） 2 前項の規定にかかわらず、支援センターが法第四十条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条第一項の規定による交付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき補助金等として指定されたものを除く。）であつて平成二十四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二十二条第二項に規定する復興施策に関する業務を行う場合における当該復興施策に関する業務に係る国庫納付金は、東日本大震災復興特別会計に帰属する。</p> <p>第四章 不要財産 （不要財産の国庫納付） 第十八条 支援センターは、法第四十七条の二第一項の規定による政府出資等に係る不要財産（同項に規定す</p>	<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 雑則（第十八条・第十九条） （新設） 附則</p> <p>（国庫納付金の帰属する会計） 第十五条（略） 2 前項の規定にかかわらず、支援センターが法第四十条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十八条において「準用通則法」という。）第四十六条の規定による交付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき補助金等として指定されたものを除く。）であつて平成二十四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二十二条第二項に規定する復興施策に関する業務を行う場合における当該復興施策に関する業務に係る国庫納付金は、東日本大震災復興特別会計に帰属する。</p> <p>第四章 雑則 （独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の規定の準用） 第十八条 準用通則法第四十六条の二第六項の政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項については</p>

- る政府出資等に係る不要財産をいう。第二十条第一項において同じ。）の国庫納付（以下この項及び次条第一項において「現物による国庫納付」という。）について、法第四十七条の二第一項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。
- 一 現物による国庫納付に係る不要財産の内容
 - 二 不要財産と認められる理由
 - 三 当該不要財産の取得の日及び申請の日における当該不要財産の帳簿価額（現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額）
 - 四 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容
 - 五 現物による国庫納付の予定時期
 - 六 その他必要な事項
- 2 支援センターは、法第四十七条の二第一項本文の認可を受けたときは、法務大臣の指定する期日までに、当該不要財産を国庫に納付するものとする。

<p>、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第二條の二から第二條の八までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「独立行政法人」とあるのは「日本司法支援センター」と、「主務大臣」とあるのは「法務大臣」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>読み替えられる 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の規定</p>	<p>読み替えられる 字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>第二條の二第一項</p>	<p>通則法第四十六條の二第一項の</p>	<p>準用通則法（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第四十八條において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）をいう。以下同じ。）第四十六條の二第一項の</p>	<p>文 條の二第一項本 文 準用通則法第四十六條の二第一項本</p>
--	---	-----------------------	----------------	-----------------	-----------------------	---	---

第二條の八第一	第二條の七第一	第二條の六第一 項から第三項ま で	第二條の五第一	第二條の四第二 項及び第四項	第二條の四第一	第二條の三第一	第二條の二第二
通則法	通則法	通則法	通則法第三十條 第二項第四号の 二	通則法第四十四 條第三項	通則法	通則法第三十條 第二項第四号の 二	通則法第四十四 條第三項
準用通則法	準用通則法	準用通則法	同法第四十一條第 二項第六号	綜合法律支援法第 四十五條第三項	準用通則法	同法第四十一條第 二項第六号	綜合法律支援法第 四十五條第三項
							準用通則法

(中期計画に定めた不要財産の国庫納付)

第十九条 支援センターは、法第四十五条第三項の中期計画において法第四十一条第二項第六号の計画を定めた場合において、現物による国庫納付を行おうとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を法務大臣に通知しなければならない。

2 法務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

3 支援センターは、第一項の規定による通知を行ったときは、法務大臣の指定する期日までに、当該不要財産を国庫に納付するものとする。

(不要財産の譲渡収入による国庫納付)

第二十条 支援センターは、法第四十七条の二第二項の規定により、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入から国庫納付を行うこと(以下「譲渡収入による国庫納付」という。)について、同項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。

一 譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容

二 不要財産と認められる理由

三 納付の方法を譲渡収入による国庫納付とする理由

四 当該不要財産の取得の日及び申請の日における当該不要財産の帳簿価額

五 譲渡によつて得られる収入の見込額

六 譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額

項及び第二項

(新設)

(新設)

- 七 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容
 - 八 譲渡の方法
 - 九 譲渡の予定時期
 - 十 譲渡収入による国庫納付の予定時期
 - 十一 その他必要な事項
 - 2 支援センターは、法第四十七条の二第二項本文の規定による認可を受けて不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を法務大臣に提出するものとする。
 - 一 当該不要財産の内容
 - 二 譲渡によつて得られた収入の額（第二十二條第一項及び第二項第二号において「譲渡収入額」という。）
 - 三 譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額
 - 四 譲渡をした時期
 - 3 前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。
 - 4 法務大臣は、第二項の規定による報告書の提出を受けたときは、法第四十七条の二第二項本文の規定により法務大臣が定める基準に従い算定した金額を支援センターに通知するものとする。
 - 5 支援センターは、前項の規定による通知を受けたときは、法務大臣の指定する期日までに、同項の規定により通知された金額を国庫に納付するものとする。
- （中期計画に定めた不要財産の譲渡収入による国庫納付）
- 第二十一条 支援センターは、法第四十五条第三項の中期計画において法第四十一条第二項第六号の計画を定めた場合において、譲渡収入による国庫納付を行おう

（新設）

とするときは、前条第一項各号に掲げる事項を法務大臣に通知しなければならない。

2| 法務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

3| 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の規定による通知があつた場合について準用する。

(簿価超過額の国庫への納付)

第
二
十
二
条 支援センターは、譲渡収入額に当該財産の帳簿価額を超える額(以下この条において「簿価超過額」という。)があつた場合には、法第四十七条の第二第三項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を国庫に納付しないことについて認可を受けようとするときを除き、第二十条第五項(前条第三項において準用する場合を含む。)の法務大臣の指定する期日までに、簿価超過額を国庫に納付するものとする。

2| 支援センターは、簿価超過額があつた場合において、法第四十七条の第二第三項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を国庫に納付しないことについて認可を受けようとするときは、第二十条第二項(前条第三項において準用する場合を含む。)の規定による報告書の提出と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。

一 譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容

二 帳簿価額、譲渡収入額及び簿価超過額

三 簿価超過額のうち、納付しないことを求める額及びその理由

3| 支援センターは、法第四十七条の第二第三項ただし書の認可を受けたときは、法務大臣の指定する期日までに、簿価超過額から当該認可を受けた金額を控除した額を国庫に納付するものとする。

(新設)

(国庫に納付する不要財産等の帰属する会計)

第二十三条 法第四十七条の二第一項の規定により国庫に納付する不要財産又は同条第二項若しくは第三項の規定により不要財産に関し国庫に納付する金額は、当該不要財産に係る政府の出資又は支出に係る会計に帰属する。

2 前項の規定により国庫に納付する不要財産又は金額が帰属するものとされる会計が廃止されている場合その他当該会計の状況に照らして同項の規定によることが適当でないと認められる場合には、同項の規定にかかわらず、当該不要財産又は金額が帰属すべき会計を法務大臣及び財務大臣が定めるものとする。

(資本金の減少に係る通知及び報告)

第二十四条 法務大臣は、法第四十七条の二第四項の規定により支援センターに対する政府からの出資がなかったものとされ、支援センターの資本金を減少するものとされる金額を定めたときは、その金額を支援センターに通知するものとする。

2 支援センターは、法第四十七条の二第四項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を法務大臣に報告するものとする。

3 法務大臣は、前項の規定による報告があつたときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に通知するものとする。

第五章 雑則

(他の法律の準用等)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる法律の規定については、支援セン

(新設)

(新設)

(新設)

(他の法律の準用等)

第十九条 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる法律の規定については、支援セン

ターを当該各号に定める独立行政法人とみなして、これらの規定を準用する。

一 国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）第四十二条 独立行政法人であつて独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人以外のもの

二 六 （略）

ターを当該各号に定める独立行政法人とみなして、これらの規定を準用する。

一 国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）第四十二条 独立行政法人であつて独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人以外のもの

二 六 （略）

改正案	現行
<p>（大臣官房の所掌事務） 第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 三十五（略） （削る） 三十六（略） 三十七（略） （国際協力局の所掌事務） 第十一条 国際協力局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 十一（略） （削る） 十二（略） （参事官、考查・政策評価官及び調査官） 第十七条（略） 2（略） 3 考查・政策評価官は、命を受けて、第三条第二号及び第十八号に掲げる事務に参画する。 4（略） （総務課の所掌事務） 第十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>（大臣官房の所掌事務） 第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 三十五（略） 三十六 独立行政法人評価委員会の庶務（国際協力機構分科会に係るものを除く。）に關すること。 三十七（略） 三十八（略） （国際協力局の所掌事務） 第十一条 国際協力局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 十一（略） 十二 独立行政法人評価委員会国際協力機構分科会の庶務に關すること。 十三（略） （参事官、考查・政策評価官及び調査官） 第十七条（略） 2（略） 3 考查・政策評価官は、命を受けて、第三条第二号及び第十八号に掲げる事務並びに同条第三十六号に掲げる事務（国際交流基金分科会に係るものを除く。）に参画する。 4（略） （総務課の所掌事務） 第十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>

一〇十八 (略)
(削る)

十九 (略)
二十 (略)

(広報文化外交戦略課の所掌事務)
第二十四条 広報文化外交戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六 (略)
(削る)

七 第二号及び前号に掲げるもののほか、文化の分野における国際交流に関する対外関係事務の処理及び総括に関すること(文化交流・海外広報課の所掌に属するものを除く。)

(政策課の所掌事務)
第七十条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一〇五 (略)
(削る)

六 (略)
七 (略)
八 (略)

一〇十八 (略)

十九 独立行政法人評価委員会の庶務(国際交流基金分科会及び国際協力機構分科会に係るものを除く。)

二十 (略)
二十一 (略)

(広報文化外交戦略課の所掌事務)
第二十四条 広報文化外交戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六 (略)

七 独立行政法人評価委員会国際交流基金分科会の庶務に関すること。
八 第二号及び前二号に掲げるもののほか、文化の分野における国際交流に関する対外関係事務の処理及び総括に関すること(文化交流・海外広報課の所掌に属するものを除く。)

(政策課の所掌事務)
第七十条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一〇五 (略)
六 独立行政法人評価委員会国際協力機構分科会の庶務に関すること。

七 (略)
八 (略)
九 (略)

○ 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十七年政令第百十八号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令附則第六条の規定による廃止前の独立行政法人国際協力機構法施行令（平成十五年政令第四百九号）（第四十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（債権等の回収により取得した資産の取扱い）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 外務大臣は、第二項の規定による承認をしようとするときには、財務大臣に協議しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（債権等の回収により取得した資産の取扱い）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 外務大臣は、第二項の規定による承認をしようとするときには、あらかじめ、外務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p>

○ 独立行政法人国際協力機構法施行令（平成二十年政令第二百五十八号）（第四十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（有償資金協力勘定国庫納付金の帰属する会計）</p> <p>第二条 独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）の法第三十一条第七項の規定による有償資金協力勘定に係る国庫納付金（以下「有償資金協力勘定国庫納付金」という。）は、一般会計に帰属する。</p> <p>（納付の手続）</p> <p>第六条 機構は、毎事業年度、法第三十一条第七項に規定する残額があるときは、有償資金協力勘定国庫納付金の計算書に、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他当該有償資金協力勘定国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、翌事業年度の五月二十日までに、これを財務大臣に提出しなければならない。</p>	<p>（有償資金協力勘定国庫納付金の帰属する会計）</p> <p>第二条 独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）の法第三十一条第八項の規定による有償資金協力勘定に係る国庫納付金（以下「有償資金協力勘定国庫納付金」という。）は、一般会計に帰属する。</p> <p>（納付の手続）</p> <p>第六条 機構は、毎事業年度、法第三十一条第八項に規定する残額があるときは、有償資金協力勘定国庫納付金の計算書に、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他当該有償資金協力勘定国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、翌事業年度の五月二十日までに、これを財務大臣に提出しなければならない。</p>

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（第四十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第一条 この政令において「補助金等」、「補助事業等」、「補助事業者等」、「間接補助金等」、「間接補助事業等」、「間接補助事業者等」、「各省各庁」又は「各省各庁の長」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十条の二、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十九条（同法附則第十四条の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十二条の二、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）第十七条（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第一百二十号）第二十条の二第二項及び肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第十五条の二の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三百三十六号）第三十七条、独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第三百三十七号）第十三条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）第十八条、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百四十七号）第十六条（同法附則第十四条の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第五百十九号）第十七条第二項及び附則第二条の六、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（</p>	<p>（定義） 第一条 この政令において「補助金等」、「補助事業等」、「補助事業者等」、「間接補助金等」、「間接補助事業等」、「間接補助事業者等」、「各省各庁」又は「各省各庁の長」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十条の二、独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十九条（同法附則第十四条の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十二条の二、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）第十七条（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第一百二十号）第二十条の二第二項及び肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第十五条の二の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三百三十六号）第三十七条、独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第三百三十七号）第十三条、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）第十八条、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百四十七号）第十六条（同法附則第十四条の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第五百十九号）第十七条第二項及び附則第二条の六、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四</p>

平成十四年法律第六十二号)第二十八条、独立行政
法人日本芸術文化振興会法(平成十四年法律第六十
三号)第十七条、独立行政法人福祉医療機構法(平成
十四年法律第六十六号)第十三条、独立行政法人鉄
道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第
百八十号)第二十四条、独立行政法人環境再生保全機
構法(平成十五年法律第四十三号)第十一条、独立行
政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四
号)第二十四条、独立行政法人国立大学財務・経営セ
ンター法(平成十五年法律第一百五号)第十九条並び
に国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平
成十六年法律第三十五号)第十六条において準用
する場合を含む。以下「法」という。)第二条に規定
する補助金等、補助事業等、補助事業者等、間接補助
金等、間接補助事業等、間接補助事業者等、各省各庁
又は各省各庁の長をいう。

(補助金等の交付の申請の手續)
第三条 法第五条の申請書には、次に掲げる事項を記載
しなければならない。

一 四 (略)
五 その他各省各庁の長(日本中央競馬会、国立研究
開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然
ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振
興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人
国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産
業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整
備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法
人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸
術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行
政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支
援機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター

年法律第六十二号)第二十八条、独立行政法人日本
芸術文化振興会法(平成十四年法律第六十三号)第
十七条、独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法
律第六十六号)第十三条、独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号
)第二十四条、独立行政法人環境再生保全機構法(平
成十五年法律第四十三号)第十一条、独立行政法人日
本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第二
十四条、独立行政法人国立大学財務・経営センター法
(平成十五年法律第一百五号)第十九条並びに独立行
政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法
律第三十五号)第十六条において準用する場合を含
む。以下「法」という。)第二条に規定する補助金等
、補助事業等、補助事業者等、間接補助金等、間接補
助事業等、間接補助事業者等、各省各庁又は各省各庁
の長をいう。

(補助金等の交付の申請の手續)
第三条 法第五条の申請書には、次に掲げる事項を記載
しなければならない。

一 四 (略)
五 その他各省各庁の長(日本中央競馬会、独立行政
法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス
・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機
構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際
交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総
合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、
独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本ス
ポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振
興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環
境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、
独立行政法人国立大学財務・経営センター又は独立

又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の補助金等に関しては、これらの理事長とする。第九條第二項及び第三項（第十四條第二項において準用する場合を含む。）、第十三條第四号及び第五号並びに第十四條第一項第二号を除き、以下同じ。）が定める事項

2・3 (略)

（補助金等の返還の期限の延長等）

第九條 (略)

2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとつた措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長（日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の補助金等）に提出しなければならない。

行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所の補助金等に関しては、これらの理事長とする。第九條第二項及び第三項（第十四條第二項において準用する場合を含む。）、第十三條第四号及び第五号並びに第十四條第一項第二号を除き、以下同じ。）が定める事項

2・3 (略)

（補助金等の返還の期限の延長等）

第九條 (略)

2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとつた措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長（日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の補助金等）に提出しなければならない。

(略)

日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の理事長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消しをしようとする場合には、前項の規定にかかわらず、日本中央競馬会又は独立行政法人農畜産業振興機構にあつては農林水産大臣、国立研究開発法人情報通信研究機構にあつては総務大臣、独立行政法人国際協力機構又は独立行政法人国際交流基金にあつては外務大臣、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本学術文化振興会、独立行政法人国立大学財務・経営センターにあつては文部科学大臣、独立行政法人福祉医療機構又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所にあつては厚生労働大臣、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構又は独立行政法人中小企業基盤整備機構にあつては経済産業大臣、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構にあつては国土交通大臣、独立行政法人環境再生保全機構にあつては環境大臣の承認を受け

(略)

日本中央競馬会、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター又は独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所の理事長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消しをしようとする場合には、前項の規定にかかわらず、日本中央競馬会又は独立行政法人農畜産業振興機構にあつては農林水産大臣、独立行政法人情報通信研究機構にあつては総務大臣、独立行政法人国際協力機構又は独立行政法人国際交流基金にあつては外務大臣、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本学術文化振興会、独立行政法人国立大学財務・経営センターにあつては文部科学大臣、独立行政法人福祉医療機構又は独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所にあつては厚生労働大臣、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構又は独立行政法人中小企業基盤整備機構にあつては経済産業大臣、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構にあつては国土交通大臣、独立行政法人環境再生保全機構にあつては環境大臣の承認を受けなければならない。

5
(略)
なければならぬ。

(事務の委任の範囲及び手続)
第十六条 各省各庁の長は、法第二十六条第一項の規定により、補助金等の交付の申請の受理、交付の決定及びその取消し、補助事業等の実績報告の受理、補助金等の額の確定、補助金等の返還に関する処分その他補助事業等の監督に関する事務の一部を当該各省各庁の機関(日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の理事長の事務については、日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の機関)に委

5
(略)

(事務の委任の範囲及び手続)
第十六条 各省各庁の長は、法第二十六条第一項の規定により、補助金等の交付の申請の受理、交付の決定及びその取消し、補助事業等の実績報告の受理、補助金等の額の確定、補助金等の返還に関する処分その他補助事業等の監督に関する事務の一部を当該各省各庁の機関(日本中央競馬会、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の理事長の事務については、日本中央競馬会、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の機関)に委任することができる。ただ

任することができ。ただし、各省各庁の地方支分部局に委任しようとする場合には、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする事務の内容及び機関について、財務大臣に協議しなければならない。

2

日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の理事長は、法第二十六条第一項の規定により事務の一部を従たる事務所の職員に委任しようとする場合には、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする事務の内容及び職員について、日本中央競馬会又は独立行政法人農畜産業振興機構にあつては農林水産大臣、国立研究開発法人情報通信研究機構にあつては総務大臣、独立行政法人国際協力機構又は独立行政法人国際交流基金にあつては外務大臣、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本芸術文化振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人国立大学財務・経営センターにあつては文部科学大臣、独立行政法人福祉医療機構又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所にあつては厚生労働大臣、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構又は独立行政

2

し、各省各庁の地方支分部局に委任しようとする場合においては、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする事務の内容及び機関について、財務大臣に協議しなければならない。

日本中央競馬会、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター又は独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所の理事長は、法第二十六条第一項の規定により事務の一部を従たる事務所の職員に委任しようとする場合には、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする事務の内容及び職員について、日本中央競馬会又は独立行政法人農畜産業振興機構にあつては農林水産大臣、独立行政法人情報通信研究機構にあつては総務大臣、独立行政法人国際協力機構又は独立行政法人国際交流基金にあつては外務大臣、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本学術振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人国立大学財務・経営センターにあつては文部科学大臣、独立行政法人福祉医療機構又は独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所にあつては厚生労働大臣、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構又は独立行政法人中小企業基盤整備機構

3
・4 (略)
法人中小企業基盤整備機構にあつては経済産業大臣、
独立行政法人環境再生保全機構にあつては環境大臣の
承認を受けなければならない。

3
・4 (略)
い。にあつては経済産業大臣、独立行政法人環境再生保全
機構にあつては環境大臣の承認を受けなければならない。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p>第八章の二 行政執行法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者の取扱い（第四十四条の五）</p> <p>第八章の三～附則（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、「行政執行法人」、「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」、「報酬」、「期末手当等」、「組合」、「組合の代表者」、「連合会」、「独立行政法人」、「国立大学法人等」、「地方の組合」、「受給権者」、「継続長期組合員」、「任意継続組合員」、「任意継続掛金」、「特定共済組合」、「特例退職組合員」、「特例継続組合員」、「特例継続掛金」、「郵政会社等」若しくは「日本郵政共済組合」又は「旧法」、「恩給公務員期間」、「在職年」、「旧長期組合員期間」、「障害共済年金」、「遺族共済年金」若しくは「恩給更新組合員」とは、それぞれ国家公務員共済組合法（以下「法」という。）第一条第二項、第二条第一項第一号から第六号まで、第三条第一項、第八条第二項、第二十一条第一項、第三十一条第一号、第三十八条第二項、第二十一条第一項、第四十一条第一項、第二百二十四条の二第二項、第二百二十六条の五第二項、附則第十二条第一項若しくは第三項、附則第十三条の三第四項、附則第二十條の三第三項若しくは附則第二十條の四第一項又は国家公務員共済</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p>第八章の二 特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者の取扱い（第四十四条の五）</p> <p>第八章の三～附則（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、「特定独立行政法人」、「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」、「報酬」、「期末手当等」、「組合」、「組合の代表者」、「連合会」、「独立行政法人」、「国立大学法人等」、「地方の組合」、「受給権者」、「継続長期組合員」、「任意継続組合員」、「任意継続掛金」、「特定共済組合」、「特例退職組合員」、「特例継続組合員」、「特例継続掛金」、「郵政会社等」若しくは「日本郵政共済組合」又は「旧法」、「恩給公務員期間」、「在職年」、「旧長期組合員期間」、「障害共済年金」、「遺族共済年金」若しくは「恩給更新組合員」とは、それぞれ国家公務員共済組合法（以下「法」という。）第一条第二項、第二条第一項第一号から第六号まで、第三条第一項、第八条第二項、第二十一条第一項、第三十一条第一号、第三十八条第二項、第二十一条第一項、第四十一条第一項、第二百二十四条の二第二項、第二百二十六条の五第二項、附則第十二条第一項若しくは第三項、附則第十三条の三第四項、附則第二十條の三第三項若しくは附則第二十條の四第一項又は国家公務員</p>

組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号。以下「施行法」という。）第二条第二号、第十号、第十一号若しくは第十三号、第十二条、第十三条若しくは第二十三条第一項に規定する行政執行法人、職員、被扶養者、遺族、退職、報酬、期末手当等、組合、組合の代表者、連合会、独立行政法人、国立大学法人等、地方の組合、受給権者、継続長期組合員、任意継続組合員、任意継続掛金、特定共済組合、特例退職組合員、特例継続組合員、特例継続掛金、郵政会社等若しくは日本郵政共済組合又は旧法、恩給公務員期間、在職年、旧長期組合員期間、障害共済年金、遺族共済年金若しくは恩給更新組合員をいう。

（職員）

第二条 法第二條第一項第一号に規定する常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 （略）

二 国家公務員法第八條の六第五項又は行政執行法の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七條第五項の規定により退職者となつた者

三 七 （略）

2 法第二條第一項第一号に規定する臨時に使用される者その他の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 三 （略）

四 国及び行政執行法人から給与を受けない者

（報酬）

2 第五條 （略）

共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号。以下「施行法」という。）第二条第二号、第十号、第十一号若しくは第十三号、第十二条、第十三条若しくは第二十三条第一項に規定する特定独立行政法人、職員、被扶養者、遺族、退職、報酬、期末手当等、組合、組合の代表者、連合会、独立行政法人、国立大学法人等、地方の組合、受給権者、継続長期組合員、任意継続組合員、任意継続掛金、特定共済組合、特例退職組合員、特例継続組合員、特例継続掛金、郵政会社等若しくは日本郵政共済組合又は旧法、恩給公務員期間、在職年、旧長期組合員期間、障害共済年金、遺族共済年金若しくは恩給更新組合員をいう。

（職員）

第二条 法第二條第一項第一号に規定する常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 （略）

二 国家公務員法第八條の六第五項又は特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七條第五項の規定により退職者となつた者

三 七 （略）

2 法第二條第一項第一号に規定する臨時に使用される者その他の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 三 （略）

四 国及び特定独立行政法人から給与を受けない者

（報酬）

2 第五條 （略）

3 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受けないその他の職員について、同法の適用を受ける職員に係る報酬に含まれる給与（以下「一般職員の報酬に含まれる給与」という。）に準ずる給与として法第二条第一項第五号に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる給与のうち一般職員の報酬に含まれる給与に相当するものとして組合の運営規則で定めるものとする。

4 八 行政執行法人の職員 その受ける給与
(略)

(給付に要する費用等の算定方法)
第十二条 組合の短期給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下この項において「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第一百八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下この項において「後期高齢者支援金等」という。）の納付に要する費用並びに長期給付（基礎年金拠出金を含む。）及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用（法第九十九条第四項の規定による国の負担に係るもの並びに同条第六項及び第七項において読み替えて適用する同条第四項の規定による行政執行法人の負担に係るものを除く。以下この項において「短期給付事務に要する費用」という。）を含む、同条第三項（第二号を除く。）の規定による国等（同項に規定する国等をいう。以下同じ。）の負担に係るもの（以下この項において「育児休業等負担金」という。）を除く。次条第一項において「同条及び第五十二条に規定する短期給付の種類別の給付額並びに当該事業年度における前期高齢者納付金

3 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受けないその他の職員について、同法の適用を受ける職員に係る報酬に含まれる給与（以下「一般職員の報酬に含まれる給与」という。）に準ずる給与として法第二条第一項第五号に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる給与のうち一般職員の報酬に含まれる給与に相当するものとして組合の運営規則で定めるものとする。

4 八 特定独立行政法人の職員 その受ける給与
(略)

(給付に要する費用等の算定方法)
第十二条 組合の短期給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下この項において「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第一百八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下この項において「後期高齢者支援金等」という。）の納付に要する費用並びに長期給付（基礎年金拠出金を含む。）及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用（法第九十九条第四項の規定による国の負担に係るもの並びに同条第六項及び第七項において読み替えて適用する同条第四項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。以下この項において「短期給付事務に要する費用」という。）を含む、同条第三項（第二号を除く。）の規定による国等（同項に規定する国等をいう。以下同じ。）の負担に係るもの（以下この項において「育児休業等負担金」という。）を除く。次条第一項において「同条及び第五十二条に規定する短期給付の種類別の給付額並びに当該事業年度における前期高齢者納

等及び後期高齢者支援金等の納付額、短期給付事務に要する費用の額並びに育児休業等負担金の額を基礎として、財務大臣の定める方法により算定するものとする。

2 組合の長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用（法第九十九条第三項（第一号を除く。）の規定による国等の負担に係るものを除く。）及び長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係る事務に要する費用（同条第四項の規定による国の負担に係るもの並びに同条第六項及び第七項において読み替えて適用する同条第四項の規定による行政執行法人の負担に係るものを除く。以下この項において「長期給付事務に要する費用」という。）を含み、同条第二項第三号に掲げるものを除く。次項及び次条第三項において同じ。）は、全ての組合の最近の数年間における次に掲げる事項、当該基礎年金拠出金の納付に要する費用の予想額及び長期給付事務に要する費用の額を基礎として、財務大臣の定める方法により算定するものとする。ただし、当該事項によることが適当でないこと認められる場合には、財務大臣の定めるところにより、厚生労働省の作成に係る生命表その他の資料におけるこれらの事項に相当する事項その他の適当な事項を基礎とすることができる。

3 (略)

一、四 (略)

(育児休業手当金等に対する国等の負担)

第十二条の三 法第九十九条第三項第一号に掲げる費用のうち同項の規定により国等が毎年度において負担すべき金額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 国 当該事業年度において組合ごとにその組合員

付金等及び後期高齢者支援金等の納付額、短期給付事務に要する費用の額並びに育児休業等負担金の額を基礎として、財務大臣の定める方法により算定するものとする。

2 組合の長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用（法第九十九条第三項（第一号を除く。）の規定による国等の負担に係るものを除く。）及び長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係る事務に要する費用（同条第四項の規定による国の負担に係るもの並びに同条第六項及び第七項において読み替えて適用する同条第四項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。以下この項において「長期給付事務に要する費用」という。）を含み、同条第二項第三号に掲げるものを除く。次項及び次条第三項において同じ。）は、すべての組合の最近の数年間における次に掲げる事項、当該基礎年金拠出金の納付に要する費用の予想額及び長期給付事務に要する費用の額を基礎として、財務大臣の定める方法により算定するものとする。ただし、当該事項によることが適当でないこと認められる場合には、財務大臣の定めるところにより、厚生労働省の作成に係る生命表その他の資料におけるこれらの事項に相当する事項その他の適当な事項を基礎とすることができる。

3 (略)

一、四 (略)

(育児休業手当金等に対する国等の負担)

第十二条の三 法第九十九条第三項第一号に掲げる費用のうち同項の規定により国等が毎年度において負担すべき金額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 国 当該事業年度において組合ごとにその組合員

に支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に次項に定める割合を乗じて得た金額の合計額から次号及び第三号に定める金額の合計額を控除した金額

二・三 (略)

3 2 (略)

法第九十九条第三項第二号に掲げる費用のうち同項の規定により国等が毎年度において負担すべき金額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 国 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額から次号及び第三号に定める金額の合計額を控除した金額

二 独立行政法人造幣局 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額に当該事業年度における全ての組合の長期組合員の標準報酬の月額額の合計額及び当該長期組合員の標準報酬の月額等の額の合計額の合算額に対する独立行政法人造幣局の職員である長期組合員の標準報酬の月額額の合計額及び当該長期組合員の標準報酬の月額額の合計額の割合を乗じて得た金額

三 独立行政法人国立印刷局 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額に当該事業年度における全ての組合の長期組合員の標準報酬の月額額の合計額及び当該長期組合員の標準報酬の月額等の額の合計額の合算額に対する独立行政法人国立印刷局の職員である長期組合員の標準報酬の月額額の合計額及び当該長期組合員の標準

に支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に次項に定める割合を乗じて得た金額の合計額から次号から第四号までに定める金額の合計額を控除した金額

二・三 (略)

3 2 (略)

四 独立行政法人国立病院機構 当該事業年度において独立行政法人国立病院機構の職員である組合員に支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に次項に定める割合を乗じて得た金額

法第九十九条第三項第二号に掲げる費用のうち同項の規定により国等が毎年度において負担すべき金額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 国 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額から第四号までに定める金額の合計額を控除した金額

二 独立行政法人造幣局 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額に当該事業年度における全ての組合の長期組合員の標準報酬の月額額の合計額及び当該長期組合員の標準報酬の月額等の額の合計額の合算額に対する独立行政法人造幣局の職員である長期組合員の標準報酬の月額額の合計額及び当該長期組合員の標準報酬の月額額の合計額の割合を乗じて得た金額

三 独立行政法人国立印刷局 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額に当該事業年度における全ての組合の長期組合員の標準報酬の月額額の合計額及び当該長期組合員の標準報酬の月額等の額の合計額の合算額に対する独立行政法人国立印刷局の職員である長期組合員の標準報酬の月額額の合計額及び当該長期組合員の標準

手当等の額の合計額の合算額の割合を乗じて得た金額
(削る)

(組合の事務に要する費用の行政執行法人の負担)

第十二条の三の二 法第九十九条第六項及び第七項において読み替えて適用する同条第四項に規定する政令で定めるところにより行政執行法人が負担することとなる金額は、組合の事務(福祉事業に係る事務を除く。)に要する費用について、行政執行法人の職員である組合員が属する組合が当該事業年度において負担すべき金額として当該組合の予算に計上した額とする。

(組合への国等の負担金の払込み)

第十二条の五 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定は、独立行政法人造幣局又は独立行政法人国立印刷局について準用する。この場合において、第一項中「予算で定めるところにより、法」とあるのは「法」と、「負担すべき金額を」とあるのは「負担すべき金額として独立行政法人造幣局又は独立行政法人国立印刷局の職員である組合員が属する組合が

末手当等の額の合計額の合算額の割合を乗じて得た金額

四 独立行政法人国立病院機構 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額に当該事業年度におけるすべての組合の長期組合員の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準報酬末手当等の額の合計額の合算額に対する標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準報酬末手当等の額の合計額の合算額の割合を乗じて得た金額

(組合の事務に要する費用の特定独立行政法人の負担)

第十二条の三の二 法第九十九条第六項及び第七項において読み替えて適用する同条第四項に規定する政令で定めるところにより特定独立行政法人が負担することとなる金額は、組合の事務(福祉事業に係る事務を除く。)に要する費用について、特定独立行政法人の職員である組合員が属する組合が当該事業年度において負担すべき金額として当該組合の予算に計上した額とする。

(組合への国等の負担金の払込み)

第十二条の五 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定は、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局又は独立行政法人国立病院機構について準用する。この場合において、第一項中「予算で定めるところにより、法」とあるのは「法」と、「負担すべき金額を」とあるのは「負担すべき金額として独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局又は独立

当該事業年度においてその予算に計上した額を、当該組合の」と、「支給」とあるのは「支給（独立行政法人造幣局又は独立行政法人国立印刷局の職員である組合員に係るものに限る。）」と、「組合」とあるのは「当該組合」と、第二項中「予算で定めるところにより、法」とあるのは「法」と、「負担すべき金額」とあるのは「負担すべき金額として連合会が当該事業年度においてその予算に計上した額」と、「組合」とあるのは「前項に規定する組合」と、前項中「組合」とあるのは「第一項に規定する組合」と、「国の予算」とあるのは「第一項に規定する組合（前項に係るものにあつては、連合会）の予算に当該調整後の金額として計上した額をその予算に計上した事業年度において独立行政法人造幣局又は独立行政法人国立印刷局が払い込むこと」と読み替えるものとする。

（連合会への負担金の払込み）

第十三条 法第百二条第四項の規定により組合が連合会に払い込むべき金額は、次に掲げる金額とする。

一 法第九十九条第二項第二号及び第三号に掲げる費用並びに同条第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により負担することとなる費用であつて第九条第一項に規定する長期給付に係るものに充てるため国、行政執行法人又は職員団体（法第九十九条第五項に規定する職員団体をいう。以下この条において同じ。）、「派遣先企業（国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第三項（同法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣先企業をいう。次項において同じ。）、「法科大学院設置

行政法人国立病院機構の職員である組合員が属する組合が当該事業年度においてその予算に計上した額を、当該組合の」と、「支給」とあるのは「支給（独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局又は独立行政法人国立病院機構の職員である組合員に係るものに限る。）」と、「組合」とあるのは「当該組合」と、第二項中「予算で定めるところにより、法」とあるのは「法」と、「負担すべき金額」とあるのは「負担すべき金額として連合会が当該事業年度においてその予算に計上した額」と、「組合」とあるのは「前項に規定する組合」と、前項中「組合」とあるのは「第一項に規定する組合」と、「国の予算」とあるのは「第一項に規定する組合（前項に係るものにあつては、連合会）の予算に当該調整後の金額として計上した額をその予算に計上した事業年度において独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局又は独立行政法人国立病院機構が払い込むこと」と読み替えるものとする。

（連合会への負担金の払込み）

第十三条 法第百二条第四項の規定により組合が連合会に払い込むべき金額は、次に掲げる金額とする。

一 法第九十九条第二項第二号及び第三号に掲げる費用並びに同条第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により負担することとなる費用であつて第九条第一項に規定する長期給付に係るものに充てるため国、特定独立行政法人又は職員団体（法第九十九条第五項に規定する職員団体をいう。以下この条において同じ。）、「派遣先企業（国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第三項（同法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣先企業をいう。次項において同じ。）、「法科大学院設置

者（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者をいう。次号及び次項において同じ。）若しくは受入先弁護士法人等（判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等をいう。次項において同じ。）が負担すべき金額

2

組合は、法第百二条第四項に規定する国、行政執行法人又は職員団体、派遣先企業、法科大学院設置者若しくは受入先弁護士法人等が負担すべき金額及び前条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する金額の払込みがあるごとに、前項各号に掲げる金額及び同条第二項の規定により払い込まれた金額を、直ちに連合会に払い込まなければならない。

（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）
第四十三条 法第百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 十三 （略）

十四 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十号）第一条の規定による改正前の石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法

設置者（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者をいう。次号及び次項において同じ。）若しくは受入先弁護士法人等（判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等をいう。次項において同じ。）が負担すべき金額

2

組合は、法第百二条第四項に規定する国、特定独立行政法人又は職員団体、派遣先企業、法科大学院設置者若しくは受入先弁護士法人等が負担すべき金額及び前条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する金額の払込みがあるごとに、前項各号に掲げる金額及び同条第二項の規定により払い込まれた金額を、直ちに連合会に払い込まなければならない。

（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）
第四十三条 法第百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 十三 （略）

十四 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）附則第七条第一項の規定により解散した旧石炭鉱業合理化事業団、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開

律（昭和五十五年法律第七十一号）附則第七條第一項の規定により解散した旧石炭鉱業合理化事業団、産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の一部を改正する法律（平成三年法律第六十四号）による改正前の産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律（昭和六十三年法律第三十三号）附則第四條の規定により新エネルギー・産業技術総合開発機構となつた旧新エネルギー総合開発機構、石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第二十三号）附則第二條第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号。以下「平成二十六年独法整備法」という。）第七十三條の規定による改正前の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）附則第二條第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構及び同法第三條の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。）

十五・十六（略）

十七 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十二号）附則第二條第一項の規定により日本原子力船研究開発事業団となつた旧日本原子力船開発事業団、日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十七号）附則第二條第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団、原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律（平成十年法律第六十二号）附則第二條の規定により核燃料サイクル開発機構となつた旧動力炉・核燃料開発事業団

発機構法（平成十四年法律第四百十五号）附則第十四條の規定による廃止前の産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律（昭和六十三年法律第三十三号）附則第四條の規定により新エネルギー・産業技術総合開発機構となつた旧新エネルギー総合開発機構、石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第二十三号）附則第二條第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第二條第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。）

十五・十六（略）

十七 独立行政法人日本原子力研究開発機構（日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十二号）附則第二條第一項の規定により日本原子力船研究開発事業団となつた旧日本原子力船開発事業団、日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十七号）附則第二條第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団、原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律（平成十年法律第六十二号）附則第二條の規定により核燃料サイクル開発機構となつた旧動力炉・核燃料開発事業団並び

、平成二十六年独法整備法第九十七条の規定による改正前の独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧核燃料サイクル開発機構並びに同法第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構を含む。）

十八 国立研究開発法人科学技術振興機構（新技術開発事業団法の一部を改正する法律（平成元年法律第五十二号）附則第二条の規定により新技術事業団となつた旧新技術開発事業団、平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前の独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）附則第六条の規定による廃止前の科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本科学技術情報センター及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧新技術事業団、平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前の独立行政法人科学技術振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団並びに同法第三条の独立行政法人科学技術振興機構を含む。）

十九 (略)

二十 国立研究開発法人理化学研究所（平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所及び同法第二条の独立行政法人理化学研究所を含む。）

二十一～四十三 (略)

四十四 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改正

に独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧核燃料サイクル開発機構を含む。）

十八 独立行政法人科学技術振興機構（新技術開発事業団法の一部を改正する法律（平成元年法律第五十二号）附則第二条の規定により新技術事業団となつた旧新技術開発事業団、独立行政法人科学技術振興機構法附則第六条の規定による廃止前の科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本科学技術情報センター及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧新技術事業団並びに独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団を含む。）

十九 (略)

二十 独立行政法人理化学研究所（独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）

二十一～四十三 (略)

四十四 独立行政法人宇宙航空研究開発機構（独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第

前の独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団及び同法第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構を含む。）

四十五（略）

五十三 国立研究開発法人海洋研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前の独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センター及び同法第三条の独立行政法人海洋研究開発機構を含む。）

五十四（略）

六十九 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十一号）による改正前の身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十条の身体障害者雇用促進協会、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本障害者雇用促進協会及び同法第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）

七十五（略）

九十六 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十八号）による改正前の独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第三十五号）第二条の独立行政法人医薬基盤研究所を含む。）

百六十一号）附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団を含む。）

四十五（略）

五十三 独立行政法人海洋研究開発機構（独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）

五十四（略）

六十九 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十一号）による改正前の身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十条の身体障害者雇用促進協会、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本障害者雇用促進協会及び独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）

七十五（略）

九十六 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所（独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十八号）による改正前の独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第三十五号）第二条の独立行政法人医薬基盤研究所を含む。）

九十七〜百三十一 (略)

2
百三十二 国立研究開発法人日本医療研究開発機構
法第百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一〜五 (略)

六 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十七条の規定による改正前の独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所及び同法第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構を含む。）

七〜十七 (略)

十八 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（平成二十六年独法整備法第七十三条の規定による改正前の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構及び同法第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。）

十九〜三十 (略)

三十一 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改正前の独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構を含む。）

三十二〜三十九 (略)

四十 国立研究開発法人科学技術振興機構（平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前の独立行政法人科学技術振興機構法第三条の独立行政法人科学技術振興機構を含む。）

四十一 国立研究開発法人理化学研究所（平成二十六

九十七〜百三十一 (略)

2
百三十二 独立行政法人日本医療研究開発機構
法第百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一〜五 (略)

六 独立行政法人日本原子力研究開発機構（独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所を含む。）

七〜十七 (略)

十八 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。）

十九〜三十 (略)

三十一 独立行政法人宇宙航空研究開発機構

三十二〜三十九 (略)

四十 独立行政法人科学技術振興機構

四十一 独立行政法人理化学研究所

年独法整備法第八十七条の規定による改正前の独立行政法人理化学研究所法第二条の独立行政法人理学研究所を含む。)

四十二〜五十九 (略)

六十 国立研究開発法人海洋研究開発機構(平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前の独立行政法人海洋研究開発機構法第三条の独立行政法人海洋研究開発機構を含む。)

六十一・六十二 (略)

六十三 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所(独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律による改正前の独立行政法人医薬基盤研究所法第二条の独立行政法人医薬基盤研究所を含む。)

六十四〜百十六 (略)

百十七 国立研究開発法人日本医療研究開発機構

第八章の二 行政執行法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者の取扱い

第四十四条の五 (略)

2 (略)

3 法第二百二十四条の三に規定する行政執行法人以外の独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者(第一項に規定する者を含み、前項に規定する者を除く。次項において同じ。)については、その受ける給与のうち一般職員の報酬に含まれる給与に相当するものとして組合の運営規則で定める給与をもつて報酬とし、その受ける給与で報酬に該当しないものうち一般職員の期末手当等に相当するものとして組合の運営規則で定める給与をもつて期末手当等とする。

四十二〜五十九 (略)

六十 独立行政法人海洋研究開発機構

六十一・六十二 (略)

六十三 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所(独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律による改正前の独立行政法人医薬基盤研究所法第二条の独立行政法人医薬基盤研究所を含む。)

六十四〜百十六 (略)

百十七 独立行政法人日本医療研究開発機構

第八章の二 特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者の取扱い

第四十四条の五 (略)

2 (略)

3 法第二百二十四条の三に規定する特定独立行政法人以外の独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者(第一項に規定する者を含み、前項に規定する者を除く。次項において同じ。)については、その受ける給与のうち一般職員の報酬に含まれる給与に相当するものとして組合の運営規則で定める給与をもつて報酬とし、その受ける給与で報酬に該当しないものうち一般職員の期末手当等に相当するものとして組合の運営規則で定める給与をもつて期末手当等とする。

法第二百二十四条の三に規定する行政執行法人以外の
 独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの又は国立
 大学法人等に常時勤務することを要する者について法
 の規定を適用する場合における第十一条、第十二条、
 第十二条の三、第十二条の三の二、第十二条の五及び
 第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲
 げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表
 の下欄に掲げる字句とする。

<p>第十一条第 一項</p>	<p>に規定する公務 上の災害</p>	<p>に規定する公務上の災 害（独立行政法人のう ち法別表第三に掲げる もの及び国立大学法人 等の業務上の災害を含 む。以下この項におい て同じ。）</p>
<p>第十二条第 一項及び第 二項</p>	<p>行政執行法人の 負担に係るもの</p>	<p>行政執行法人の負担に 係るもの並びに法第百 二十四条の三の規定に より読み替えられた法 第九十九条第六項及び 第七項において読み替 えて適用する同条第四 項の規定による独立行 政法人のうち法別表第 三に掲げるもの及び国 立大学法人等の負担に 係るもの</p>
<p>第十二条の 三第一項</p>	<p>同項</p>	<p>同項（法第二百二十四条 の三の規定により読み</p>

法第二百二十四条の三に規定する特定独立行政法人以
 外の独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの又は
 国立大学法人等に常時勤務することを要する者につい
 て法の規定を適用する場合における第十一条第一項、
 第十二条、第十二条の三の二及び第十三条の規定の適
 用については、同項中「に規定する公務上の災害」と
 あるのは「に規定する公務上の災害（独立行政法人の
 うち法別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の業
 務上の災害を含む。以下この項において同じ。）」と
 「第十二条第一項及び第二項中「特定独立行政法人の
 負担に係るもの」とあるのは「特定独立行政法人の負
 担に係るもの並びに法第二百二十四条の三の規定によ
 り読み替えられた法第九十九条第六項及び第七項にお
 いて読み替えて適用する同条第四項の規定による独立
 行政法人のうち法別表第三に掲げるもの及び国立大法
 人等の負担に係るもの」と、第十二条の三の二中「同
 条第四項」とあるのは「同条第四項（法第二百二十四
 条の三の規定により読み替えられた法第九十九条第六
 項及び第七項において読み替えて適用する場合を含む。
 ）」と、「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立
 行政法人、独立行政法人のうち法別表第三に掲げるも
 の又は国立大学法人等」と、第十三条中「適用する場
 合」とあるのは「適用する場合並びに法第二百二十四
 条の三の規定により読み替えられた法第九十九条第六
 項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合」と
 「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法
 人、独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの、国
 立大学法人等」とする。

	<p>第十二条の 第三項</p>	<p>及び第三号</p>	<p>同項 の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。） から第四号まで</p>	<p>三 独立行政法人国立印刷局 当該事業年度において独立行政法人国立印刷局の職員である組合員に支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に次項に定めて得た金額</p> <p>四 独立行政法人国立病院機構 当該事業年度において独立行政法人国立病院機構の職員である組合員に支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に次項に定めて得た金額</p>	<p>三 独立行政法人国立印刷局 当該事業年度において独立行政法人国立印刷局の職員である組合員に支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に次項に定めて得た金額</p> <p>四 独立行政法人国立病院機構 当該事業年度において独立行政法人国立病院機構の職員である組合員に支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に次項に定めて得た金額</p>	<p>及び第三号</p> <p>から第四号まで</p>	<p>替えて適用する場合を含む。）</p>
--	----------------------	--------------	--	---	---	-----------------------------	-----------------------

三	独立行政法人国立印刷局	当該事業年度の納付される基礎年金の二分の一に相当する額に当該事業年度の組合の長期組合員の標準報酬の月額及び当該長期組合員の標準報酬の月額を乗じて得た金額
---	-------------	--

四	独立行政法人国立印刷局	当該事業年度の納付される基礎年金の二分の一に相当する額に当該事業年度の組合の長期組合員の標準報酬の月額及び当該長期組合員の標準報酬の月額を乗じて得た金額
---	-------------	--

第十三条	第十二条の 五第四項		第十二条の 三の二		
第十三条	適用する場合	行政執行人	第十二条の 五第四項	同条第四項	
第十三条	適用する場合並びに法 第二百二十四条の三の規 定により読み替えられ	、独立行政法人国立印 刷局又は独立行政法人 国立病院機構	行政執行人、独立行 政法人のうち法別表第 三に掲げるもの又は国 立大学法人等	同条第四項（法第二百 二十四条の三の規定によ り読み替えられた法第 九十九条第六項及び第 七項において読み替え て適用する場合を含む 。）	合員の標準期末手当 等の額の合計額の合 算額に対する独立行 政法人国立病院機構 の職員である長期組 合員の標準報酬の月 額の合計額及び当該 長期組合員の標準期 末手当等の額の合計 額の合算額の割合を 乗じて得た金額

行政執行法人	
行政執行法人、独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの、国立大学法人等	た法第九十九条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合

(連合会役職員の取扱い)
 第四十五条の二 (略)
 2 連合会役職員について法の規定を適用する場合において、法第四章中「公務」とあるのは「業務」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第八条第一項	(略)	(略)
衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣(環境大臣を除く。)、最高裁判所長官及び会計検査院長(第三條第二項第三号に掲げる職員をもつて組織する組合にあつては、第十二条及び第百二條を除き、林野庁長官とし、以下「各省各庁	(略)	(略)
		理事長は、第一百二十六條第一項に規定する連合会役職員

(連合会役職員の取扱い)
 第四十五条の二 (略)
 2 連合会役職員について法の規定を適用する場合において、法第四章中「公務」とあるのは「業務」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第八条第一項	(略)	(略)
衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣(環境大臣を除く。)、最高裁判所長官及び会計検査院長(第三條第二項第三号に掲げる職員をもつて組織する組合にあつては、第十二条及び第百二條を除き、林野庁長官とし、以下「各省各庁	(略)	(略)
		理事長は、第一百二十六條第一項に規定する連合会役職員

3 前項の場合における第十一条の十第七項及び第十三

(略)	法第百二条第四項	国、行政執行法人	国、行政執行法人	各省各庁の長（環境大臣を含む。）、行政執行法人	(略)	その所属の職員その他国又は行政執行法人に使用される者	各省各庁の長又は行政執行法人の長	(略)	の長」という。）は、それぞれその各省各庁の所属の職員及び当該各省各庁の所管する行政執行法人の職員
(略)	連合会	連合会	連合会	連合会	(略)	国家公務員共済組合連合会及び国の役員及び国家公務員共済組合連合会に使用される者	理事長	(略)	

3 前項の場合における第十一条の十第七項及び第十三

(略)	法第百二条第四項	国、特定独立行政法人	国、特定独立行政法人	各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人	(略)	その所属の職員その他国又は特定独立行政法人に使用される者	各省各庁の長又は特定独立行政法人の長	(略)	の長」という。）は、それぞれその各省各庁の所属の職員及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人の職員
(略)	連合会	連合会	連合会	連合会	(略)	国家公務員共済組合連合会及び国の役員及び国家公務員共済組合連合会に使用される者	理事長	(略)	

条の規定の適用については、同項中「各省各庁の長（法第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）」「とあるのは「連合会の理事長」と、同条中「国、行政執行法人」とあるのは「連合会」とする。

附 則

（短期給付に係る財政調整事業）

第八条（略）

2 4（略）

5 国、行政執行法人若しくは法第九十九条第五項に規定する職員団体、独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの若しくは国立大学法人等又は組合若しくは連合会（以下この項において「費用負担者」という。）は、毎月、組合に対し、前項の規定により当該組合が連合会に払い込むべき特別拠出金の額に、当該組合に係る同条第二項第一号に掲げる費用に充てるための負担金の合計額に対する当該費用負担者の負担金の割合を乗じて得た金額を払い込まなければならない。

6 10（略）

（動力炉・核燃料開発事業団法の施行に伴う経過措置）

第三十条 旧原子燃料公社の役員又は職員で原子力基本

法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の動力炉・核燃料開発事業団法（昭和四十二年法律第七十三号。以下この条において「旧動力炉・核燃料開発事業団法」という。）附則第八条の規定による廃止前の原子燃料公社法（昭和三十一年法律第九十四号）第三十七条の規定の適用を受けていたものに係る施行法の規定の適用については、旧

条の規定の適用については、同項中「各省各庁の長（法第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）」「とあるのは「連合会の理事長」と、同条中「国、特定独立行政法人」とあるのは「連合会」とする。

附 則

（短期給付に係る財政調整事業）

第八条（略）

2 4（略）

5 国、特定独立行政法人若しくは法第九十九条第五項に規定する職員団体、独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの若しくは国立大学法人等又は組合若しくは連合会（以下この項において「費用負担者」という。）は、毎月、組合に対し、前項の規定により当該組合が連合会に払い込むべき特別拠出金の額に、当該組合に係る同条第二項第一号に掲げる費用に充てるための負担金の合計額に対する当該費用負担者の負担金の割合を乗じて得た金額を払い込まなければならない。

6 10（略）

（核燃料サイクル開発機構法の施行に伴う経過措置）

第三十条 旧原子燃料公社の役員又は職員で独立行政法

人日本原子力研究開発機構法附則第十条の規定による廃止前の核燃料サイクル開発機構法（昭和四十二年法律第七十三号。以下この条において「旧核燃料サイクル開発機構法」という。）附則第八条の規定による廃止前の原子燃料公社法（昭和三十一年法律第九十四号）第三十七条の規定の適用を受けていたものに係る施行法の規定の適用については、旧核燃料サイクル開発機構法附

動力炉・核燃料開発事業団法附則第三条第一項及び平成二十六年独法整備法第九十七条の規定による改正前の独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第三条第一項の規定の適用があるものとする。

(郵政会社等役職員の取扱い等)
第三十四条の二の三 (略)

2 5 前各項に定めるもののほか、郵政会社等役職員についてこの政令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条					(略)
行政執行法人	当該組合	組合が	行政執行法人が		(略)
行政執行法人、郵政会	これらの組合	組合又は日本郵政共済組合が	行政執行法人又は郵政会社等が		(略)

則第三条第一項及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第三条第一項の規定の適用があるものとする。

(郵政会社等役職員の取扱い等)
第三十四条の二の三 (略)

2 5 前各項に定めるもののほか、郵政会社等役職員についてこの政令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条					(略)
特定独立行政法	当該組合	組合が	特定独立行政法人が		(略)
特定独立行政法人、郵	これらの組合	組合又は日本郵政共済組合が	特定独立行政法人又は郵政会社等が		(略)

(略)	
(略)	
(略)	社等

(略)	
(略)	人
(略)	政会社等

○ 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）（第四十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（長期給付に要する費用に対する国等の負担）</p> <p>第六十八条の二 昭和六十年改正法附則第三十一条第一項第一号に掲げる額のうち同項の規定により国等（共済法第九十九条第三項（共済法第二百二十四条の三及び附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する国等をいう。次項において同じ。）が毎年度において負担すべき金額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 独立行政法人造幣局 当該年度における昭和六十年改正法附則第三十一条第一号の規定による負担すべき額に当該事業年度における全ての組合の長期組合員（施行令第十二条第二項第四号に規定する長期組合員をいう。以下この項において同じ。）の標準報酬の月額及び当該長期組合員の標準報酬の月額の合計額及び当該長期組合員の標準報酬の月額の合計額及び当該長期組合員の標準報酬の月額の合計額を乗じて得た金額</p> <p>三 独立行政法人国立印刷局 当該年度における昭和六十年改正法附則第三十一条第一号の規定による負担すべき額に当該事業年度における全ての組合の長期組合員の標準報酬の月額及び当該長期組合員の標準報酬の月額を乗じて得た金額</p>	<p>（長期給付に要する費用に対する国等の負担）</p> <p>第六十八条の二 昭和六十年改正法附則第三十一条第一項第一号に掲げる額のうち同項の規定により国等（共済法第九十九条第三項（共済法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する国等をいう。次項において同じ。）が毎年度において負担すべき金額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 独立行政法人造幣局 当該年度における昭和六十年改正法附則第三十一条第一号の規定による負担すべき額に当該事業年度におけるすべての組合の長期組合員（施行令第十二条第二項第四号に規定する長期組合員をいう。以下この項において同じ。）の標準報酬の月額及び当該長期組合員の標準報酬の月額の合計額及び当該長期組合員の標準報酬の月額の合計額及び当該長期組合員の標準報酬の月額の合計額を乗じて得た金額</p> <p>三 独立行政法人国立印刷局 当該年度における昭和六十年改正法附則第三十一条第一号の規定による負担すべき額に当該事業年度におけるすべての組合の長期組合員の標準報酬の月額及び当該長期組合員の標準報酬の月額を乗じて得た金額</p>

2

(略)

組合員の標準報酬の月額、合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額の割合を乗じて得た金額

四 独立行政法人国立病院機構 当該年度における昭和六十年改正法附則第三十一条第一号の規定による負担すべき額に当該事業年度における全ての組合の長期組合員の標準報酬の月額、合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額、合計額に対する独立行政法人国立病院機構の職員である長期組合員の標準報酬の月額、合計額、合計額の割合を乗じて得た金額

五 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 当該年度における昭和六十年改正法附則第三十一条第一号の規定による負担すべき額に当該事業年度における全ての組合の長期組合員の標準報酬の月額、合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額、合計額に対する独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の職員である長期組合員の標準報酬の月額、合計額、合計額の割合を乗じて得た金額

2

(略)

期組合員の標準報酬の月額、合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額の割合を乗じて得た金額

四 独立行政法人国立病院機構 当該年度における昭和六十年改正法附則第三十一条第一号の規定による負担すべき額に当該事業年度における全ての組合の長期組合員の標準報酬の月額、合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額、合計額に対する独立行政法人国立病院機構の職員である長期組合員の標準報酬の月額、合計額、合計額の割合を乗じて得た金額

五 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 当該年度における昭和六十年改正法附則第三十一条第一号の規定による負担すべき額に当該事業年度における全ての組合の長期組合員の標準報酬の月額、合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額、合計額に対する独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の職員である長期組合員の標準報酬の月額、合計額、合計額の割合を乗じて得た金額

改正案	現行
<p>第三條 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。 一、十六（略）</p> <p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>十七 独立行政法人評価委員会の庶務に関すること（造幣局分科会、国立印刷局分科会及び酒類総合研究所分科会に係るものを除く。）。</p> <p>十八（略）</p> <p>十九（略）</p> <p>二十（略）</p> <p>二十一（略）</p> <p>二十二（略）</p> <p>二十三（略）</p> <p>二十四（略）</p> <p>二十五（略）</p> <p>二十六（略）</p> <p>二十七（略）</p> <p>二十八（略）</p> <p>二十九（略）</p> <p>三十（略）</p> <p>三十一（略）</p> <p>三十二（略）</p> <p>三十三（略）</p> <p>三十四（略）</p> <p>三十五 独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に関する</p>	<p>第三條 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。 一、十六（略）</p> <p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>十七 独立行政法人評価委員会の庶務に関すること（造幣局分科会、国立印刷局分科会及び酒類総合研究所分科会に係るものを除く。）。</p> <p>十八（略）</p> <p>十九（略）</p> <p>二十（略）</p> <p>二十一（略）</p> <p>二十二（略）</p> <p>二十三（略）</p> <p>二十四（略）</p> <p>二十五（略）</p> <p>二十六（略）</p> <p>二十七（略）</p> <p>二十八（略）</p> <p>二十九（略）</p> <p>三十（略）</p> <p>三十一（略）</p> <p>三十二（略）</p> <p>三十三（略）</p> <p>三十四（略）</p> <p>三十五 独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び独立行政法人情報通信研究機構に関する</p>

すること。

三十六 (略)

三十七 (略)

三十八 (略)

三十九 (略)

四十 (略)

四十一 (略)

四十二 (略)

四十三 (略)

四十四 (略)

四十五 (略)

四十六 (略)

第七條 (理財局の所掌事務)
理財局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 (略)

五 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の行う業務に関する事(国税庁の所掌に属するものを除く)。

六 十二 (略)

十三 独立行政法人造幣局及び独立行政法人国立印刷局の組織及び運営一般に関する事。

十四 (略)

十五 (略)

十六 (略)

十七 (略)

十八 (略)

十九 (略)

二十 (略)

二十一 (略)

二十二 (略)

二十三 (略)

こと。

三十七 (略)

三十八 (略)

三十九 (略)

四十 (略)

四十一 (略)

四十二 (略)

四十三 (略)

四十四 (略)

四十五 (略)

四十六 (略)

四十七 (略)

第七條 (理財局の所掌事務)
理財局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 (略)

五 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の行う業務に関する事(国税庁の所掌に属するものを除く)。

六 十二 (略)

(新設)

十三 (略)

十四 (略)

十五 (略)

十六 (略)

十七 (略)

十八 (略)

十九 (略)

二十 (略)

二十一 (略)

二十二 (略)

- 二十四 (略)
- 二十五 (略)
- 二十六 (略)
- 二十七 (略)
- 二十八 (略)
- 二十九 (略)
- 三十 (略)

(削る)

(文書課の所掌事務)

第十五条 文書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一、十四 (略)

(削る)

- 十五 (略)
- 十六 (略)

(政策金融課の所掌事務)

第十九条 政策金融課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一、三 (略)

四 独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農

林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機

構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に関する

こと。

- 五、八 (略)

(削る)

- 二十三 (略)
- 二十四 (略)
- 二十五 (略)
- 二十六 (略)
- 二十七 (略)
- 二十八 (略)
- 二十九 (略)
- 三十 (略)

独立行政法人評価委員会の造幣局分科会及び国立印刷局分科会の庶務に関すること。

(文書課の所掌事務)

第十五条 文書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一、十四 (略)

十五 独立行政法人評価委員会の庶務に関すること(

農林漁業信用基金分科会、住宅金融支援機構分科会

、造幣局分科会、国立印刷局分科会及び酒類総合研

究所分科会に係るものを除く。)

- 十六 (略)
- 十七 (略)

(政策金融課の所掌事務)

第十九条 政策金融課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一、三 (略)

四 独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農

林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機

構及び独立行政法人情報通信研究機構に関すること

。

- 五、八 (略)

九 独立行政法人評価委員会の農林漁業信用基金分科

会及び住宅金融支援機構分科会の庶務に関すること

九 (略)

(総務課の所掌事務)
第四十六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 七 (略)

八 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の行う業務に関すること(国税庁の所掌に属するものを除く。)

九・十 (略)

(国庫課の所掌事務)

第四十七条 国庫課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 七 (略)

八 独立行政法人造幣局及び独立行政法人国立印刷局の組織及び運営一般に関すること。

(課税部の所掌事務)

第九十条 課税部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の行う業務に関すること(酒類製造業に係るものに限る。)

七 (略)

(削る)

九|八| (略)
(略)

附 則

(削る)

十 (略)

(総務課の所掌事務)
第四十六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 七 (略)

八 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の行う業務に関すること(国税庁の所掌に属するものを除く。)

九・十 (略)

(国庫課の所掌事務)

第四十七条 国庫課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 七 (略)

八 独立行政法人評価委員会の造幣局分科会及び国立印刷局分科会の庶務に関すること。

(課税部の所掌事務)

第九十条 課税部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の行う業務に関すること(酒類製造業に係るものに限る。)

七 (略)

八 独立行政法人評価委員会酒類総合研究所分科会の庶務に関すること。

九|十| (略)
(略)

附 則

(理財局の所掌事務の特例)

第二条の三 理財局は、第七条各号に掲げる事務のほか

(削る)

平成二十六年九月三十日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。この場合において、第三条第十七号中「国立印刷局分科会」とあるのは、「国立印刷局分科会、日本万国博覧会記念機構分科会」とする。

一 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律（平成二十五年法律第十九号）附則第二条第一項の規定による解散前の独立行政法人日本万国博覧会記念機構に関すること。

二 独立行政法人評価委員会日本万国博覧会記念機構分科会の庶務に関すること。

(理財局国有財産業務課の所掌事務の特例)

第四条の五 理財局国有財産業務課は、第五十三条各号に掲げる事務のほか、平成二十六年九月三十日までの間、附則第二条の三各号に掲げる事務をつかさどる。この場合において、第十五条第十五号中「国立印刷局分科会」とあるのは、「国立印刷局分科会、日本万国博覧会記念機構分科会」とする。

改正案	現行
<p>（国庫納付金の納付の手続）</p> <p>第一条 独立行政法人造幣局（以下「造幣局」という。）は、独立行政法人造幣局法（以下「法」という。）第十五条第一項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）を納付しようとするときは、国庫納付金の計算書に、対象事業年度（同項第一号に規定する対象事業年度をいう。以下同じ。）の事業年度の貸借対照表、対象事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、対象事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを財務大臣に提出しなければならない。</p> <p>（国庫納付金の納付期限）</p> <p>第二条 国庫納付金は、対象事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。</p> <p>（積立金の処分に係る承認の手続）</p> <p>第四条 造幣局は、法第十五条第二項に規定する残余の額に相当する金額の全部又は一部を同項の規定により対象事業年度の次の事業年度における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を財務大臣に提出し、当該次の事業年度の六月三十日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。</p>	<p>（国庫納付金の納付の手続）</p> <p>第一条 独立行政法人造幣局（以下「造幣局」という。）は、独立行政法人造幣局法（以下「法」という。）第十五条第一項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）を納付しようとするときは、国庫納付金の計算書に、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）の事業年度の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを財務大臣に提出しなければならない。</p> <p>（国庫納付金の納付期限）</p> <p>第二条 国庫納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。</p> <p>（積立金の処分に係る承認の手続）</p> <p>第四条 造幣局は、法第十五条第二項に規定する残余の額に相当する金額の全部又は一部を同項の規定により次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を財務大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。</p>

一・二 (略)

2

前項の承認申請書には、対象事業年度の事業年度末の貸借対照表、対象事業年度の損益計算書その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、第一条の国庫納付金の計算書を提出したときは、これに添付した同条に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

一・二 (略)

2

前項の承認申請書には、期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、第一条の国庫納付金の計算書を提出したときは、これに添付した同条に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

改正案	現行
<p>（国庫納付金の納付の手続）</p> <p>第一条 独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）は、独立行政法人国立印刷局法（以下「法」という。）第十五条第一項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）を納付しようとするときは、国庫納付金の計算書に、対象事業年度（同項第一号に規定する対象事業年度をいう。以下同じ。）の事業年度の末の貸借対照表、対象事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、対象事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを財務大臣に提出しなければならない。</p> <p>（国庫納付金の納付期限）</p> <p>第二条 国庫納付金は、対象事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。</p> <p>（積立金の処分に係る承認の手続）</p> <p>第四条 印刷局は、法第十五条第二項に規定する残余の額に相当する金額の全部又は一部を同項の規定により対象事業年度の次の事業年度における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を財務大臣に提出し、当該次の事業年度の六月三十日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。</p>	<p>（国庫納付金の納付の手続）</p> <p>第一条 独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）は、独立行政法人国立印刷局法（以下「法」という。）第十五条第一項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）を納付しようとするときは、国庫納付金の計算書に、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを財務大臣に提出しなければならない。</p> <p>（国庫納付金の納付期限）</p> <p>第二条 国庫納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。</p> <p>（積立金の処分に係る承認の手続）</p> <p>第四条 印刷局は、法第十五条第二項に規定する残余の額に相当する金額の全部又は一部を同項の規定により次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を財務大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。</p>

一・二 (略)

2

前項の承認申請書には、対象事業年度の事業年度末の貸借対照表、対象事業年度の損益計算書その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、第一条の国庫納付金の計算書を提出したときは、これに添付した同条に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

一・二 (略)

2

前項の承認申請書には、期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、第一条の国庫納付金の計算書を提出したときは、これに添付した同条に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

改正案	現行
<p>（一般会計の負担に属する公債及び借入金から除かれるもの）</p> <p>第四十一条 法第四十二条第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）第三百十条の規定による改正前の高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）附則第十条第三項の規定に基づき法附則第六十七条第一項第十二号の規定により設置する国立高度専門医療センター特別会計から一般会計に承継された借入金</p> <p>（燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に係る財政上の措置等）</p> <p>第五十条（略）</p> <p>2 8（略）</p> <p>9 法第八十五条第三項第三号に規定する措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が行う可燃性天然ガス及び石炭の利用若しくは非化石エネルギーの開発及び利用又はエネルギーの使用の合理化を促進するための情報の収集及び提供並びに技術に関する指導に要する費用に係る補助金の交付</p>	<p>（一般会計の負担に属する公債及び借入金から除かれるもの）</p> <p>第四十一条 法第四十二条第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）附則第十条第三項の規定に基づき法附則第六十七条第一項第十二号の規定により設置する国立高度専門医療センター特別会計から一般会計に承継された借入金</p> <p>（燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に係る財政上の措置等）</p> <p>第五十条（略）</p> <p>2 8（略）</p> <p>9 法第八十五条第三項第三号に規定する措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が行う可燃性天然ガス及び石炭の利用若しくは非化石エネルギーの開発及び利用又はエネルギーの使用の合理化を促進するための情報の収集及び提供並びに技術に関する指導に要する費用に係る補助金の交付</p>

三 (略)

(電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に係る財政上の措置等)

第五十一条 法第八十五条第四項に規定する財政上の措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一 (略)

二 整備法第二条に規定する発電用施設(以下この条において「発電用施設」という。)のうち原子力発電施設若しくは原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設(以下この条において「再処理施設」という。)その他の原子力発電と密接な関連を有する施設(以下この節において「原子力発電施設等」と総称する。)の設置がその区域内において行われ、若しくは予定されている都道府県(以下この号並びに第七項第一号及び第五号において「所在都道府県」という。)又は所在都道府県に隣接する都道府県(経済産業大臣が定める基準に適合するものに限る。)に対して行うイに掲げる交付金の交付、再処理施設であつて文部科学大臣が定める規模以上のもの(ロにおいて「大型再処理施設」という。)の設置がその区域内において行われ、又は予定されている都道府県に対して行うロに掲げる交付金の交付、所在都道府県に対して行うハに掲げる交付金の交付、所在都道府県又は原子力発電施設等の設置がその区域内において行われ、若しくは予定されている市町村(二及び第十号ロにおいて「所在市町村」という。)に隣接する市町村(整備法第四条第七項の規定による同意を得た同条第一項前段に規定する公用施設整備計画が同項後段の規定により作成された場合にあつては同項後段に規定する市町村に該当する市町村を含み、整備法第十条第三項の規定による

三 (略)

(電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に係る財政上の措置等)

第五十一条 法第八十五条第四項に規定する財政上の措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一 (略)

二 整備法第二条に規定する発電用施設(以下この条において「発電用施設」という。)のうち原子力発電施設若しくは原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設(以下この条において「再処理施設」という。)その他の原子力発電と密接な関連を有する施設(以下この節において「原子力発電施設等」と総称する。)の設置がその区域内において行われ、若しくは予定されている都道府県(以下この号並びに第七項第一号及び第五号において「所在都道府県」という。)又は所在都道府県に隣接する都道府県(経済産業大臣が定める基準に適合するものに限る。)に対して行うイに掲げる交付金の交付、再処理施設であつて文部科学大臣が定める規模以上のもの(ロにおいて「大型再処理施設」という。)の設置がその区域内において行われ、又は予定されている都道府県に対して行うロに掲げる交付金の交付、所在都道府県に対して行うハに掲げる交付金の交付、所在都道府県又は原子力発電施設等の設置がその区域内において行われ、若しくは予定されている市町村(二及び第十号ロにおいて「所在市町村」という。)に隣接する市町村(整備法第四条第七項の規定による同意を得た同条第一項前段に規定する公用施設整備計画が同項後段の規定により作成された場合にあつては同項後段に規定する市町村に該当する市町村を含み、整備法第十条第三項の規定による

同意を得た同条第一項に規定する利便性向上等事業計画が同条第四項において準用する整備法第四条第一項後段の規定によって作成された場合にあつては同項後段に規定する市町村に該当する市町村を含む。二及び第十号ロにおいて「隣接市町村」という。をその区域に含む都道府県に対して行う二に掲げる交付金の交付、所在都道府県若しくは原子力発電施設（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が設置するものを除く。）の設置（電気の安定供給の確保のため当該施設の設置が特に重要と認められるものに限る。）がその区域内において見込まれる都道府県又は原子力に関する知識の普及に係る事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人に対して行うホに掲げる交付金の交付及び原子力その他のエネルギーに関する教育に係る環境の整備を行う都道府県に対して行うへに掲げる交付金の交付

三十三（略）

三十四（略）
三十五 原子力発電施設等（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が設置するものに限る。）がその区域内において設置されている都道府県の区域内における科学技術の振興のための措置（文部科学大臣が原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要であると認めるものに限る。）であつて当該都道府県又は一般社団法人若しくは一般財団法人が行うものに要する費用に係る補助金の交付

三十六十九（略）

二十 次に掲げる施設の設置の必要性に関する知識の普及（ロに掲げる施設にあつては、当該施設の設置が見込まれる地点（電気の安定供給の確保のため当該施設の設置が特に重要と認められる地点に限る。）の周辺の地域の住民に対するものに限る。）、「イ

同意を得た同条第一項に規定する利便性向上等事業計画が同条第四項において準用する整備法第四条第一項後段の規定によって作成された場合にあつては同項後段に規定する市町村に該当する市町村を含む。二及び第十号ロにおいて「隣接市町村」という。をその区域に含む都道府県に対して行う二に掲げる交付金の交付、所在都道府県若しくは原子力発電施設（独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するものを除く。）の設置（電気の安定供給の確保のため当該施設の設置が特に重要と認められるものに限る。）がその区域内において見込まれる都道府県又は原子力に関する知識の普及に係る事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人に対して行うホに掲げる交付金の交付及び原子力その他のエネルギーに関する教育に係る環境の整備を行う都道府県に対して行うへに掲げる交付金の交付

三十三（略）

三十四（略）
三十五 原子力発電施設等（独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するものに限る。）がその区域内において設置されている都道府県の区域内における科学技術の振興のための措置（文部科学大臣が原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要であると認めるものに限る。）であつて当該都道府県又は一般社団法人若しくは一般財団法人が行うものに要する費用に係る補助金の交付

三十六十九（略）

二十 次に掲げる施設の設置の必要性に関する知識の普及（ロに掲げる施設にあつては、当該施設の設置が見込まれる地点（電気の安定供給の確保のため当該施設の設置が特に重要と認められる地点に限る。）の周辺の地域の住民に対するものに限る。）、「イ

に掲げる施設の円滑な設置に資するための電力市場
に関する調査、イに掲げる施設が設置されている地
点若しくはその設置が見込まれる地点（電気の安定
供給の確保のため当該施設の設置が特に重要と認め
られる地点に限る。）の周辺の地域の振興に資する
先導的な施策であつて当該地域の特性を生かしたも
の普及の促進のために行うモデル事業又はイ若し
くはロに掲げる施設が設置されている地点若しくは
その設置が見込まれる地点（電気の安定供給の確保
のため当該施設の設置が特に重要と認められる地点
に限る。）ハに掲げる施設が設置されている地点
若しくはその設置が見込まれる地点若しくはへ若し
くはトに掲げる施設の見込まれる地点の地域
をその区域を含む地方公共団体が行う当該地域の振
興に関する計画の作成に必要な情報の提供に要する
費用に係る委託費の交付

イ 発電用施設のうち原子力発電施設（国立研究開
発法人日本原子力研究開発機構が設置するものを
除く。）

ロ（略）

ハ 発電用施設のうち、再処理施設、軽水型実用発
電用原子炉において使用される混合酸化物燃料（
ウランの酸化物及びプルトニウムの酸化物を含む
核燃料物質をいう。第四項第六号において同じ。
）の加工施設、実用ウラン濃縮施設、使用済燃料
の貯蔵施設（原子力発電施設、発電用原子炉に燃
料として使用された核燃料物質の再処理施設及び
試験検査施設、使用済燃料の再処理施設に係る安
全性に関する研究の用に供される施設（国立研究
開発法人日本原子力研究開発機構が設置するもの
に限る。）又は高速増殖炉に燃料として使用され
た核燃料物質の再処理に必要な技術を実証するた

に掲げる施設の円滑な設置に資するための電力市場
に関する調査、イに掲げる施設が設置されている地
点若しくはその設置が見込まれる地点（電気の安定
供給の確保のため当該施設の設置が特に重要と認め
られる地点に限る。）の周辺の地域の振興に資する
先導的な施策であつて当該地域の特性を生かしたも
の普及の促進のために行うモデル事業又はイ若し
くはロに掲げる施設が設置されている地点若しくは
その設置が見込まれる地点（電気の安定供給の確保
のため当該施設の設置が特に重要と認められる地点
に限る。）ハに掲げる施設が設置されている地点
若しくはその設置が見込まれる地点若しくはへ若し
くはトに掲げる施設の見込まれる地点の地域
をその区域を含む地方公共団体が行う当該地域の振
興に関する計画の作成に必要な情報の提供に要する
費用に係る委託費の交付

イ 発電用施設のうち原子力発電施設（独立行政法
人日本原子力研究開発機構が設置するものを除く
。）

ロ（略）

ハ 発電用施設のうち、再処理施設、軽水型実用発
電用原子炉において使用される混合酸化物燃料（
ウランの酸化物及びプルトニウムの酸化物を含む
核燃料物質をいう。第四項第六号において同じ。
）の加工施設、実用ウラン濃縮施設、使用済燃料
の貯蔵施設（原子力発電施設、発電用原子炉に燃
料として使用された核燃料物質の再処理施設及び
試験検査施設、使用済燃料の再処理施設に係る安
全性に関する研究の用に供される施設（独立行政
法人日本原子力研究開発機構が設置するものに限
る。）又は高速増殖炉に燃料として使用された核
燃料物質の再処理に必要な技術を実証するための

めの施設（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が設置するものに限る。）に付随するものを除く。）又は廃棄施設（原子力発電施設から生ずる放射性廃棄物の廃棄施設に限るものとし、原子力発電施設を設置した工場又は事業所内におけるもので、主として当該工場又は事業所において生ずる放射性廃棄物を廃棄するためのものを除く。第二十四号において同じ。）

ニ 発電用施設のうち高速増殖炉（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が設置するものに限る。）

ホ 発電用施設のうち、整備法施行令第三条第二号若しくは第三号に掲げる施設又は新型転換炉に燃料として使用される核燃料物質の加工施設（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が設置するものに限る。）

へ 使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離した後に残存する放射性廃棄物を固型化した物の地層における最終的な処分に関する研究の用に供される施設（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が設置するものに限る。）

ト
二十一（略）

二十二 第二十号イからハまで若しくはトに掲げる発電用施設（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が設置する再処理施設を除く。）の周辺地域（当該発電用施設が設置する区域及びこれに隣接する市町村の区域をいう。以下この号において同じ。）又は当該発電用施設の周辺地域に隣接する市町村（経済産業大臣が当該発電用施設の設置及び運轉の円滑化に資するためこの号に規定する措置の対象とする

施設（独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するものに限る。）に付随するものを除く。）又は廃棄施設（原子力発電施設から生ずる放射性廃棄物の廃棄施設に限るものとし、原子力発電施設を設置した工場又は事業所内におけるもので、主として当該工場又は事業所において生ずる放射性廃棄物を廃棄するためのものを除く。第二十四号において同じ。）

ニ 発電用施設のうち高速増殖炉（独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するものに限る。）

ホ 発電用施設のうち、整備法施行令第三条第二号若しくは第三号に掲げる施設又は新型転換炉に燃料として使用される核燃料物質の加工施設（独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するものに限る。）

へ 使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離した後に残存する放射性廃棄物を固型化した物の地層における最終的な処分に関する研究の用に供される施設（独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するものに限る。）

ト
二十一（略）

二十二 第二十号イからハまで若しくはトに掲げる発電用施設（独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置する再処理施設を除く。）の周辺地域（当該発電用施設が設置する区域及びこれに隣接する市町村の区域をいう。以下この号において同じ。）又は当該発電用施設の周辺地域に隣接する市町村（経済産業大臣が当該発電用施設の設置及び運轉の円滑化に資するためこの号に規定する措置の対象とする

することが特に必要であると認めるものに限る。)の区域内において行う工業団地(製造業及びこれに関連する事業に係る工場又は事業場の用に供するための敷地並びにこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地をいう。)の取得、造成、管理又は譲渡に要する資金に充てるための地方債又は借入金について、地方公共団体その他経済産業大臣が定める者に対して行う利子補給金の交付(略)

2 法第八十五条第五項第一号ハに規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一 (略)
二 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う前項各号に掲げる業務の実施に必要な施設の設置又は改造に要する費用に係る補助金の交付
4 法第八十五条第五項第一号ニに規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一 (略)
二 高速増殖炉(実証炉に限る。)を利用する原子力発電施設の設置を促進するために行う技術の開発(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行うものを除く。)及び新型転換炉(実証炉に限る。)を利用する原子力発電施設の設置を促進するために行う技術の開発(法第八十五条第五項第一号ロに規定する出資を受けて国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行うものを除く。)に要する費用に係る委託費の交付

三 (略)
四 実用発電用原子炉施設の燃料に用いるウラン濃縮に関する技術の開発(国立研究開発法人日本原子力

ことが特に必要であると認めるものに限る。)の区域内において行う工業団地(製造業及びこれに関連する事業に係る工場又は事業場の用に供するための敷地並びにこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地をいう。)の取得、造成、管理又は譲渡に要する資金に充てるための地方債又は借入金について、地方公共団体その他経済産業大臣が定める者に対して行う利子補給金の交付(略)

2 法第八十五条第五項第一号ハに規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一 (略)
二 独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う前項各号に掲げる業務の実施に必要な施設の設置又は改造に要する費用に係る補助金の交付
4 法第八十五条第五項第一号ニに規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一 (略)
二 高速増殖炉(実証炉に限る。)を利用する原子力発電施設の設置を促進するために行う技術の開発(独立行政法人日本原子力研究開発機構が行うものを除く。)及び新型転換炉(実証炉に限る。)を利用する原子力発電施設の設置を促進するために行う技術の開発(法第八十五条第五項第一号ロに規定する出資を受けて独立行政法人日本原子力研究開発機構が行うものを除く。)に要する費用に係る委託費の交付

三 (略)
四 実用発電用原子炉施設の燃料に用いるウラン濃縮に関する技術の開発(独立行政法人日本原子力研究

研究開発機構が行うものを除く。)に要する費用に係る補助金又は委託費の交付

五〇十二 (略)

5・6 (略)

7 法第八十五条第六項に規定する措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一〇五 (略)

六 発電用施設のうち、原子力発電施設(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が設置するものに限る。)及び再処理施設その他の原子力発電と密接な関連を有する施設(整備法施行令第三条第六号及び第七号に掲げる施設を除く。)の運転の管理に係る安全性に関する調査に要する費用に係る委託費の交付

七〇十七 (略)

(エネルギー対策特別会計の所管大臣の所掌区分等) 第五十二条 エネルギー対策特別会計の管理に関する事務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所管大臣が行うものとする。

一〇四 (略)

五 電源開発促進勘定に係る次に掲げる事務 文部科学大臣

イ (略)

ロ 法第八十五条第五項第一号ロに規定する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対する出資又は交付金の交付に関する事務

ハ (略)

六 電源開発促進勘定に係る次に掲げる事務 文部科学省令・経済産業省令で定める区分に応じ、文部科学大臣又は経済産業大臣
イ 周辺地域整備交付金の交付に関する事務のうち

開発機構が行うものを除く。)に要する費用に係る補助金又は委託費の交付

五〇十二 (略)

5・6 (略)

7 法第八十五条第六項に規定する措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一〇五 (略)

六 発電用施設のうち、原子力発電施設(独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するものに限る。)及び再処理施設その他の原子力発電と密接な関連を有する施設(整備法施行令第三条第六号及び第七号に掲げる施設を除く。)の運転の管理に係る安全性に関する調査に要する費用に係る委託費の交付

七〇十七 (略)

(エネルギー対策特別会計の所管大臣の所掌区分等) 第五十二条 エネルギー対策特別会計の管理に関する事務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所管大臣が行うものとする。

一〇四 (略)

五 電源開発促進勘定に係る次に掲げる事務 文部科学大臣

イ (略)

ロ 法第八十五条第五項第一号ロに規定する独立行政法人日本原子力研究開発機構に対する出資又は交付金の交付に関する事務

ハ (略)

六 電源開発促進勘定に係る次に掲げる事務 文部科学省令・経済産業省令で定める区分に応じ、文部科学大臣又は経済産業大臣
イ 周辺地域整備交付金の交付に関する事務のうち

、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が設置する原子力発電施設等に係るもの

ロ、ホ (略)

2
七、九 (略)

(業務勘定から他の勘定への繰入れ)

第五十七条 法第十四条第九項の規定により年金特別会計の業務勘定から同会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定へ繰り入れる金額は、独立行政法人福祉医療機構の中期目標の期間（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。）中に同機構への交付金（独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十五条第五号に掲げる業務及び同法附則第五条の二第三項に規定する業務に係る交付金に限る。）に充てるために法第十四条第五項及び第六項の規定により同会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定から同会計の業務勘定に繰り入れた金額の合計額、当該期間中に独立行政法人福祉医療機構法第十五条第五号に掲げる業務及び同法附則第五条の二第三項に規定する業務について生じた損益の額その他の同法第十六条第三項の規定による納付金が生じた要因を勘案し、厚生労働大臣が財務大臣に協議して定める金額とする。

、独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置する原子力発電施設等に係るもの

ロ、ホ (略)

2
七、九 (略)

(業務勘定から他の勘定への繰入れ)

第五十七条 法第十四条第九項の規定により年金特別会計の業務勘定から同会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定へ繰り入れる金額は、独立行政法人福祉医療機構の中期目標の期間（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。）中に同機構への交付金（独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十五条第五号に掲げる業務及び同法附則第五条の二第三項に規定する業務に係る交付金に限る。）に充てるために法第十四条第五項及び第六項の規定により同会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定から同会計の業務勘定に繰り入れた金額の合計額、当該期間中に独立行政法人福祉医療機構法第十五条第五号に掲げる業務及び同法附則第五条の二第三項に規定する業務について生じた損益の額その他の同法第十六条第四項の規定による納付金が生じた要因を勘案し、厚生労働大臣が財務大臣に協議して定める金額とする。

○ 株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第四百四十三号）（第五十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（教育施設の範囲） 第五条 法別表第一第二号の中欄に規定する政令で定める教育施設は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 独立行政法人水産大学校、<u>国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構</u>、<u>独立行政法人海技教育機構</u>又は独立行政法人航空大学校</p> <p>六～九 （略）</p>	<p>（教育施設の範囲） 第五条 法別表第一第二号の中欄に規定する政令で定める教育施設は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 独立行政法人水産大学校、<u>独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構</u>、<u>独立行政法人海技教育機構</u>又は独立行政法人航空大学校</p> <p>六～九 （略）</p>

改正案	現行
<p>第十三条（略）</p> <p>2 法第三十四条第一項の政令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 当該研究施設研究教育職員を共同研究等に従事させることについて当該共同研究等を行う国及び行政執行法人以外の者からの要請があること。</p> <p>3 各省各庁の長等（<u>財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長及び行政執行法人の長をいう。</u>）は、職員の退職に際し、その者の在職期間のうちに研究施設研究教育職員として共同研究等に従事するため国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた期間があつた場合において、当該休職に係る期間（その期間が更新された場合において、当該更新に係る期間。以下この項において同じ。）における当該研究施設研究教育職員としての当該共同研究等への従事が前項各号に掲げる要件の全てに該当することにつき、文部科学大臣において当該休職前（更新に係る場合には、当該更新前）に内閣総理大臣の承認を受けているときに限り、当該休職に係る期間について法第三十四条第一項の規定を適用するものとする。</p> <p>4（略）</p> <p>5 第三項の承認に係る共同研究等に従事した研究施設研究教育職員は、当該共同研究等を行う国及び行政執行法人以外の者から前項に規定する退職手当等の支払を受けたときは、所得税法第二百二十六条第二項の規</p>	<p>第十三条（略）</p> <p>2 法第三十四条第一項の政令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 当該研究施設研究教育職員を共同研究等に従事させることについて当該共同研究等を行う国及び特定独立行政法人以外の者からの要請があること。</p> <p>3 各省各庁の長等（<u>財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長及び特定独立行政法人の長をいう。</u>）は、職員の退職に際し、その者の在職期間のうちに研究施設研究教育職員として共同研究等に従事するため国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた期間があつた場合において、当該休職に係る期間（その期間が更新された場合において、当該更新に係る期間。以下この項において同じ。）における当該研究施設研究教育職員としての当該共同研究等への従事が前項各号に掲げる要件の全てに該当することにつき、文部科学大臣において当該休職前（更新に係る場合には、当該更新前）に内閣総理大臣の承認を受けているときに限り、当該休職に係る期間について法第三十四条第一項の規定を適用するものとする。</p> <p>4（略）</p> <p>5 第三項の承認に係る共同研究等に従事した研究施設研究教育職員は、当該共同研究等を行う国及び特定独立行政法人以外の者から前項に規定する退職手当等の支払を受けたときは、所得税法第二百二十六条第二項の規</p>

定により交付された源泉徴収票（源泉徴収票の交付のない場合には、これに準ずるもの）を文部科学大臣に提出し、文部科学大臣はその写しを内閣総理大臣に送付しなければならぬ。

の規定により交付された源泉徴収票（源泉徴収票の交付のない場合には、これに準ずるもの）を文部科学大臣に提出し、文部科学大臣はその写しを内閣総理大臣に送付しなければならぬ。

○ 著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百二十五号）（第五十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表（第六十五条関係）</p> <p>一 国立研究開発法人情報通信研究機構</p> <p>二 国立研究開発法人防災科学技術研究所</p> <p>三 国立研究開発法人産業技術総合研究所</p> <p>四 国立研究開発法人産業技術総合研究所</p> <p>五 国立研究開発法人産業技術総合研究所</p> <p>六 国立研究開発法人産業技術総合研究所</p> <p>七 国立研究開発法人産業技術総合研究所</p> <p>八 国立研究開発法人産業技術総合研究所</p> <p>九 国立研究開発法人産業技術総合研究所</p> <p>十 国立研究開発法人産業技術総合研究所</p> <p>十一 国立研究開発法人産業技術総合研究所</p>	<p>別表（第六十五条関係）</p> <p>一 独立行政法人情報通信研究機構</p> <p>二 独立行政法人防災科学技術研究所</p> <p>三 独立行政法人産業技術総合研究所</p> <p>四 独立行政法人産業技術総合研究所</p> <p>五 独立行政法人産業技術総合研究所</p> <p>六 独立行政法人産業技術総合研究所</p> <p>七 独立行政法人産業技術総合研究所</p> <p>八 独立行政法人産業技術総合研究所</p> <p>九 独立行政法人産業技術総合研究所</p> <p>十 独立行政法人産業技術総合研究所</p> <p>十一 独立行政法人産業技術総合研究所</p>

○ 発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）（第五十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（発電用施設の設置者）</p> <p>第一条 発電用施設周辺地域整備法（以下「法」という。）第二条の政令で定める者は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者、同項第四号に規定する卸電気事業者、同項第八号に規定する特定規模電気事業者、同項第十二号に規定する卸供給事業者及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）とする。</p>	<p>（発電用施設の設置者）</p> <p>第一条 発電用施設周辺地域整備法（以下「法」という。）第二条の政令で定める者は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者、同項第四号に規定する卸電気事業者、同項第八号に規定する特定規模電気事業者、同項第十二号に規定する卸供給事業者及び独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）とする。</p>

改正案	現行
<p>8 法第九十四条第一項の政令で定める法人は、国立研</p> <p>附 則</p> <p>（法第九十四条第一項の政令で定める法人） 第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第九十四条第一項の政令で定める法人は、九州旅客鉄道株式会社、港務局、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、土地開発公社、西日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本電信電話株式会社、日本放送協会、日本郵便株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。</p>	<p>8 法第九十四条第一項の政令で定める法人は、独立行</p> <p>附 則</p> <p>（法第九十四条第一項の政令で定める法人） 第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第九十四条第一項の政令で定める法人は、九州旅客鉄道株式会社、港務局、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人原子力研究開発機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、土地開発公社、西日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本郵便株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。</p>

究開発法人森林総合研究所が行う国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項及び第十条第一項に規定する業務が終了するまでの間、第一条及び前項に規定するもののほか、国立研究開発法人森林総合研究所とする。

政法人森林総合研究所が行う独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項及び第十一条第一項に規定する業務が終了するまでの間、第一条及び前項に規定するもののほか、独立行政法人森林総合研究所とする。

○ プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）（第五十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表（第三条関係）</p> <p>一 国立研究開発法人情報通信研究機構</p> <p>二 四（略）</p> <p>三 国立研究開発法人物質・材料研究機構</p> <p>四 国立研究開発法人防災科学技術研究所</p> <p>五 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構</p> <p>六 国立研究開発法人放射線医学総合研究所</p> <p>七 国立研究開発法人放射線医学総合研究所</p> <p>八 国立研究開発法人放射線医学総合研究所</p> <p>九 十（略）</p> <p>十 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所</p> <p>十一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所</p> <p>十二 十六（略）</p> <p>十三 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構</p> <p>十四 国立研究開発法人農業生物資源研究所</p> <p>十五 国立研究開発法人農業環境技術研究所</p> <p>十六 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター</p> <p>十七 国立研究開発法人森林総合研究所</p> <p>十八 国立研究開発法人水産総合研究センター</p> <p>十九 国立研究開発法人水産総合研究センター</p> <p>二十 国立研究開発法人水産総合研究センター</p> <p>二十一 国立研究開発法人水産総合研究センター</p> <p>二十二 国立研究開発法人水産総合研究センター</p> <p>二十三 国立研究開発法人水産総合研究センター</p> <p>二十四 国立研究開発法人産業技術総合研究所</p> <p>二十五 国立研究開発法人産業技術総合研究所</p> <p>二十六 国立研究開発法人土木研究所</p> <p>二十七 国立研究開発法人建築研究所</p> <p>二十八 国立研究開発法人建築研究所</p> <p>二十九 国立研究開発法人海上技術安全研究所</p> <p>三十 国立研究開発法人港湾空港技術研究所</p> <p>三十一 国立研究開発法人電子航法研究所</p>	<p>別表（第三条関係）</p> <p>一 独立行政法人情報通信研究機構</p> <p>二 四（略）</p> <p>三 独立行政法人物質・材料研究機構</p> <p>四 独立行政法人防災科学技術研究所</p> <p>五 独立行政法人宇宙航空研究開発機構</p> <p>六 独立行政法人放射線医学総合研究所</p> <p>七 独立行政法人放射線医学総合研究所</p> <p>八 独立行政法人放射線医学総合研究所</p> <p>九 十（略）</p> <p>十 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所</p> <p>十一 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所</p> <p>十二 十六（略）</p> <p>十三 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構</p> <p>十四 独立行政法人農業生物資源研究所</p> <p>十五 独立行政法人農業環境技術研究所</p> <p>十六 独立行政法人国際農林水産業研究センター</p> <p>十七 独立行政法人森林総合研究所</p> <p>十八 独立行政法人水産総合研究センター</p> <p>十九 独立行政法人水産総合研究センター</p> <p>二十 独立行政法人水産総合研究センター</p> <p>二十一 独立行政法人水産総合研究センター</p> <p>二十二 独立行政法人水産総合研究センター</p> <p>二十三 独立行政法人水産総合研究センター</p> <p>二十四 独立行政法人産業技術総合研究所</p> <p>二十五 独立行政法人産業技術総合研究所</p> <p>二十六 独立行政法人土木研究所</p> <p>二十七 独立行政法人建築研究所</p> <p>二十八 独立行政法人建築研究所</p> <p>二十九 独立行政法人海上技術安全研究所</p> <p>三十 独立行政法人港湾空港技術研究所</p> <p>三十一 独立行政法人電子航法研究所</p>

三十二〽三十四 (略)
三十五 国立研究開発法人国立環境研究所
三十六〽四十二 (略)

三十二〽三十四 (略)
三十五 独立行政法人国立環境研究所
三十六〽四十二 (略)

改正案	現行
<p>（不要財産に係る国庫納付等）</p> <p>第十五条の二 法第三十八条の二において準用する独立行政法人通則法第四十六条の二第五項の政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項については、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第四条から第八条まで、第九条第一項及び第十条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同令第四条、第六条第一項、第二項及び第四項、第八条、第九条第一項並びに第十条第一項及び第二項中「通則法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第三十八条の二において準用する通則法」と、同令第四条第一項第四号及び第六条第一項第七号中「支出の額、会計の区分」とあるのは「支出の額」と、同令第五条第一項中「中期目標管理法（通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法をいう。以下同じ。）の中期計画（通則法第四十四条第三項に規定する中期計画をいう。第七条第一項において同じ。）において通則法第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人（通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。）の中長期計画（通則法第四十四条第三項に規定する中長期計画をいう。第七条第一項において同じ。）」において通則法第十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人（通則法第二条第四項に規定する行政執行法</p>	<p>（不要財産に係る国庫納付等）</p> <p>第十五条の二 法第三十八条の二において準用する独立行政法人通則法第四十六条の二第六項の政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項については、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第二条の二から第二条の六まで、第二条の七第一項及び第二条の八の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同令第二条の二、第二条の四第一項、第二項及び第四項、第二条の六、第二条の七第一項並びに第二条の八第一項及び第二項中「通則法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第三十八条の二において準用する通則法」と、同令第二条の二第一項第四号及び第二条の四第一項第七号中「支出の額、会計の区分」とあるのは「支出の額」と、同令第二条の三第一項及び第二条の五第一項中「通則法第四十四条第三項」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する通則法第三十条第一項」と、「通則法第三十条第二項第四号の二」とあるのは「同条第二項第四号の二」と、同令第二条の七第一項中「当該不要財産に係る政府の出資又は支出に係る会計」とあるのは「一般会計」と読み替えるものとする。</p>

人をいう。以下同じ。)の事業計画(通則法第四十五
条第一項に規定する事業計画をいう。第七条第一項に
おいて同じ。)において通則法第三十五条の十第三項
第五号」とあり、及び同令第七条第一項中「中期目標
管理法人の中期計画において通則法第三十条第二項第
五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期
計画において通則法第三十五条の五第二項第五号の計
画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において
通則法第三十五条の十第三項第五号」とあるのは「日
本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準
用する通則法第三十条第一項の中期計画において同条
第二項第五号」と、同令第九条第一項中「当該不要財
産に係る政府の出資又は支出に係る会計」とあるのは
「一般会計」と読み替えるものとする。

2 文教施設企画部は、前項第二十八号から第四十二号までに掲げる事務をつかさどる。

(生涯学習政策局の所掌事務)
第四条 生涯学習政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一、二十七 (略)
(削る)

二十八 (略)
二十九 (略)

三十 (略)

(科学技術・学術政策局の所掌事務)
第七条 科学技術・学術政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一、二十八 (略)

(削る)

二十九 (略)

三十 国立研究開発法人科学技術振興機構の組織及び運営一般に関する事。

(研究振興局の所掌事務)

第八条 研究振興局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一、十三 (略)

十四 国立研究開発法人理化学研究所の行う科学技術に関する試験及び研究(基盤的研究開発を除く。)に関する事。

十五、十九 (略)

二十 国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日

2 文教施設企画部は、前項第二十九号から第四十三号までに掲げる事務をつかさどる。

(生涯学習政策局の所掌事務)
第四条 生涯学習政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一、二十七 (略)

二十八 独立行政法人評価委員会社会教育分科会の庶務に関する事。

二十九 (略)

三十 (略)

三十一 (略)

(科学技術・学術政策局の所掌事務)
第七条 科学技術・学術政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一、二十八 (略)

二十九 独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会の庶務に関する事。

三十 (略)

三十一 独立行政法人科学技術振興機構の組織及び運営一般に関する事。

(研究振興局の所掌事務)

第八条 研究振興局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一、十三 (略)

十四 独立行政法人理化学研究所の行う科学技術に関する試験及び研究(基盤的研究開発を除く。)に関する事。

十五、十九 (略)

二十 独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本学術振

本学術振興会及び国立研究開発法人理化学研究所の組織及び運営一般に関すること。

(研究開発局の所掌事務)
第九条 研究開発局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十六 (略)
十七 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構における学術研究及び教育に関すること。

十八 (略)
十九 国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構及び国立研究開発法人海洋研究開発機構の組織及び運営一般に関すること。

二十 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の組織及び運営一般に関すること。
二十一・二十二 (略)

(政策課の所掌事務)
第二十条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五 (略)
(削る)

六 (略)

(社会教育課の所掌事務)
第三十条 社会教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇八 (略)
(削る)

興会及び独立行政法人理化学研究所の組織及び運営一般に関すること。

(研究開発局の所掌事務)
第九条 研究開発局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十六 (略)
十七 独立行政法人宇宙航空研究開発機構における学術研究及び教育に関すること。

十八 (略)
十九 独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び独立行政法人海洋研究開発機構の組織及び運営一般に関すること。

二十 独立行政法人日本原子力研究開発機構の組織及び運営一般に関すること。
二十一・二十二 (略)

(政策課の所掌事務)
第二十条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五 (略)
六 独立行政法人評価委員会の庶務(初等中等教育分科会、高等教育分科会、社会教育分科会、スポーツ・青少年分科会、科学技術・学術分科会及び文化分科会に係るものを除く。)に関すること。

七 (略)

(社会教育課の所掌事務)
第三十条 社会教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇八 (略)
九 独立行政法人評価委員会社会教育分科会の庶務に関すること。

九 (略)

(初等中等教育企画課の所掌事務)
第三十四条 初等中等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十一 (略)
(削る)

十二 (略)

(高等教育企画課の所掌事務)
第四十五条 高等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇八 (略)
(削る)

九 (略)

十 (略)

(企画評価課の所掌事務)
第五十六条 企画評価課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇七 (略)
(削る)

(人材政策課の所掌事務)
第五十七条 人材政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六 (略)

七 国立研究開発法人科学技術振興機構の組織及び運営一般に関すること。

十 (略)

(初等中等教育企画課の所掌事務)
第三十四条 初等中等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十一 (略)

十二 独立行政法人評価委員会初等中等教育分科会の庶務に関すること。

十三 (略)

(高等教育企画課の所掌事務)
第四十五条 高等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇八 (略)

九 独立行政法人評価委員会高等教育分科会の庶務に関すること。

十 (略)

十一 (略)

(企画評価課の所掌事務)
第五十六条 企画評価課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇七 (略)

八 独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会の庶務に関すること。

(人材政策課の所掌事務)
第五十七条 人材政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六 (略)

七 独立行政法人科学技術振興機構の組織及び運営一般に関すること。

(基礎研究振興課の所掌事務)
第六十三条 基礎研究振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 国立研究開発法人理化学研究所の行う科学技術に関する試験及び研究(基盤的研究開発を除く。)に関すること。

五 (略)

六 国立研究開発法人理化学研究所の組織及び運営一般に関すること。

(ライフサイエンス課の所掌事務)

第六十八条 ライフサイエンス課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 七 (略)

八 国立研究開発法人放射線医学総合研究所の組織及び運営一般に関すること。

(参事官の職務)

第六十九条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 八 (略)

九 国立研究開発法人物質・材料研究機構の組織及び運営一般に関すること。

(地震・防災研究課の所掌事務)

第七十二条 地震・防災研究課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 国立研究開発法人防災科学技術研究所の組織及び運営一般に関すること。

(基礎研究振興課の所掌事務)
第六十三条 基礎研究振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 独立行政法人理化学研究所の行う科学技術に関する試験及び研究(基盤的研究開発を除く。)に関すること。

五 (略)

六 独立行政法人理化学研究所の組織及び運営一般に関すること。

(ライフサイエンス課の所掌事務)

第六十八条 ライフサイエンス課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 七 (略)

八 独立行政法人放射線医学総合研究所の組織及び運営一般に関すること。

(参事官の職務)

第六十九条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 八 (略)

九 独立行政法人物質・材料研究機構の組織及び運営一般に関すること。

(地震・防災研究課の所掌事務)

第七十二条 地震・防災研究課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 独立行政法人防災科学技術研究所の組織及び運営一般に関すること。

(海洋地球課の所掌事務)
第七十三条 海洋地球課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 六 (略)
七 国立研究開発法人海洋研究開発機構の組織及び運営一般に関すること。

(宇宙開発利用課の所掌事務)
第七十五条 宇宙開発利用課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 八 (略)
九 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構における学術研究及び教育に関すること。
十 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の組織及び運営一般に関すること。

(原子力課の所掌事務)
第七十六条 原子力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十一 (略)
十二 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の組織及び運営一般に関すること。

(スポーツ・青少年企画課の所掌事務)
第七十九条 スポーツ・青少年企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 八 (略)
九 (削る)

十 九 (略)
十一 (略)

(海洋地球課の所掌事務)
第七十三条 海洋地球課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 六 (略)
七 独立行政法人海洋研究開発機構の組織及び運営一般に関すること。

(宇宙開発利用課の所掌事務)
第七十五条 宇宙開発利用課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 八 (略)
九 独立行政法人宇宙航空研究開発機構における学術研究及び教育に関すること。
十 独立行政法人宇宙航空研究開発機構の組織及び運営一般に関すること。

(原子力課の所掌事務)
第七十六条 原子力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十一 (略)
十二 独立行政法人日本原子力研究開発機構の組織及び運営一般に関すること。

(スポーツ・青少年企画課の所掌事務)
第七十九条 スポーツ・青少年企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 八 (略)
九 独立行政法人評価委員会

の庶務に関すること。

十 十 (略)
十一 十一 (略)

(長官官房の所掌事務)
第九十五条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二十三 (略)

(削る)

二十四 (略)

(政策課の所掌事務)
第一百条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二十六 (略)

(削る)

二十七 (略)

(長官官房の所掌事務)
第九十五条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二十三 (略)

二十四 独立行政法人評価委員会文化分科会の庶務に
関すること。

二十五 (略)

(政策課の所掌事務)
第一百条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二十六 (略)

二十七 独立行政法人評価委員会文化分科会の庶務に
関すること。

二十八 (略)

○ 独立行政法人放射線医学総合研究所法第十八条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令
 (平成十二年政令第三百二十七号) (第五十九条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案

<p>国立研究開発法人放射線医学総合研究所法第十八条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令</p>	<p>第一条 (技術的読替え) 国立研究開発法人放射線医学総合研究所法(平成十一年法律第七十六号)第十八条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替える法令の規定 読み替える字句</p>	<p>医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)第一条の表の下欄</p>	<p>看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令(平成四年政令第三百四十五号)第二条の表の下欄</p>
		<p>読み替える字句</p>	<p>主務大臣</p>	
		<p>読み替える字句</p>	<p>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</p>	

第二条 (医療法施行令第四条の五の規定の適用の特例)
 医療法施行令第四条の五の規定の適用について

現行

<p>独立行政法人放射線医学総合研究所法第十八条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令</p>	<p>第一条 (技術的読替え) 独立行政法人放射線医学総合研究所法第十八条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替える法令の規定 読み替える字句</p>	<p>医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)第一条の表の下欄</p>	<p>看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令(平成四年政令第三百四十五号)第二条の表の下欄</p>
		<p>読み替える字句</p>	<p>主務大臣</p>	
		<p>読み替える字句</p>	<p>独立行政法人放射線医学総合研究所</p>	

第二条 (医療法施行令第四条の五の規定の適用の特例)
 医療法施行令第四条の五の規定の適用について

は、国立研究開発法人放射線医学総合研究所は、国と
みなす。この場合において、同条の表の下欄中「主務
大臣」とあるのは、「国立研究開発法人放射線医学総
合研究所」と読み替えるものとする。

は、独立行政法人放射線医学総合研究所は、国とみな
す。この場合において、同条の表の下欄中「主務大臣
」とあるのは、「独立行政法人放射線医学総合研究所
」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法施行令</p> <p>（評価委員の任命等）</p> <p>第一条 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号。以下「法」という。）第六條第五項の評価委員は、必要の都度、次に掲げる者につき文部科学大臣が任命する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）の役員 一人</p> <p>五（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（積立金の処分に係る承認の手續）</p> <p>第六條 機構は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十号）第三十五條の四第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る同法第四十四條第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同條第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第二十三條第一項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を同項に規定する主務大臣（次條において単に「主務大臣」という。）に提出し、当該次の中長期目標の期間の最初の事業年度</p>	<p>独立行政法人宇宙航空研究開発機構法施行令</p> <p>（評価委員の任命等）</p> <p>第一条 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（以下「法」という。）第六條第五項の評価委員は、必要の都度、次に掲げる者につき文部科学大臣が任命する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）の役員 一人</p> <p>五（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（積立金の処分に係る承認の手續）</p> <p>第六條 機構は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十号）第二十九條第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る同法第四十四條第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同條第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第二十三條第一項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を同項に規定する主務大臣（次條において単に「主務大臣」という。）に提出し、当該次の中長期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日ま</p>

の六月三十日まで、同項の規定による承認を受けなければならぬ。

2 一・二 (略)

(国庫納付金の納付の手續)

第七条 機構は、法第二十三条第二項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを主務大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 (略)

。で、同項の規定による承認を受けなければならない。

2 一・二 (略)

(国庫納付金の納付の手續)

第七条 機構は、法第二十三条第三項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを主務大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 (略)

改正案	現行
<p style="text-align: center;">国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令</p> <p style="text-align: center;">（評価委員の任命等）</p> <p>第一条 国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第五十八号。以下「法」という。）第六條第五項の評価委員は、必要の都度、次に掲げる者につき文部科学大臣が任命する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）の役員 一人</p> <p>四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（積立金の処分に係る承認の手續）</p> <p>第九条 機構は、独立行政法人通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る同法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第二十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を文部科学大臣に提出し、当該次の中長期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、同条第</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人科学技術振興機構法施行令</p> <p style="text-align: center;">（評価委員の任命等）</p> <p>第一条 独立行政法人科学技術振興機構法（以下「法」という。）第六條第五項の評価委員は、必要の都度、次に掲げる者につき文部科学大臣が任命する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 独立行政法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）の役員 一人</p> <p>四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（積立金の処分に係る承認の手續）</p> <p>第九条 機構は、独立行政法人通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る同法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第二十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を文部科学大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、同条第一項の規定によ</p>

一項の規定による承認を受けなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(国庫納付金の帰属する会計)

第十二条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、機構が独立行政法人通則法第四十六条第一項の規定による交付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき補助金等として指定されたものを除く。）であつて平成二十四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二十二条第二項に規定する復興施策に関する業務を行う場合における当該復興施策に関する業務に係る国庫納付金で一般勘定におけるものは、東日本大震災復興特別会計に帰属する。

3 (略)

4 前項に規定する出資額は、法第二十条第三項に規定する残余の額を生じた中期目標の期間の開始の日における一般会計又は財政投融資特別会計の投資勘定からの出資額（同日後当該中期目標の期間中に一般会計又は財政投融資特別会計の投資勘定から機構に出資があつたときは、当該出資があつた日から当該中期目標の期間の末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して得た数を当該出資があつた金額に乗じて得た額を、それぞれ加えた額）とする。

(毎事業年度において国庫に納付すべき額の納付の手続等)

第十三条 前三条の規定は、毎事業年度において国庫に

る承認を受けなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(国庫納付金の帰属する会計)

第十二条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、機構が独立行政法人通則法第四十六条の規定による交付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき補助金等として指定されたものを除く。）であつて平成二十四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二十二条第二項に規定する復興施策に関する業務を行う場合における当該復興施策に関する業務に係る国庫納付金で一般勘定におけるものは、東日本大震災復興特別会計に帰属する。

3 (略)

4 前項に規定する出資額は、法第二十条第三項に規定する残余の額を生じた中期目標の期間の開始の日における一般会計又は財政投融資特別会計の投資勘定からの出資額（同日後当該中期目標の期間中に一般会計又は財政投融資特別会計の投資勘定から機構に出資があつたときは、当該出資があつた日から当該中期目標の期間の末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して得た数を当該出資があつた金額に乗じて得た額を、それぞれ加えた額）とする。

(毎事業年度において国庫に納付すべき額の納付の手続等)

第十三条 前三条の規定は、毎事業年度において国庫に

納付すべき額を国庫に納付する場合について準用する。
この場合において、第十条第一項及び第十一条中「
期間最後の事業年度」とあり、並びに前条第四項中「
中期目標の期間」とあるのは、「事業年度」と読み替
えるものとする。

納付すべき額を国庫に納付する場合について準用する。
この場合において、第十条第一項及び第十一条中「
期間最後の事業年度」とあり、並びに前条第三項中「
中期目標の期間」とあるのは、「事業年度」と読み替
えるものとする。

○ 独立行政法人理化学研究所法施行令（平成十五年政令第四百四十号）（第六十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>国立研究開発法人理化学研究所法施行令</p> <p>（評価委員の任命等）</p> <p>第一条 国立研究開発法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号。以下「法」という。）第五項第五項の評価委員は、必要の都度、次に掲げる者につき文部科学大臣が任命する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 国立研究開発法人理化学研究所（以下「研究所」という。）の役員 一人</p> <p>四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>独立行政法人理化学研究所法施行令</p> <p>（評価委員の任命等）</p> <p>第一条 独立行政法人理化学研究所法（以下「法」という。）第五項第五項の評価委員は、必要の都度、次に掲げる者につき文部科学大臣が任命する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 独立行政法人理化学研究所（以下「研究所」という。）の役員 一人</p> <p>四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>（評価結果に係る意見申立ての機会の付与等）</p> <p>第九条 委員会は、国立大学法人法第三十一条の二第一項に規定する同項各号に定める事項に関する評価の結果について、同法第三十一条の三第二項の規定により通知をする前に、当該評価の対象となった国立大学法人及び大学共同利用機関法人に意見の申立ての機会を付与するものとする。</p> <p>2 委員会は、前項の規定により意見の申立ての機会を付与された国立大学法人又は大学共同利用機関法人から意見の申立てがあつた場合においては、当該意見を当該評価の結果と併せて国立大学法人法第三十一条の三第二項の規定により通知をし、及び同条第三項の規定により公表をするものとする。</p> <p>（削る）</p>	<p>（評価結果に係る意見申立ての機会の付与等）</p> <p>第九条 委員会は、準用通則法（国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。以下この条において同じ。）第三十二条第一項に規定する各事業年度に係る業務の実績に関する評価の結果について、同条第三項の規定により通知をする前に、当該評価の対象となった国立大学法人及び大学共同利用機関法人に意見の申立ての機会を付与するものとする。</p> <p>2 委員会は、前項の規定により意見の申立ての機会を付与された国立大学法人又は大学共同利用機関法人から意見の申立てがあつた場合においては、当該意見を当該評価の結果と併せて準用通則法第三十二条第三項の規定により通知をし、及び同条第四項の規定により公表をするものとする。</p> <p>3 前二項の規定は、準用通則法第三十四条第一項に規定する中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価の結果を同条第三項において準用する準用通則法第三十二条第三項及び第四項の規定により通知をし、及び公表をする場合に準用する。</p>

改正案	現行
<p>（国庫納付金の納付の手續）</p> <p>第五条 国立大学法人等は、法第三十二条第二項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。</p> <p>2 （略）</p> <p>第七条 （国庫納付金の帰属する会計）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、国立大学法人等が準用通則法第四十六条第一項の規定による交付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき補助金等として指定されたものを除く。）であつて平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）及び平成二十四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二十二条第二項に規定する復興施策に関する業務を行う場合における当該復興施策に関する業務に係る国庫納付金</p>	<p>（国庫納付金の納付の手續）</p> <p>第五条 国立大学法人等は、法第三十二条第三項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。</p> <p>2 （略）</p> <p>第七条 （国庫納付金の帰属する会計）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、国立大学法人等が準用通則法第四十六条の規定による交付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき補助金等として指定されたものを除く。）であつて平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）及び平成二十四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二十二条第二項に規定する復興施策に関する業務に係る国庫納付金は、東</p>

は、東日本大震災復興特別会計に帰属する。

第二十三条 次の法令の規定については、国立大学法人等を独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）とみなして、これらの規定を準用する。

一 一十二（略）

十三 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十五条第一項第一号ロ

十四・十五（略）

2 次の表の上欄に掲げる法令の規定については、国立大学法人等を同表の下欄に掲げる独立行政法人とみなして、これらの規定を準用する。

(略)	(略)
国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）第四十二条	独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人であつて同条第四項に規定する行政執行法人以外のもの

3 (略)

日本大震災復興特別会計に帰属する。

第二十三条 次の法令の規定については、国立大学法人等を独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）とみなして、これらの規定を準用する。

一 一十二（略）

十三 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十五条第一項第一号ロ

十四・十五（略）

2 次の表の上欄に掲げる法令の規定については、国立大学法人等を同表の下欄に掲げる独立行政法人とみなして、これらの規定を準用する。

(略)	(略)
国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）第四十二条	独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人であつて同条第二項に規定する特定独立行政法人以外のもの

3 (略)

○ 独立行政法人海洋研究開発機構法施行令（平成十六年政令第三十二号）（第六十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>国立研究開発法人海洋研究開発機構法施行令</p> <p>1 国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号。以下「法」という。）第六条第五項の評価委員は、必要の都度、次に掲げる者につき文部科学大臣が任命する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）の役員 一人</p> <p>四（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>独立行政法人海洋研究開発機構法施行令</p> <p>1 独立行政法人海洋研究開発機構法（以下「法」という。）第六条第五項の評価委員は、必要の都度、次に掲げる者につき文部科学大臣が任命する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 独立行政法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）の役員 一人</p> <p>四（略）</p> <p>2・3（略）</p>

○ 独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号）（第六十六条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法施行令</p> <p>（核燃料物質）</p> <p>第一条 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号。以下「法」という。）第二条第五項の核燃料物質のうち政令で定めるものは、ウラン二三三、ウラン二三五及びプルトニウムとする。</p> <p>（評価委員の任命等）</p> <p>第二条 法第六条第五項の評価委員は、必要の都度、次に掲げる者につき文部科学大臣が任命する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の役員 一人</p> <p>五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令</p> <p>（核燃料物質）</p> <p>第一条 独立行政法人日本原子力研究開発機構法（以下「法」という。）第二条第五項の核燃料物質のうち政令で定めるものは、ウラン二三三、ウラン二三五及びプルトニウムとする。</p> <p>（評価委員の任命等）</p> <p>第二条 法第六条第五項の評価委員は、必要の都度、次に掲げる者につき文部科学大臣が任命する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の役員 一人</p> <p>五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

○ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）（第六十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国家公務員退職手当法の特例に関する要件等）</p> <p>第四条 法第十七条第一項の政令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。</p> <p>一 研究公務員の共同研究等（国及び行政執行法人以外の者が国（当該研究公務員が行政執行法人の職員である場合にあつては、当該行政執行法人。以下この号において同じ。）と共同して行う研究又は国の委託を受けて行う研究をいう。以下この条において同じ。）への従事が、当該共同研究等の規模、内容その他の状況に照らして、当該共同研究等の効率的実施に特に資するものであること。</p> <p>二 （略）</p> <p>三 研究公務員を共同研究等に従事させることについて当該共同研究等を行う国及び行政執行法人以外の者からの要請があること。</p> <p>2 各省各庁の長（<u>財政法（昭和二十二年法律第三十四号）</u>第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）及び行政執行法人の長（第四項において「各省各庁の長等」という。）は、職員の退職に際し、その者の在職期間のうちに研究公務員として共同研究等に従事するため国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第七十九条又は自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十三条の規定により休職にされた期間があつた場合において、当該休職に係る期間（その期間が更新された場合にあつては、当該更新に係る期間。以下この項において同じ。）における当該</p>	<p>（国家公務員退職手当法の特例に関する要件等）</p> <p>第四条 法第十七条第一項の政令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一 研究公務員の共同研究等（国及び特定独立行政法人以外の者が国（当該研究公務員が特定独立行政法人の職員である場合にあつては、当該特定独立行政法人。以下この号において同じ。）と共同して行う研究又は国の委託を受けて行う研究をいう。以下この条において同じ。）への従事が、当該共同研究等の規模、内容その他の状況に照らして、当該共同研究等の効率的実施に特に資するものであること。</p> <p>二 （略）</p> <p>三 研究公務員を共同研究等に従事させることについて当該共同研究等を行う国及び特定独立行政法人以外の者からの要請があること。</p> <p>2 各省各庁の長（<u>財政法（昭和二十二年法律第三十四号）</u>第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）及び特定独立行政法人の長（第四項において「各省各庁の長等」という。）は、職員の退職に際し、その者の在職期間のうちに研究公務員として共同研究等に従事するため国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第七十九条又は自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十三条の規定により休職にされた期間があつた場合において、当該休職に係る期間（その期間が更新された場合にあつては、当該更新に係る期間。以下この項において同じ。）における</p>

研究公務員としての当該共同研究等への従事が前項各号に掲げる要件の全てに該当することにつき、当該休職前（更新に係る場合には、当該更新前）に当該研究公務員の所属する各省各庁（財政法第二十一条に規定する各省各庁をいう。）又は行政執行法人の長において内閣総理大臣の承認を受けていたときに限り、当該休職に係る期間について法第十七条第一項の規定を適用するものとする。

3 (略)

4 第二項の承認に係る共同研究等に従事した研究公務員は、当該共同研究等を行う国及び行政執行法人以外の者から前項に規定する退職手当等の支払を受けたときは、所得税法第二百二十六条第二項の規定により交付された源泉徴収票（源泉徴収票の交付のない場合には、これに準ずるもの）を各省各庁の長等に提出し、各省各庁の長等はその写しを内閣総理大臣に送付しなければならぬ。

別表（第一条、第二条、第八条―第十条、第十四条関係）

七	一 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 二 独立行政法人製品評価技術基盤機構 三 独立行政法人国立印刷局 (削る)
---	---

当該研究公務員としての当該共同研究等への従事が前項各号に掲げる要件の全てに該当することにつき、当該休職前（更新に係る場合には、当該更新前）に当該研究公務員の所属する各省各庁（財政法第二十一条に規定する各省各庁をいう。）又は特定独立行政法人の長において内閣総理大臣の承認を受けていたときに限り、当該休職に係る期間について法第十七条第一項の規定を適用するものとする。

3 (略)

4 第二項の承認に係る共同研究等に従事した研究公務員は、当該共同研究等を行う国及び特定独立行政法人以外の者から前項に規定する退職手当等の支払を受けたときは、所得税法第二百二十六条第二項の規定により交付された源泉徴収票（源泉徴収票の交付のない場合には、これに準ずるもの）を各省各庁の長等に提出し、各省各庁の長等はその写しを内閣総理大臣に送付しなければならぬ。

別表（第一条、第二条、第八条―第十条、第十四条関係）

七	一 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 二 独立行政法人製品評価技術基盤機構 三 独立行政法人国立印刷局 四 独立行政法人国立病院機構
---	---

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（病院の開設等の計画に関して協議を行う独立行政法人等）</p> <p>第四条の六 法第七条の二第七項に規定する政令で定める独立行政法人は、<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センターとする。</u></p>	<p>2 （略）</p> <p>（病院の開設等の計画に関して協議を行う独立行政法人等）</p> <p>第四条の六 法第七条の二第七項に規定する政令で定める独立行政法人は、<u>独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センターとする。</u></p>

改正案	現行
<p>（委員の任命手続）</p> <p>第二十条 内閣総理大臣は、法第十九条の三第二項の規定に基づき使用者を代表する者（以下「使用者委員」という。）又は労働者を代表する者（以下「労働者委員」という。）を任命しようとするときは、使用者団体（二以上の都道府県にわたつて組織を有するものに限る。）<u>、行政執行法人（同項に規定する行政執行法人をいう。第二十三条の二第一項において同じ。）又は労働組合（行政執行法人職員（法第十九条の三第二項に規定する行政執行法人職員をいう。以下同じ。）が</u>結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命する同項に規定する四人の委員以外の委員に關しては、二以上の都道府県にわたつて組織を有するものに限る。）<u>に対して候補者の推薦を求め、その推薦があつた者のうちから任命するものとする。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>（地方調整委員）</p> <p>第二十三条の二 法第十九条の十第一項の政令で定める事件は、同項に規定する行政執行法人とその行政執行法人職員との間に発生した紛争その他の事件で別表第一に定める一の区域内のみに係るものとする。</p> <p>2・6 （略）</p> <p>（法第二十五条第一項の政令で定める処分）</p>	<p>（委員の任命手続）</p> <p>第二十条 内閣総理大臣は、法第十九条の三第二項の規定に基づき使用者を代表する者（以下「使用者委員」という。）又は労働者を代表する者（以下「労働者委員」という。）を任命しようとするときは、使用者団体（二以上の都道府県にわたつて組織を有するものに限る。）<u>、特定独立行政法人（同項に規定する特定独立行政法人をいう。第二十三条の二第一項において同じ。）又は労働組合（特定独立行政法人職員（法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人職員をいう。以下同じ。）が</u>結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命する同項に規定する四人の委員以外の委員に關しては、二以上の都道府県にわたつて組織を有するものに限る。）<u>に対して候補者の推薦を求め、その推薦があつた者のうちから任命するものとする。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>（地方調整委員）</p> <p>第二十三条の二 法第十九条の十第一項の政令で定める事件は、同項に規定する特定独立行政法人とその特定独立行政法人職員との間に発生した紛争その他の事件で別表第一に定める一の区域内のみに係るものとする。</p> <p>2・6 （略）</p> <p>（法第二十五条第一項の政令で定める処分）</p>

第二十六条の二 法第二十五条第一項の政令で定める処分は、次に掲げる事項に関し行われる法第五条第一項又は第十一条第一項の規定による処分とする。

一 行政執行法人職員が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命される法第十九条の三第二項に規定する四人の委員を推薦する手続

二 (略)

三 次に掲げる労働組合に係る法第十一条第一項に規定する手続

イ 単位労働組合（連合団体である労働組合以外の労働組合をいう。以下この号において同じ。）のうち組合員の過半数が行政執行法人職員である労働組合

ロ 連合団体である労働組合のうち単位労働組合の組合員の総員の過半数が行政執行法人職員又は国有林野事業職員である労働組合

(行政執行法人職員の労働関係に係る事件の取扱い)

第二十八条 前二条の規定は、法第二十五条第一項の規定により中央労働委員会が専属的に管轄する処分については、適用しない。

第二十六条の二 法第二十五条第一項の政令で定める処分は、次に掲げる事項に関し行われる法第五条第一項又は第十一条第一項の規定による処分とする。

一 特定独立行政法人職員が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命される法第十九条の三第二項に規定する四人の委員を推薦する手続

二 (略)

三 次に掲げる労働組合に係る法第十一条第一項に規定する手続

イ 単位労働組合（連合団体である労働組合以外の労働組合をいう。以下この号において同じ。）のうち組合員の過半数が特定独立行政法人職員である労働組合

ロ 連合団体である労働組合のうち単位労働組合の組合員の総員の過半数が特定独立行政法人職員又は国有林野事業職員である労働組合

(特定独立行政法人職員の労働関係に係る事件の取扱い)

第二十八条 前二条の規定は、法第二十五条第一項の規定により中央労働委員会が専属的に管轄する処分については、適用しない。

○ 特定独立行政法人の労働関係に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百四十九号）（第七十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

行政執行法人の労働関係に関する法律施行令

特定独立行政法人の労働関係に関する法律施行令

（審査委員会）

（審査委員会）

第一条 行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和三十三年法律第二百五十七号。以下「法」という。）第三条第二項（法第四条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき中央労働委員会（以下「委員会」という。）が設ける審査委員会に、委員長を置く。

第一条 特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和三十三年法律第二百五十七号。以下「法」という。）第三条第二項（法第四条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき中央労働委員会（以下「委員会」という。）が設ける審査委員会に、委員長を置く。

2・3 （略）

2・3 （略）

4 委員長に故障があるときは、あらかじめ法第二十五条に規定する行政執行法人担当公益委員（次項及び第四条第二項において「行政執行法人担当公益委員」という。）の互選により定めた委員が委員長を代理する。

4 委員長に故障があるときは、あらかじめ法第二十五条に規定する特定独立行政法人担当公益委員（次項及び第四条第二項において「特定独立行政法人担当公益委員」という。）の互選により定めた委員が委員長を代理する。

5 審査委員会は、三人以上の行政執行法人担当公益委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

5 審査委員会は、三人以上の特定独立行政法人担当公益委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

6 （略）

6 （略）

（行政執行法人担当委員会議）

（特定独立行政法人担当委員会議）

第四条 （略）

第四条 （略）

2 委員会が法第二十五条に規定する事務を処理する場合において、行政執行法人担当公益委員のうちに労働組合法第十九条の九第四項の規定により会長を代理する委員がないときは、委員会は、あらかじめ行政執行法人担当公益委員のうちから委員の選挙により、会

2 委員会が法第二十五条に規定する事務を処理する場合において、特定独立行政法人担当公益委員のうちに労働組合法第十九条の九第四項の規定により会長を代理する委員がないときは、委員会は、あらかじめ特定独立行政法人担当公益委員のうちから委員の選挙に

3 長に故障がある場合に法第二十五条に規定する事務の
処理に関して会長を代理する委員を定めておかなけれ
ばならない。この場合において、同項の規定により会
長を代理する委員は、同条に規定する事務の処理に関
しては会長を代理しない。
(略)

2 第七条 (調停委員候補者名簿の作成及び公表)
(略)

2 調停委員候補者名簿には、公益を代表する者、行政
執行法人を代表する者及び職員を代表する者に区分し
て、調停委員候補者の氏名その他必要な事項を記載し
なければならぬ。

3
・ 4 (略)

3 より、会長に故障がある場合に法第二十五条に規定す
る事務の処理に関して会長を代理する委員を定めてお
かなければならない。この場合において、同項の規定
により会長を代理する委員は、同条に規定する事務の
処理に関しては会長を代理しない。
(略)

2 第七条 (調停委員候補者名簿の作成及び公表)
(略)

2 調停委員候補者名簿には、公益を代表する者、特定
独立行政法人を代表する者及び職員を代表する者に区
分して、調停委員候補者の氏名その他必要な事項を記
載しなければならぬ。

3
・ 4 (略)

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）（第七十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第二（第十条の二関係）</p> <p>一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国際環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人電子航法研究所、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究</p>	<p>別表第二（第十条の二関係）</p> <p>一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人</p>

開発法人理化学研究所、自動車検査独立行政法人、
独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人
医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海技教育機
構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人
環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター
、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法
人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所
、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有
権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行
政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障
害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振
興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人
国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独
立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物
館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政
法人国立公文書館、独立行政法人国立重慶知的障害
者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育
会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立
行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法
人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立
美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人
国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構
、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種
苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独
立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人水産大
学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行
政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政
法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立
行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人地
域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整
備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、

国立女性教育会館、独立行政法人国立成育医療研究
センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独
立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政
法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立
特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館
、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文
化財機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立
行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金
融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立
行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推
進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政
法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行
政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究
センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人
製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス
・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行
政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・
学位授与機構、独立行政法人地域医療機能推進機構
、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法
人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道
建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航
法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法
人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行
政法人日本医療研究開発機構、独立行政法人日本学
術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行
政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子
力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・
債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興セン
ター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法
人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所
、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業

独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二〇十 (略)

・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二〇十 (略)

○ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成二十五年政令第三号）（第七十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国際環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人電子航法研究所、国立研究開発法人土木研究開発研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人物質・材料</p>	<p>母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政</p>

研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人理学研究所、自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重慶知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人地域医療機

法人国立重慶知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本医療研究開発機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポート振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法

二
五
(略)

能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二
五
(略)

人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二十二号）（第七十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第二条第五項の政令で定める法人） 第二条 法第二条第五項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国際環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人電子航法研究所、国立研究開発法人土木研究開発法人航法研究所、国立研究開発法人土木研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人物質・材料</p>	<p>（法第二条第五項の政令で定める法人） 第二条 法第二条第五項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政</p>

研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人理学研究所、自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整

法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本医療研究開発機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポート振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法

備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二〇五 (略)

人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二〇五 (略)

改正案	現行
<p>第三十六条 転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条第一項の住宅資金の貸付けに係る貸付金の利率は、法第十一条に規定する中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第七十五条の二第一項及び第二項の規定に基づく借入金又は独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十九条第一項若しくは独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第四十五条第一項の規定に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の借入金の利率並びに財形住宅債券又は住宅金融支援機構財形住宅債券の利率及び発行の価額により計算して得られるこれらの債券の利回りを勘案して求められる転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条第一項の住宅資金の貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基礎とし、一般の金融機関の金利の動向その他の事情を考慮して機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率（以下「貸付基準利率」という。）とする。</p> <p>2 3 4 （略）</p> <p>（勤労者財産形成持家融資の原資）</p> <p>第四十条 法第十一条の毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 法第十一条に規定する資金の調達のための同条に規定する中小企業退職金共済法第七十五条の二第一</p>	<p>第三十六条 転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条第一項の住宅資金の貸付けに係る貸付金の利率は、法第十一条に規定する中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第七十五条の二第一項及び第三項の規定に基づく借入金又は独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十九条第一項若しくは独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第四十五条第一項の規定に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の借入金の利率並びに財形住宅債券又は住宅金融支援機構財形住宅債券の利率及び発行の価額により計算して得られるこれらの債券の利回りを勘案して求められる転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条第一項の住宅資金の貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基礎とし、一般の金融機関の金利の動向その他の事情を考慮して機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率（以下「貸付基準利率」という。）とする。</p> <p>2 3 4 （略）</p> <p>（勤労者財産形成持家融資の原資）</p> <p>第四十条 法第十一条の毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 法第十一条に規定する資金の調達のための同条に規定する中小企業退職金共済法第七十五条の二第一</p>

項及び第二項の規定に基づく借入金、独立行政法人
住宅金融支援機構法第十九条第一項又は独立行政法
人通則法第四十五条第一項の規定に基づく独立行政
法人住宅金融支援機構の借入金、沖縄振興開発金融
公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十六条
第一項又は第四項の規定に基づく借入金並びに共済
組合等の借入金（第四十二条において「持家融資の
ための借入金」という。）の額の当該年度の末日に
おける残高の合計額

二
（略）

項及び第三項の規定に基づく借入金、独立行政法人
住宅金融支援機構法第十九条第一項又は独立行政法
人通則法第四十五条第一項の規定に基づく独立行政
法人住宅金融支援機構の借入金、沖縄振興開発金融
公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十六条
第一項又は第四項の規定に基づく借入金並びに共済
組合等の借入金（第四十二条において「持家融資の
ための借入金」という。）の額の当該年度の末日に
おける残高の合計額

二
（略）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">2 1 （略）</p> <p>法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国際環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人電子航法研究所、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">2 1 （略）</p> <p>法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立公文書館、立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、</p>

農業生物資源研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人理化学研究所、自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重慶知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人地

独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立重慶知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本医療研究開発機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興セン

域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

4 3

(略)
 法第三十条第一項の政令で定める法人は、国立研究開発法人森林総合研究所が行う国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第六條第一項、第八條第一項、第九條第一項及び第十一條第一項に規定する業務が終了するまでの間、本則に掲げるもののほか、国立研究開発法人森林総合研究所とする。

タリ、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

4 3

(略)
 法第三十条第一項の政令で定める法人は、独立行政法人森林総合研究所が行う独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第六條第一項、第八條第一項、第九條第一項及び第十一條第一項に規定する業務が終了するまでの間、本則に掲げるもののほか、独立行政法人森林総合研究所とする。

○ 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令（昭和五十二年政令第三百二十九号）（第七十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>2 （法第十条の政令で定める法人に関する経過措置） 法第十条の政令で定める法人は、国立研究開発法人森林総合研究所が行う国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項及び第十一条第一項に規定する業務が終了するまでの間、第三条に掲げるもののほか、国立研究開発法人森林総合研究所とする。</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>2 （法第十条の政令で定める法人に関する経過措置） 法第十条の政令で定める法人は、独立行政法人森林総合研究所が行う独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項及び第十一条第一項に規定する業務が終了するまでの間、第三条に掲げるもののほか、独立行政法人森林総合研究所とする。</p>

○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
 施行令（平成八年政令第十八号）（第七十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（支援給付に係るその他の法令の適用） 第二十二條 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 国立研究開発法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）第十八条の規定の適用については、同条中「第四十九条」とあるのは、「第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。））においてその例による場合を含む。」とする。</p> <p>九〇二十四（略）</p>	<p>（支援給付に係るその他の法令の適用） 第二十二條 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）第十八条の規定の適用については、同条中「第四十九条」とあるのは、「第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。））においてその例による場合を含む。」とする。</p> <p>九〇二十四（略）</p>

○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（第七十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（医政局の所掌事務）</p> <p>第四条 医政局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一〇四（略）</p> <p>十五 国立高度専門医療研究センター（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）<u>第三条の二</u>に規定する国立高度専門医療研究センターをいう。以下同じ。）の組織及び運営一般に関すること。</p> <p>十六（略）</p> <p>（政策統括官の職務）</p> <p>第十五条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 一〇六（略）</p> <p>（削る）</p> <p>（厚生科学課の所掌事務）</p> <p>第二十六条 厚生科学課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一〇四（略）</p> <p>五 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の組織及び運営一般に関すること。</p> <p>（審査課の所掌事務）</p> <p>第六十条 審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一〇五（略）</p> <p>六 行政執行法人の職員の労働関係に係る不当労働行</p>	<p>（医政局の所掌事務）</p> <p>第四条 医政局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一〇四（略）</p> <p>十五 国立高度専門医療研究センター（高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）<u>第四条第一項</u>に規定する国立高度専門医療研究センターをいう。以下同じ。）の組織及び運営一般に関すること。</p> <p>十六（略）</p> <p>（政策統括官の職務）</p> <p>第十五条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 一〇六（略）</p> <p>十七 独立行政法人評価委員会の庶務に関すること。</p> <p>（厚生科学課の所掌事務）</p> <p>第二十六条 厚生科学課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一〇四（略）</p> <p>五 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所の組織及び運営一般に関すること。</p> <p>（審査課の所掌事務）</p> <p>第六十条 審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一〇五（略）</p> <p>六 特定独立行政法人の職員の労働関係に係る不当労働</p>

為に関する調査、審問、事実認定、命令及び和解に関すること。

七 (略)

八 行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項の規定による認定及び告示並びに同条第四項の規定による通知の受理に関すること。

九 (略)

(調整第三課の所掌事務)

第六百六十三条 調整第三課は、行政執行法人の行う業務に関する労働争議の実情調査並びにあつせん、調停及び仲裁に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

働行為に関する調査、審問、事実認定、命令及び和解に関すること。

七 (略)

八 特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項の規定による認定及び告示並びに同条第四項の規定による通知の受理に関すること。

九 (略)

(調整第三課の所掌事務)

第六百六十三条 調整第三課は、特定独立行政法人の行う業務に関する労働争議の実情調査並びにあつせん、調停及び仲裁に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

改正案	現行
<p>（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の行う事務）</p> <p>第一条 健康増進法（以下「法」という。）第十条第二項の政令で定める事務は、集計とする。</p> <p>（特別用途表示の許可等に係る手数料）</p> <p>第三条 法第二十六条第四項（法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる手数料について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所に納める手数料 八十万円を超えない範囲内において、内閣総理大臣が特別の用途を勘案して定める区分ごとに法第二十六条第一項の許可又は法第二十九条第一項の承認を行うについて必要な試験の項目として内閣総理大臣が定める項目の実費を勘案して内閣総理大臣が定める額</p>	<p>（独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所の行う事務）</p> <p>第一条 健康増進法（以下「法」という。）第十条第二項の政令で定める事務は、集計とする。</p> <p>（特別用途表示の許可等に係る手数料）</p> <p>第三条 法第二十六条第四項（法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる手数料について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所に納める手数料 八十万円を超えない範囲内において、内閣総理大臣が特別の用途を勘案して定める区分ごとに法第二十六条第一項の許可又は法第二十九条第一項の承認を行うについて必要な試験の項目として内閣総理大臣が定める項目の実費を勘案して内閣総理大臣が定める額</p>

○ 独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）（第七十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（業務の特例） 第五条の二（略）</p> <p>2 8（略）</p> <p>9 法附則第五条の二第三項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令別表第一「独立行政法人福祉医療機構の項中」第十二条第一項第十二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）とあるのは、「第十二条第一項第十二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）又は同法附則第五条の二第三項に規定する業務」とする。</p>	<p>附則</p> <p>（業務の特例） 第五条の二（略）</p> <p>2 8（略）</p> <p>9 法附則第五条の二第三項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令別表独立行政法人福祉医療機構の項中「第十二条第一項第十二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）とあるのは、「第十二条第一項第十二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）又は同法附則第五条の二第三項に規定する業務」とする。</p>

改正案	現行
<p>（施設の設置等の範囲）</p> <p>第二条 法第十八条第一項の政令で定める施設の設置若しくは整備又は設備の設置は、当該施設又は設備を用いて行われる業務に係る収入をもつて長期借入金又は独立行政法人国立病院機構債券（以下「機構債券」という。）を償還することができる見込みがあるものとする。</p> <p>（借換えの対象となる長期借入金又は機構債券等）</p> <p>第三条 法第十八条第二項本文の政令で定める長期借入金又は機構債券は、同条第一項の規定によりした長期借入金又は発行した機構債券（同条第二項の規定によりした長期借入金又は発行した機構債券を含む。以下この条において「既往の長期借入金等」という。）とし、法第十八条第二項ただし書の政令で定める期間は、次条の厚生労働省令で定める期間から当該既往の長期借入金等の償還期間を控除した期間を超えない範囲内の期間とする。</p> <p>（長期借入金又は機構債券の償還期間）</p> <p>第四条 法第十八条第一項の規定による長期借入金又は機構債券の償還期間は、当該長期借入金の借入れ又は機構債券の発行により調達する資金の使途に応じて厚生労働省令で定める期間を超えてはならない。</p> <p>（長期借入金の借入れの認可）</p> <p>第五条 独立行政法人国立病院機構（以下「機構」とい</p>	<p>（施設の設置等の範囲）</p> <p>第二条 法第十六条第一項の政令で定める施設の設置若しくは整備又は設備の設置は、当該施設又は設備を用いて行われる業務に係る収入をもつて長期借入金又は独立行政法人国立病院機構債券（以下「機構債券」という。）を償還することができる見込みがあるものとする。</p> <p>（借換えの対象となる長期借入金又は機構債券等）</p> <p>第三条 法第十六条第二項本文の政令で定める長期借入金又は機構債券は、同条第一項の規定によりした長期借入金又は発行した機構債券（同条第二項の規定によりした長期借入金又は発行した機構債券を含む。以下この条において「既往の長期借入金等」という。）とし、法第十六条第二項ただし書の政令で定める期間は、次条の厚生労働省令で定める期間から当該既往の長期借入金等の償還期間を控除した期間を超えない範囲内の期間とする。</p> <p>（長期借入金又は機構債券の償還期間）</p> <p>第四条 法第十六条第一項の規定による長期借入金又は機構債券の償還期間は、当該長期借入金の借入れ又は機構債券の発行により調達する資金の使途に応じて厚生労働省令で定める期間を超えてはならない。</p> <p>（長期借入金の借入れの認可）</p> <p>第五条 独立行政法人国立病院機構（以下「機構」とい</p>

う。は、法第十八条第一項又は第二項の規定により長期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一、七 (略)

2 (略)

(機構債券の発行の認可)

第十五条 機構は、法第十八条第一項又は第二項の規定により機構債券の発行の認可を受けようとするときは、機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一、五 (略)

2 (略)

(他の法令の準用)

第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一、三十 (略)

三十一 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第十六条第一項

三十二 (略)

三十三 (略)

三十四 (略)

三十五 (略)

三十六 (略)

三十七 (略)

三十八 (略)

三十九 (略)

四十 (略)

う。は、法第十六条第一項又は第二項の規定により長期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一、七 (略)

2 (略)

(機構債券の発行の認可)

第十五条 機構は、法第十六条第一項又は第二項の規定により機構債券の発行の認可を受けようとするときは、機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一、五 (略)

2 (略)

(他の法令の準用)

第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一、三十 (略)

(新設)

三十一 (略)

三十二 (略)

三十三 (略)

三十四 (略)

三十五 (略)

三十六 (略)

三十七 (略)

三十八 (略)

三十九 (略)

四十一 (略)
四十二 (略)
四十三 (略)
四十四 (略)
四十五 (略)
2 (略)

附 則

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 法附則第二十六条の政令で定める費用は、毎事業年度における法附則第二十五条の規定の施行の日の属する月以後の月分の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下この条において「施行法」という。）第三号の二第一項に規定する年金である給付に要する費用のうち、当該事業年度において支給される当該年金である給付の額について同日前に行われた改定により増加した費用で従前の国立病院特別会計が引き続き存続するものとした場合において国立病院特別会計において負担すべきこととなるものの額に、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額に相当する費用とする。

一 (略)

二 当該事業年度における国家公務員共済組合法第三十二条の三において読み替えて適用する同法第三十三条第二項第二号の規定により設けられた組合の長期組合員（国立ハンセン病療養所及び高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターの職員である長期

四十一 (略)
四十二 (略)
四十三 (略)
四十四 (略)
四十五 (略)
2 (略)

附 則

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 法附則第二十六条の政令で定める費用は、毎事業年度における法附則第二十五条の規定の施行の日の属する月以後の月分の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下この条において「施行法」という。）第三号の二第一項に規定する年金である給付に要する費用のうち、当該事業年度において支給される当該年金である給付の額について同日前に行われた改定により増加した費用で従前の国立病院特別会計が引き続き存続するものとした場合において国立病院特別会計において負担すべきこととなるものの額に、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額に相当する費用とする。

一 (略)

二 当該事業年度における国家公務員共済組合法第三十二条の三において読み替えて適用する同法第三十三条第二項第二号の規定により設けられた組合の長期組合員（国立ハンセン病療養所の職員である長期組合員を除く。）の標準報酬の月額、合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額

組合員を除く。)の標準報酬の月額の合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額

○ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）（第八十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（国庫納付金の納付の手續） 第二十八条 機構は、法第三十一条第二項に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下この条から第三十条までにおいて「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（国庫納付金の納付の手續） 第二十八条 機構は、法第三十一条第三項に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下この条から第三十条までにおいて「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令</p> <p>（積立金の処分に係る承認の手続）</p> <p>第一条 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第三百三十五号。以下「法」という。）第十八条第一項の規定により当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間における法第十五条に規定する業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を厚生労働大臣に提出し、当該次の中長期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、法第十八条第一項の規定による承認を受けなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>附則</p>	<p>国立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令</p> <p>（積立金の処分に係る承認の手続）</p> <p>第一条 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第三百三十五号。以下「法」という。）第十八条第一項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における法第十五条に規定する業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を厚生労働大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、法第十八条第一項の規定による承認を受けなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>附則</p>

（承継勘定に係る積立金に関する処分に係る承認の手続及び国庫納付金の納付手続等）

第九条 承継勘定に係る積立金に関する処分に係る承認の手続並びに国庫納付金の納付手続、納付期限及び帰属する会計（次条及び附則第十二条において「納付手続等」という。）については、第一条から第四条までの規定を準用する。この場合において、第一条第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（以下「法」という。）附則第十二条第五項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律百三十五号。以下「法」という。）第十八条第一項」とあるのは「法附則第十二条第六項において準用する法第十八条第一項」と、「第十五条に規定する業務」とあるのは「附則第十一条第五項に規定する承継業務」と、「法第十八条第一項」とあるのは「法附則第十二条第六項において準用する法第十八条第一項」と、第二条第一項中「第十八条第三項」とあるのは「附則第十二条第六項において準用する法第十八条第三項」と、第四条中「一般会計」とあるのは「財政投融资特別会計の投資勘定」と読み替えるものとする。

（承継勘定に係る積立金に関する処分に係る承認の手続及び国庫納付金の納付手続等）

第九条 承継勘定に係る積立金に関する処分に係る承認の手続並びに国庫納付金の納付手続、納付期限及び帰属する会計（次条及び附則第十二条において「納付手続等」という。）については、第一条から第四条までの規定を準用する。この場合において、第一条第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（以下「法」という。）附則第十二条第五項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と、「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律百三十五号。以下「法」という。）第十八条第一項」とあるのは「法附則第十二条第六項において準用する法第十八条第一項」と、「第十五条に規定する業務」とあるのは「附則第十一条第五項に規定する承継業務」と、「法第十八条第一項」とあるのは「法附則第十二条第六項において準用する法第十八条第一項」と、第二条第一項中「第十八条第三項」とあるのは「附則第十二条第六項において準用する法第十八条第三項」と、第四条中「一般会計」とあるのは「財政投融资特別会計の投資勘定」と読み替えるものとする。

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国庫納付金の納付の手続）</p> <p>第二条 機構は、法第十六条第二項に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（国庫納付金の帰属する勘定等）</p> <p>第四条 国庫納付金については、法第十六条第二項に規定する残余の額を政府の年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定又は業務勘定からの出資金の額に応じて按分した額を、それぞれ政府の年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定又は業務勘定に帰属させるものとする。</p> <p>2 前項に規定する出資金の額は、法第十六条第二項に規定する残余の額を生じた中期目標の期間の開始の日における政府の年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定又は業務勘定からの出資金の額（同日後当該中期目標の期間中に政府の年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定又は業務勘定からの出資の額の減少があつたと</p>	<p>（国庫納付金の納付の手続）</p> <p>第二条 機構は、法第十六条第三項に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（国庫納付金の帰属する勘定等）</p> <p>第四条 国庫納付金については、法第十六条第三項に規定する残余の額を政府の年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定又は業務勘定からの出資金の額に応じて按分した額を、それぞれ政府の年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定又は業務勘定に帰属させるものとする。</p> <p>2 前項に規定する出資金の額は、法第十六条第三項に規定する残余の額を生じた中期目標の期間の開始の日における政府の年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定又は業務勘定からの出資金の額（同日後当該中期目標の期間中に政府の年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定又は業務勘定からの出資の額の減少があつたと</p>

きは、当該減少のあった日から当該中期目標の期間の
末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して
得た数を当該減少した出資の額に乗じて得た額を、そ
れぞれ減じた額)とする。

きは、当該減少のあった日から当該中期目標の期間の
末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して
得た数を当該減少した出資の額に乗じて得た額を、そ
れぞれ減じた額)とする。

○ 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）（第八十三
条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令</p> <p>（教育公務員及び研究公務員の範囲）</p> <p>第一条 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号。以下「法」という。）第八条の政令で定める教育公務員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（長期借入金の借入れの認可）</p> <p>第五条 国立高度専門医療研究センター（法第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターをいう。以下同じ。）は、法第二十一条第一項又は第二項の規定により長期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>附則</p> <p>（国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権</p>	<p>高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律施行令</p> <p>（教育公務員及び研究公務員の範囲）</p> <p>第一条 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（以下「法」という。）第八条の政令で定める教育公務員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（長期借入金の借入れの認可）</p> <p>第五条 国立高度専門医療研究センター（法第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センターをいう。以下同じ。）は、法第二十一条第一項又は第二項の規定により長期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>附則</p> <p>（国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権</p>

限等に関する法律に関する経過措置)

第九条 法附則第九条の規定により国立高度専門医療研究センターを国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）に規定する国又は行政庁とみなして同法の規定を適用する場合には、同法第二条第一項中「前条の訴訟」とあるのは「国立高度専門医療研究センター（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターをいう。以下同じ。）を当事者又は参加人とする訴訟」と、同条第二項中「行政庁（国に所属するものに限る。第五条、第六条及び第八条において同じ。）の所管し、又は監督する事務に係る前条の訴訟」とあるのは「前項の訴訟」と、「当該行政庁」とあるのは「当該国立高度専門医療研究センター」と、同法第五条第一項及び第三項並びに第六条中「行政庁」とあるのは「国立高度専門医療研究センター」と、同法第八条本文中「第二条、第五条第一項、第六条第二項、第六条の二第四項若しくは第五項、第六条の三第四項若しくは第五項又は前条第三項」とあるのは「第二条第一項若しくは第二項、第五条第一項又は第六条第二項」と、「行政庁」とあるのは「国立高度専門医療研究センター」とする。

限等に関する法律に関する経過措置)

第九条 法附則第九条の規定により国立高度専門医療研究センターを国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）に規定する国又は行政庁とみなして同法の規定を適用する場合には、同法第二条第一項中「前条の訴訟」とあるのは「国立高度専門医療研究センター（高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センターをいう。以下同じ。）を当事者又は参加人とする訴訟」と、同条第二項中「行政庁（国に所属するものに限る。第五条、第六条及び第八条において同じ。）の所管し、又は監督する事務に係る前条の訴訟」とあるのは「前項の訴訟」と、「当該行政庁」とあるのは「当該国立高度専門医療研究センター」と、同法第五条第一項及び第三項並びに第六条中「行政庁」とあるのは「国立高度専門医療研究センター」と、同法第八条本文中「第二条、第五条第一項、第六条第二項、第六条の二第四項若しくは第五項、第六条の三第四項若しくは第五項又は前条第三項」とあるのは「第二条第一項若しくは第二項、第五条第一項又は第六条第二項」と、「行政庁」とあるのは「国立高度専門医療研究センター」とする。

○ 独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第百六十六号）（第八十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の適用に関する経過措置）</p> <p>第五条 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）附則第二条第一項第四号の規定により、勤労者退職金共済機構が同号に掲げる業務を行う場合における独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令別表第一「独立行政法人勤労者退職金共済機構」の項の規定の適用については、同項中「業務」とあるのは、「業務及び同法附則第二条第一項第四号に掲げる業務」とする。</p>	<p>附則</p> <p>（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の適用に関する経過措置）</p> <p>第五条 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）附則第二条第一項第四号の規定により、勤労者退職金共済機構が同号に掲げる業務を行う場合における第十七条の規定による改正後の独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令別表「独立行政法人勤労者退職金共済機構」の項の規定の適用については、同項中「業務」とあるのは、「業務及び同法附則第二条第一項第四号に掲げる業務」とする。</p>

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（国庫納付金の納付の手続） 第三条 機構は、法第十七条第二項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金（以下この条から第五条までにおいて「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（国庫納付金の納付の手続） 第三条 機構は、法第十七条第三項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金（以下この条から第五条までにおいて「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。</p>

○ 独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三十五号）（第八十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（積立金の処分に關する経過措置）</p> <p>第二十条 改正法附則第二条第九項の規定により独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所が行う積立金の処分については、第十三条の規定による改正前の独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（以下この条において「旧令」という。）第五条から第八条まで及び別表の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧令第五条第一項中「独立行政法人は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」とあるのは「独立行政法人のうち、独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十八号。別表において「改正法」という。）附則第二条第九項の規定により独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）が積立金の処分を行うものとされている独立行政法人国立健康・栄養研究所については、研究所は、平成二十六年四月一日に始まる事業年度（以下「最終事業年度」と、「通則法第四十四条第一項」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正後の通則法（以下「新独立行政法人通則法」という。）第四十四条第一項」と、「当該中期目標の期間の次の中期目標」とあるのは「研究所の平成二十七年四月一日を含む新独立行政法人通則法第三十五条の四第二項第一号に</p>	<p>（積立金の処分に關する経過措置）</p> <p>第二十条 改正法附則第二条第十項の規定により独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所が行う積立金の処分については、第十三条の規定による改正前の独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（以下この条において「旧令」という。）第五条から第八条まで及び別表の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧令第五条第一項中「独立行政法人は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」とあるのは「独立行政法人のうち、独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十八号。別表において「改正法」という。）附則第二条第十項の規定により独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）が積立金の処分を行うものとされている独立行政法人国立健康・栄養研究所については、研究所は、平成二十六年四月一日に始まる事業年度（以下「最終事業年度」と、「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「研究所の平成二十七年四月一日を含む通則法第二十九条第二項第一号に規定する」と、「当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日」とあるのは「同年六月三十日」と、同条第二項中「当該期間最後の事業年度」とあるのは「最終事業年度」と、旧令第六条第一項中「独立行政法人」とあるのは「</p>

規定する「中長期目標」と、「当該次の中長期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日」とあるのは「同年六月三十日」と、同条第二項中「当該期間最後の事業年度」とあるのは「最終事業年度」と、旧令第六条第一項中「独立行政法人」とあるのは「独立行政法人のうち、独立行政法人国立健康・栄養研究所については、「研究所」と、「当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度」とあるのは「最終事業年度の事業年度末の貸借対照表、最終事業年度の六月三十日」とあるのは「平成二十七年六月三十日」と、旧令第七条中「期間最後の事業年度の次の事業年度」と、旧令別表独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所の項中「独立行政法人国立健康・栄養研究所」とあるのは「改正法附則第二条第九項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法附則第六条の規定による廃止前の独立行政法人国立健康・栄養研究所」とする。

(職員の在職期間に関する経過措置)

第二十三条 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第百三十五号)附則第四条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「研究所の成立」とあるのは「独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第三十八号)による改正前の第二条の独立行政法人医薬基盤研究所(以下この項において「旧研究所」という。)

の成立」と、「引き続き旧研究所」とあるのは「引き続き旧研究所」と、「引き続き旧研究所」とあるのは「引き続き旧研究所(研究所を含む。以下この項において同じ。)」と、「その者の研究所」とあるのは「

独立行政法人のうち、独立行政法人国立健康・栄養研究所については、研究所」と、「当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度」とあるのは「最終事業年度の事業年度末の貸借対照表、最終事業年度」と、「当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日」とあるのは「平成二十七年六月三十日」と、旧令第七条中「期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日」とあるのは「平成二十七年七月十日」と、旧令別表独立行政法人国立健康・栄養研究所の項中「独立行政法人国立健康・栄養研究所」とあるのは「改正法附則第二条第十項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法附則第六条の規定による廃止前の独立行政法人国立健康・栄養研究所」とする。

(職員の在職期間に関する経過措置)

第二十三条 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法附則第四条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「研究所の成立」とあるのは「独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第三十八号)による改正前の第二条の独立行政法人医薬基盤研究所(以下この項において「旧研究所」という。)

の成立」と、「引き続き旧研究所」とあるのは「引き続き旧研究所」と、「引き続き旧研究所」とあるのは「引き続き旧研究所(研究所を含む。以下この項において同じ。)」と、「その者の研究所」とあるのは「その者の旧研究所」と、「研究所を」

その者の旧研究所」と、「研究所を」とする。と、「研究所を」とあるのは「旧

とあるのは「旧研究所を」とする。

改正案	現行
<p>（森林整備保全事業を実施する者） 第二条の二 法第四条第五項の政令で定める者は、造林、間伐及び保育の事業については次に掲げる者（第一号に掲げる者にあつては国有林野事業（国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第二項に規定する国有林野事業をいう。以下この条において同じ。）を行う場合又は法第二十五条第一項第一号から第七号までに掲げる目的を達成するために行う場合、第二号に掲げる者にあつては森林の経営を行う場合又は同項第一号から第七号までに掲げる目的を達成するために行う場合に限る。）とし、林道の開設及び改良の事業については第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる者（第一号に掲げる者にあつては国有林野事業を行う場合に、第二号に掲げる者にあつては森林の経営を行う場合に限る。）とし、森林の造成及び維持に必要な事業については第一号及び第二号に掲げる者とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 国立研究開発法人森林総合研究所 四 六 (略)</p>	<p>（森林整備保全事業を実施する者） 第二条の二 法第四条第五項の政令で定める者は、造林、間伐及び保育の事業については次に掲げる者（第一号に掲げる者にあつては国有林野事業（国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第二項に規定する国有林野事業をいう。以下この条において同じ。）を行う場合又は法第二十五条第一項第一号から第七号までに掲げる目的を達成するために行う場合、第二号に掲げる者にあつては森林の経営を行う場合又は同項第一号から第七号までに掲げる目的を達成するために行う場合に限る。）とし、林道の開設及び改良の事業については第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる者（第一号に掲げる者にあつては国有林野事業を行う場合に、第二号に掲げる者にあつては森林の経営を行う場合に限る。）とし、森林の造成及び維持に必要な事業については第一号及び第二号に掲げる者とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 独立行政法人森林総合研究所 四 六 (略)</p>

○ 農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）（第八十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地）</p> <p>第八条 法第十条第四項の政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。</p> <p>一 国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第九条第三項の規定によりなお効力を有することとされた旧独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百三十号）第十五条第六項及び国立研究開発法人森林総合研究所法附則第十一条第三項の規定によりなお効力を有することとされた旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第二十一条第六項において準用する土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第四項に規定する非農用地区域内の土地</p> <p>二 〓 四 （略）</p>	<p>（農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地）</p> <p>第八条 法第十条第四項の政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。</p> <p>一 独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第九条第三項の規定によりなお効力を有することとされた旧独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百三十号）第十五条第六項及び独立行政法人森林総合研究所法附則第十一条第三項の規定によりなお効力を有することとされた旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第二十一条第六項において準用する土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第四項に規定する非農用地区域内の土地</p> <p>二 〓 四 （略）</p>

○ 種苗法施行令（平成十年政令第三百六十八号）（第八十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（品種の育成に関する業務を行う独立行政法人） 第四条 法第六条第二項の政令で定める独立行政法人は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人森林総合研究所及び国立研究開発法人水産総合研究センターとする。</p>	<p>（品種の育成に関する業務を行う独立行政法人） 第四条 法第六条第二項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所及び独立行政法人水産総合研究センターとする。</p>

○ 農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）（第九十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（文書課の所掌事務） 第十七条 文書課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七 （略） （削る）</p> <p>（土地改良企画課の所掌事務） 第八十一条 土地改良企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 （略） 二 交換分合（国立研究開発法人森林総合研究所の行うものを除く。）の指導及び助成に関すること。 三・四 （略）</p> <p>（農村整備官の職務） 第八十五条 農村整備官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 （略） 二 国立研究開発法人森林総合研究所の行う交換分合その他農用地及び農業用施設の整備に関すること。 三 （略）</p> <p>（森林整備部の所掌事務） 第九十七条 森林整備部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十七 （略）</p>	<p>（文書課の所掌事務） 第十七条 文書課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七 （略） 八 独立行政法人評価委員会の庶務（農業技術分科会、林野分科会及び水産分科会に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>（土地改良企画課の所掌事務） 第八十一条 土地改良企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 （略） 二 交換分合（独立行政法人森林総合研究所の行うものを除く。）の指導及び助成に関すること。 三・四 （略）</p> <p>（農村整備官の職務） 第八十五条 農村整備官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 （略） 二 独立行政法人森林総合研究所の行う交換分合その他農用地及び農業用施設の整備に関すること。 三 （略）</p> <p>（森林整備部の所掌事務） 第九十七条 森林整備部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十七 （略）</p>

十八 国立研究開発法人森林総合研究所の組織及び運営一般に関すること。

十九 国立研究開発法人森林総合研究所の行う業務に関すること（農村振興局の所掌に属するものを除く。）。

（国有林野部の所掌事務）
第九十八条 国有林野部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 七 （略）

八 林野庁の職員（国立研究開発法人森林総合研究所の職員を含む。）に貸与する宿舎に関すること。
九 十五 （略）

（整備課の所掌事務）
第九十八条 整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 （略）

四 国立研究開発法人森林総合研究所の行う森林の整備に関すること。

（研究指導課の所掌事務）
第一百十条 研究指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 （略）

五 国立研究開発法人森林総合研究所の組織及び運営一般に関すること。

六 国立研究開発法人森林総合研究所の行う業務に関すること（農村振興局並びに計画課及び整備課の所掌に属するものを除く。）。
（削る）

十八 独立行政法人森林総合研究所の組織及び運営一般に関すること。

十九 独立行政法人森林総合研究所の行う業務に関すること（農村振興局の所掌に属するものを除く。）。

（国有林野部の所掌事務）
第九十八条 国有林野部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 七 （略）

八 林野庁の職員（独立行政法人森林総合研究所の職員を含む。）に貸与する宿舎に関すること。
九 十五 （略）

（整備課の所掌事務）
第九十八条 整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 （略）

四 独立行政法人森林総合研究所の行う森林の整備に関すること。

（研究指導課の所掌事務）
第一百十条 研究指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 （略）

五 独立行政法人森林総合研究所の組織及び運営一般に関すること。

六 独立行政法人森林総合研究所の行う業務に関すること（農村振興局並びに計画課及び整備課の所掌に属するものを除く。）。
七 独立行政法人評価委員会林野分科会の庶務に関すること。

(管理課の所掌事務)
第一百十二条 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 六 (略)

七 林野庁の職員(国立研究開発法人森林総合研究所の職員を含む。)に貸与する宿舎に関すること。

八 十 (略)

(研究指導課の所掌事務)

第一百三十九条 研究指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 国立研究開発法人水産総合研究センターの組織及び運営一般に関すること。

(削る)

(管理課の所掌事務)
第一百十二条 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 六 (略)

七 林野庁の職員(独立行政法人森林総合研究所の職員を含む。)に貸与する宿舎に関すること。

八 十 (略)

(研究指導課の所掌事務)

第一百三十九条 研究指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 独立行政法人水産総合研究センターの組織及び運営一般に関すること。

五 独立行政法人評価委員会水産分科会の庶務に関すること。

○ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法施行令（平成十五年政令第三百八十九号）（第九十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法施行令</p> <p>第一条（生物系特定産業技術に係る業種） 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号。以下「法」という。）第二条第三号の政令で定める業種は、次のとおりとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>（毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法）</p> <p>第二条 法第十五条第三号に掲げる業務に係る勘定における法第十六条第三項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十四条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額（第七条において「毎事業年度において国庫に納付すべき額」という。）は、同項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額とする。</p> <p>（積立金の処分に係る承認の手続）</p> <p>第三条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（次条第一項において「研究機構」という。）は、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の</p>	<p>独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法施行令</p> <p>第一条（生物系特定産業技術に係る業種） 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（以下「法」という。）第二条第三号の政令で定める業種は、次のとおりとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>（毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法）</p> <p>第二条 法第十五条第三号に掲げる業務に係る勘定における法第十六条第四項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十四条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額（第七条において「毎事業年度において国庫に納付すべき額」という。）は、通則法第四十四条第一項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額とする。</p> <p>（積立金の処分に係る承認の手続）</p> <p>第三条 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（次条第一項において「研究機構」という。）は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」と</p>

事業年度」という。)に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第十六条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を農林水産大臣(法第十五条第二号又は第三号に掲げる業務に係るものについては、農林水産大臣及び財務大臣。次条において同じ。)に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、法第十六条第一項の規定による承認を受けなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(国庫納付金の納付の手續)

第四条 研究機構は、法第十六条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)に規定する残余があるときは、当該規定による納付金(以下「国庫納付金」という。)の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 (略)

いう。)に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第十六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を農林水産大臣(法第十五条第二号又は第三号に掲げる業務に係るものについては、農林水産大臣及び財務大臣。次条において同じ。)に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、法第十六条第一項の規定による承認を受けなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(国庫納付金の納付の手續)

第四条 研究機構は、法第十六条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)に規定する残余があるときは、当該規定による納付金(以下「国庫納付金」という。)の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 (略)

○ 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成十八年政令第百六十五号）（第九十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構がした出資に係る株式の処分を行う期限等）</p> <p>第二十六条（略）</p> <p>2 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法施行令（平成十五年政令第三百八十九号。以下この条において「機構法施行令」という。）第二条及び第七条の規定は、整備法附則第十三条第四項に規定する特例業務勘定について準用する。この場合において、機構法施行令第二条中「法第十六条第三項」とあるのは、「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号）附則第十三条第六項において準用する法第十六条第三項」と読み替えるものとする。</p> <p>3 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が整備法附則第十三条第四項に規定する特例業務を行う場合には、機構法施行令第三条第一項中「同条第四項」とあるのは「同条第四項及び独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号。以下「整備法」という。）附則第十三条第六項」と、「又は第三号に掲げる業務」とあるのは「若しくは第三号に掲げる業務又は整備法附則第十三条第四項に規定する特例業務」と、同条第二項中「又は第三号に掲げる業務」とあるのは「若しくは第三号に掲げる業務又は整備法附則第十三条第四項に規定する特例業務」と、同条第二項中「又は第三号に掲げる業務又は整備法附則第十三条第四項に規定する特例業務」とあるのは「若しくは第三号に掲げる業務又は整備法附則第十三条第四項に規定する特例業務」と、機構法施行令第四条第一項中「同条第四項」とあるのは「同条</p>	<p>（独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構がした出資に係る株式の処分を行う期限等）</p> <p>第二十六条（略）</p> <p>2 第一条の規定による改正後の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法施行令（以下この条において「新令」という。）第二条及び第七条の規定は、整備法附則第十三条第四項に規定する特例業務勘定について準用する。この場合において、新令第二条中「法第十六条第四項」とあるのは、「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号）附則第十三条第六項において準用する法第十六条第四項」と読み替えるものとする。</p> <p>3 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が整備法附則第十三条第四項に規定する特例業務を行う場合には、新令第三条第一項中「同条第五項」とあるのは「同条第五項及び独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号。以下「整備法」という。）附則第十三条第六項」と、「又は第三号に掲げる業務」とあるのは「若しくは第三号に掲げる業務又は整備法附則第十三条第四項に規定する特例業務」と、同条第二項中「又は第三号に掲げる業務」とあるのは「若しくは第三号に掲げる業務又は整備法附則第十三条第四項に規定する特例業務」と、新令第四条第一項中「同条第五項」とあるのは「同条第五項及び整備法附則</p>

第四項及び整備法附則第十三条第六項」と、機構法施行令第六条中「に係る勘定」とあるのは「に係る勘定及び整備法附則第十三条第四項に規定する特例業務勘定」とする。

第十三条第六項」と、新令第六条中「に係る勘定」とあるのは「に係る勘定及び整備法附則第十三条第四項に規定する特例業務勘定」とする。

○ 独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十年政令第二百二十七号）
 （第九十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（独立行政法人緑資源機構法施行令の廃止に伴う経過措置）</p> <p>第二条 旧機構法第三十一条第一項の規定により機構が発行した緑資源債券に係る緑資源債券原簿及び利札の取扱いについては、旧機構法施行令第四十三条及び第四十四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧機構法施行令第四十三条第一項中「機構は、主たる事務所に」とあるのは「国立研究開発法人森林総合研究所」とあるのは「国立研究開発法人森林総合研究所は、機構が作成した緑資源債券原簿に係る緑資源債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間、主たる事務所にその」と、旧機構法施行令第四十四条第二項中「機構」とあるのは「国立研究開発法人森林総合研究所」とする。</p> <p>2 旧機構法附則第十条の規定による廃止前の緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）第三十三条第一項の規定により緑資源公団が発行した緑資源債券に係る緑資源債券原簿及び利札の取扱いについては、旧機構法施行令附則第十二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「独立行政法人緑資源機構は、」とあるのは「国立研究開発法人森林総合研究所は、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の」と、「独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び</p>	<p>附則</p> <p>（独立行政法人緑資源機構法施行令の廃止に伴う経過措置）</p> <p>第二条 旧機構法第三十一条第一項の規定により機構が発行した緑資源債券に係る緑資源債券原簿及び利札の取扱いについては、旧機構法施行令第四十三条及び第四十四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧機構法施行令第四十三条第一項中「機構は、主たる事務所に」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所は、機構が作成した緑資源債券原簿に係る緑資源債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間、主たる事務所にその」と、旧機構法施行令第四十四条第二項中「機構」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所」とする。</p> <p>2 旧機構法附則第十条の規定による廃止前の緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）第三十三条第一項の規定により緑資源公団が発行した緑資源債券に係る緑資源債券原簿及び利札の取扱いについては、旧機構法施行令附則第十二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「独立行政法人緑資源機構は、」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所は、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の」と、「独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過</p>

経過措置に関する政令（平成二十年政令第二百二十七号）第一条の規定による廃止前の独立行政法人緑資源機構法施行令」と、「独立行政法人緑資源機構」とあるのは「国立研究開発法人森林総合研究所」とする。

措置に関する政令（平成二十年政令第二百二十七号）第一条の規定による廃止前の独立行政法人緑資源機構法施行令」と、「独立行政法人緑資源機構」とあるのは「国立研究開発法人森林総合研究所」とする。

○ 独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令（平成二十年政令第二百二十八号）（第九十四条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案

国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令

（法附則第七条第一項に規定する業務についての旧機構法施行令の規定の適用）

第一条 国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号。以下「法」という。）附則第七条第一項の規定により国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）が行う同項に規定する業務については、独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十年政令第二百二十七号。以下「整備令」という。）第一条の規定による廃止前の独立行政法人緑資源機構法施行令（平成十五年政令第四百三十八号。以下「旧機構法施行令」という。）第十六条、第十七条第一項から第三項まで、第十八条第一項及び第三項並びに第十九条並びに付録第一及び付録第二の規定は、整備令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「機構」とあるのは「国立研究開発法人森林総合研究所」と、「及び緑資源債券」とあるのは「並びに森林総合研究所債券及び緑資源債券」と、「係る緑資源債券」とあるのは「係る森林総合研究所債券及び緑資源債券」とする。

（法附則第八条第一項に規定する業務についての研究所法施行令の規定の読替え）

第二条 法附則第八条第一項の規定により研究所が同項

現行

独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令

（法附則第七条第一項に規定する業務についての旧機構法施行令の規定の適用）

第一条 独立行政法人森林総合研究所法（以下「法」という。）附則第七条第一項の規定により独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）が行う同項に規定する業務については、独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十年政令第二百二十七号。以下「整備令」という。）第一条の規定による廃止前の独立行政法人緑資源機構法施行令（平成十五年政令第四百三十八号。以下「旧機構法施行令」という。）第十六条、第十七条第一項から第三項まで、第十八条第一項及び第三項並びに第十九条並びに付録第一及び付録第二の規定は、整備令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「機構」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所」と、「及び緑資源債券」とあるのは「並びに森林総合研究所債券及び緑資源債券」と、「係る緑資源債券」とあるのは「係る森林総合研究所債券及び緑資源債券」とする。

（法附則第八条第一項に規定する業務についての研究所法施行令の規定の読替え）

第二条 法附則第八条第一項の規定により研究所が同項

に規定する業務を行う場合における国立研究開発法人森林総合研究所法施行令（平成二十七年政令第四十三号。以下「研究所法施行令」という。）第一条第一項第二号の規定の適用については、同号中「研究所債券」とあるのは、「研究所債券（法附則第八条第一項に規定する業務に係る長期借入金又は研究所債券にあつては、法第十五条第二項の規定により前号に掲げる長期借入金又は研究所債券の償還に充てるためにし、又は発行した長期借入金又は研究所債券）」とする。

（法附則第九条第一項に規定する業務についての旧機構法施行令の規定の適用）

第五条 法附則第九条第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、旧機構法施行令第二条から第五条まで、第八条から第十六条まで、第十七条（第三項を除く。）、第十八条第二項及び第四項並びに第十九条から第三十一条まで、附則第十条並びに付録第三及び付録第四の規定は、整備令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定（旧機構法施行令第八条第三号及び第三十一条の規定を除く。）中「機構」とあるのは「研究所」と、「及び緑資源債券」とあるのは「並びに森林総合研究所債券及び緑資源債券」と、「係る緑資源債券」とあるのは「係る森林総合研究所債券及び緑資源債券」と、同号中「独立行政法人緑資源機構（以下「機構」とあるのは「国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」と、旧機構法施行令第三十一条の表（第五条第六項及び第七項の項を除く。）中「独立行政法人緑資源機構」とあるのは「国立研究開発法人森林総合研究所」とする。

（法附則第九条第一項に規定する業務についての旧不

に規定する業務を行う場合における独立行政法人森林総合研究所法施行令（平成二十七年政令第四十三号。以下「研究所法施行令」という。）第一条第二項第二号の規定の適用については、同号中「研究所債券」とあるのは、「研究所債券（法附則第八条第一項に規定する業務に係る長期借入金又は研究所債券にあつては、法第十五条第二項の規定により前号に掲げる長期借入金又は研究所債券の償還に充てるためにし、又は発行した長期借入金又は研究所債券）」とする。

（法附則第九条第一項に規定する業務についての旧機構法施行令の規定の適用）

第五条 法附則第九条第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、旧機構法施行令第二条から第五条まで、第八条から第十六条まで、第十七条（第三項を除く。）、第十八条第二項及び第四項並びに第十九条から第三十一条まで、附則第十条並びに付録第三及び付録第四の規定は、整備令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定（旧機構法施行令第八条第三号及び第三十一条の規定を除く。）中「機構」とあるのは「研究所」と、「及び緑資源債券」とあるのは「並びに森林総合研究所債券及び緑資源債券」と、「係る緑資源債券」とあるのは「係る森林総合研究所債券及び緑資源債券」と、同号中「独立行政法人緑資源機構（以下「機構」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」と、旧機構法施行令第三十一条の表（第五条第六項及び第七項の項を除く。）中「独立行政法人緑資源機構」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所」とする。

（法附則第九条第一項に規定する業務についての旧不

動産登記政令の規定の適用)

第六条 法附則第九条第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務のうち廃止法による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号。以下「旧機構法」という。）第十一条第一項第七号イ及びロ並びに第八号の事業並びに同項第九号の事業（同項第七号ロに規定する土地改良施設に係るものに限る。）については、整備令第一条の規定による廃止前の独立行政法人緑資源機構法による不動産登記に関する政令（平成十五年政令第四百五十号。以下「旧不動産登記政令」という。）第二条及び第三条の規定は、整備令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧不動産登記政令第二条の表第二条の項中「独立行政法人緑資源機構（以下「機構」とあるのは「国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」と、同表第六条第一項第一号、第十二条（第四項を除く。）及び第十八条の項中「独立行政法人緑資源機構法」とあるのは「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号。以下「旧機構法」という。）」と、同表第十条第一項第二号及び第三号の項中「独立行政法人緑資源機構法」とあるのは「国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧機構法」と、同表第二十条及び第二十二条第一項の項中「独立行政法人緑資源機構法」とあるのは「旧機構法」と、同表第二十条の項及び第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条及び第二十九条第一項の項中「機構」とあるのは「研究所」とする。

動産登記政令の規定の適用)

第六条 法附則第九条第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務のうち廃止法による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号。以下「旧機構法」という。）第十一条第一項第七号イ及びロ並びに第八号の事業並びに同項第九号の事業（同項第七号ロに規定する土地改良施設に係るものに限る。）については、整備令第一条の規定による廃止前の独立行政法人緑資源機構法による不動産登記に関する政令（平成十五年政令第四百五十号。以下「旧不動産登記政令」という。）第二条及び第三条の規定は、整備令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧不動産登記政令第二条の表第二条の項中「独立行政法人緑資源機構（以下「機構」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」と、同表第六条第一項第一号、第十二条（第四項を除く。）及び第十八条の項中「独立行政法人緑資源機構法」とあるのは「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号。以下「旧機構法」という。）」と、同表第十条第一項第二号及び第三号の項中「独立行政法人緑資源機構法」とあるのは「国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧機構法」と、同表第二十条及び第二十二条第一項の項中「独立行政法人緑資源機構法」とあるのは「旧機構法」と、同表第二十条の項及び第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条及び第二十九条第一項の項中「機構」とあるのは「研究所」とする。

(法附則第九条第一項に規定する業務についての地方自治法施行令の規定の特例)

第七条 法附則第九条第一項の規定により研究所が同項に規定する業務のうち旧機構法第十一条第一項第七号イの事業を行う場合における地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十九号の規定の適用については、同条中「限る。」とあるのは「限る。」、国立研究開発法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号)附則第九条第一項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成二十年法律第八号)による廃止前の独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第三百十号。以下「旧機構法」という。)第十一条第一項第七号イの事業(換地処分を伴うものに限る。)-と、「第九十六条の四第一項」とあるのは「第九十六条の四第一項並びに国立研究開発法人森林総合研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧機構法第十六条第二項」とする。

(法附則第十一条第一項に規定する業務についての旧農用地整備公団法施行令の規定の適用)

第十一条 法附則第十一条第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、森林開発公団法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十一年政令第三百六号)第三条の規定による廃止前の農用地整備公団法施行令(昭和四十九年政令第二百五号。以下「旧農用地整備公団法施行令」という。)第一条から第一条の三まで、第三条から第二十条の二まで、第二十一条及び第二十二条並びに附則第三条、第九条及び第九条の二の規定は、整備令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧農用地整備公団法施行令第三条第三号中「

(法附則第九条第一項に規定する業務についての地方自治法施行令の規定の特例)

第七条 法附則第九条第一項の規定により研究所が同項に規定する業務のうち旧機構法第十一条第一項第七号イの事業を行う場合における地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十九号の規定の適用については、同条中「限る。」とあるのは「限る。」、独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号)附則第九条第一項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成二十年法律第八号)による廃止前の独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第三百十号。以下「旧機構法」という。)第十一条第一項第七号イの事業(換地処分を伴うものに限る。)-と、「第九十六条の四第一項」とあるのは「第九十六条の四第一項並びに独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧機構法第十六条第二項」とする。

(法附則第十一条第一項に規定する業務についての旧農用地整備公団法施行令の規定の適用)

第十一条 法附則第十一条第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、森林開発公団法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十一年政令第三百六号)第三条の規定による廃止前の農用地整備公団法施行令(昭和四十九年政令第二百五号。以下「旧農用地整備公団法施行令」という。)第一条から第一条の三まで、第三条から第二十条の二まで、第二十一条及び第二十二条並びに附則第三条、第九条及び第九条の二の規定は、整備令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧農用地整備公団法施行令第三条第三号中「

農用地整備公団（以下「公団」とあるのは「国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」と、旧農用地整備公団法施行令第十条、第十三条、第十四条第三項、第十五条第二項、第十六条第三項、第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項中「公団」とあるのは「研究所」と、旧農用地整備公団法施行令第十三条、第十四条第一項及び第十五条第一項中「及び緑資源債券」とあるのは「並びに森林総合研究所債券及び緑資源債券」と、旧農用地整備公団法施行令第十三条中「係る緑資源債券」とあるのは「係る森林総合研究所債券及び緑資源債券」と、旧農用地整備公団法施行令第二十二條の表（第五条第六項及び第七項の項を除く。）中「農用地整備公団」とあるのは「国立研究開発法人森林総合研究所」とする。

（法附則第十一条第一項に規定する業務についての旧不動産登記政令の規定の適用）

第十二条 法附則第十一条第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までの業務（同項第五号の業務にあつては、農業用排水施設の管理の業務に限る。）については、旧不動産登記政令第三条の規定及び旧不動産登記政令附則第三条の規定により読み替えて適用される旧不動産登記政令第二条の規定は、整備令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法第十一条第一項第七号イ及びロ並びに第八号の事業並びに同項第九号の事業（土地改良施設に係るものに限る。）」とあるのは「森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号、第二号及び第四号から第六

農用地整備公団（以下「公団」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」と、旧農用地整備公団法施行令第十条、第十三条、第十四条第三項、第十五条第二項、第十六条第三項、第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項中「公団」とあるのは「研究所」と、旧農用地整備公団法施行令第十三条、第十四条第一項及び第十五条第一項中「及び緑資源債券」とあるのは「並びに森林総合研究所債券及び緑資源債券」と、旧農用地整備公団法施行令第十三条中「係る緑資源債券」とあるのは「係る森林総合研究所債券及び緑資源債券」と、旧農用地整備公団法施行令第二十二條の表（第五条第六項及び第七項の項を除く。）中「農用地整備公団」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所」とする。

（法附則第十一条第一項に規定する業務についての旧不動産登記政令の規定の適用）

第十二条 法附則第十一条第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までの業務（同項第五号の業務にあつては、農業用排水施設の管理の業務に限る。）については、旧不動産登記政令第三条の規定及び旧不動産登記政令附則第三条の規定により読み替えて適用される旧不動産登記政令第二条の規定は、整備令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法第十一条第一項第七号イ及びロ並びに第八号の事業並びに同項第九号の事業（土地改良施設に係るものに限る。）」とあるのは「森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号、第二号及び第四号から第六

号までの業務（同項第五号の業務にあつては、農業用排水施設の管理の業務に限る。）と、同条の表第二条の項中「独立行政法人緑資源機構（以下「機構」とあるのは「国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」と、同表第十条第一項第二号及び第三号の項中「独立行政法人緑資源機構法」とあるのは「国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧農用地整備公団法」と、同表第二十条の項及び第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条及び第二十九条第一項の項中「機構」とあるのは「研究所」とする。

（法附則第十一条第一項に規定する業務についての地方自治法施行令の規定の適用の特例）
第十三条 法附則第十一条第一項の規定により研究所が同項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業を行う場合における地方自治法施行令第七十九条の規定の適用については、同条中「限る。」とあるのは「限る。）、国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第十一条第一項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号。以下「旧農用地整備公団法」という。）第十九条第一項第一号イの事業（換地処分を伴うものに限る。）と、「第九十六条の四第一項」とあるのは「第九十六条の四第一項並びに国立研究開発法人森林総合研究所法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧農用地整備公団法第二十三条第二項」とする。

号までの業務（同項第五号の業務にあつては、農業用排水施設の管理の業務に限る。）と、同条の表第二条の項中「独立行政法人緑資源機構（以下「機構」とあるのは「国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」と、同表第十条第一項第二号及び第三号の項中「独立行政法人緑資源機構法」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧農用地整備公団法」と、同表第二十条の項及び第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条及び第二十九条第一項の項中「機構」とあるのは「研究所」とする。

（法附則第十一条第一項に規定する業務についての地方自治法施行令の規定の適用の特例）
第十三条 法附則第十一条第一項の規定により研究所が同項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業を行う場合における地方自治法施行令第七十九条の規定の適用については、同条中「限る。」とあるのは「限る。）、独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第十一条第一項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号。以下「旧農用地整備公団法」という。）第十九条第一項第一号イの事業（換地処分を伴うものに限る。）と、「第九十六条の四第一項」とあるのは「第九十六条の四第一項並びに独立行政法人森林総合研究所法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧農用地整備公団法第二十三条第二項」とする。

(法附則第十二条第一項に規定する業務についての技術的読替え)

第十四条 法附則第十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧農用地整備公団法附則第十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第四十四号)による改正前の農用地開発公団法(昭和四十九年法律第四十三号)第二十七条第一項並びに第二十八条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「公団」とあるのは、「国立研究開発法人森林総合研究所」とする。

(法附則第十二条第一項に規定する業務についての旧農用地整備公団法施行令の規定の適用)

第十五条 法附則第十二条第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、旧農用地整備公団法施行令附則第十一条第一項(農用地開発公団法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(昭和六十三年政令第二百三十二号)第一条の規定による改正前の農用地開発公団法施行令(昭和四十九年政令第二百五号)第十三条から第二十条の二まで及び第二十二條並びに附則第三条、第九条及び第十條に係る部分に限る。)、第二項及び第三項の規定は、整備令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧農用地整備公団法施行令附則第十一条第一項中「法附則第十九条第一項の規定により公団」とあるのは「国立研究開発法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号)附則第十二条第一項の規定により国立研究開発法人森林総合研究所(以下「研究所」という。)」と、「百分の三十」とあるのは「百分の三十」と、整備令第一条の規定によ

(法附則第十二条第一項に規定する業務についての技術的読替え)

第十四条 法附則第十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧農用地整備公団法附則第十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第四十四号)による改正前の農用地開発公団法(昭和四十九年法律第四十三号)第二十七条第一項並びに第二十八条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「公団」とあるのは、「独立行政法人森林総合研究所」とする。

(法附則第十二条第一項に規定する業務についての旧農用地整備公団法施行令の規定の適用)

第十五条 法附則第十二条第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、旧農用地整備公団法施行令附則第十一条第一項(農用地開発公団法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(昭和六十三年政令第二百三十二号)第一条の規定による改正前の農用地開発公団法施行令(昭和四十九年政令第二百五号)第十三条から第二十条の二まで及び第二十二條並びに附則第三条、第九条及び第十條に係る部分に限る。)、第二項及び第三項の規定は、整備令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧農用地整備公団法施行令附則第十一条第一項中「法附則第十九条第一項の規定により公団」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号)附則第十二条第一項の規定により独立行政法人森林総合研究所(以下「研究所」という。)」と、「百分の三十」とあるのは「百分の三十」と、整備令第一条の規定による改正前

る改正前の第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項中「公団」とあるのは「国立研究開発法人森林総合研究所」とと、「第二十二條の表第九十條の第二第三項の項」とあるのは「第二十二條の表第八十九條の第三第一項及び第二項並びに第九十條の第二第三項の項中「農用地開發公団」とあるのは「国立研究開発法人森林総合研究所」と、同表第九十條の第二第三項の項」と、同条第二項及び第三項中「公団」とあるのは「研究所」とする。

（他の法令の準用）

2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合には、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

土地収用法第二十一条第一項（同法第三十八條第一項において準用する場合を含む。）	行政機関若しくはその地方支分部局の長	国立研究開発法人森林総合研究所
土地収用法第二十一条第二項（同法第三十八條第一項において準用する場合を含む。）	行政機関又はその地方支分部局の長	国立研究開発法人森林総合研究所
土地収用法第二百一十二條第一項ただし書（同法第三百三十九條第一項ただし書）	当該事業の施行について権限を有する行政機関	国立研究開発法人森林総合研究所

の第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項中「公団」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所」とと、「第二十二條の表第九十條の第二第三項の項」とあるのは「第二十二條の表第八十九條の第三第一項及び第二項並びに第九十條の第二第三項の項中「農用地開發公団」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所」と、同表第九十條の第二第三項の項」と、同条第二項及び第三項中「公団」とあるのは「研究所」とする。

（他の法令の準用）

2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合には、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

土地収用法第二十一条第一項（同法第三十八條第一項において準用する場合を含む。）	行政機関若しくはその地方支分部局の長	独立行政法人森林総合研究所
土地収用法第二十一条第二項（同法第三十八條第一項において準用する場合を含む。）	行政機関又はその地方支分部局の長	独立行政法人森林総合研究所
土地収用法第二百一十二條第一項ただし書（同法第三百三十九條第一項ただし書）	当該事業の施行について権限を有する行政機関	独立行政法人森林総合研究所

<p>不動産登記令第七 条第二項</p>	<p>十八条第一項にお いて準用する場合 を含む。)</p>
<p>命令又は規則 により指定さ れた官庁又は 公署の職員</p>	<p>政機関又はそ の地方支分部 局の長</p>
<p>国立研究開発法 人森林総合研究 所の理事長が指 定し、その旨を 官報により公告 した国立研究開 発法人森林総合 研究所の役員又 は職員</p>	

<p>不動産登記令第七 条第二項</p>	<p>十八条第一項にお いて準用する場合 を含む。)</p>
<p>命令又は規則 により指定さ れた官庁又は 公署の職員</p>	<p>政機関又はそ の地方支分部 局の長</p>
<p>独立行政法人森 林総合研究所の 理事長が指定し 、その旨を官報 により公告した 独立行政法人森 林総合研究所の 役員又は職員</p>	

○ 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十五年政令第五十五号）（第九十五条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（国家公務員退職手当法施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 法第四条の規定による改正前の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由により法附則第五条に規定する国有林野事業職員が現実に職務をとることを要しなかった期間は、国家公務員退職手当法施行令第六条第三項第一号の規定の適用については、行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由により現実に職務をとることを要しなかった期間とみなす。</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（国家公務員退職手当法施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 法第四条の規定による改正前の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由により法附則第五条に規定する国有林野事業職員が現実に職務をとることを要しなかった期間は、第七条の規定による改正後の国家公務員退職手当法施行令第六条第三項第一号の規定の適用については、法第四条の規定による改正後の特定独立行政法人の労働関係に関する法律第七条第一項ただし書に規定する事由により現実に職務をとることを要しなかった期間とみなす。</p>

○ 森林国営保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第四十二号）（第九十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（出資があつたものとされる財産に係る評価委員の任命等）</p> <p>第十三条 改正法附則第八条第三項の評価委員は、次に掲げる者につき農林水産大臣が任命する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）の役員 一人</p> <p>四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（出資があつたものとされる財産に係る評価委員の任命等）</p> <p>第十三条 改正法附則第八条第三項の評価委員は、次に掲げる者につき農林水産大臣が任命する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）の役員 一人</p> <p>四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">国立研究開発法人森林総合研究所法施行令</p> <p>（借換えの対象となる長期借入金又は研究所債券等）</p> <p>第一条 国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）以下「法」という。）第十五条第二項の政令で定める長期借入金又は森林総合研究所債券（以下「研究所債券」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（長期借入金の借入れの認可）</p> <p>第三条 国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）は、法第十五条第一項又は第二項の規定により長期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、借入れの日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人森林総合研究所法施行令</p> <p>（借換えの対象となる長期借入金又は研究所債券等）</p> <p>第一条 独立行政法人森林総合研究所法（以下「法」という。）第十五条第二項の政令で定める長期借入金又は森林総合研究所債券（以下「研究所債券」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（長期借入金の借入れの認可）</p> <p>第三条 独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）は、法第十五条第一項又は第二項の規定により長期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、借入れの日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号）（第九十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（手数料） 第十一条（略） 2 法第四十九条第三項の政令で定める独立行政法人は、次に掲げる独立行政法人とする。</p> <p>一 国立研究開発法人産業技術総合研究所</p> <p>二 （略）</p>	<p>（手数料） 第十一条（略） 2 法第四十九条第三項の政令で定める独立行政法人は、次に掲げる独立行政法人とする。</p> <p>一 独立行政法人産業技術総合研究所</p> <p>二 （略）</p>

○ 信用保証協会法施行令（昭和二十八年政令第二百七十一号）（第九十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定金銭債権等に類し又は密接に関連する債権） 第三条 法第二十条第二項第二号イに規定する政令で定めるものは、次に掲げる債権とする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十四号）附則第三条第一項の規定により独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）第四十七条の規定による改正前の独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第三条の独立行政法人情報通信研究機構が承継した貸付契約に係る貸付債権</p>	<p>（特定金銭債権等に類し又は密接に関連する債権） 第三条 法第二十条第二項第二号イに規定する政令で定めるものは、次に掲げる債権とする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十四号）附則第三条第一項の規定により独立行政法人情報通信研究機構が承継した貸付契約に係る貸付債権</p>

○ 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）（第百条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国等の定義） 第二条 法第二条第二項の政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 独立行政法人国立公文書館、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人水産大学校、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人日本貿易保険、国立研究開発法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所、独立行政法人交通安全研究全環境研究所、国立研究開発法人海上技術安全研究</p>	<p>（国等の定義） 第二条 法第二条第二項の政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 独立行政法人国立公文書館、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全研究全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子</p>

所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所、国立研究開発法人電子航法研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、国立研究開発法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業年金基金、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人北方領土問題対策協会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人情報処理推進機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構

航法研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造幣局、独立行政法人印刷局、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業年金基金、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人国立高等専門学

、国立研究開発法人海洋研究開発機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、年金積立金管理運用独立行政法人、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人日本医療研究開発機構

二〇六（略）

校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター及び独立行政法人日本医療研究開発機構

二〇六（略）

○ 回路配置利用権等の登録に関する政令（昭和六十年政令第三百二十六号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（手数料の納付を要しない独立行政法人） 第七十一条 法第四十九条第三項の政令で定める独立行政法人は、次に掲げる独立行政法人とする。</p> <p>一 国立研究開発法人情報通信研究機構 二 国立研究開発法人物質・材料研究機構 三 国立研究開発法人産業技術総合研究所 四 （略）</p>	<p>（手数料の納付を要しない独立行政法人） 第七十一条 法第四十九条第三項の政令で定める独立行政法人は、次に掲げる独立行政法人とする。</p> <p>一 国立研究開発法人情報通信研究機構 二 国立研究開発法人物質・材料研究機構 三 国立研究開発法人産業技術総合研究所 四 （略）</p>

改正案	現行
<p>（検定の申請） 第十七条（略） 2 別表第四の中欄又は下欄に日本電気計器検定所及び指定検定機関（法第十六条第一項第二号イの指定検定機関をいう。以下同じ。）のみが掲げられている場合において、日本電気計器検定所が天災その他の事由によつて当該検定業務を実施できないとき（同表第八号又は第十二号に掲げる特定計量器にあつては、天災その他の事由によつて当該検定業務を実施できないとき、又は日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第五十号。以下「検定所法」という。）第二十三条第二項の規定によつては当該検定業務を実施できないとき）は、前項の規定にかかわらず、当該特定計量器についての申請書は、国立研究開発法人産業技術総合研究所に提出することができるものとする。</p> <p>（型式の承認を行う者） 第二十二條 法第七十六條第一項の承認は、別表第四第九号から第十一号までに掲げる特定計量器については日本電気計器検定所（日本電気計器検定所が天災その他の事由によつて当該承認業務を実施できないときは、国立研究開発法人産業技術総合研究所）が、その他の特定計量器について国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う。</p> <p>（基準器検査を行う者） 第二十五條 法第百二條第一項の検査は、次の各号に掲</p>	<p>（検定の申請） 第十七条（略） 2 別表第四の中欄又は下欄に日本電気計器検定所及び指定検定機関（法第十六条第一項第二号イの指定検定機関をいう。以下同じ。）のみが掲げられている場合において、日本電気計器検定所が天災その他の事由によつて当該検定業務を実施できないとき（同表第八号又は第十二号に掲げる特定計量器にあつては、天災その他の事由によつて当該検定業務を実施できないとき、又は日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第五十号。以下「検定所法」という。）第二十三条第二項の規定によつては当該検定業務を実施できないとき）は、前項の規定にかかわらず、当該特定計量器についての申請書は、独立行政法人産業技術総合研究所に提出することができるものとする。</p> <p>（型式の承認を行う者） 第二十二條 法第七十六條第一項の承認は、別表第四第九号から第十一号までに掲げる特定計量器については日本電気計器検定所（日本電気計器検定所が天災その他の事由によつて当該承認業務を実施できないときは、独立行政法人産業技術総合研究所）が、その他の特定計量器について独立行政法人産業技術総合研究所が行う。</p> <p>（基準器検査を行う者） 第二十五條 法第百二條第一項の検査は、次の各号に掲</p>

げる計量器ごとに、当該各号に掲げる者が行う。

- 一 (略)
- 二 電流計、電圧計、電気抵抗計及び電力量計 日本電気計器検定所(日本電気計器検定所が天災その他の事由によって当該検査業務を実施できないときは、国立研究開発法人産業技術総合研究所)
- 三 照度計 日本電気計器検定所(日本電気計器検定所が天災その他の事由によって当該検査業務を実施できないとき、又は検定所法第二十三条第二項の規定によっては当該検査業務を実施することができないときは、国立研究開発法人産業技術総合研究所)
- 四 前三号に掲げる計量器以外の計量器 国立研究開発法人産業技術総合研究所

(計量証明の事業の登録を要しない独立行政法人)
第二十六条の二 法第七十条ただし書の政令で定める独立行政法人は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 国立研究開発法人産業技術総合研究所
- 三 (略)
- 四 国立研究開発法人国立環境研究所

別表第四(第十七条、第二十二條、第二十四條関係)

特定計量器	型式の承認に係る表示が付されたもの	型式の承認に係る表示が付されていないもの
一 タクシメーター	その特定計量器の所在地を管轄する都道府県知事(以下この表において単に「都	国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下この表において「

げる計量器ごとに、当該各号に掲げる者が行う。

- 一 (略)
- 二 電流計、電圧計、電気抵抗計及び電力量計 日本電気計器検定所(日本電気計器検定所が天災その他の事由によって当該検査業務を実施できないときは、独立行政法人産業技術総合研究所)
- 三 照度計 日本電気計器検定所(日本電気計器検定所が天災その他の事由によって当該検査業務を実施できないとき、又は検定所法第二十三条第二項の規定によっては当該検査業務を実施することができないときは、独立行政法人産業技術総合研究所)
- 四 前三号に掲げる計量器以外の計量器 独立行政法人産業技術総合研究所

(計量証明の事業の登録を要しない独立行政法人)
第二十六条の二 法第七十条ただし書の政令で定める独立行政法人は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 独立行政法人産業技術総合研究所
- 三 (略)
- 四 独立行政法人国立環境研究所

別表第四(第十七条、第二十二條、第二十四條関係)

特定計量器	型式の承認に係る表示が付されたもの	型式の承認に係る表示が付されていないもの
一 タクシメーター	その特定計量器の所在地を管轄する都道府県知事(以下この表において単に「都	独立行政法人産業技術総合研究所(以下この表において「産業

(略)	
(略)	。道府県知事」とい)
(略)	産業技術総合研 究所」とい)

(略)	
(略)	。道府県知事」とい)
(略)	技術総合研究 所」とい)

○ 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）（第百三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第二（第十四条関係）</p> <p>一 国立研究開発法人日本医療研究開発機構</p> <p>二 国立研究開発法人情報通信研究機構</p> <p>三・四（略）</p> <p>五 国立研究開発法人物質・材料研究機構</p> <p>六 国立研究開発法人防災科学技術研究所</p> <p>七 国立研究開発法人放射線医学総合研究所</p> <p>八・九（略）</p> <p>十 国立研究開発法人科学技術振興機構</p> <p>十一 国立研究開発法人理化学研究所</p> <p>十二 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構</p> <p>十三 （略）</p> <p>十四 国立研究開発法人海洋研究開発機構</p> <p>十五 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</p> <p>十六～十八（略）</p> <p>十九 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所</p> <p>二十 国立研究開発法人国立がん研究センター</p> <p>二十一 国立研究開発法人国立循環器病研究センター</p> <p>二十二 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター</p> <p>二十三 国立研究開発法人国立国際医療研究センター</p> <p>二十四 国立研究開発法人国立成育医療研究センター</p> <p>二十五 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター</p> <p>二十六～二十九（略）</p> <p>三十 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構</p>	<p>別表第二（第十四条関係）</p> <p>一 独立行政法人日本医療研究開発機構</p> <p>二 独立行政法人情報通信研究機構</p> <p>三・四（略）</p> <p>五 独立行政法人物質・材料研究機構</p> <p>六 独立行政法人防災科学技術研究所</p> <p>七 独立行政法人放射線医学総合研究所</p> <p>八・九（略）</p> <p>十 独立行政法人科学技術振興機構</p> <p>十一 独立行政法人理化学研究所</p> <p>十二 独立行政法人宇宙航空研究開発機構</p> <p>十三 （略）</p> <p>十四 独立行政法人海洋研究開発機構</p> <p>十五 独立行政法人日本原子力研究開発機構</p> <p>十六～十八（略）</p> <p>十九 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所</p> <p>二十 独立行政法人国立がん研究センター</p> <p>二十一 独立行政法人国立循環器病研究センター</p> <p>二十二 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター</p> <p>二十三 独立行政法人国立国際医療研究センター</p> <p>二十四 独立行政法人国立成育医療研究センター</p> <p>二十五 独立行政法人国立長寿医療研究センター</p> <p>二十六～二十九（略）</p> <p>三十 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構</p>

三十一	国立研究開発法人農業生物資源研究所	三十一	独立行政法人農業生物資源研究所
三十二	国立研究開発法人農業環境技術研究所	三十二	独立行政法人農業環境技術研究所
三十三	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	三十三	独立行政法人国際農林水産業研究センター
三十四	国立研究開発法人森林総合研究所	三十四	独立行政法人森林総合研究所
三十五	国立研究開発法人水産総合研究センター	三十五	独立行政法人水産総合研究センター
三十六	国立研究開発法人産業技術総合研究所	三十六	独立行政法人産業技術総合研究所
三十七・三十八	(略)	三十七・三十八	(略)
三十九	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	三十九	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
四十	国立研究開発法人土木研究所	四十	独立行政法人土木研究所
四十一	国立研究開発法人建築研究所	四十一	独立行政法人建築研究所
四十二	(略)	四十二	(略)
四十三	国立研究開発法人海上技術安全研究所	四十三	独立行政法人海上技術安全研究所
四十四	国立研究開発法人港湾空港技術研究所	四十四	独立行政法人港湾空港技術研究所
四十五	国立研究開発法人電子航法研究所	四十五	独立行政法人電子航法研究所
四十六～四十八	(略)	四十六～四十八	(略)
四十九	国立研究開発法人国立環境研究所	四十九	独立行政法人国立環境研究所

○ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百一号）（第百四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定独立行政法人等の範囲）</p> <p>第四条 法第二条第九項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</p> <p>二（略）</p>	<p>（特定独立行政法人等の範囲）</p> <p>第四条 法第二条第九項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 独立行政法人日本医療研究開発機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</p> <p>二（略）</p>

改正案	現行
<p>別表（第三条関係）</p> <p>一 国立研究開発法人日本医療研究開発機構</p> <p>二 国立研究開発法人情報通信研究機構</p> <p>三 国立研究開発法人物質・材料研究機構</p> <p>四 国立研究開発法人防災科学技術研究所</p> <p>五 国立研究開発法人放射線医学総合研究所</p> <p>六 国立研究開発法人科学技術振興機構</p> <p>七 国立研究開発法人理化学研究所</p> <p>八 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構</p> <p>九 国立研究開発法人海洋研究開発機構</p> <p>十 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</p> <p>十一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所</p> <p>十二 国立研究開発法人国立がん研究センター</p> <p>十三 国立研究開発法人国立循環器病研究センター</p> <p>十四 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター</p> <p>十五 国立研究開発法人国立国際医療研究センター</p> <p>十六 国立研究開発法人国立成育医療研究センター</p> <p>十七 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター</p> <p>十八 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構</p>	<p>別表（第三条関係）</p> <p>一 独立行政法人日本医療研究開発機構</p> <p>二 独立行政法人情報通信研究機構</p> <p>三 独立行政法人物質・材料研究機構</p> <p>四 独立行政法人防災科学技術研究所</p> <p>五 独立行政法人放射線医学総合研究所</p> <p>六 独立行政法人科学技術振興機構</p> <p>七 独立行政法人理化学研究所</p> <p>八 独立行政法人宇宙航空研究開発機構</p> <p>九 独立行政法人海洋研究開発機構</p> <p>十 独立行政法人日本原子力研究開発機構</p> <p>十一 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所</p> <p>十二 独立行政法人国立がん研究センター</p> <p>十三 独立行政法人国立循環器病研究センター</p> <p>十四 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター</p> <p>十五 独立行政法人国立国際医療研究センター</p> <p>十六 独立行政法人国立成育医療研究センター</p> <p>十七 独立行政法人国立長寿医療研究センター</p> <p>十八 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構</p>

三十四	国立研究開発法人農業生物資源研究所	三十四	独立行政法人農業生物資源研究所
三十五	国立研究開発法人農業環境技術研究所	三十五	独立行政法人農業環境技術研究所
三十六	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	三十六	独立行政法人国際農林水産業研究センター
三十七	国立研究開発法人森林総合研究所	三十七	独立行政法人森林総合研究所
三十八	国立研究開発法人水産総合研究センター	三十八	独立行政法人水産総合研究センター
三十九	国立研究開発法人産業技術総合研究所	三十九	独立行政法人産業技術総合研究所
四十・四十一	(略)	四十・四十一	(略)
四十二	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	四十二	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
四十三	国立研究開発法人土木研究所	四十三	独立行政法人土木研究所
四十四	国立研究開発法人建築研究所	四十四	独立行政法人建築研究所
四十五	(略)	四十五	(略)
四十六	国立研究開発法人海上技術安全研究所	四十六	独立行政法人海上技術安全研究所
四十七	国立研究開発法人港湾空港技術研究所	四十七	独立行政法人港湾空港技術研究所
四十八	国立研究開発法人電子航法研究所	四十八	独立行政法人電子航法研究所
四十九	国立研究開発法人電子航法研究所	四十九	独立行政法人電子航法研究所
五十	(略)	五十	(略)
五十二	国立研究開発法人国立環境研究所	五十二	独立行政法人国立環境研究所

改正案	現行
<p>（産業技術環境局の所掌事務）</p> <p>第七条 産業技術環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一〇二七（略）</p> <p>二八 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の組織及び運営一般に関すること。</p> <p>二九 国立研究開発法人産業技術総合研究所の組織及び運営一般に関すること。</p> <p>三〇・三一（略）</p> <p>（政策評価広報課の所掌事務）</p> <p>第十八条 政策評価広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一四（略）</p> <p>（削る）</p> <p>（技術振興・大学連携推進課の所掌事務）</p> <p>第五十八条 技術振興・大学連携推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一〇九（略）</p> <p>十 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の組織及び運営一般並びに同機構の行う基盤技術研究円滑化法第十一条に規定する業務に関すること。</p> <p>十一 国立研究開発法人産業技術総合研究所の組織及び運営一般に関すること。</p>	<p>（産業技術環境局の所掌事務）</p> <p>第七条 産業技術環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一〇二七（略）</p> <p>二八 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の組織及び運営一般に関すること。</p> <p>二九 独立行政法人産業技術総合研究所の組織及び運営一般に関すること。</p> <p>三〇・三一（略）</p> <p>（政策評価広報課の所掌事務）</p> <p>第十八条 政策評価広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一四（略）</p> <p>五 経済産業省の独立行政法人評価委員会の庶務に関すること。</p> <p>（技術振興・大学連携推進課の所掌事務）</p> <p>第五十八条 技術振興・大学連携推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一〇九（略）</p> <p>十 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の組織及び運営一般並びに同機構の行う基盤技術研究円滑化法第十一条に規定する業務に関すること。</p> <p>十一 独立行政法人産業技術総合研究所の組織及び運営一般に関すること。</p>

(原子力政策課の所掌事務)
 第二百二十九条 原子力政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一・二 (略)
- 三 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の行う業務のうち核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な業務に関すること。

附 則

(産業技術環境局技術振興・大学連携推進課の所掌事務の特例)
 第九条 産業技術環境局技術振興・大学連携推進課は、第五十八条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表下欄に掲げる事務をつかさどる。

期間	事務
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四百四十五号)附則第九条第一項に規定する政令で定める日までの間	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の行う国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第九条第一項に規定する業務に関すること。

(原子力政策課の所掌事務)
 第二百二十九条 原子力政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一・二 (略)
- 三 独立行政法人日本原子力研究開発機構の行う業務のうち核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な業務に関すること。

附 則

(産業技術環境局技術振興・大学連携推進課の所掌事務の特例)
 第九条 産業技術環境局技術振興・大学連携推進課は、第五十八条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表下欄に掲げる事務をつかさどる。

期間	事務
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四百四十五号)附則第九条第一項に規定する政令で定める日までの間	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の行う独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第九条第一項に規定する業務に関すること。

<p>定する債権の回収が終了するまでの間</p>	<p>発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第九条第二項及び第三項に規定する業務に関すること。</p>
<p>る債権の回収が終了するまでの間</p>	<p>エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第九条第二項及び第三項に規定する業務に関すること。</p>

○ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十四号）（第一百七条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令</p> <p>（出資証券の記載事項等）</p> <p>第一条 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が発行する出資証券には、次に掲げる事項及び番号を記載し、理事長がこれに記名押印しなければならぬ。</p> <p>一 四（略）</p> <p>（機構の業務の委託を受ける法人）</p> <p>第五条 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号。以下「法」という。）第十六条第一項の政令で定める法人は、債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社とする。</p> <p>（積立金の処分に係る承認の手続）</p> <p>第七条 機構は、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第十九条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において</p>	<p>独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令</p> <p>（出資証券の記載事項等）</p> <p>第一条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が発行する出資証券には、次に掲げる事項及び番号を記載し、理事長がこれに記名押印しなければならぬ。</p> <p>一 四（略）</p> <p>（機構の業務の委託を受ける法人）</p> <p>第五条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（以下「法」という。）第十六条第一項の政令で定める法人は、債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社とする。</p> <p>（積立金の処分に係る承認の手続）</p> <p>第七条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第十九条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。</p>

て同じ。)の規定により当該中長期目標の期間の次の
中長期目標の期間における業務の財源に充てようとする
ときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経
済産業大臣に提出し、当該次の中長期目標の期間の最
初の事業年度の六月三十日までに、法第十九条第一項
の規定による承認を受けなければならない。

2 (略)

2 第十条 (国庫納付金の帰属する会計)

2 前項の規定にかかわらず、機構が通則法第四十六条
第一項の規定による交付金(補助金等に係る予算の執
行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九
号)第二条第一項第四号の規定に基づき補助金等とし
て指定されたものを除く。)であつて平成二十三年
度一般会計補正予算(第3号)及び平成二十四年度以
降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上さ
れたものの交付を受けて特別会計に関する法律(平成
十九年法律第二十三号)第二百二十二条第二項に規定
する復興施策に関する業務を行う場合における当該復
興施策に関する業務に係る国庫納付金は、東日本大震
災復興特別会計に帰属する。

(他の法令の準用)

第十二条 不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号
)第十六条、第一百六条、第一百七条及び第一百八条
第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)
並びに不動産登記令(平成十六年政令第三百七十九号
)第七条第一項第六号(同令別表の七十三の項に係る
部分に限る。)、及び第二項、第十六条第四項、第十七
条第二項、第十八条第四項並びに第十九条第二項の規

の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の
期間における業務の財源に充てようとするときは、次
に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣に
提出し、当該次の中長期目標の期間の最初の事業年度の
六月三十日までに、法第十九条第一項の規定による承
認を受けなければならない。

2 (略)

2 第十条 (国庫納付金の帰属する会計)

2 前項の規定にかかわらず、機構が通則法第四十六条
の規定による交付金(補助金等に係る予算の執行の適
正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第
二条第一項第四号の規定に基づき補助金等として指定
されたものを除く。)であつて平成二十三年度の一般
会計補正予算(第3号)及び平成二十四年度以降にお
ける東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたも
のの交付を受けて特別会計に関する法律(平成十九年
法律第二十三号)第二百二十二条第二項に規定する復
興施策に関する業務を行う場合における当該復興策
に関する業務に係る国庫納付金は、東日本大震災復興
特別会計に帰属する。

(他の法令の準用)

第十二条 不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号
)第十六条、第一百六条、第一百七条及び第一百八条
第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)
並びに不動産登記令(平成十六年政令第三百七十九号
)第七条第一項第六号(同令別表の七十三の項に係る
部分に限る。)、及び第二項、第十六条第四項、第十七
条第二項、第十八条第四項並びに第十九条第二項の規

定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。この場合において、同令第七條第二項中「命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員」とあるのは、「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長が指定し、その旨を官報により公告した国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の役員又は職員」と読み替えるものとする。

定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。この場合において、同令第七條第二項中「命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長が指定し、その旨を官報により公告した独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の役員又は職員」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>2 (国庫納付金の納付の手続)</p> <p>第二条 機構は、<u>法第十三条第二項に規定する</u>残余があるときは、同項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、<u>当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを経済産業大臣に提出しなければならぬ。</u>ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第四条 (国庫納付金の帰属する会計)</p> <p>第四条 法第十二条第一号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金については、<u>法第十三条第二項に規定する</u>残余の額を政府のエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定又は東日本大震災復興特別会計からの出資金の額に応じて按分した額を、それぞれ政府のエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定又は東日本大震災復興特別会計に帰属させるものとする。</p> <p>2 前項に規定する出資金の額は、<u>法第十三条第二項に規定する</u>残余の額を生じた中期目標の開始の日における政府のエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定又は東日本大震災復興特別会計からの出資金の額（同日後当該中期目標の期間中に政府のエネルギー</p>	<p>2 (国庫納付金の納付の手続)</p> <p>第二条 機構は、<u>法第十三条第三項に規定する</u>残余があるときは、同項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、<u>当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを経済産業大臣に提出しなければならぬ。</u>ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第四条 (国庫納付金の帰属する会計)</p> <p>第四条 法第十二条第一号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金については、<u>法第十三条第三項に規定する</u>残余の額を政府のエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定又は東日本大震災復興特別会計からの出資金の額に応じて按分した額を、それぞれ政府のエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定又は東日本大震災復興特別会計に帰属させるものとする。</p> <p>2 前項に規定する出資金の額は、<u>法第十三条第三項に規定する</u>残余の額を生じた中期目標の開始の日における政府のエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定又は東日本大震災復興特別会計からの出資金の額（同日後当該中期目標の期間中に政府のエネルギー</p>

1 対策特別会計のエネルギー需給勘定又は東日本大震災復興特別会計からの出資の額の増加又は減少があったときは、当該増加又は減少のあった日から当該中期目標の期間の末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して得た数を当該増加し、又は減少した出資の額に乗じて得た額を、それぞれ加え、又は減じた額とするとする。

3 (略)

4 法第十二条第三号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金については、法第十三条第二項に規定する残余の額を政府の一般会計又は東日本大震災復興特別会計からの出資金の額に応じて按分した額を、それぞれ政府の一般会計又は東日本大震災復興特別会計に帰属させるものとする。

5 (略)

1 対策特別会計のエネルギー需給勘定又は東日本大震災復興特別会計からの出資の額の増加又は減少があったときは、当該増加又は減少のあった日から当該中期目標の期間の末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して得た数を当該増加し、又は減少した出資の額に乗じて得た額を、それぞれ加え、又は減じた額とするとする。

3 (略)

4 法第十二条第三号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金については、法第十三条第三項に規定する残余の額を政府の一般会計又は東日本大震災復興特別会計からの出資金の額に応じて按分した額を、それぞれ政府の一般会計又は東日本大震災復興特別会計に帰属させるものとする。

5 (略)

改正案	現行
<p>（毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法）</p> <p>第三条 法第十八条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定における法第十九条第三項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十四条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額（第八条において「毎事業年度において国庫に納付すべき額」という。）は、通則法第四十四条第一項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額とする。</p> <p>（積立金の処分に係る承認の手続）</p> <p>第四条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第十九条第一項（同条第四項において準用する場合及び同法附則第十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣（法第十八条第一項第二号に掲げる業務に係るものについては、経済産業大臣及び財務大臣。次条において同じ。）に提出し、当該次の中期目標の期間の最</p>	<p>（毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法）</p> <p>第三条 法第十八条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定における法第十九条第四項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十四条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額（第八条において「毎事業年度において国庫に納付すべき額」という。）は、通則法第四十四条第一項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額とする。</p> <p>（積立金の処分に係る承認の手続）</p> <p>第四条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第十九条第一項（同条第五項において準用する場合及び同法附則第十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣（法第十八条第一項第二号に掲げる業務に係るものについては、経済産業大臣及び財務大臣。次条において同じ。）に提出し、当該次の中期目標の期間の最</p>

初の事業年度の六月三十日までに、法第十九条第一項の規定による承認を受けなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(国庫納付金の納付の手續)
第五条 機構は、法第十九条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)に規定する残余があるときは、当該規定による納付金(以下この条から第七条までにおいて「国庫納付金」という。)の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 (略)

(国庫納付金の帰属する会計)

2 第七条 (略)

前項の規定にかかわらず、機構が通則法第四十六条第一項の規定による交付金(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項第四号の規定に基づき補助金等として指定されたものを除く。)であつて平成二十三年度の一般会計補正予算(第3号)及び平成二十四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第二百二十二条第二項に規定する復興施策に関する業務を行う場合における当該復

初の事業年度の六月三十日までに、法第十九条第一項の規定による承認を受けなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(国庫納付金の納付の手續)
第五条 機構は、法第十九条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)に規定する残余があるときは、当該規定による納付金(以下この条から第七条までにおいて「国庫納付金」という。)の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 (略)

(国庫納付金の帰属する会計)

2 第七条 (略)

前項の規定にかかわらず、機構が通則法第四十六条の規定による交付金(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項第四号の規定に基づき補助金等として指定されたものを除く。)であつて平成二十三年度の一般会計補正予算(第3号)及び平成二十四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第二百二十二条第二項に規定する復興施策に関する業務を行う場合における当該復興策

興施策に関する業務に係る国庫納付金は、東日本大震災復興特別会計に帰属する。

に関する業務に係る国庫納付金は、東日本大震災復興特別会計に帰属する。

○ 独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理及び経過措置に関する政令
 (平成十七年政令第四十六号) (第一百十条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(国家公務員退職手当法等の適用に関する経過措置) 第二条 独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律の施行前に従前の独立行政法人産業技術総合研究所を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第九十五号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、国立研究開発法人産業技術総合研究所の長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。</p> <p>(削る)</p>	<p>(国家公務員退職手当法等の適用に関する経過措置) 第二条 独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行前に従前の独立行政法人産業技術総合研究所(以下「従前の研究所」という。)を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第九十五号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人産業技術総合研究所(以下「研究所」という。)の長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。</p> <p>2 改正法の施行前に従前の研究所を退職した者に関する国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第百二十五号)第十条の規定の適用については、研究所は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人とみなす。</p>

○ 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）（第一百一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（利用計画の認定を受けた者に関する経過措置）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 旧令第一条第一号、第三号、第八号から第十号まで、第十二号又は第十五号に掲げる新エネルギー利用等に係る利用計画を実施する法第九条第二項の認定事業者に関する法第十条第一号の債務の保証に係る国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務、法第十三条に規定する中小企業投資育成株式会社（昭和三十八年法律第百一号）の特例及び法第十四条に規定する報告の徴収については、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（利用計画の認定を受けた者に関する経過措置）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 旧令第一条第一号、第三号、第八号から第十号まで、第十二号又は第十五号に掲げる新エネルギー利用等に係る利用計画を実施する法第九条第二項の認定事業者に関する法第十条第一号の債務の保証に係る独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務、法第十三条に規定する中小企業投資育成株式会社（昭和三十八年法律第百一号）の特例及び法第十四条に規定する報告の徴収については、なお従前の例による。</p>

○ 船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）（第百十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第五條 船舶安全法第二十九條ノ四第一項ノ政令ヲ以テ定ムル独立行政法人ハ独立行政法人水産大学校、国立研究開発法人水産総合研究センター、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構及独立行政法人国立高等専門学校機構トス</p>	<p>第五條 船舶安全法第二十九條ノ四第一項ノ政令ヲ以テ定ムル独立行政法人ハ独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構及独立行政法人国立高等専門学校機構トス</p>

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）

（第百十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十五条の二 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第二十九条ノ四第一項ただし書及び法第五十一条の三第一項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人水産大学校、国立研究開発法人水産総合研究センター、独立行政法人航海訓練所及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。</p>	<p>第十五条の二 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第二十九条ノ四第一項ただし書及び法第五十一条の三第一項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人航海訓練所及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。</p>

○ 船舶のトン数の測度に関する法律施行令（平成十二年政令第三百三十二号）（第一百十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>船舶のトン数の測度に関する法律第十条の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人水産大学校、国立研究開発法人水産総合研究センター、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。</p>	<p>船舶のトン数の測度に関する法律第十条の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。</p>

○ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行令（平成十六年政令第六十四号）（第一百十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（手数料の納付を要しない独立行政法人） 第二条 法第四十八条第一項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人水産大学校、国立研究開発法人水産総合研究センター及び独立行政法人航海訓練所とする。</p>	<p>（手数料の納付を要しない独立行政法人） 第二条 法第四十八条第一項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター及び独立行政法人航海訓練所とする。</p>

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百九十九号）
 （第百十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （手数料の納付を要しない独立行政法人） 第五条 改正法附則第三条第八項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人水産大学校、国立研究開発法人水産総合研究センター、独立行政法人航海訓練所及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。</p>	<p>附則 （手数料の納付を要しない独立行政法人） 第五条 改正法附則第三条第八項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人航海訓練所及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。</p>

○ 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）（第百十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（手数料の納付を要しない独立行政法人） 第十九条の三 法第五十六条の二の二十第一項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人水産大学校、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人港湾技術研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。</p>	<p>（手数料の納付を要しない独立行政法人） 第十九条の三 法第五十六条の二の二十第一項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人港湾技術研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。</p>

改正案	現行
<p>（手数料の納付を要しない独立行政法人）</p> <p>第十四条 法第百二条第一項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人国立公文書館、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人水産大学校、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、国立研究開発法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所、国立研究開発法人電子航法研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、国立研究開発法</p>	<p>（手数料の納付を要しない独立行政法人）</p> <p>第十四条 法第百二条第一項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、独立行政法人航空大学校、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査</p>

人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センターとする。

独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センターとする。

○ 航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）（第一百五十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第七條 航空法第百三十五條の政令で定める独立行政法人は、 <u>国立研究開発法人電子航法研究所及び独立行政法人航空大学校とする。</u>	第七條 航空法第百三十五條の政令で定める独立行政法人は、 <u>独立行政法人電子航法研究所及び独立行政法人航空大学校とする。</u>

改正案	現行
<p>（公共の用に供する施設等）</p> <p>第五十八条（略）</p> <p>2 法第九十五条第一項第二号に規定する政令で定める施設は、国、都道府県、市町村、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、法律に基づき組織された共済組合若しくは共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条の規定により厚生労働大臣の定める者が設置する病院、診療所及び助産所並びに船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十三条第一項第六号に掲げる療養の給付（同項第五号に掲げるものを除く。）をするのに必要な施設とする。</p> <p>3 3 6 （略）</p>	<p>（公共の用に供する施設等）</p> <p>第五十八条（略）</p> <p>2 法第九十五条第一項第二号に規定する政令で定める施設は、国、都道府県、市町村、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、法律に基づき組織された共済組合若しくは共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条の規定により厚生労働大臣の定める者が設置する病院、診療所及び助産所並びに船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十三条第一項第六号に掲げる療養の給付（同項第五号に掲げるものを除く。）をするのに必要な施設とする。</p> <p>3 3 6 （略）</p>

改正案	現行
<p>（その他首都圏の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲）</p> <p>第十三条 第三条に規定する事項で根幹となるべきものの範囲は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定による病院で国、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立大学法人法（平成十五年法律第十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は医療法第三十一条に規定する者の開設するもののうち主要なものの建設計画に関する事項</p> <p>四〇八 （略）</p>	<p>（その他首都圏の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲）</p> <p>第十三条 第三条に規定する事項で根幹となるべきものの範囲は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定による病院で国、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、国立大学法人法（平成十五年法律第十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は医療法第三十一条に規定する者の開設するものうち主要なものの建設計画に関する事項</p> <p>四〇八 （略）</p>

改正案	現行
<p>（広域性を有し、かつ、根幹となるべき施設） 第二条 法第八条第一項第三号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に掲げる施設のうち、広域的な見地から配置及び規模を定める必要があるもの</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>へ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定による病院で国、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は医療法第三十一条に規定する者が開設するもの</p> <p>ホ ヽタ （略）</p>	<p>（広域性を有し、かつ、根幹となるべき施設） 第二条 法第八条第一項第三号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に掲げる施設のうち、広域的な見地から配置及び規模を定める必要があるもの</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>へ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定による病院で国、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は医療法第三十一条に規定する者が開設するもの</p> <p>ホ ヽタ （略）</p>

改正案	現行
<p>（住宅及び生活環境施設の整備に関する事項で根幹となるべきもの）</p> <p>第五条 住宅及び生活環境施設の整備に関する事項で根幹となるべきものは、次に掲げる施設のうち広域的な見地から配置及び規模を定める必要があるものの整備に関する事項とする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定による病院で国、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立大学法人法（平成十五年法律第十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は医療法第三十一条に規定する者が開設するもの</p>	<p>（住宅及び生活環境施設の整備に関する事項で根幹となるべきもの）</p> <p>第五条 住宅及び生活環境施設の整備に関する事項で根幹となるべきものは、次に掲げる施設のうち広域的な見地から配置及び規模を定める必要があるものの整備に関する事項とする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定による病院で国、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、国立大学法人法（平成十五年法律第十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は医療法第三十一条に規定する者が開設するもの</p>

○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）
 （第百十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（政府及び関係地方公共団体に納付すべき残余の額）</p> <p>第十二条 法第二十九条第二項の規定により政府及び関係地方公共団体に納付すべき残余の額は、それぞれ同項に規定する残余の額を生じた中期目標の期間（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。）の開始の日における政府及び関係地方公共団体からの出資額（同日後当該中期目標の期間中に政府又は関係地方公共団体から独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）に出資があつたときは、当該出資があつた日から当該中期目標の期間の末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して得た数を当該出資の額に乗じて得た額を、それぞれ加えた額）に応じた額とする。</p> <p>（地方納付金の納付の手續）</p> <p>第十三条 機構は、関係地方公共団体の出資に係る法第二十九条第二項に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「地方納付金」という。）の計算書に、期間最後の事業年度（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第二十一条第一項に規定する期間最後の事業年度をいう。以下同じ。）の事業年度の末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該地方納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の</p>	<p>（政府及び関係地方公共団体に納付すべき残余の額）</p> <p>第十二条 法第二十九条第三項の規定により政府及び関係地方公共団体に納付すべき残余の額は、それぞれ同項に規定する残余の額を生じた中期目標の期間（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。）の開始の日における政府及び関係地方公共団体からの出資額（同日後当該中期目標の期間中に政府又は関係地方公共団体から独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）に出資があつたときは、当該出資があつた日から当該中期目標の期間の末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して得た数を当該出資の額に乗じて得た額を、それぞれ加えた額）に応じた額とする。</p> <p>（地方納付金の納付の手續）</p> <p>第十三条 機構は、関係地方公共団体の出資に係る法第二十九条第三項に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「地方納付金」という。）の計算書に、期間最後の事業年度（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第五条第一項に規定する期間最後の事業年度をいう。以下同じ。）の事業年度の末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該地方納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業</p>

事業年度の六月三十日までに、これを機構に出資した
関係地方公共団体に提出しなければならない。

年度の六月三十日までに、これを機構に出資した関係
地方公共団体に提出しなければならない。

改正案	現行
<p>（適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物） 第二十一条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。 一 二十六（略） 二十七 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第五十五号）第十七条第一項第一号から第三号までに掲げる業務の用に供する施設である建築物 二十八（略） 二十九 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）第十八条第一項第一号から第四号までに掲げる業務の用に供する施設である建築物 三十 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四十五号）第十五条第一項第一号又は非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第十一条第三号に掲げる業務の用に供する施設である建築物</p>	<p>（適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物） 第二十一条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。 一 二十六（略） 二十七 独立行政法人日本原子力研究開発機構が独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第五十五号）第十七条第一項第一号から第三号までに掲げる業務の用に供する施設である建築物 二十八（略） 二十九 独立行政法人宇宙航空研究開発機構が独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）第十八条第一項第一号から第四号までに掲げる業務の用に供する施設である建築物 三十 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四十五号）第十五条第一項第一号又は非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第十一条第三号に掲げる業務の用に供する施設である建築物</p>

改正案	現行
<p>（道路局の所掌事務）</p> <p>第九条 道路局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>（住宅局の所掌事務）</p> <p>第十条 住宅局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十二 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>（港湾局の所掌事務）</p> <p>第十四条 港湾局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 七 （略）</p> <p>八 国立研究開発法人港湾空港技術研究所の組織及び運営一般に関すること。</p> <p>九 十 （略）</p> <p>（航空局の所掌事務）</p> <p>第十五条 航空局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十 （略）</p> <p>十一 国立研究開発法人電子航法研究所の組織及び運営一般に関すること。</p> <p>十二 （略）</p> <p>二 四 （略）</p>	<p>（道路局の所掌事務）</p> <p>第九条 道路局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 独立行政法人評価委員会日本高速道路保有・債務返済機構分科会の庶務に関すること。</p> <p>（住宅局の所掌事務）</p> <p>第十条 住宅局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十二 （略）</p> <p>十三 独立行政法人評価委員会の都市再生機構分科会及び住宅金融支援機構分科会の庶務に関すること。</p> <p>（港湾局の所掌事務）</p> <p>第十四条 港湾局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 七 （略）</p> <p>八 独立行政法人港湾空港技術研究所の組織及び運営一般に関すること。</p> <p>九 十 （略）</p> <p>（航空局の所掌事務）</p> <p>第十五条 航空局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十 （略）</p> <p>十一 独立行政法人電子航法研究所の組織及び運営一般に関すること。</p> <p>十二 （略）</p> <p>二 四 （略）</p>

(北海道局の所掌事務)
第十六条 北海道局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一六 (略)

七 国立研究開発法人土木研究所の行う業務のうち、北海道開発局の所掌事務に関連する土木技術(国立研究開発法人土木研究所法(平成十一年法律第二百五号)第三条に規定する土木技術をいう。第百八十九条第六号において同じ。)に係るものに関すること。

八 (略)

(技術調査課の所掌事務)

第三十条 技術調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一七 (略)

(削る)

(技術政策課の所掌事務)

第四十六条 技術政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一五 (略)

(削る)

(水資源政策課の所掌事務)

第九十八条 水資源政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一六 (略)

(削る)

七 (略)

(北海道局の所掌事務)
第十六条 北海道局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一六 (略)

七 独立行政法人土木研究所の行う業務のうち、北海道開発局の所掌事務に関連する土木技術(独立行政法人土木研究所法(平成十一年法律第二百五号)第三条に規定する土木技術をいう。第百八十九条第六号において同じ。)に係るものに関すること。

八 (略)

(技術調査課の所掌事務)

第三十条 技術調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一七 (略)

(削る)

八 独立行政法人評価委員会の土木研究所分科会及び建築研究所分科会の庶務に関すること。

(技術政策課の所掌事務)

第四十六条 技術政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一五 (略)

(削る)

六 独立行政法人評価委員会交通関係研究所分科会の庶務に関すること。

(水資源政策課の所掌事務)

第九十八条 水資源政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一六 (略)

(削る)

七 独立行政法人評価委員会水資源機構分科会の庶務に関すること。

八 (略)

（総務課の所掌事務）
第百六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一〇 （略）
（削る）

十一 （略）

（総務課の所掌事務）
第百十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一五 （略）
（削る）

六 （略）

（総務課の所掌事務）
第百二十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一五 （略）
（削る）

六 （略）

（安全政策課の所掌事務）

第百三十二条 安全政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一六 （略）
（削る）

（整備課の所掌事務）
第百三十九条 整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（総務課の所掌事務）
第百六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一〇 （略）

十一 独立行政法人評価委員会日本高速道路保有・債務返済機構分科会の庶務に関すること。

十二 （略）

（総務課の所掌事務）
第百十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一五 （略）

六 独立行政法人評価委員会の都市再生機構分科会及び住宅金融支援機構分科会の庶務に関すること。

七 （略）

（総務課の所掌事務）
第百二十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一五 （略）

六 独立行政法人評価委員会鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会の庶務に関すること。

七 （略）

（安全政策課の所掌事務）

第百三十二条 安全政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一六 （略）

七 独立行政法人評価委員会自動車事故対策機構分科会の庶務に関すること。

（整備課の所掌事務）
第百三十九条 整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇。 一〇六 (略)
(削る)

(海洋・環境政策課の所掌事務)
第四百四十三条 海洋・環境政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六 (略)

七 国立研究開発法人海上技術安全研究所の組織及び運営一般に関すること。

八・九 (略)

(海技課の所掌事務)
第五百五十四条 海技課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇二 (略)

(削る)

(技術企画課の所掌事務)
第六十一条 技術企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五 (略)

六 国立研究開発法人港湾空港技術研究所の組織及び運営一般に関すること。

七 (略)

(削る)

(環境・地域振興課の所掌事務)

一〇。 一〇六 (略)
七 独立行政法人評価委員会自動車検査分科会の庶務に関すること。

(海洋・環境政策課の所掌事務)
第四百四十三条 海洋・環境政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六 (略)

七 独立行政法人海上技術安全研究所の組織及び運営一般に関すること。

八・九 (略)

(海技課の所掌事務)
第五百五十四条 海技課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇二 (略)

三 独立行政法人評価委員会教育機関分科会の庶務に関すること(航空局の所掌に属するものを除く。)

(技術企画課の所掌事務)
第六十一条 技術企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五 (略)

六 独立行政法人港湾空港技術研究所の組織及び運営一般に関すること。

七 (略)

八 独立行政法人評価委員会港湾空港技術研究所分科会の庶務に関すること。

(環境・地域振興課の所掌事務)

第七十二条 環境・地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)
(削る)

(運航安全課の所掌事務)
第七十五条 運航安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 (略)
(削る)

(管制技術課の所掌事務)
第八十一条 管制技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二 (略)
三 国立研究開発法人電子航法研究所の組織及び運営一般に関する事。

(参事官の職務)
第八十九条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)
六 国立研究開発法人土木研究所の行う業務のうち、北海道開発局の所掌事務に関連する土木技術に係るものに関する事。

(国際観光課の所掌事務)
第二百二十四条の七 国際観光課は、次に掲げる事務をつかさどる。

第七十二条 環境・地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)
四 独立行政法人評価委員会空港周辺整備機構分科会の庶務に関する事。

(運航安全課の所掌事務)
第七十五条 運航安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 (略)
五 独立行政法人評価委員会教育機関分科会の庶務に関する事(独立行政法人航空大学校に係るものに限る)。

(管制技術課の所掌事務)
第八十一条 管制技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二 (略)
三 独立行政法人電子航法研究所の組織及び運営一般に関する事。

(参事官の職務)
第八十九条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)
六 独立行政法人土木研究所の行う業務のうち、北海道開発局の所掌事務に関連する土木技術に係るものに関する事。

(国際観光課の所掌事務)
第二百二十四条の七 国際観光課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)
(削る)

附 則

(国土政策局特別地域振興官の職務の特例)

第十条 国土政策局特別地域振興官は、第七十条各号に掲げる事務のほか、平成三十一年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)
(削る)

四 (略)

一〇三 (略)
四 独立行政法人評価委員会国際観光振興機構分科会の庶務に関すること。

附 則

(国土政策局特別地域振興官の職務の特例)

第十条 国土政策局特別地域振興官は、第七十条各号に掲げる事務のほか、平成三十一年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

四 独立行政法人評価委員会奄美群島振興開発基金分科会の庶務に関すること。

五 (略)

○ 独立行政法人土木研究所法第十二条第五号の建設工事を定める政令（平成十二年政令第三百二十八号）（第二百二十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>国立研究開発法人土木研究所法第十二条第五号の建設工事を定める政令</p>	<p>独立行政法人土木研究所法第十二条第五号の建設工事を定める政令</p>
<p>国立研究開発法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）第十二条第五号の政令で定める建設工事は、国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第八條第一項第三号、第四号、第七号、第九号から第十一号まで及び第十六号並びに第九條第一号及び第四号に掲げる事務に関する建設工事とする。</p>	<p>独立行政法人土木研究所法第十二条第五号の政令で定める建設工事は、国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第八條第一項第三号、第四号、第七号、第九号から第十一号まで及び第十六号並びに第九條第一号及び第四号に掲げる事務に関する建設工事とする。</p>

○ 独立行政法人建築研究所法第十二条第五号の公共的団体を定める政令（平成十二年政令第三百二十九号）（第二百一十一号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>国立研究開発法人建築研究所法第十二条第五号の公共的団体を定める政令</p>	<p>独立行政法人建築研究所法第十二条第五号の公共的団体を定める政令</p>
<p>国立研究開発法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）第十二条第五号の政令で定める公共的団体は、独立行政法人、高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社又は国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会とする。</p>	<p>独立行政法人建築研究所法第十二条第五号の政令で定める公共的団体は、独立行政法人、高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社又は国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会とする。</p>

改正案	現行
<p>（特殊法人等の範囲） 第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。 一・二（略） 三 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構</p> <p>附 則</p> <p>第三条 法第二条第一項の政令で定める法人は、国立研究開発法人森林総合研究所が行う次に掲げる業務が終</p>	<p>（特殊法人等の範囲） 第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。 一・二（略） 三 独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構</p> <p>附 則</p> <p>第三条 法第二条第一項の政令で定める法人は、独立行政法人森林総合研究所が行う次に掲げる業務が終了す</p>

了するまでの間、第一条各号及び前条に掲げるもののほか、国立研究開発法人森林総合研究所とする。

一 国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号。以下この条において「研究所法」という。）附則第六条第一項及び第八条第一項に規定する業務

二・三 （略）

るまでの間、第一条各号及び前条に掲げるもののほか、独立行政法人森林総合研究所とする。

一 独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号。以下この条において「研究所法」という。）附則第六条第一項及び第八条第一項に規定する業務

二・三 （略）

○ 小型船舶登録令（平成十三年政令第三百八十一号）（第二百二十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（手数料の納付を要しない独立行政法人） 第三十一条 法第二十九条第一項の政令で定める独立行政法人は、次に掲げる独立行政法人とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 国立研究開発法人防災科学技術研究所 (略)</p> <p>四 国立研究開発法人水産総合研究センター (略)</p> <p>五 国立研究開発法人国立環境研究所 (略)</p> <p>六 国立研究開発法人国立環境研究所 (略)</p> <p>七 国立研究開発法人国立環境研究所 (略)</p> <p>八 国立研究開発法人国立環境研究所 (略)</p> <p>九 国立研究開発法人国立環境研究所 (略)</p> <p>十 国立研究開発法人国立環境研究所 (略)</p>	<p>（手数料の納付を要しない独立行政法人） 第三十一条 法第二十九条第一項の政令で定める独立行政法人は、次に掲げる独立行政法人とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 独立行政法人防災科学技術研究所 (略)</p> <p>四 独立行政法人水産総合研究センター (略)</p> <p>五 独立行政法人国立環境研究所 (略)</p> <p>六 独立行政法人国立環境研究所 (略)</p> <p>七 独立行政法人国立環境研究所 (略)</p> <p>八 独立行政法人国立環境研究所 (略)</p> <p>九 独立行政法人国立環境研究所 (略)</p> <p>十 独立行政法人国立環境研究所 (略)</p>

改正案	現行
<p>（毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法）</p> <p>第十二条 法第十七条第二号に掲げる業務に係る勘定における法第十八条第四項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十四条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額（第十七条において「毎事業年度において国庫に納付すべき額」という。）は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第十三条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における法第十二条に規定する業務（法第十七条第三項及び法附則第三条第十一項に規定する繰入れを含む。）の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を国土交通大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三</p>	<p>（毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法）</p> <p>第十二条 法第十七条第二号に掲げる業務に係る勘定における法第十八条第五項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十四条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額（第十七条において「毎事業年度において国庫に納付すべき額」という。）は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第十三条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第十八条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における法第十二条に規定する業務（法第十七条第三項及び法附則第三条第十一項に規定する繰入れを含む。）の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を国土交通大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三</p>

十日までに、法第十八条第一項の規定による承認を受けなければならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

(国庫納付金の納付の手續)

第十四条 機構は、法第十八条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。第十六条第一項及び第二項において同じ。)に規定する残余があるときは、当該規定による納付金(以下「国庫納付金」という。)の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを主務大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項又は第二項の承認申請書を提出したときは、これらに添付した同条第三項に規定する書類と同一の書類は、提出することを要しない。

2 (略)

(国庫納付金の帰属する会計)

第十六条 法第十七条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金については、法第十八条第三項に規定する残余の額を政府の一般会計又は財政投融资特別会計の投資勘定(特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第六十六条第十五号の規定による廃止前の産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第二百二十二号)に基づく産業投資特別会計の産業投資勘定及び特別会計に關する法律附則第六十七条第一項第二号の規定により設置する産業投資特別会計の産業投資勘定を含む。次項において同じ。

十日までに、法第十八条第一項の規定による承認を受けなければならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

(国庫納付金の納付の手續)

第十四条 機構は、法第十八条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。第十六条第一項及び第二項において同じ。)に規定する残余があるときは、当該規定による納付金(以下「国庫納付金」という。)の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを主務大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項又は第二項の承認申請書を提出したときは、これらに添付した同条第三項に規定する書類と同一の書類は、提出することを要しない。

2 (略)

(国庫納付金の帰属する会計)

第十六条 法第十七条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金については、法第十八条第四項に規定する残余の額を政府の一般会計又は財政投融资特別会計の投資勘定(特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第六十六条第十五号の規定による廃止前の産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第二百二十二号)に基づく産業投資特別会計の産業投資勘定及び特別会計に關する法律附則第六十七条第一項第二号の規定により設置する産業投資特別会計の産業投資勘定を含む。次項において同じ。

）からの出資金の額に依じて按分した額を、それぞれ政府の一般会計又は財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとする。

2 前項に規定する出資金の額は、法第十八条第三項に規定する残余の額を生じた中期目標の期間の開始の日における政府の一般会計又は財政投融資特別会計の投資勘定からの出資金の額（同日後当該中期目標の期間中に政府の一般会計又は財政投融資特別会計の投資勘定から機構に出資があったときは、当該出資があった日から当該中期目標の期間の末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して得た数を当該出資の額に乘じて得た額を、それぞれ加えた額）とする。

3
(略)

）からの出資金の額に依じてあん分した額を、それぞれ政府の一般会計又は財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとする。

2 前項に規定する出資金の額は、法第十八条第四項に規定する残余の額を生じた中期目標の期間の開始の日における政府の一般会計又は財政投融資特別会計の投資勘定からの出資金の額（同日後当該中期目標の期間中に政府の一般会計又は財政投融資特別会計の投資勘定から機構に出資があったときは、当該出資があった日から当該中期目標の期間の末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して得た数を当該出資の額に乘じて得た額を、それぞれ加えた額）とする。

3
(略)

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: right;">目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 雑則（第五十五条―第五十八条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">（削る）</p>	<p style="text-align: right;">目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 雑則（第五十五条―第五十九条）</p> <p>附則</p> <p>（独立行政法人評価委員会への意見聴取等）</p> <p>第五十六条 法第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定により意見を聴くべき独立行政法人評価委員会は、次の各号に掲げる業務の区分に応じて、当該各号に定める独立行政法人評価委員会とする。</p> <p>一 厚生労働大臣が主務大臣である業務 厚生労働省の独立行政法人評価委員会</p> <p>二 農林水産大臣が主務大臣である業務 農林水産省の独立行政法人評価委員会</p> <p>三 経済産業大臣が主務大臣である業務 経済産業省の独立行政法人評価委員会</p> <p>四 国土交通大臣が主務大臣である業務 国土交通省の独立行政法人評価委員会</p> <p>2 法第四十二条第三項の規定により意見を聴くべき独立行政法人評価委員会は、前項第一号から第三号までに掲げる業務の区分に応じて、当該各号に定める独立行政法人評価委員会とする。</p>
<p style="text-align: center;">（他の法令の準用）</p>	<p style="text-align: center;">（他の法令の準用）</p>

第五十六条 (略)

第五十七条 (略)

(事務の区分)

第五十八条 (略)

第五十七条 (略)

第五十八条 (略)

(事務の区分)

第五十九条 (略)

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（中期目標の期間経過後の残余の額の按分方法）</p> <p>第二十条 機構は、法第三十三条第三項の規定により同項に規定する残余の額を国庫及び機構に出資した地方公共団体に納付しようとするときは、当該残余の額を政府及び当該地方公共団体からの出資金の額に応じて按分するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（中期目標期間納付金の納付の手続）</p> <p>第二十一条 機構は、法第三十三条第三項に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「中期目標期間納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該中期目標期間納付金の計算の基礎を明らかにした書類（次項において「添付書類」という。）を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを国土交通大臣及び機構に出資した地方公共団体に提出しなければならない。ただし、国土交通大臣に第十条第一項の事業年度納付金の計算書又は第十九条第一項の承認申請書を提出したときはこれらに添付した書類と同一の書類、機構に出資した地方公共団体に第十条第一項の事業年度納付金の計算書を提出したときはこれに添付した書類と同一の書類は、それぞれ、国土交通大臣又は機構に出資した地方公共団体に提出することを要しない。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（中期目標の期間経過後の残余の額の按分方法）</p> <p>第二十条 機構は、法第三十三条第四項の規定により同項に規定する残余の額を国庫及び機構に出資した地方公共団体に納付しようとするときは、当該残余の額を政府及び当該地方公共団体からの出資金の額に応じて按分するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（中期目標期間納付金の納付の手続）</p> <p>第二十一条 機構は、法第三十三条第四項に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「中期目標期間納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該中期目標期間納付金の計算の基礎を明らかにした書類（次項において「添付書類」という。）を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを国土交通大臣及び機構に出資した地方公共団体に提出しなければならない。ただし、国土交通大臣に第十条第一項の事業年度納付金の計算書又は第十九条第一項の承認申請書を提出したときはこれらに添付した書類と同一の書類、機構に出資した地方公共団体に第十条第一項の事業年度納付金の計算書を提出したときはこれに添付した書類と同一の書類は、それぞれ、国土交通大臣又は機構に出資した地方公共団体に提出することを要しない。</p>

(国庫に納付すべき中期目標期間納付金の帰属する會計)

第二十三条 (略)

2 前項に規定する出資金の額は、法第三十三条第三項に規定する残余の額を生じた中期目標の期間の開始の日における政府の一般会計又は財政投融资特別会計の投資勘定(旧産業投資特別会計の産業投資勘定を含む。)からの出資金の額(同日後当該中期目標の期間中に政府の一般会計又は財政投融资特別会計の投資勘定(旧産業投資特別会計の産業投資勘定を含む。)から機構に出資があつたときは、当該出資があつた日から当該中期目標の期間の末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して得た数を当該出資の額に乗じて得た額を、それぞれ加えた額)とする。

(国庫に納付すべき中期目標期間納付金の帰属する會計)

第二十三条 (略)

2 前項に規定する出資金の額は、法第三十三条第四項に規定する残余の額を生じた中期目標の期間の開始の日における政府の一般会計又は財政投融资特別会計の投資勘定(旧産業投資特別会計の産業投資勘定を含む。)からの出資金の額(同日後当該中期目標の期間中に政府の一般会計又は財政投融资特別会計の投資勘定(旧産業投資特別会計の産業投資勘定を含む。)から機構に出資があつたときは、当該出資があつた日から当該中期目標の期間の末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して得た数を当該出資の額に乗じて得た額を、それぞれ加えた額)とする。

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法）</p> <p>第八条 法第十七条第一号に掲げる業務に係る勘定における法第十八条第四項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十四条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額（第十三条において「毎事業年度において国庫に納付すべき額」という。）は、同項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額とする。</p> <p>（積立金の処分に係る承認の手続）</p> <p>第九条 独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における法第十三条に規定する業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を主務大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、法第十八条第一項の規定による承認を受けなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法）</p> <p>第八条 法第十七条第一号に掲げる業務に係る勘定における法第十八条第五項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十四条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額（第十三条において「毎事業年度において国庫に納付すべき額」という。）は、同項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額とする。</p> <p>（積立金の処分に係る承認の手続）</p> <p>第九条 独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第十八条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における法第十三条に規定する業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を主務大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、法第十八条第一項の規定による承認を受けなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p>

2 機構は、法第十八条第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における同条第一項に規定する積立金として整理しようとするときは、同条第二項の規定による承認を受けようとする金額を記載した承認申請書を主務大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、その承認を受けなければならない。

3
(略)

(国庫納付金の納付の手續)

第十条 機構は、法第十八条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する残余があるときは、同条第三項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを主務大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項又は第二項の承認申請書を提出したときは、これらに添付した同条第三項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

(国庫納付金の帰属する会計)

第十二条 法第十七条第一号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金については、法第十八条第三項に規定する残余の額を政府の一般会計及び財政投融资特別

2 機構は、法第十八条第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における同条第一項に規定する積立金として整理しようとするときは、同条第二項の規定による承認を受けようとする金額を記載した承認申請書を主務大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、その承認を受けなければならない。

3
(略)

(国庫納付金の納付の手續)

第十条 機構は、法第十八条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する残余があるときは、同条第四項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを主務大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項又は第二項の承認申請書を提出したときは、これらに添付した同条第三項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

(国庫納付金の帰属する会計)

第十二条 法第十七条第一号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金については、法第十八条第四項に規定する残余の額を政府の一般会計及び財政投融资特別

会計の投資勘定（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第六十七条第一項第二号の規定により設置する産業投資特別会計の産業投資勘定を含む。次項において同じ。）からの出資金の額に応じて按分した額を、それぞれ政府の一般会計及び財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとする。

2 前項に規定する出資金の額は、法第十八条第三項に規定する残余の額を生じた中期目標の開始の日における政府の一般会計及び財政投融資特別会計の投資勘定からの出資金の額（同日後当該中期目標の期間中に政府の一般会計又は財政投融資特別会計の投資勘定から機構に出資があったときは、当該出資があった日から当該中期目標の期間の末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して得た数を当該出資の額に乘じて得た額を、それぞれ加えた額）とする。

3 (略)

附 則

（既往債権管理勘定における中期目標の期間の最後の事業年度の納付の手續等）

第十三条 附則第九条から第十一条までの規定は、機構が法附則第七条第十項に規定する残余の額を同項の規定により国庫に納付する場合について準用する。この場合において、附則第九条及び第十条中「当該事業年度」とあるのは、「当該中期目標の期間の最後の事業年度」と読み替えるものとする。

（既往債権管理勘定を廃止する場合において国庫に納付すべき金額等）

第十四条 法附則第七条第十四項の規定により機構が国庫に納付すべき金額（以下この条において「納付金額

会計の投資勘定（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第六十七条第一項第二号の規定により設置する産業投資特別会計の産業投資勘定を含む。次項において同じ。）からの出資金の額に応じて按分した額を、それぞれ政府の一般会計及び財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとする。

2 前項に規定する出資金の額は、法第十八条第四項に規定する残余の額を生じた中期目標の開始の日における政府の一般会計及び財政投融資特別会計の投資勘定からの出資金の額（同日後当該中期目標の期間中に政府の一般会計又は財政投融資特別会計の投資勘定から機構に出資があったときは、当該出資があった日から当該中期目標の期間の末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して得た数を当該出資の額に乘じて得た額を、それぞれ加えた額）とする。

3 (略)

附 則

（既往債権管理勘定における中期目標の期間の最後の事業年度の納付の手續等）

第十三条 附則第九条から第十一条までの規定は、機構が法附則第七条第十項に規定する残余の額を同項の規定により国庫に納付する場合について準用する。この場合において、附則第九条及び第十条中「当該事業年度」とあるのは、「当該中期目標の期間の最後の事業年度」と読み替えるものとする。

（既往債権管理勘定を廃止する場合において国庫に納付すべき金額等）

第十四条 法附則第七条第十五項の規定により機構が国庫に納付すべき金額（以下この条において「納付金額

「という。」は、主務大臣が定める金額とする。
2 法附則第七条第十四項の規定による納付金について
3 は、一般会計に帰属させるものとする。
5 (略)

「という。」は、主務大臣が定める金額とする。
2 法附則第七条第十五項の規定による納付金について
3 は、一般会計に帰属させるものとする。
5 (略)

○ 雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成二十六年政令第百七十二号）（第百二十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人電子航法研究所、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開</p>	<p>雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国</p>

発法人理化学研究所、自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人入試センター、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人学位授与機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日

立女性教育会館、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本医療研究開発機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポート振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政

本學術振興會、獨立行政法人日本學生支援機構、獨立行政法人日本芸術文化振興會、獨立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、獨立行政法人日本スポーツ振興センター、獨立行政法人日本貿易振興機構、獨立行政法人日本貿易保險、獨立行政法人農業者年金基金、獨立行政法人農畜産業振興機構、獨立行政法人農林漁業信用基金、獨立行政法人農林水産消費安全技術センター、獨立行政法人福祉医療機構、獨立行政法人北方領土問題対策協會、獨立行政法人水資源機構、獨立行政法人郵便貯金・簡易生命保險管理機構、獨立行政法人労働安全衛生総合研究所、獨立行政法人労働者健康福祉機構、獨立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二
五
(略)

政法人農畜産業振興機構、獨立行政法人農林漁業信用基金、獨立行政法人農林水産消費安全技術センター、獨立行政法人福祉医療機構、獨立行政法人物質・材料研究機構、獨立行政法人防災科学技術研究所、獨立行政法人放射線医学総合研究所、獨立行政法人北方領土問題対策協會、獨立行政法人水資源機構、獨立行政法人郵便貯金・簡易生命保險管理機構、獨立行政法人理学化学研究所、獨立行政法人労働安全衛生総合研究所、獨立行政法人労働者健康福祉機構、獨立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二
五
(略)

○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）（第二百二十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（研究開発段階にある原子炉）</p> <p>第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（第五十四条第二号を除き、以下「法」という。）第二条第五項に規定する政令で定める原子炉は、発電の用に供する原子炉であつて次に掲げるものに該当するもの（第六十二条第一項第三号及び第八号において「研究開発段階発電用原子炉」という。）とする。</p> <p>一 高速増殖炉（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第二条第五項に規定する高速増殖炉をいう。）</p> <p>二 （略）</p> <p>別表第三（第六十五条関係）</p> <p>一 国立研究開発法人物質・材料研究機構</p> <p>二 国立研究開発法人放射線医学総合研究所</p> <p>三 （略）</p> <p>四 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構</p> <p>五 国立研究開発法人農業生物資源研究所</p> <p>六 国立研究開発法人農業環境技術研究所</p> <p>七 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター</p> <p>八 国立研究開発法人森林総合研究所</p> <p>九 国立研究開発法人水産総合研究センター</p> <p>十 国立研究開発法人産業技術総合研究所</p> <p>十一 （略）</p>	<p>（研究開発段階にある原子炉）</p> <p>第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（第五十四条第二号を除き、以下「法」という。）第二条第五項に規定する政令で定める原子炉は、発電の用に供する原子炉であつて次に掲げるものに該当するもの（第六十二条第一項第三号及び第八号において「研究開発段階発電用原子炉」という。）とする。</p> <p>一 高速増殖炉（独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第二条第五項に規定する高速増殖炉をいう。）</p> <p>二 （略）</p> <p>別表第三（第六十五条関係）</p> <p>一 独立行政法人物質・材料研究機構</p> <p>二 独立行政法人放射線医学総合研究所</p> <p>三 （略）</p> <p>四 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構</p> <p>五 独立行政法人農業生物資源研究所</p> <p>六 独立行政法人農業環境技術研究所</p> <p>七 独立行政法人国際農林水産業研究センター</p> <p>八 独立行政法人森林総合研究所</p> <p>九 独立行政法人水産総合研究センター</p> <p>十 独立行政法人産業技術総合研究所</p> <p>十一 （略）</p>

十二	国立研究開発法人海上技術安全研究所
十三	国立研究開発法人国立環境研究所
十四・十五	(略)
十六	国立研究開発法人国立がん研究センター
十七	国立研究開発法人国立循環器病研究センター
十八	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
十九	国立研究開発法人国立国際医療研究センター
二十	国立研究開発法人国立成育医療研究センター
二十一	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター

十二	独立行政法人海上技術安全研究所
十三	独立行政法人国立環境研究所
十四・十五	(略)
十六	独立行政法人国立がん研究センター
十七	独立行政法人国立循環器病研究センター
十八	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター
十九	独立行政法人国立国際医療研究センター
二十	独立行政法人国立成育医療研究センター
二十一	独立行政法人国立長寿医療研究センター

○ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）（第三百三十条
関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（手数料） 第三十一条（略） 2 法第四十九条第二項に規定する政令で定める独立行政法人は、次に掲げる独立行政法人とする。 一・二 （略） 三 国立研究開発法人物質・材料研究機構 四 国立研究開発法人放射線医学総合研究所 五〃九 （略） 十 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 十一 国立研究開発法人農業生物資源研究所 十二 国立研究開発法人農業環境技術研究所 十三 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター 十四 国立研究開発法人森林総合研究所 十五 国立研究開発法人水産総合研究センター 十六 国立研究開発法人産業技術総合研究所 十七・十八 （略） 十九 国立研究開発法人海上技術安全研究所 二十 （略） 二十一 国立研究開発法人国立環境研究所 二十二・二十三 （略） 二十四 国立研究開発法人国立がん研究センター 二十五 国立研究開発法人国立循環器病研究センター 二十六 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 二十七 国立研究開発法人国立国際医療研究センター</p>	<p>（手数料） 第三十一条（略） 2 法第四十九条第二項に規定する政令で定める独立行政法人は、次に掲げる独立行政法人とする。 一・二 （略） 三 独立行政法人物質・材料研究機構 四 独立行政法人放射線医学総合研究所 五〃九 （略） 十 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 十一 独立行政法人農業生物資源研究所 十二 独立行政法人農業環境技術研究所 十三 独立行政法人国際農林水産業研究センター 十四 独立行政法人森林総合研究所 十五 独立行政法人水産総合研究センター 十六 独立行政法人産業技術総合研究所 十七・十八 （略） 十九 独立行政法人海上技術安全研究所 二十 （略） 二十一 独立行政法人国立環境研究所 二十二・二十三 （略） 二十四 独立行政法人国立がん研究センター 二十五 独立行政法人国立循環器病研究センター 二十六 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター 二十七 独立行政法人国立国際医療研究センター</p>

二十八
二十九

国立研究開発法人国立
国立研究開発法人国立
成長医療研究センター
成長医療研究センター

二十八
二十九

独立行政法人国立
独立行政法人国立
成長医療研究センター
成長医療研究センター

改正案	現行
<p>（総合環境政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合環境政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一、十五（略）</p> <p>十六（略）</p> <p>十七 国立研究開発法人国立環境研究所の業務に関すること。</p> <p>十八（略）</p> <p>十九（略）</p> <p>2 環境保健部は、前項第一号及び第二号に掲げる事務（人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染であつてその発生機構が一般的に明らかとなつていないもの（以下「発生機構が未解明な化学物質汚染」という。）の防止のために行うものに限る。）、「同項第六号、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事務、同項第十六号に掲げる事務（環境省の所掌事務に関する調査及び研究並びに統計その他の情報の収集及び整理に関する事務のうち、水俣病に関する総合的な調査及び研究並びに国内及び国外の情報の収集、整理及び提供に関するものに限る。）並びに同項第十九号に掲げる事務（発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものに限る。）をつかさどる。</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第二十条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>（総合環境政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合環境政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一、十五（略）</p> <p>十六 独立行政法人評価委員会の庶務に関すること。</p> <p>十七（略）</p> <p>十八 独立行政法人国立環境研究所の業務に関すること。</p> <p>十九（略）</p> <p>二十（略）</p> <p>2 環境保健部は、前項第一号及び第二号に掲げる事務（人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染であつてその発生機構が一般的に明らかとなつていないもの（以下「発生機構が未解明な化学物質汚染」という。）の防止のために行うものに限る。）、「同項第六号、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事務、同項第十七号に掲げる事務（環境省の所掌事務に関する調査及び研究並びに統計その他の情報の収集及び整理に関する事務のうち、水俣病に関する総合的な調査及び研究並びに国内及び国外の情報の収集、整理及び提供に関するものに限る。）並びに同項第二十九号に掲げる事務（発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものに限る。）をつかさどる。</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第二十条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>

一〇六 (略)	(削る)	七 (略)	八 国立研究開発法人国立環境研究所の業務に関する	こと。	九 (略)	十 (略)
一〇六 (略)	七 独立行政法人評価委員会の庶務に関すること。	八 (略)	九 独立行政法人国立環境研究所の業務に関すること	。	十 (略)	十一 (略)

○ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）（第三百三十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国際環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人電子航法研究所、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、</p>	<p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立</p>

国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究
開発法人理化学研究所、自動車検査独立行政法人、
独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人
医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海技教育機
構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人
環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター
、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法
人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所
、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有
権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行
政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障
害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振
興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人
国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独
立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物
館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政
法人国立公文書館、独立行政法人国立重慶知的障害
者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育
会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立
行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法
人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立
美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人
国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構
、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種
苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独
立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人水産大
学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行
政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政
法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立
行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人地
域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整
備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人
国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、
センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独
立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政
法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立
特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館
、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文
化財機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立
行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金
融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立
行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推
進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政
法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政
法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究
センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人
製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス
・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行
政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・
学位授与機構、独立行政法人地域医療機能推進機構
、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法
人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道
建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航
法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法
人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行
政法人日本医療研究開発機構、独立行政法人日本学
術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行
政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子
力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・
債務返済機構、独立行政法人日本スポート振興セン
ター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法
人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所

、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

○ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二條第三項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

平成十九年政令第三百四十四号）（第百三十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二條第三項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人環境研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人電子航法研究所、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、</p>	<p>国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二條第三項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立循環器病研究センター、</p>

国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人理化学研究所、自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計

独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本医療研究開発機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源

二
五 (略)

センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二
五 (略)

研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

○ 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令（平成十七年政令第四十二号）（第百三十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人理化学研究所、自動車検査独立行政法人、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構及び消費安全技術センター、独立行政法人水資源機構及び</p>	<p>環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人水資源機構、独立行政法人理化学研究所及び独立行政法人労働者健康福祉機構</p>

独立行政法人労働者健康福祉機構
二〇四 (略)

二〇四 (略)

改正案	現行
<p>第十條の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 準特地勤務手当（法第十四條第二項において準用する一般職給与法第十四條第二項の規定により支給されるものに限る。）の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 検察官であつた者、一般職給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等（第三号において「行政執行法人職員等」という。）であつた者若しくは一般職給与法の適用を受ける国家公務員であつた者から引き続き職員となり、又は交流採用（国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において準用する同法第二条第四項に規定する交流採用をいう。以下この号及び第三号において同じ。）をされ、特地官署又は準特地官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員</p> <p>当該職員が職員となつた日又は交流採用をされた日に特地官署又は準特地官署に異動したものとした場合に前項の規定により支給されることとなる額</p> <p>二（略）</p> <p>三 その在勤する官署が新たに特地官署又は準特地官署に該当することとなつた日前三年以内に検察官であつた者、行政執行法人職員等であつた者若しくは一般職給与法の適用を受ける国家公務員であつた者から引き続き職員となり、又は交流採用をされ、当該官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を</p>	<p>第十條の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 準特地勤務手当（法第十四條第二項において準用する一般職給与法第十四條第二項の規定により支給されるものに限る。）の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 検察官であつた者、一般職給与法第十一条の七第三項に規定する特定独立行政法人職員等（第三号において「特定独立行政法人職員等」という。）であつた者若しくは一般職給与法の適用を受ける国家公務員であつた者から引き続き職員となり、又は交流採用（国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において準用する同法第二条第四項に規定する交流採用をいう。以下この号及び第三号において同じ。）をされ、特地官署又は準特地官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員</p> <p>当該職員が職員となつた日又は交流採用をされた日に特地官署又は準特地官署に異動したものとした場合に前項の規定により支給されることとなる額</p> <p>二（略）</p> <p>三 その在勤する官署が新たに特地官署又は準特地官署に該当することとなつた日前三年以内に検察官であつた者、特定独立行政法人職員等であつた者若しくは一般職給与法の適用を受ける国家公務員であつた者から引き続き職員となり、又は交流採用をされ、当該官署に在勤することとなつたことに伴つて住</p>

4

（略）
支給されることとなる額
移転した職員 当該職員が職員となつた日又は交流採用をされた日に当該官署に異動したものと、かつ、当該官署がその日前に特地方官署又は準特地方官署に該当していたものとした場合に前項の規定により

4

（略）
より支給されることとなる額
居を移転した職員 当該職員が職員となつた日又は交流採用をされた日に当該官署に異動したものと、かつ、当該官署がその日前に特地方官署又は準特地方官署に該当していたものとした場合に前項の規定により

改正案	現行
<p>（大臣官房の所掌事務） 第五条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 二十二（略） （削る）</p> <p>二十三（略） 二十四（略）</p> <p>（企画評価課の所掌事務） 第十三条の二 企画評価課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 七（略） 八（削る） 八（略）</p> <p>（身分取扱いについて自衛隊法の定めるところによらない職員等） 第二百六条 法第三十九条に規定する政令で定める合議制の機関は、防衛人事審議会、自衛隊員倫理審査会、防衛調達審議会、防衛施設中央審議会、防衛施設地方審議会及び捕虜資格認定等審査会とする。</p> <p>2（略）</p>	<p>（大臣官房の所掌事務） 第五条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 二十二（略） 二十三 独立行政法人評価委員会の庶務に関すること。 二十四（略） 二十五（略）</p> <p>（企画評価課の所掌事務） 第十三条の二 企画評価課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 七（略） 八 独立行政法人評価委員会の庶務に関すること。 九（略）</p> <p>（身分取扱いについて自衛隊法の定めるところによらない職員等） 第二百六条 法第三十九条に規定する政令で定める合議制の機関は、独立行政法人評価委員会、防衛人事審議会、自衛隊員倫理審査会、防衛調達審議会、防衛施設中央審議会、防衛施設地方審議会及び捕虜資格認定等審査会とする。</p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>（自衛隊から除かれる機関等）</p> <p>第一条 自衛隊法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める防衛省の合議制の機関は、防衛人事審議会、自衛隊員倫理審査会、防衛調達審議会、防衛施設中央審議会、防衛施設地方審議会及び捕虜資格認定等審査会とする。</p> <p>2（略）</p> <p>（非常勤隊員の服務の特例）</p> <p>第五十二条 予備自衛官、即ち予備自衛官、予備自衛官補及び法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員以外の非常勤の隊員（以下「非常勤隊員」という。）は、法第六十条第二項の規定にかかわらず、国家機関の他の非常勤の職若しくは独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（第五十九条の五第一項及び第六十条の二において「行政執行法人」という。）の非常勤の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の非常勤の職に就くことができる。</p> <p>（定年に達している者の任用）</p> <p>第五十九条の五 隊員（自衛官及び法第四十四条の二第三項に規定する隊員を除く。）の採用は、再任用（法第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用することをいう。次項及び第五十九条の十一において同じ。）の場合を除き、採用しようとする者が当該採用に係る官職に係る定年に達していると</p>	<p>（自衛隊から除かれる機関等）</p> <p>第一条 自衛隊法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める防衛省の合議制の機関は、<u>独立行政法人評価委員会</u>、防衛人事審議会、自衛隊員倫理審査会、防衛調達審議会、防衛施設中央審議会、防衛施設地方審議会及び捕虜資格認定等審査会とする。</p> <p>2（略）</p> <p>（非常勤隊員の服務の特例）</p> <p>第五十二条 予備自衛官、即ち予備自衛官、予備自衛官補及び法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員以外の非常勤の隊員（以下「非常勤隊員」という。）は、法第六十条第二項の規定にかかわらず、国家機関の他の非常勤の職若しくは独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）<u>第二条第二項に規定する特定独立行政法人</u>（第五十九条の五第一項及び第六十条の二において「特定独立行政法人」という。）の非常勤の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の非常勤の職に就くことができる。</p> <p>（定年に達している者の任用）</p> <p>第五十九条の五 隊員（自衛官及び法第四十四条の二第三項に規定する隊員を除く。）の採用は、再任用（法第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用することをいう。次項及び第五十九条の十一において同じ。）の場合を除き、採用しようとする者が当該採用に係る官職に係る定年に達していると</p>

きは、行うことができない。ただし、かつて隊員（自衛官を除く。以下第五十九条の十までにおいて同じ。）として任用されていた者のうち、引き続き防衛省以外の国家機関の職、行政執行法人の職、地方公共団体の機関の職その他これらに準ずる職（防衛大臣が定めるものに限る。）又は沖繩振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人に属する職（防衛大臣が定めるものに限る。）に就き、引き続きこれらの職に就いている者の引き続き隊員となるための採用であつて、当該採用により占めることとなる官職に係る定年退職日（法第四十四条の二第一項の規定による退職（以下「定年退職」という。）をすることとなる日という。以下同じ。）以前におけるものについては、この限りでない。

2
(略)

（国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人）
第六十条の二 法第四十六条第二項に規定する政令で定める法人は、行政執行法人以外の独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、国立大学法人（国立大学法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）、大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）及び別表第十に掲げる法人とする。

きは、行うことができない。ただし、かつて隊員（自衛官を除く。以下第五十九条の十までにおいて同じ。）として任用されていた者のうち、引き続き防衛省以外の国家機関の職、特定独立行政法人の職、地方公共団体の機関の職その他これらに準ずる職（防衛大臣が定めるものに限る。）又は沖繩振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人に属する職（防衛大臣が定めるものに限る。）に就き、引き続きこれらの職に就いている者の引き続き隊員となるための採用であつて、当該採用により占めることとなる官職に係る定年退職日（法第四十四条の二第一項の規定による退職（以下「定年退職」という。）をすることとなる日という。以下同じ。）以前におけるものについては、この限りでない。

2
(略)

（国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人）
第六十条の二 法第四十六条第二項に規定する政令で定める法人は、特定独立行政法人以外の独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、国立大学法人（国立大学法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）、大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）及び別表第十に掲げる法人とする。